

漁協系統信用事業における総合的な監督指針

令和8年7月1日

金
水

融
産

庁
庁

【 改 正 履 歴 】

制定：平成 17 年 4 月 1 日付け金監第 807 号・16 水漁第 2697 号金融庁監督局長・水産庁長官通知

改正：平成 17 年 12 月 22 日付け金監第 3489 号・17 水漁第 2247 号金融庁監督局長・水産庁長官通知

平成 18 年 4 月 5 日付け金監第 836 号・18 水漁第 3045 号金融庁監督局長・水産庁長官通知

平成 18 年 12 月 27 日付け金監第 2871 号・18 水漁第 2164 号金融庁監督局長・水産庁長官通知

平成 19 年 3 月 30 日付け金監第 867 号・18 水漁第 2960 号金融庁監督局長・水産庁長官通知

平成 19 年 5 月 15 日付け金監第 1175 号・19 水漁第 496 号金融庁監督局長・水産庁長官通知

平成 20 年 4 月 1 日付け金監第 846 号・19 水漁第 3956 号金融庁監督局長・水産庁長官通知

平成 20 年 5 月 30 日付け金監第 1413 号・20 水漁第 640 号金融庁監督局長・水産庁長官通知

平成 20 年 11 月 11 日付け金監第 2849 号・20 水漁第 1777 号金融庁監督局長・水産庁長官通知

平成 20 年 11 月 13 日付け金監第 2940 号・20 水漁第 1876 号金融庁監督局長・水産庁長官通知

平成 20 年 12 月 17 日付け金監第 3298 号・20 水漁第 2050 号金融庁監督局長・水産庁長官通知

平成 21 年 4 月 28 日付け金監第 973 号・21 水漁第 355 号金融庁監督局長・水産庁長官通知

平成 21 年 9 月 28 日付け金監第 2565 号・21 水漁第 1698 号金融庁監督局長・水産庁長官通知

平成 21 年 12 月 4 日付け金監第 3230 号・21 水漁第 2290 号金融庁監督局長・水産庁長官通知

平成 22 年 4 月 16 日付け金監第 1040 号・21 水漁第 3063 号金融庁監督局長・水産庁長官通知

平成 22 年 6 月 4 日付け金監第 1382 号・22 水漁第 526 号金融庁監督局長・水産庁長官通知

平成 22 年 6 月 18 日付け金監第 1596 号・22 水漁第 638 号金融庁監督局長・水産庁長官通知

平成 23 年 3 月 31 日付け金監第 802 号・22 水漁第 2469 号金融庁監督局長・水産庁長官通知

平成 23 年 4 月 19 日付け金監第 946 号・22 水漁第 2469 号金融庁監督局長・水産庁長官通知

平成 23 年 7 月 27 日付け金監第 1808 号・23 水漁第 818 号金融庁監督局長・水産庁長官通知

平成 23 年 11 月 8 日付け金監第 2509 号・23 水漁第 1393 号金融庁監督局長・水産庁長官通知

平成 23 年 12 月 28 日付け金監第 3006 号・23 水漁第 1598 号金融庁監督局長・水産庁長官通知

平成 24 年 3 月 29 日付け金監第 786 号・23 水漁第 1953 号金融庁監督局長・水産庁長官通知

平成 24 年 4 月 27 日付け金監第 1120 号・24 水漁第 207 号金融庁監督局長・水産庁長官通知

平成 24 年 8 月 7 日付け金監第 1968 号・24 水漁第 773 号金融庁監督局長・水産庁長官通知

平成 24 年 9 月 1 日付け金監第 2102 号・24 水漁第 951 号金融庁監督局長・水産庁長官通知

平成 24 年 11 月 9 日付け金監第 2547 号・24 水漁第 1166 号金融庁監督局長・水産庁長官通知

平成 24 年 12 月 27 日付け金監第 3018 号・24 水漁第 1435 号金融庁監督局長・水産庁長官通知

平成 25 年 3 月 29 日付け金監第 790 号・24 水漁第 1993 号金融庁監督局長・水産庁長官通知

平成 25 年 8 月 2 日付け金監第 1754 号・25 水漁第 749 号金融庁監督局長・水産庁長官通知

平成 25 年 11 月 22 日付け金監第 2480 号・25 水漁第 1286 号金融庁監督局長・水産庁長官通知

平成 26 年 1 月 31 日付け金監第 167 号・25 水漁第 1503 号金融庁監督局長・水産庁長官通知

平成 26 年 2 月 18 日付け金監第 181 号・25 水漁第 1540 号金融庁監督局長・水産庁長官通知

平成 26 年 3 月 31 日付け金監第 698 号・25 水漁第 2031 号金融庁監督局長・水産庁長官通知

平成 26 年 6 月 4 日付け金監第 1152 号・25 水漁第 2050 号金融庁監督局長・水産庁長官通知

平成 26 年 12 月 1 日付け金監第 2809 号・25 水漁第 1042 号金融庁監督局長・水産庁長官通知

平成 27 年 4 月 21 日付け金監第 1286 号・金監第 1332 号・26 水漁第 1042 号金融庁監督局長・水産庁長官通知

平成 27 年 4 月 30 日付け金監第 1352 号・27 水漁第 228 号金融庁監督局長・水産庁長官通知

平成 28 年 3 月 1 日付け金監第 507 号・27 水漁第 1649 号金融庁監督局長・水産庁長官通知

平成 28 年 6 月 3 日付け金監第 1527 号・28 水漁第 334 号金融庁監督局長・水産庁長官通知

平成 28 年 7 月 28 日付け金監第 2071 号・28 水漁第 611 号金融庁監督局長・水産庁長官通知

平成 28 年 9 月 9 日付け金監第 2318 号・28 水漁第 798 号金融庁監督局長・水産庁長官通知

平成 29 年 3 月 24 日付け金監第 690 号・28 水漁第 1788 号金融庁監督局長・水産庁長官通知

平成 29 年 5 月 30 日付け金監第 1325 号・29 水漁第 335 号金融庁監督局長・水産庁長官通知

平成 29 年 12 月 11 日付け金監第 2912 号・29 水漁第 1059 号金融庁監督局長・水産庁長官通知

平成 30 年 2 月 14 日付け金監第 147 号・29 水漁第 1338 号金融庁監督局長・水産庁長官通知

平成 30 年 3 月 14 日付け金監第 360 号・29 水漁第 1360 号金融庁監督局長・水産庁長官通知

平成 30 年 3 月 28 日付け金監第 785 号・29 水漁第 1527 号金融庁監督局長・水産庁長官通知

平成 30 年 11 月 20 日付け金監督第 1130 号・30 水漁第 965 号金融庁監督局長・水産庁長官通知

平成 31 年 2 月 18 日付け金監督第 1459 号・30 水漁第 1051 号金融庁監督局長・水産庁長官通知

令和元年 8 月 22 日付け金監督第 2728 号・元水漁第 514 号金融庁監督局長・水産庁長官通知

令和 2 年 3 月 4 日付け金監督第 487 号・元水漁第 1536 号金融庁監督局長・水産庁長官通知

令和 2 年 3 月 31 日付け金監督第 828 号・元水漁第 1553 号金融庁監督局長・水産庁長官通知

令和 2 年 3 月 31 日付け金監督第 708 号・元水漁第 1798 号金融庁監督局長・水産庁長官通知

令和 2 年 4 月 3 日付け金監督第 712 号・元水漁第 1799 号金融庁監督局長・水産庁長官通知

令和 2 年 6 月 2 日付け金監督第 1253 号・2 水漁第 297 号金融庁監督局長・水産庁長官通知

令和 2 年 8 月 7 日付け金監督第 1858 号・2 水漁第 527 号金融庁監督局長・水産庁長官通知

令和 2 年 10 月 7 日付け金監督第 2263 号・2 水漁第 778 号金融庁監督局長・水産庁長官通知

令和 2 年 10 月 7 日付け金監督第 2264 号・2 水漁第 812 号金融庁監督局長・水産庁長官通知

令和2年12月25日付け金監督第2825号・2水漁第1124号金融庁監督局長・水産庁長官通知

令和3年2月5日付け金監督第161号・2水漁第1233号金融庁監督局長・水産庁長官通知

令和3年2月26日付け金監督第311号・2水漁第1396号金融庁監督局長・水産庁長官通知

令和3年7月2日付け金監督第1531号・3水漁第505号金融庁監督局長・水産庁長官通知

令和3年7月9日付け金監督第1444号・3水漁第453号金融庁監督局長・水産庁長官通知

令和3年8月20日付け金監督第1797号・3水漁第747号金融庁監督局長・水産庁長官通知

令和3年11月10日付け金監督第2577号・3水漁第1150号金融庁監督局長・水産庁長官通知

令和4年3月24日付け金監督第694号・3水漁第1960号金融庁監督局長・水産庁長官通知

令和4年3月31日付け金監督第701号・3水漁第1999号金融庁監督局長・水産庁長官通知

令和4年8月9日付け金監督第1923号・4水漁第626号金融庁監督局長・水産庁長官通知

令和4年12月23日付け金監督第3291号・4水漁第1254号金融庁監督局長・水産庁長官通知

令和5年3月24日付け金監督第539号・4水漁第1625号金融庁監督局長・水産庁長官通知

令和5年11月27日付け金監督第3007号・5水漁第1036号金融庁監督局長・水産庁長官通知

令和6年1月31日付け金監督第207号・5水漁第1292号金融庁監督局長・水産庁長官通知

令和6年2月1日付け金監督第229号・5水漁第1299号金融庁監督局長・水産庁長官通知

令和6年3月8日付け金監督第566号・5水漁第1462号金融庁監督局長・水産庁長官通知

令和6年3月22日付け金監督第666号・5水漁第1480号金融庁監督局長・水産庁長官通知

令和6年3月29日付け金監督第812号・5水漁第1624号金融庁監督局長・水産庁長官通知

令和6年5月17日付け金監督第1341号・6水漁第187号金融庁監督局長・水産庁長官通知

令和6年7月10日付け金監督第1966号・6水漁第505号金融庁監督局長・水産庁長官通知

令和6年8月30日付け金監督第2522号・6水漁第796号金融庁監督局長・水産庁長官通知

令和6年10月4日付け金監督第2860号・6水漁第976号金融庁監督局長・水産庁長官通知

令和6年10月30日付け金監督第3052号・6水漁第1131号金融庁監督局長・水産庁長官通知

令和6年11月29日付け金監督第3176号・6水漁第1199号金融庁監督局長・水産庁長官通知

令和6年12月16日付け金監督第3445号・6水漁第1274号金融庁監督局長・水産庁長官通知

令和7年2月7日付け金監督第318号・6水漁第1526号金融庁監督局長・水産庁長官通知

令和7年3月31日付け金監督第915号・6水漁第1792号金融庁監督局長・水産庁長官通知

令和7年5月30日付け金監督第1638号・7水漁第359号金融庁監督局長・水産庁長官通知

令和7年5月30日付け金監督第1451号・7水漁第229号金融庁監督局長・水産庁長官通知

令和7年10月1日付け金監督第2882号・7水漁第1009号金融庁監督局長・水産庁長官通知

令和8年2月10日付け金監督第339号・7水漁第1617号金融庁監督局長・水産庁長官通知

令和8年2月17日付け金監督第41号・7水漁第1437号金融庁監督局長・水産庁長官通知

令和8年2月20日付け金監督第387号・7水漁第1675号金融庁監督局長・水産庁長官通知

令和8年2月27日付け金監督第423号・7水漁第1714号金融庁監督局長・水産庁長官通知

令和8年3月31日付け金監督第769号・7水漁第1943号金融庁監督局長・水産庁長官通知

令和8年3月31日付け金監督第816号・7水漁第1949号金融庁監督局長・水産庁長官通知

令和8年5月22日付け金監督第1366号・8水漁第214号金融庁監督局長・水産庁長官通知

令和8年6月12日付け金監督第1535号・8水漁第369号金融庁監督局長・水産庁長官通知

令和8年6月24日付け金監督第1819号・8水漁第432号金融庁監督局長・水産庁長官通知

令和8年6月30日付け金監督第1857号・8水漁第446号金融庁監督局長・水産庁長官通知

目 次

I	基本的考え方	
I-1	金融監督に関する基本的考え方	
I-2	監督部局の役割と組合監督事務の基本的考え方	
I-2-1	監督部局の役割	1
I-2-2	金融監督に当たっての基本的考え方	2
I-3	監督指針策定の趣旨	
I-3-1	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」策定の経緯	3
I-3-2	漁協系統信用事業における総合的な監督指針策定の趣旨	3
I-3-3	監督指針の位置付け等	4
I-3-4	その他の監督指針等との関係	
I-3-4-1	「信用事業検査の手引き」との関係	4
II	組合監督上の評価項目	
II-1	経営管理（ガバナンス）	5
II-2	財務の健全性等	
II-2-1	自己資本（早期是正措置）	12
II-2-2	統合的なリスク管理等	
II-2-2-1	統合的なリスク管理	16
II-2-2-2	早期警戒制度	17
II-2-3	収益性	18
II-2-4	信用リスク	19
II-2-5	市場リスク	23
II-2-6	流動性リスク	28
II-3	業務の適切性	
II-3-1	法令等遵守（特に重要な事項）	
II-3-1-1	不祥事件等に対する監督上の対応	29
II-3-1-2	役員による法令等違反行為への対応	30
II-3-1-3	組織犯罪等への対応	31
II-3-1-4	反社会的勢力による被害の防止	38
II-3-1-5	顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務	41
II-3-1-6	出資増強時における留意点	41
II-3-1-7	不適切な取引等	43
II-3-1-8	貸金庫サービスに関するコンプライアンス	44
II-3-2	利用者保護等	

Ⅱ-3-2-1	与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約） に関する利用者への説明態勢及び相談苦情処理機能	45
Ⅱ-3-2-2	利用者の誤認防止等	54
Ⅱ-3-2-3	利用者等に関する情報管理態勢	55
Ⅱ-3-2-4	外部委託	59
Ⅱ-3-2-5	貯金・リスク商品等の販売・説明態勢	63
Ⅱ-3-2-6	苦情等への対処（金融 ADR 制度への対応も含む。）	66
Ⅱ-3-3	事務リスク	75
Ⅱ-3-4	システムリスク	76
Ⅱ-3-5	インターネットバンキング	87
Ⅱ-3-6	外部の決済サービス事業者等との連携	91
Ⅱ-3-7	危機管理体制	94
Ⅱ-4	金融仲介機能の発揮	97
Ⅱ-5	地域密着型金融の推進	99
Ⅱ-6	将来の成長可能性を重視した融資等に向けた取組	113
Ⅱ-7	消費者向け貸付けを行う際の留意点	115
Ⅱ-8	経営者保証ガイドラインの融資慣行としての浸透・定着等	117
Ⅱ-9	経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行 の確立等	119
Ⅱ-10	障がい者等に配慮した金融サービスの提供	123

Ⅲ 組合監督に係る事務処理上の留意点

Ⅲ-1	一般的な事務処理	
Ⅲ-1-1	監督事務の流れ	127
Ⅲ-1-2	監督部局間における連携	129
Ⅲ-1-3	検査部局等との連携	130
Ⅲ-1-4	個別信漁連に関する行政報告等	135
Ⅲ-1-5	組合が提出する申請書等における記載上の留意点	137
Ⅲ-1-6	災害における金融に関する措置 （災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法関係）	137
Ⅲ-2	組合に関する苦情・情報提供等	141
Ⅲ-3	法令解釈等の照会を受けた場合の対応	142
Ⅲ-4	水協法等に係る事務処理	
Ⅲ-4-1	信用事業に係る事業の取扱い	146
Ⅲ-4-2	貯金等の取扱い	149
Ⅲ-4-3	大口信用供与	150
Ⅲ-4-4	アームズ・レングス・ルール	150
Ⅲ-4-5	自己資本比率の計算	151

Ⅲ-4-6	子会社等	158
Ⅲ-4-7	議決権の取得等の制限	168
Ⅲ-4-8	情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性	169
Ⅲ-4-9	合併等	187
Ⅲ-4-10	利用者等の利益の保護のための体制整備	188
Ⅲ-4-11	金融機能強化法に関する留意事項	191
Ⅲ-4-12	常勤役員等の兼職・兼業制限	208
Ⅲ-4-13	員外貸付け	209
Ⅲ-4-14	信託業務の兼営	210
Ⅲ-4-15	業務代理の認可審査	215
Ⅲ-4-16	再編強化法に関する留意事項	216
Ⅲ-4-17	暗号資産に関する留意事項	220
Ⅲ-5	行政指導等を行う際の留意点等	
Ⅲ-5-1	行政指導等を行う際の留意点	221
Ⅲ-5-2	面談等を行う際の留意点	223
Ⅲ-5-3	連絡・相談手続	224
Ⅲ-6	行政処分を行う際の留意点	
Ⅲ-6-1	行政処分（不利益処分）に関する基本的な事務の流れについて	224
Ⅲ-6-2	行政手続法との関係等	227
Ⅲ-6-3	意見交換制度	228
Ⅲ-6-4	関係当局等との連携及び連絡	228
Ⅲ-6-5	不利益処分の公表に関する考え方	228
Ⅲ-7	その他の留意点	
Ⅲ-7-1	株式会社日本政策金融公庫資金の取扱いについて	229
Ⅳ	特定信用事業代理業	
Ⅳ-1	意義	230
Ⅳ-2	基本的な考え方	
Ⅳ-2-1	特定信用事業代理業制度導入の経緯とその趣旨	230
Ⅳ-2-2	所属組合を通じた監督	231
Ⅳ-3	特定信用事業代理業者の監督に係る事務処理	
Ⅳ-3-1	一般的な事務処理	232
Ⅳ-3-2	許可申請に係る事務処理	236
Ⅳ-3-3	届出の受理に係る留意事項	248
Ⅳ-3-4	兼業承認申請に係る事務処理	248
Ⅳ-4	特定信用事業代理業者	
Ⅳ-4-1	意義	249
Ⅳ-4-2	主な着眼点	249

IV-5	所属組合	
IV-5-1	意義	256
IV-5-2	主な着眼点	256
V	特定信用事業電子決済等代行業	
V-1	意義	260
V-2	基本的な考え方	
V-2-1	特定信用事業電子決済等代行業者の監督に関する基本的な考え方	260
V-2-2	監督に係る事務処理の基本的考え方	261
V-3	システムリスク	
V-3-1	意義	262
V-3-2	主な着眼点	263
V-3-3	監督手法・対応	266
V-4	利用者保護ルール等	
V-4-1	意義	268
V-4-2	主な着眼点	268
V-4-3	監督手法・対応	270
V-5	不正取引に対する補償	270
V-5-1	主な着眼点	271
V-5-2	監督手法・対応	272
別紙1	信漁連に対する主なオフサイト・モニタリングの年間スケジュール	273
別紙2	特定信用事業代理業者に係る監督業務の流れ	274
別紙3	主たる兼業業務と特定信用事業代理業との関係	275
別紙4	平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に関する 漁協系統信用事業における総合的な監督指針の特例措置について	276

○略語等及びその定義一覧表

略語	定義	初出場所
漁協	信用事業を行う漁業協同組合及び水産加工業協同組合	I-1
信漁連	信用漁業協同組合連合会及び信用事業を行う水産加工業協同組合連合会	I-1
水協法	水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）	I-1
行政庁	水協法第127条第1項に規定する「行政庁」	I-1
組合	「漁協」及び「信漁連」	I-1
再編強化法	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成8年法律第118号）	I-2-2（3）
全漁連	全国漁業協同組合連合会	I-2-2（3）
アクションプログラム	リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム（平成15年3月金融庁公表）	I-3-1
事務ガイドライン	金融監督に当たっての留意事項について—事務ガイドライン—（平成10年6月17日付け蔵銀第1659号・10水漁第2390号）	I-3-2（2）
監督指針	漁協系統信用事業における総合的な監督指針（本指針）	I-3-2（3）
検査手引き	信用事業検査の手引き	I-3-4
金商法	金融商品取引法（昭和23年法律第25号）	II-1-2（2） ^⑫
区分等を定める命令	水産業協同組合法第百二十三条の二第三項に規定する区分等を定める命令（平成12年総理府・大蔵省・農林水産省令第15号）	II-2-1-2
貯金保険法	農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）	II-2-1-2（3）
B I S 告示	漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成18年3月28日金融庁・農林水産省告示第3号）	II-2-4-1（3）
B I S 開示告示	漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成19年3月23日金融庁・農林水産省告示第5号）	II-2-5-3（2）
信用事業命令	漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第2号）	II-3-1-1（2）
犯収法	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）	II-3-1-3-1-1（1）
組犯法	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）	II-3-1-3-1-1（2） ^③
本人確認法	金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成14年法律第32号）	II-3-1-3-1-1（2） ^④
振り込め詐欺救済法	犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成19年法律第133号）	II-3-1-3-1-1（2） ^④
犯収法施行規則	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号）	II-3-1-3-1-2（1） ^②
犯収法施行令	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第20号）	II-3-1-3-1-2（2）
預貯金者保護法	偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律（平成17年法律第94号）	II-3-1-3-1-2（8）

金融サービス提供法	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成12年法律第101号）	Ⅱ－3－2－1－1（1）
経営者保証ガイドライン	経営者保証に関するガイドライン（平成25年12月5日「経営者保証に関するガイドライン研究会」により公表）	Ⅱ－3－2－1－2（2）①
漁協取引約定書等	漁協における漁協取引約定書及び信漁連における金融取引約定書	Ⅱ－3－2－1－2（2）④
保護法ガイドライン	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第6号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第7号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第8号）及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第9号）	Ⅱ－3－2－3－1
金融分野ガイドライン	金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年2月28日個人情報保護委員会・金融庁告示第1号）	Ⅱ－3－2－3－1
実務指針	金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（平成29年2月28日個人情報保護委員会・金融庁告示第2号）	Ⅱ－3－2－3－1
施行令	水産業協同組合法施行令（平成5年政令第328号）	Ⅲ－1－2（1）
貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険機構	Ⅲ－1－3
休眠預金等活用法	民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）	Ⅲ－1－3－5
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）	Ⅲ－1－6（1）
南海トラフ地震ガイドライン	南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン	Ⅲ－1－6（2）①（注1）
劣後ローン	信用事業命令第51条第1項第14号に規定する劣後特約付金銭消費貸借	Ⅲ－4－5－1
連結財務諸表規則	連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）	Ⅲ－4－5－6⑦
子会社等	「組合」の子会社、子法人等及び関連法人等	Ⅲ－4－6
金融システム改革法	金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成10年法律第107号）	Ⅲ－4－6－1（4）③
組織再編成法	金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成14年法律第190号）	Ⅲ－4－9（1）
金融機能強化法	金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成16年法律128号）	Ⅲ－4－9（2）
金融機能強化命令	農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令（平成16年内閣府・農林水産省令第7号）	Ⅲ－4－11－1
兼営法	金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律（昭和18年法律第43号）	Ⅲ－4－14－1－1
兼営法施行規則	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和57年大蔵省令第16号）	Ⅲ－4－14－1－1
信託会社等監督指針	信託会社等に関する総合的な監督指針（平成16年12月28日）	Ⅲ－4－14－2－2（2）
兼営法施行令	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成5年政令第31号）	Ⅲ－4－14－3－4③
準用銀行法	水協法第108条において読み替えて準用する銀行法（ただし、Ⅴにあっては、水協法第117条において読み替えて準用する銀行法とする。）	Ⅳ－3－1－2（2）①

I 基本的考え方

I-1 金融監督に関する基本的考え方

- (1) 漁協系統信用事業における金融監督の目的は、信用秩序の維持、貯金者保護の確保、金融の円滑を図ることを通じて中小漁業者等の安定的な漁業経営を維持し、我が国水産業の維持・発展に資するとの観点から、信用事業を行う漁業協同組合及び水産加工業協同組合（以下「漁協」という。）、信用漁業協同組合連合会及び信用事業を行う水産加工業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）の業務の健全かつ適切な運営を確保することにある。（水産業協同組合法（以下「水協法」という。）第1条参照）
- (2) 行政庁（水協法第127条第1項に規定する「行政庁」をいう。以下同じ。）としては、明確なルールに基づく透明かつ公正な行政を確立することを基本としている。
- このため、監督を始め検査・監視を含む各分野において、行政の効率性・実効性の向上を図り、更なるルールの明確化や行政手続き面での整備等を行うこととしている。
- また、漁協及び信漁連（以下「組合」と総称する。）の経営の透明性を高め、市場規律により経営の自己規正を促し、貯金者等の自己責任原則の確立を図るため、金融機関のディスクロージャーをより一層推進することも重要である。

I-2 監督部局の役割と組合監督事務の基本的考え方

I-2-1 監督部局の役割

漁協系統信用事業における金融監督は、銀行等における金融監督システムと同様、いわゆる「オンサイト」と「オフサイト」の双方のモニタリング手法から構成されているが、これは、それぞれのモニタリング手法を適切に組み合わせることで、実効性の高い金融監督を実現するためである。行政組織上は、前者を検査部局が、後者を監督部局が担当しているが、両部局が適切な連携の下に、それぞれの機能を的確に発揮することが求められる。

このような枠組みの中で、監督部局の役割は、検査と検査の間の期間においても、継続的に情報の収集・分析を行い、組合の業務の健全性や適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を行い、問題が深刻化する以前に改善のための働きかけを行っていくことである。

具体的には、組合に対して定期的・継続的に経営に関する報告を求める等により、組合の業務の状況を常に詳細に把握するとともに、組合から徴求した各種の情報の蓄積及び分析を迅速かつ効率的に行い、経営の健全性の確保等に向けた自主的な取組みを早期に促していくことが、監督部局の重要な役割といえる。

特に、監督部局は、個別組合の状況のみならず、組合全体の状況についても幅広く知る立場にあることから、他の組合との比較分析を通じて、当該組合が全体の中でどのような状況に置かれているかを的確に把握し、分析結果の組合への還元及び

ヒアリング等を通じて、問題改善が適切になされるよう図っていくことが重要である。

I-2-2 金融監督に当たっての基本的考え方

上記を踏まえると、監督部局による組合監督事務の基本的考え方は次のとおりである。

(1) 検査部局との適切な連携の確保

監督部局と検査部局が、それぞれの独立性を尊重しつつ、適切な連携を図り、オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることで、実効性の高い金融監督を実現することが重要である。このため、監督部局においては、検査部局との連携について、以下の点に十分留意することとする。

- ① 検査を通じて把握された問題点については、監督部局は、問題点の改善状況をフォローアップし、その是正につなげていくよう努めること。また、必要に応じて、行政処分等厳正な監督上の措置を講じること。
- ② 監督部局がオフサイト・モニタリングを通じて把握した問題点については、次回検査においてその活用が図られるよう、検査部局に還元すること。

(2) 組合との十分な意思疎通の確保

金融監督に当たっては、組合の経営に関する情報を的確に把握・分析し、必要に応じて、適時適切に監督上の対応につなげていくことが重要である。このため、監督部局においては、組合からの報告に加え、組合との健全かつ建設的な緊張関係の下で、日頃から十分な意思疎通を図り、積極的に情報収集する必要がある。具体的には、組合との定期的な面談や意見交換等を通じて、組合との日常的なコミュニケーションを確保し、財務情報のみならず、経営に関する様々な情報についても把握するよう努める必要がある。

(3) 組合の自主的な努力の尊重

監督部局は、組合の自己責任原則に則った経営判断を法令等に基づき検証し、問題の改善を促していく立場にある。

組合は、会員・組合員の相互扶助を目的とした漁業者等による協同組織であるという特性を有しているほか、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成8年法律第118号。以下「再編強化法」という。）に基づき個別の組合に対して信用事業に係る指導機能を有する農林中央金庫及び水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。以下「水協法」という。）に基づき組合を包括的に指導する全国漁業協同組合連合会（以下「全漁連」という。）が存在するという特色を有している。

組合の監督に当たっては、このような協同組織金融機関としての特性や特色等を踏まえるとともに、組合の事業実施規模や組合固有の特性等も十分に踏まえ、業務運営についての自主的な努力を尊重するよう努めるものとする。

(4) 効率的・効果的な監督事務の確保

監督部局及び組合の限られた資源を有効に利用する観点から、監督事務は、組合の規模や特性を十分に踏まえ、効率的・効果的に行われる必要がある。したがって、組合に報告や資料提出等を求める場合には、監督事務上真に必要なものに限定するよう配慮するとともに、現在行っている監督事務の必要性、方法等については常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性の向上を図るよう努めなければならない。

また、組合の小規模な事業所等に関して、組合に報告や資料提出等を求める場合には、取り扱うサービスや商品などに関する当該事業所等の特性を十分に踏まえ、業務の円滑な遂行に支障が生じないように配慮する。

I-3 監督指針策定の趣旨

I-3-1 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」策定の経緯

平成15年3月に公表された「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」（以下「アクションプログラム」という。）において、「各金融機関の資産、自己資本、収益力、流動性リスク、市場リスク等従来の早期是正措置及び早期警戒制度が視野に入れていた領域に加え、コーポレートガバナンスや経営の質、地域貢献が収益力・財務の健全性に与える影響等の観点も取り入れた、より多面的な評価に基づく総合的な監督体系を確立し、業務改善命令を含め監督上の対応を的確に行うこととする。このため、平成15年度中を目途に『中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針』を策定するとともに、ルールの明確化を図る」こととされたことを受け、金融庁において、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」が策定されたところである。

I-3-2 漁協系統信用事業における総合的な監督指針策定の趣旨

- (1) 漁協系統信用事業においても、アクションプログラムに示された内容のうち、特に「健全性の確保、収益性の向上等に向けた取り組み」に係る部分については、貯金者からの信頼性の確保という観点からも、可能な限り他業態と同水準の対応を図ることが必要である。
- (2) また、これまでも、「金融監督に当たっての留意事項について一事務ガイドライン」（平成10年6月17日付け蔵銀第1659号・10水漁第2390号。以下「事務ガイドライン」という。）において、組合の監督に当たっての事務処理手続等に係る留意事項として、可能な限り他業態と同水準の対応を図るよう整備してきたところである。
- (3) 以上を踏まえ、漁協系統信用事業においても、これまでの早期是正措置や早期警戒制度が視野に入れている領域にとどまらず、コーポレートガバナンスや経営（マネジメント）の質等が収益力や財務の健全性に与える影響等の観点も可能な限り取り入れた、より多面的な評価に基づく総合的な監督体系を構築する方向で、この「漁協系統信用事業における総合的な監督指針」（以下「監督指針」という。）を策定することとしたものである。

I-3-3 監督指針の位置付け等

(1) 監督指針においては、組合の監督事務に関し、その基本的考え方、監督上の評価項目、事務処理上の留意点について、従来の事務ガイドラインの内容も踏まえ、体系的に整理した。

また、組合の監督を直接担当する職員の事務の利便に資するよう、必要な情報を極力集約したオールインワン型の手引書（ハンドブック）として位置付けることとした。

なお、監督指針の策定に伴い、事務ガイドラインは廃止した。

(2) また、監督指針においては、漁協と信漁連との業務の実施規模、業務の内容及びその執行体制等の違いを踏まえ、より高度な金融業務を行う信漁連の監督に当たっての事項のみを規定している項目もあることに留意されたい。

(3) 水協法第127条の7の規定等により、都道府県が処理することとされている事務については、法定受託事務とされているところである。

監督指針は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく「普通地方公共団体の事務運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告」等として定めるものであり、各都道府県においては、監督指針に基づく適切な漁協監督をしていくことが求められる。

その際、監督指針が、組合の自主的な努力を尊重しつつ、その業務の健全かつ適切な運営を確保することを目的とするものであることにかんがみ、監督指針の運用に当たっては、各組合の個別の状況等を十分踏まえ、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮するものとする。

I-3-4 その他の監督指針等との関係

I-3-4-1 「信用事業検査の手引き」との関係

(1) 「信用事業検査の手引き」（以下「検査手引き」という。）は、検査官が都道府県知事の所管する組合を検査する際に用いる手引書として協同組合検査実施要項（平成9年10月1日付け9組検第3号農林水産省大臣官房協同組合検査部長通知）に位置付けられるものであるが、監督上も有効な着眼点を示すものとなっている。

(2) 監督部局は、オフサイト・モニタリングを実施しつつ、検査（オンサイト）・監督（オフサイト）で得た情報に基づき必要に応じて行政処分等の監督上の措置を行い、組合経営の健全性の確保等に向けた自主的な取組みを早期に促していくという役割を担っている。また、監督部局は、許認可等の申請に基づく行政処分を行う事務も担当している。したがって、

① 検査手引きに加えて、こうした監督事務のための指針・マニュアルが必要となる。

② さらに、明確なルールに基づく透明かつ公正な行政の確立という観点から

は、組合に対して行政処分等の予見可能性についても可能な限り明確化していく必要もある。

- (3) こうしたことから、行政処分等の前提となる監督上の評価項目、オフサイト・モニタリングや不利益処分及び申請等に対する行政処分等の事務処理方法、法令等の解釈等について、「監督指針」の形でその留意点等を取りまとめ、公表するものである。

II 組合監督上の評価項目

II-1 経営管理（ガバナンス）

II-1-1 意義

組合の持続可能性を確保し、経営の健全性の維持及びその一層の向上を図るためには、経営に対する規律付けが有効に機能し、適切な経営管理（ガバナンス）が行われることが重要である。

II-1-2 主な着眼点

経営管理が有効に機能するためには、その組織の構成要素がそれぞれ本来求められる役割を果たしていることが前提となる。具体的には、理事会、監事会といった機関が経営をチェックできていること、各部門間のけん制や内部監査部門が健全に機能していること等が重要である。また、代表理事、理事、監事及び全ての職階における職員が自らの役割を理解し、そのプロセスに十分関与することが必要となる。また、信用事業の高度な公共性にかんがみ、信用維持、貯金者等の保護及び金融の円滑を確保するため、組合の業務の健全かつ適切な運営を求めていることを踏まえ、組合の常務に従事する理事には、その資質について極めて高いものが求められる。

経営管理態勢のモニタリングに当たっては、例えば、以下のような着眼点に基づき、その機能が適切に発揮されているかどうかを検証することとする。

(1) 代表理事

- ① 法令等遵守を経営上の重要課題の一つとして位置付け、代表理事が率先して法令等遵守態勢の構築に取り組んでいるか。
- ② 代表理事は、リスク管理部門を軽視することが組合の収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。
- ③ 代表理事は、財務情報その他の組合の情報を適正かつ適時に開示するための内部管理態勢を構築しているか。
- ④ 代表理事は、内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる機能を構築（内部監査部門の独立性の確保を含む。）し、定期的にその有効性を検証しているか。また、内部監査態勢に関し、監事監査又は行政庁検査等で指摘された問題点を踏まえ、実効性ある態勢整備に積極的に取り組んでいるか。

さらに、内部監査の結果等については適切な措置を講じているか。

- ⑤ 代表理事は、監事監査の重要性及び有用性を十分認識し、監事監査の有効性確保のための環境整備が重要であることを認識しているか。
- ⑥ 代表理事は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除していくことが、組合に対する公共の信頼を維持し、組合の業務の適切性及び健全性の確保のため不可欠であることを十分認識し、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ。以下「反社被害防止指針」という。）の内容を踏まえた基本方針を明確に示し、組合内外に宣言しているか。

（2）理事及び理事会

- ① 理事は、業務執行に当たる代表理事等の独断専行をけん制・抑止し、理事会における業務執行の意思決定及び理事の業務執行の監督に積極的に参加しているか。
- ② 理事会は、例えば、法令等遵守やリスク管理等に関する経営上の重要な意思決定・経営判断に際し、必要に応じ、外部の有識者の助言、外部の有識者を委員とする任意の委員会等を活用するなど、その妥当性・公正性を客観的に確保するための方策を講じているか。
- ③ 理事会は、経営方針を明確に定めているか。また、経営方針に沿った経営計画を明確に定め、それを組織全体に周知しているか。さらに、その達成度合いを定期的に検証し必要に応じ見直しを行っているか。
- ④ 理事及び理事会は、法令等遵守に関し、誠実に、かつ率先垂範して取り組み、全組合的な内部管理態勢の確立のため適切に機能を発揮しているか。
- ⑤ 理事会は、リスク管理部門を軽視することが組合の収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。特にリスク管理部門担当理事（漁協における信用事業担当理事を含む。）はリスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、各種リスクの測定・モニタリング・管理等の手法について深い認識と理解を有しているか。
- ⑥ 理事会は、戦略目標を踏まえたリスク管理の方針を明確に定め、組合内に周知しているか。また、リスク管理の方針を定期的又は必要に応じ随時見直しているか。さらに、定期的にリスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握したリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。
- ⑦ 理事会は、あらゆる職階における職員に対し経営管理の重要性を強調・明示する風土を組織内に醸成するとともに、適切かつ有効な経営管理を検証し、その構築を図っているか。
- ⑧ 理事会は、内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる機能を構築（内部監査部門の独立性の確保を含む。）し、定期的にその有効性を検証しているか。また、内部監査態勢に関し、監事監査又は行政庁検査等で指摘された問題点を踏まえ、実効性ある態勢整備に積極的に取り組んでいるか。
また、被監査部門等におけるリスク管理の状況等を踏まえた上で、監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本事項を承認しているか。
さらに、内部監査の結果等については適切な措置を講じているか。

- ⑨ 理事は、監事監査の重要性及び有用性を十分認識し、監事監査の有効性確保のための環境整備が重要であることを認識しているか。また、監事の選出を選任で行う組合にあっては、監事選任議案を決定するに際し、監事としての独立性・適格性等を慎重に検討しているか。特に、員外監事の設置が義務付けられている組合にあっては、員外監事が監査体制の中立性・独立性を一層高める観点からその選任が義務付けられている趣旨を認識しているか。
- さらに、員外監事が適切な判断をし得るよう、例えば、情報提供を継続的に行う等、何らかの枠組みを設けているか。
- ⑩ 法令等遵守態勢、リスク管理態勢及び財務報告態勢等の内部管理態勢（いわゆる内部統制システム）を構築することは、理事の善管注意義務及び忠実義務の内容を構成することを理解し、その義務を適切に果たそうとしているか。
- ⑪ 理事会は、反社被害防止方針を踏まえた基本方針を決定し、それを実現するための体制を整備するとともに、定期的にその有効性を検証するなど、業務の適切性を確保するために必要な法令等遵守・リスク管理事項として、反社会的勢力による被害の防止を内部統制システムに明確に位置付けているか。
- ⑫ 信用事業を担当する常勤の理事の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。
- イ. 経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験
水協法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、信用事業の健全かつ適切な運営に必要なコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験、その他組合の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験を有しているか
- ロ. 十分な社会的信用
- 反社会的行為に関与したことがないか
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（過去に暴力団員であった者を含む。以下「暴力団員」という。）ではないか、又は暴力団と密接な関係を有していないか
 - 金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「金商法」という。）等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか
 - 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか
 - 過去において、所属した法人等又は現在所属する法人等が行政庁より法令等遵守に係る業務改善命令、業務停止命令、又は免許、登録若しくは認可の取消し等の行政処分を受けており、当該処分の原因となる事実について、行為の当事者として又は当該者に対し指揮命令を行う立場で、故意又は重大な過失（一定の結果の発生を認識し得る状態にありな

がら特に甚だしい不注意ないし注意義務違反)によりこれを生ぜしめたことがないか

- f. 過去において、行政庁より役員等の解任命令を受けたことがないか
- g. 過去において、金融機関等の破綻時に、役員として、その原因となったことがないか
- h. 上記のほか社会通念に照らし、「十分な社会的信用」を有しているとは認められない事由はないか

(3) 監事及び監事会

- ① 監事及び監事会は、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。
- ② 監事及び監事会は、独立の機関として理事の職務執行を監査することにより、組合の健全な運営を確保することが基本責務であることを認識し、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を的確に実施し必要な措置を適時に講じているか。
- ③ 監事及び監事会は、監査の実効性を高め監事職務を円滑に遂行するため、監事の職務遂行を補助する体制等を確保し有効に活用しているか。
- ④ 監事会が設けられている場合であっても、各監事は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責任に基づき積極的な監査を実施しているか。特に員外監事の設置を義務付けられている組合にあっては、員外監事は、監査体制の中立性・独立性を一層高める観点からその選任が義務付けられていることを自覚し、客観的に監査意見を表明することが特に期待されていることを認識し、監査を実施しているか。また、常勤監事の設置を義務付けられている組合にあっては、常勤監事の常勤者としての特性を踏まえ、監査環境の整備及び情報収集に積極的に努めるなど、組合内の経営管理態勢及びその運用状況を日常的に監視・検証しているか。
- ⑤ 監事会は、理事が総会に提出する監事の選任議案について、同意の審議に際し、その独立性・適格性等を慎重に検討しているか。
特に員外監事については、組合との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係を検証しているか。
- ⑥ 組合の監事は業務監査の職責を担っていることから、理事が内部管理態勢（いわゆる内部統制システム）の構築を行っているか否かを監査する職務を担っており、これが監事としての善管注意義務の内容を構成することを理解し、その義務を適切に果たそうとしているか。

(4) 管理者（参事及び支所（店）長と同等以上の職責を負う上級管理職）

- ① 管理者は、リスクの所在、リスクの種類及びリスク管理手法を十分に理解した上で、リスク管理の方針に沿って、リスクの種類に応じた測定・モニタリング・管理等、適切なリスク管理を実行しているか。
- ② 管理者は、理事会等で定められた方針に基づき、相互けん制機能を発揮させるための施策を実施しているか。

(5) 内部監査部門

- ① 内部監査部門は、被監査部門に対して十分けん制機能が働くよう独立する一方、被監査部門の業務状況等に関する重要な情報を適時収集する態勢・能

力を有し、組合を取り巻く環境や業務状況に的確に対応した、実効性ある内部監査が実施できる体制となっているか。

- ② 内部監査部門は、被監査部門におけるリスク管理状況等を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、頻度・深度に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案し、状況に応じて適切に見直すとともに、内部監査計画に基づき効率的で実効性ある内部監査を実施しているか。
- ③ 内部監査部門は、内部監査で指摘した重要な事項について遅滞なく代表理事及び理事会に報告しているか。また、内部監査部門は、指摘事項の改善状況を的確に把握しているか。

(参考)

都道府県知事の所管する組合の経営管理に関する監督に当たっての着眼点については、検査手引きが参考となる。

(6) 外部監査の活用

- ① 実効性ある外部監査が、組合の業務の健全かつ適切な運営の確保に不可欠であることを十分認識し、有効に活用しているか。
- ② 外部監査が有効に機能しているかを定期的に検証するとともに、外部監査の結果等について適切な措置を講じているか。
- ③ 外部監査を活用している組合にあっては、関与公認会計士の監査継続年数等、適切に取り扱われているか。

(7) 監査機能の連携

外部監査機能と内部監査部門又は監事・監事会の連携が有効に機能しているか。

II-1-3 監督手法

組合の協同組織金融機関としての特性等を踏まえつつ、下記のヒアリング及び通常の監督事務等を通じて、経営管理態勢について検証するとともに、ガバナンスの向上に向けた取組み等を促すこととする。

(1) オフサイト・モニタリング

- ① 総合的なヒアリング(Ⅲ-1-1-2(2)②を参照)
必要に応じ、総合的なヒアリングにおいて、経営上の課題、経営戦略及びその諸リスク、理事会・監事会の機能発揮の状況等に関しヒアリングを行うこととする。
- ② トップヒアリング(Ⅲ-1-1-2(2)③を参照)
必要に応じ、トップヒアリングにおいて、組合の代表理事に対し、経営戦略及び経営方針、リスク管理に関する認識等につきヒアリングを行うこととする。
- ③ 内部監査ヒアリング等
必要に応じ内部監査ヒアリングにおいて、組合の内部監査部門に対し、内部監査の体制、監査計画の立案状況、内部監査の実施状況、問題点の是正状況及び今後の課題等につきヒアリングを行うこととする。

また、特に必要があると認められる場合には、組合の監事及び会計監査人に対してもヒアリングを行うこととする。

(2) 通常の監督事務を通じた経営管理態勢の検証

- ① 経営管理態勢については上記(1)①から③までのヒアリングに加え、例えば、理事の就任時の届出の受理、検査結果通知のフォローアップ、不祥事件等届出書、早期警戒制度、早期是正措置等の通常の監督事務を通じて、その有効性について検証することとする。
- ② 特に、内部管理態勢等に問題があると認められ、水協法第122条に基づき改善対応策の報告を求めた場合や、特に重大な問題が認められ、水協法第123条の2に基づく業務改善計画の提出を求めた場合には、問題の発生原因分析を踏まえ、必要に応じ、経営管理機能が適切に発揮される態勢となっている改善対応策又は業務改善計画となっているかどうかについても検証することとする。

(3) 中央機関へのヒアリング

上記のヒアリング等に加え、必要に応じ、農林中央金庫（各支店等を含む。）及び全漁連に対してもヒアリングを行うよう努めるものとする。

(4) モニタリング結果の記録

信漁連にあつては、上記モニタリング結果を踏まえ、特筆すべき事項については、Ⅲ-1-1-2(3)で定める個別信漁連に関するデータベースの中に記載することとする。

なお、モニタリングの結果、事業年度途中において特筆すべき事項が生じた場合は、その都度記録を更新することとする。

Ⅱ-1-4 監督上の対応

- (1) 上記のオフサイト・モニタリング及び通常の監督事務を通じた検証の結果、経営管理態勢の有効性等に疑義が生じた場合には、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には水協法第122条に基づき報告を求めるとして、経営管理態勢の着実な改善を促すものとする。
- (2) また、役員が重大な法令違反等の社会的な信用を失墜する行為を行った場合、業務改善命令を受けたにもかかわらず経営管理に問題があり改善の実施状況が不芳である場合、異なる事由で多数の業務改善命令を受けている場合等、経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合には、水協法第123条の2に基づき経営管理態勢の確立を求める業務改善命令を発出し、状況に応じ、例えば、①内部監査機能等の相互けん制機能の強化、②外部の専門家等を登用した監視態勢の構築、③経営管理委員会未設置の組合にあつては、経営管理委員会制度への移行の検討等を求めるものとする。
- (3) 組合の常務に従事する理事が、Ⅱ-1-2(2)⑫に掲げる勘案すべき要素に照らし不適格と認められる場合、又はその選任議案の決定若しくは選任に当

たり、十分な要素が勘案されていないと認められる場合であって、信用事業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認められるときは、理事の適格性や経営管理の遂行状況、それらについての組合の認識、及び理事の選任議案の決定プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には水協法第122条に基づき報告を求めるものとする。また、報告徴求の結果、経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合で、自主的な改善努力に委ねたのでは、組合の業務の健全かつ適切な運営に支障を来すおそれがあると認められる場合には、水協法第123条の2に基づき業務改善命令を発出するものとする。

さらに、組合が法令、定款若しくは法令に基づく行政庁の処分違反したとき又は公益を害する行為をしたときで、組合の常務に従事する理事の適格性の不備にその主たる原因があると認められるときは、水協法第124条第2項に基づき理事の改選を命ずることを検討するものとする。

- (注) II-1-2 (2) ⑫に掲げる理事の知識・経験及び社会的信用に係る着眼点は、特定の事項への該当をもって直ちにその適格性を判断するためのものではない。理事の選任議案の決定に当たっては、まずは組合自身はその責任において、上記着眼点も踏まえつつ、その時々時点における理事個人の資質を総合的に勘案して適切に判断するものであることに留意する必要がある。

II-1-5 経営管理委員を置く組合の場合

- (1) 水協法第34条の2において、組合は、定款の定めるところにより、役員として、理事及び監事のほか、経営管理委員を置くことができるとされている。これは、信用事業を中心とした業務量の拡大、業務の高度化・複雑化や広域合併の進展を踏まえ、組合の役員を、組合員意思を代表し業務執行をコントロールする者（経営管理委員）と日常的業務執行に当たる者（理事）に区分し、それぞれ経営管理委員会と理事会という別々の機関に属させ、前者が組合の業務執行に関する重要事項の決定と理事の任命を行い、後者が経営管理委員会の決定の範囲内で日常的業務を執行するという経営管理委員会制度を組合自らが選択することができるというものである。
- (2) 当該経営管理委員を置く組合にあっては、このような経営管理委員会制度の趣旨を踏まえ、例えば、以下のような着眼点に基づき、その機能が適切に発揮されているかどうかを検証することとする。
- ① 水協法第36条及び第38条並びに定款の規定に基づき、経営管理委員会においては、業務の基本方針に関する事項を決定し、理事会においては、当該経営管理委員会の決定に基づき業務を執行するための方針に関する事項を決定するなど、経営管理委員会と理事会との職務の分担が適切に行われているか。
 - ② 水協法第36条及び第38条並びに定款の規定に基づき、例えば、経営管理委員が経営管理委員会に理事の出席・説明を求めたり、業務執行上の重要事項として経営管理委員会の判断を仰ぐために理事が経営管理委員会を招集したりするなど、それぞれの機能が適切に発揮されるよう運営されているか。

- (3) また、上記Ⅱ-1-3(1)及び(2)の各ヒアリングには、経営管理委員に対するヒアリングを含むものとし、これらのヒアリングに際し、経営管理委員の同席を求めるなど、効果的な実施のための工夫をすることとする。

Ⅱ-2 財務の健全性等

Ⅱ-2-1 自己資本（早期是正措置）

Ⅱ-2-1-1 意義

組合は、貯金者等の信認を確保するため、自己資本の充実を図り、リスクに応じた十分な財務基盤を保有することが極めて重要である。財務内容の改善が必要とされる組合にあっては、自己責任原則に基づき主体的に改善を図ることが求められるが、行政庁としても、それを補完する役割を果たすものとして、組合の財務の健全性を確保するため、自己資本比率という客観的な基準を用い、必要な是正措置命令を迅速かつ適切に発動していくことで、組合の経営の早期是正を促していく必要がある。

Ⅱ-2-1-2 監督手法・対応

「水産業協同組合法第二百三十三条の二第三項に規定する区分等を定める命令」（平成12年総理府・大蔵省・農林水産省令第15号。以下「区分等を定める命令」という。）において具体的な措置内容等を規定する早期是正措置について、下記のとおり運用することとする。

(1) 命令発動の前提となる自己資本比率

区分等を定める命令第1条第1項及び第2項並びに第3条第1項及び第2項の表の区分に係る自己資本比率は、次の自己資本比率によるものとする。

- ① 業務報告書により報告された自己資本比率（信漁連の場合は、決算速報を含む。）
- ② 上記①が報告された時期以外に、行政庁の検査結果等を踏まえた当該組合と監査法人等との協議の後、当該組合から報告された自己資本比率

(2) 区分等を定める命令第1条第1項及び第2項並びに第3条第1項及び第2項の表の区分に基づく命令

- ① 第1区分の命令、第2区分の命令及び信漁連における第2区分の2の命令の相違

区分等を定める命令第1条第1項の表の第1区分の「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令」、区分等を定める命令第1条第2項の表の第1区分の「組合及びその子会社等の経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令」、区分等を定める命令第3条第1項の表の第1区分の「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実

行の命令」及び区分等を定める命令第3条第2項の表の第1区分の「連合会及びその子会社等の経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実行の命令」は、経営の健全性が確保されている基準として自己資本比率4%以上の水準の達成を着実に図るためのものである。したがって、計画全体として経営の健全性が確保されるものであることを重視し、その実行に当たっては、基本的に組合の自主性を尊重することとする。

区分等を定める命令第1条第1項の表の第2区分の「各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令」、区分等を定める命令第1条第2項の表の第2区分の「各号に掲げる組合及びその子会社等の自己資本の充実に資する措置に係る命令」、区分等を定める命令第3条第1項の表の第2区分の「各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令」及び区分等を定める命令第3条第2項の表の第2区分の「各号に掲げる連合会及びその子会社等の自己資本の充実に資する措置に係る命令」は、自己資本比率が、経営の健全性を確保する水準をかなり下回っており、これを早期に改善するためのものである。したがって、個々の措置は、当該組合の経営実態を踏まえたものにする必要があることから、当該組合の意見は踏まえるものの、行政庁の判断によって措置内容を定めることとする。なお、組合が当該措置を実行するに当たっては、基本的に個々の措置ごとに命令の内容を達成する必要がある。

区分等を定める命令第3条第1項及び第2項の表の第2区分の2の「自己資本の充実、大幅な業務の縮小又は法第87条第1項第4号若しくは第97条第1項第2号に掲げる事業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実行することの命令」は、自己資本の充実の状況が特に著しい過小資本の状況にある信漁連に対し、これを速やかに改善するか、信漁連業務の継続を断念するかを迫るものである。

② 第1区分に係る改善計画の内容

「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画」とは、当該改善計画を実行することにより、原則として1年以内に自己資本比率が4%以上の水準を達成する内容の計画とする。

③ 第2区分に係る措置の内容

「自己資本の充実に資する措置」とは、自己資本比率が、原則として1年以内に少なくとも2%以上の水準を達成するための措置とする。

④ 第2区分の2に係る措置の内容

「自己資本の充実、大幅な業務の縮小又は法第87条第1項第4号若しくは第97条第1項第2号に掲げる事業の廃止等の措置のいずれか」のうち、当該信漁連が水協法第87条第1項第4号又は第97条第1項第2号に掲げる事業の廃止以外の措置を選択した場合には、自己資本比率が、原則として1年以内に少なくとも2%以上の水準を達成するための措置とする。

(3) 改善までの期間

組合が農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号。以下「貯金保険法」という。）第100条第1項の規定に基づき優先出資の引受け等に係る申込みを行う場合にあっては、自己資本比率を改善するための所要期間については、

同条第2項の規定に基づく経営健全化計画と同一でなければならない。

また、組合が、区分等を定める命令第2条第1項及び第4条第1項の規定により、その自己資本比率を当該組合が該当する区分等を定める命令第1条第1項及び第2項並びに第3条第1項及び第2項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出した場合であって、当該組合に対し、当該組合が該当する同表の区分に係る自己資本比率の範囲を超える自己資本比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するときは、上記(2)の自己資本比率を改善するための所要期間には、下記Ⅱ-2-1-3(1)の自己資本比率を当該組合が該当する同表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための期間は含まないものとする。

Ⅱ-2-1-3 区分等を定める命令第2条第1項及び第4条第1項に規定する合理性の判断基準

区分等を定める命令第2条第1項及び第4条第1項の「自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画」の合理性の判断基準は、次のとおりとする。

- (1) 組合の業務の健全かつ適切な運営を図り当該組合に対する貯金者等の信頼をつなぎ止めることができる具体的な資本増強計画等を含み、自己資本比率が、原則として3か月以内に当該組合が該当する区分等を定める命令第1条第1項及び第2項並びに第3条第1項及び第2項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善する内容の計画であること。

(注) 増資等の場合は、出資予定者等の意思が明確であることが必要である。

- (2) 当該組合が貯金保険法第100条第1項の規定に基づき優先出資の引受け等に係る申込みを行う場合にあっては、同条第2項の規定に基づく経営健全化計画と整合的な内容であること。

Ⅱ-2-1-4 区分等を定める命令第2条第1項及び第4条第1項の適用

区分等を定める命令第2条第1項及び第4条第1項の適用に当たり「実施後に見込まれる当該組合又は当該組合及びその子会社等の自己資本比率以下の自己資本比率に係るこれらの表の区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令」及び「実施後に見込まれる当該連合会又は当該連合会及びその子会社等の自己資本比率以下の自己資本比率に係るこれらの表の区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令」とは、原則として3か月後に確実に見込まれる自己資本比率の水準に係る区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。

Ⅱ-2-1-5 計画の進捗状況の報告等

計画の進捗状況は、その実施完了までの間、每期（中間期を含む。）報告させることとし、その後の実行状況が計画と大幅に乖離せず、かつ、自己資本比率が低下していない場合は、原則として計画期間中新たな命令は行わないものとする。ただ

し、第2区分の命令を行った漁協及び第2区分の命令又は第2区分の2の命令を行った信漁連にあっては、その後自己資本比率が2%以上4%未満の範囲に達したときは、当該時点において第1区分の命令を行うことができるものとする。

また、組合が、区分等を定める命令第2条第1項及び第4条第1項の規定により、その自己資本比率を当該組合が該当する区分等を定める命令第1条第1項及び第2項並びに第3条第1項及び第2項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出し、当該組合に対し、当該組合が該当する同表の区分に係る自己資本比率の範囲を超える自己資本比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出した場合においては、原則として増資等の手続に要する期間の経過後直ちに、当該組合の自己資本比率が、当該組合が発出を受けた命令が掲げられた同表の区分に係る自己資本比率以上の水準を達成していないときは、当該時点における自己資本比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するものとする。

II-2-1-6 区分等を定める命令第2条第2項及び第4条第2項に掲げる資産の評価基準

区分等を定める命令第2条第2項及び第4条第2項に掲げる資産のうち、次に掲げる資産については、それぞれに規定する方法により評価するものとする。

(1) 第2号「前号に掲げる有価証券以外の有価証券」

「公表されている最終価格」とは、取引所取引価格、基準気配値、基準価格等とする。また、「これに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額」とは、金融商品取引業者等から自己資本比率の算出を行う日（以下「算出日」という。）の時価情報として入手した評価額又は組合の独自の評価方法によるもので合理的と認められるものとする。

なお、算出に当たっては、以下の点に留意する。

- ① 株式又は社債で発行会社が大幅な債務超過に陥っていること等により、償還等に重大な懸念があるものについては、実態に即して評価し算出する。
- ② 外貨建有価証券は、円貨に換算することとし、算出日のTT仲値により算出する。

(2) 第3号「有形固定資産」

① 土地

鑑定評価額（1年以内に鑑定したもの）又は直近の路線価、公示価格、基準地価格及び客観的な売買実例等を参考として算出した妥当と認められる評価額とする。

② 建物及び動産

原則、帳簿価額とする。

(3) 第4号「前三号に掲げる資産以外の資産」

金銭の信託（有価証券運用を主目的とする単独運用のものに限る。）において信託財産として運用されている有価証券（外国有価証券を含む。）の評価は、区分等を定める命令第2条第2項第1号及び上記（1）に準ずるものとする。

る。なお、デリバティブ取引を組み入れている金銭の信託については、当該取引に係る未決済の評価損益も加え算出する。

Ⅱ－２－１－７ その他

- (1) 区分等を定める命令第1条から第4条までの規定による命令を行う場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）等の規定に従うこととし、同法第13条第1項第2号に基づく弁明の機会の付与等の適正な手続をとる必要があることに留意するものとする。
- (2) 漁協若しくは漁協及びその子会社等又は信漁連若しくは信漁連及びその子会社等の自己資本比率が2%未満の組合に対しては、原則として区分等を定める命令第2条第2項各号及び第4条第2項各号に掲げる資産について当該各号に定める方法及びⅡ－２－１－6により算出し、これにより修正した貸借対照表（様式は任意で可）を提出させるものとする。
- (3) 早期是正措置は、自己資本比率が組合の財務状況を適切に表していることを前提に発動するものであることから、いやしくも早期是正措置の発動を免れるための意図的な自己資本比率の操作を行うといったことがないよう組合に十分留意させるものとする。

Ⅱ－２－１－８ 留意事項

Ⅱ－２－１－3の基準を、自己資本比率が0%未満の組合について適用するに当たっては、組合が漁業又は水産加工業を主体とする極めて地域性、職域性が高い組織であることから、組合の行う信用事業が、組合員の行う漁業活動等に密接に関連しており、信用事業に対する業務停止命令が組合員の漁業活動等に多大な影響を及ぼすこと等を考慮する必要がある。

このため、次の経営改善計画については、「自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画」と判断して差し支えないものとする。

- ① 資本増強策としてその実行が確実であると認められる増資（出資一口金額の増加等）を内容とする経営改善計画
- ② 漁協系統信用事業に係る相互援助制度等による財務面での手当が行われる経営改善計画

Ⅱ－２－２ 統合的なリスク管理等

Ⅱ－２－２－１ 統合的なリスク管理

(1) 意義

組合は、経営の健全性を確保するため、それぞれの経営戦略、規模及びリスク特性等に応じて適切に統合的なリスク管理を行う態勢を構築し、最低所要自己資本比率の算式に含まれないリスクも含め、各事業部門等が内包する種々のリスクを総体的に把握した上で、こうした総体的なリスクに照らして質・量共

に十分な自己資本を維持していくという自己管理型のリスク管理を行うことが必要である。

特に複雑なリスクを抱える金融商品等のリスク管理においては、経営陣が十分な資質・能力を備え、各事業部門等が抱える多種多様なリスクについて、担当部門等により適時適切に報告を受け、統合的なリスク管理の態勢を整えた上で、指導的・横断的見地から、迅速・的確な経営判断を行う態勢を整えることが求められる。

行政庁は、組合による統合的なリスク管理態勢の構築に向けた自発的な取組を最大限尊重しつつ、それが組合の規模やリスク特性等に照らして適切かどうかを評価・検証することを通じて、組合に対しより適切なリスク管理態勢の構築を促すこととする。

なお、規模やリスク特性等にかんがみて直ちに高いレベルの統合的なリスク管理を求めることが適当でない組合に対しては、原則として早期警戒制度に基づく対応を実施する中で、その規模やリスク特性等に応じ、経営改善のために必要と認められる適切なレベルの統合的なリスク管理態勢の構築に向けた取組を促すこととする。

(2) 主な着眼点

- ① 多様なリスクを総体的に把握するため、全てのリスクを認識した上で、組合自らの規模やリスク特性等に照らし、できる限り統合的なリスク管理の実施に努めているか。
- ② 対象となる全てのリスクを可能な限り整合的な考え方で管理しているか。
- ③ リスク管理の高度化の取組を評価・検証する際の着眼点の例示
 - イ. 計量化の対象とするリスクカテゴリーを合理的に選択し、それらを整合的な考え方で計量化しているか。
 - ロ. リスク資本の配賦及びその見直しのプロセスは適切か。
 - ハ. 主要なリスクについて自己資本比率規制上の自己資本（適格旧資本調達手段のうち補完的項目に該当していたものを除く。）でカバーする等、自己資本の損失吸収力の程度も適切に勘案したものとなっているか。
 - ニ. 各事業部門等へのリスク資本の配賦は、業務計画等と整合性がとれているか。
 - ホ. 各事業部門のリスク量がリスク資本を超過しないような事業管理が適切に行われているか。
- ④ 例えば、リスク資本の配賦等に当たり、その他有価証券評価差額金による影響も適切に勘案する等、自らが抱えるリスクや自己資本の特性等を十分に踏まえた対応を行っているか。
- ⑤ 農林中央金庫、信漁連及び共済水産業協同組合連合会への資本の供与に当たっては、自らの自己資本に配慮したものとなっているか。

(注) 都道府県知事の所管する組合に係る着眼点の詳細については、必要に応じ、検査手引きを参照。

II-2-2-2 早期警戒制度

組合の経営の健全性を確保していくための手法としては、水協法第123条の2第3

項に基づき、自己資本比率による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない組合であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みがなされる必要がある。

このため、以下に掲げる収益性、信用リスク、市場リスク、流動性リスクについては、行政上の予防的・総合的な措置である早期警戒制度やオフサイト・モニタリングを通じて、組合の早め早めの経営改善を促していくものとする。

こうした個々のリスク等に関する具体的な指標について、あらかじめ設定した基準に該当することとなった組合に対しては、以下の①から③までの対応等を行うこととする。

① 当局における分析

基準に該当した個々のリスク等のみならず、経営環境やビジネスモデルを含め、収益性・リスクテイク・自己資本が現在の状況にある背景・要因を総合的に分析し、組合が抱えている課題及びその原因について仮説を構築する。

② 対話を通じた課題の明確化と共有

構築した仮説に基づき、組合の自己評価を十分に踏まえながら、当局と組合との間で深度ある対話を行い、課題及びその原因を明確化し、共有する。

③ 改善に向けた監督・対話

共有された課題認識に基づき、原因への対応も含めて必要な改善対応策の策定を促す。必要に応じて、当該改善対応策の実行状況のフォローアップを行う。

(注1) 早期警戒制度の枠組みの下では、個々のリスク等の基準に該当する組合に対し、上記①から③までの監督上の対応等を実施していくこととなるが、そうした場合であっても、当該組合の経営が不健全であると自動的にみなされるものではなく、監督部局としても、必ずしも直ちに経営改善を求めるものではない。

また、改善が必要とされる場合でも、金融市場への影響等に十分配慮し、改善手法や時期等が適切に選択されるよう、特に留意して監督を行うものとする。

なお、組合による改善対応策の実行状況のフォローアップに当たっては、改善対応策の目的及びスケジュールについて確認するものとする。

(注2) 個々のリスク等の基準に該当する組合に対しては、上記①から③までの取組み方を基本としつつも、組合の規模・特性等に応じた対応を行うことに留意する。

Ⅱ－２－３ 収益性

Ⅱ－２－３－１ 意義

組合がその金融機能を適切に発揮するためには、経営の健全性の維持及び一層の向上が必要であり、継続的な収益性の改善へ向けた取組みがなされることが重要である。

Ⅱ－２－３－２ 主な着眼点

収益性を適切に分析・評価する管理態勢を整備し、その分析・評価内容に基づき業務再構築への取組みを行う等収益管理態勢が整備されているか。例えば、

- (1) 経営陣は、経常利益、当期利益等の量的指標及び利鞘、ROA、OHR等の効率を表す指標等を参考に、また、管理会計を用いて、自組合の収益性を総合的に分析・評価しているか。
- (2) 収益管理態勢の改善に組織的に取り組むため、役職員の権限と責任分担の明確化等が図られているか。

Ⅱ-2-3-3 監督手法・対応

- (1) 収益性に関するオフサイト・モニタリングのデータ及び業務報告書（信漁連の場合は、決算速報を含む。）等に基づき、収益性等の状況を常時把握し、分析等を行う。
- (2) 基本的な収益指標を基準として、収益性の改善が必要と認められる組合に関しては、Ⅱ-2-2-2①から③までの対応等を行い、必要な場合には水協法第122条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、水協法第123条の2に基づき業務改善命令を発出するものとする。（収益性改善措置）

Ⅱ-2-4 信用リスク

Ⅱ-2-4-1 意義

- (1) 信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、保有する資産（オフバランス資産を含む。）の価値が減少又は消失し、組合が損失を被るリスクをいうが、組合は当該リスクに係る内部管理態勢を適切に整備し、経営の健全性の確保に努める必要がある。
特に、特定大口先への融資拡大が結果として組合の経営悪化・破綻の原因となり得る事を踏まえると、大口先にかかる信用リスク管理態勢の確立が重要である。
- (2) カントリーリスク（トランスファーリスクも含む。）とは、国際的な与信・投資活動等を行うに当たっての取引先の母国の経済・社会・政治的環境に係るリスクである。カントリーリスクを有する組合は、当該リスクに係る内部管理態勢を適切に整備し、カントリーリスクを適切に管理していくことが重要である。
- (3) 漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成18年3月28日金融庁・農林水産省告示第3号。以下「BIS告示」という。）第4章第6節に規定する信用リスク削減手法は、一般的に、信用リスクを大きく削減することから、効果的なリスク管理手段として活用されている。一方で、当該信用リスク削減の枠組みにおいて、証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の活用を含め、潜在的な規制裁定行為のおそれがある。

特に、損益計算において、保証に伴う損失と費用の認識を遅らせるとともに、名目的なリスクの移転によって、保証対象のエクスポージャーのリスク・ウェイトを低減することで、自己資本比率計算上の利益を直ちに享受するような取引について規制裁定行為が認められる。例えば、信用保証に係るプレミアムや手数料その他の直接・間接に支払われる費用が、移転される信用リスク量と比較して著しく高い取引（以下「高コスト信用保証取引」という。）についてこうした行為が認められる。こうした高コスト信用保証取引は、実質的なリスク移転を伴わないまま、短期的に望ましい所要自己資本額計算上の取扱いを享受する一方で、長期間に亘り損失を先送りするという問題を有しているといえる。

Ⅱ－２－４－２ 主な着眼点

信用供与先の財務状況の悪化等が経営に与える影響の分析が行われ、適切な対応が講じられているか。例えば、

- (1) 理事会は、組合全体の経営方針に沿った戦略目標を踏まえた信用リスク管理の方針を定めているか。また、事業推進部門と審査管理部門の分離等適切な与信管理・審査管理体制を整備しているか。
- (2) 特定の業種、企業グループ、地域、融資商品などのリスク特性が相似した対象等、リスク管理上重要なセクターの内部定義が適切に行われているか。また、業種別、地域別等のポジション及びリスクの内訳を適切に把握しているか。
- (3) 理事会等は、合理的な基準に基づき経営に対して大きな影響を及ぼす可能性のある大口与信先を抽出し、その信用状況や財務状況について、継続的なモニタリングを行うこととしているか。
- (4) 理事会等は、大口与信先の取組みについて、厳格な自己査定の実施や事業再生に当たっての十分な検討・指示を行っているか。特に、大口与信先の再建計画の検証に当たっては、当該計画の妥当性・有効性等について、十分に慎重な検証を行う態勢が構築されているか。
- (5) 上記Ⅱ－２－４－１（２）を踏まえ、カントリーリスクを有する組合は、「系統金融機関向けの総合的な監督指針（平成17年4月1日付け金監第806号・16経営第8903号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知）Ⅱ－２－４－２ 主な着眼点【共通】」の（５）から（７）までの項目を参照し、カントリーリスクを適切に管理しているか。
- (6) ストレステストを実施しているか。また、信用リスクの計量を行っている場合にあっては、損失額が大きく発現するシナリオの分析を行っているか。
- (7) デリバティブ取引等を行っている場合においては、主なカウンターパーティ

一の信用リスクについて、以下の点も含め、適切に管理しているか。

- ① カウンターパーティー別及びカウンターパーティーの類型別のエクスポージャーの管理
- ② デリバティブ取引の参照資産の時価の変化等によりエクスポージャーが拡大することによるリスクの把握
- ③ 担保その他の信用補完措置の有効性の確認
- ④ 市場流動性が低下する状況等も勘案した適切なストレステストの実施

(8) 上記Ⅱ-2-4-1(3)の問題を踏まえ、BIS告示第4章第6節に規定する保証及びクレジット・デリバティブ(以下「信用保証取引」という。)を用いた信用リスク削減手法を評価するに当たり、組合自身は「系統金融機関向けの総合的な監督指針Ⅱ-2-4-2 主な着眼点【共通】」の(11)に列挙されている点を考慮すべきであり、また、行政庁は当該列挙されている点を踏まえ、信用リスク削減手法が適用可能であるか否かを判断する。

(9) 行政庁はまた、「系統金融機関向けの総合的な監督指針Ⅱ-2-4-2 主な着眼点【共通】」の(12)に列挙されている特徴を持つ信用保証取引について、より一層の注意を払う。

(10) 清算集中されたデリバティブ取引等に係る中央清算機関との間の取引に係るリスクについて、以下のものも含め、適切に管理しているか。

- ① 中央清算機関との取引固有のリスク
- ② 適格中央清算機関が服している規制・監督の枠組みに重大な欠陥がある場合に生じるリスク
- ③ 適格中央清算機関以外の中央清算機関について、当該中央清算機関の求めに応じて支払わなければならない未拋出の清算基金について、その全額が当該中央清算機関の損失補填に充てられるリスク

(11) 株式を取得又は保有する場合、保有時における株価下落リスクや減損リスク、処分時における売却損リスクがあることや、特に大口の株式や非上場株式を保有している場合については売却が困難となるリスクがあることに留意し、適切にリスク(注)を管理しているか。

特に、組合による資本金の供給をより柔軟に行い得るようするため、金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成25年法律第45号)における水協法改正により議決権保有規制の見直しが行われたことを踏まえ、基準議決権数を超えて議決権を取得又は保有する場合には、以下のような点にも留意する必要がある。

- ① 水協法第87条の2第1項第7号(水協法第100条第1項において準用する場合を含む。)に規定する「経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として主務省令で定める会社」(以下「事業再生会社」という。)の株式を取得又は保有する場合、当該会社が作成した事業再生計画を適切に審査するとともに、当該計画等の進捗状況等を的確に評価・分析する態勢を整備しているか。

また、必要に応じて、当該会社の企業価値の向上に向けて、経営改善に関する支援、助言等を行う態勢を整備しているか。

② 投資専門子会社を通じ、以下の会社の株式等を取得又は保有する場合、組合本体からは一定のリスク遮断が図られているものと考えられるが、その場合も、当該子会社のリスク管理状況の把握・分析・管理等を行う態勢を整備しているか。

イ. 水協法第87条の2第1項第6号（水協法第100条第1項において準用する場合を含む。）に規定する「新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める会社」（以下「ベンチャービジネス会社」という。）

ロ. 事業再生会社

ハ. 水協法第87条の3第4項（水協法第100条第1項において準用する場合を含む。）に規定する「地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社として主務省令で定める会社」（いわゆる地域経済の面的再生（再活性化）事業会社）

（注1）「Ⅱ-2-5 市場リスク」も参照すること。

（注2）株式等の取得又は保有に係る、株主等の立場と債権者としての立場における利益相反については、「Ⅲ-4-10 利用者等の利益の保護のための体制整備」も参照すること。

（注）都道府県知事の所管する組合に係る着眼点の詳細については、必要に応じ、検査手引きを参照。

Ⅱ-2-4-3 監督手法・対応

（1）信用リスク情報に関するオフサイト・モニタリングのデータ及び業務報告書（信漁連の場合は、決算速報を含む。）等に基づき、信用リスクの状況を常時把握し、分析等を行う。

（2）不良債権比率、大口与信（自己資本の額（適格旧資本調達手段のうち補完的項目に該当していたものを除く。）の10%以上の与信先（国、地方公共団体、政府関係機関等向け与信を除く。）又は与信残高が上位一定数以上の先への与信合計額で大きい方）の比率といった基本的な指標に加え、大口与信先に対するリスクが顕在化した場合の影響額（＝大口先のうち要管理先以下の者に対する債権の非保全額（担保・保証及び引当金により保全されていない債権額）の一定割合が損失となったと仮定した場合の損失額）を勘案した自己資本比率を基準として、信用リスクの管理態勢について改善が必要と認められる組合に関しては、Ⅱ-2-2-2①から③までの対応等を行い、必要な場合には水協法第122条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、水協法第123条の2に基づき業務改善命令を発出するものとする。（信用リスク改善措置）

（3）なお、組合の個別取引先に対する与信判断は、あくまでも当該組合の経営判断で行われるものであり、行政庁が指示・関与等することはなく、その権限もないことに留意する必要がある。

Ⅱ－２－５ 市場リスク

Ⅱ－２－５－１ 意義

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産、負債及びオフバランス取引の価値が変動し、組合が損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、組合が損失を被るリスクをいうが、組合は、当該損失が自己資本比率規制上の自己資本に算入されるか否かにかかわらず、当該リスクに係る内部管理態勢を適切に整備し、経営の健全性の確保に努める必要がある。

Ⅱ－２－５－２ 主な着眼点

(1) リスク管理態勢

- ① 経営管理委員会又は理事会は、組合全体の経営方針に沿った戦略目標を踏まえた市場リスク管理の方針を定めているか。また、理事会は、組合の戦略目標、リスク管理方針に従い、かつ収益目標等に見合った適切な市場リスクの管理態勢を整備しているか。
- ② 市場リスク管理のための規程においては、市場部門（フロント・オフィス）、事務管理部門（バック・オフィス）及びリスク管理部門（ミドル・オフィス）について、各部門の管理者のそれぞれの役割と権限を明確にしているか。
- ③ 経営陣は、幅広い視点から能動的かつ迅速に業務運営やリスク管理等の方針を決定しているか。
- ④ 内外の経済動向等を含め、保有資産の価格等に影響を与える情報を広く収集・分析するとともに、経営陣が適切かつ迅速に業務運営やリスク管理等の方針を決定することができるよう、重要な情報を適時に経営陣等に報告する態勢が整備されているか。
- ⑤ リスク管理部門は、各業務部門へのリスク資本の配賦や限度枠（ロスカット・ポイント、ウォーニング・ポイントなど）の機械的な設定にとどまらず、リスク管理に資する様々な情報を収集・分析し、主体的にリスクの把握を行い、日常的なリスク管理に活用しているか。
- ⑥ リスク管理部門は、把握したリスクについて、定期的な報告にとどまらず、必要に応じて経営陣への報告を行っているか。

(2) リスク管理の内容・手法

- ① 現在価値に換算したポジション及びリスクの保有資産別・期日別等の内訳を適切に把握しているか。特に、特殊なリスク特性を有する保有資産のリスクを適切にとらえているか。
- ② 金利リスクは、いわゆるコア貯金（明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される貯金のうち、引き出されることなく長期間組合に滞留する貯金）の定義によって、計算されるリスク量が大きく変動することを理解し、コア貯金の内部定義を適切に行い、バックテスト等による検証を行っているか。

- ③ VaR値をリスク管理に用いる際には、商品の特性を踏まえて、観測期間、保有期間、信頼区間、計測手法及び投入するデータ等の適切な選択に努めるとともに、計測結果を検証し、妥当性の確保に努めているか。
- ④ 過去の実績が十分でない場合やデータの信頼性が乏しい場合等にはVaRの値が過少となる可能性があるなど、統計的なリスク計測手法には一定の限界があることを踏まえ、ストレステストを含むリスク管理手法を整備しているか。なお、リスク管理に当たっては、経済動向等を踏まえてその前提条件を機動的に見直すこととしているか。
- ⑤ ストレステストに際しては、ヒストリカルシナリオ（過去の主な危機のケースや最大損失事例の当てはめ）のみならず、仮想のストレスシナリオによる分析も行っているか。なお、仮想のストレスシナリオについては、内外の経済動向に関し、保有資産等に対し影響の大きいと考えられる状況を適切に想定しつつ、複数設定しているか。さらに、前提となっている保有資産間の価格の相関関係が崩れるような事態も含めて検討を行っているか。
- ⑥ ポジション枠（金利感応度や想定元本等に対する限度枠）、リスク・リミット（VaR等の予想損失額の限度枠）、損失限度、ストレステストの設定に際しては、理事会において、組合におけるリスク管理の方針として、各設定に際しての基本的な考え方を明確に定めているか。また、理事会等において、定期的に（最低限各期に1回）、各部門の業務の内容等を再検討し、設定内容を見直しているか。
- ⑦ ポジション枠、リスク・リミット若しくは損失限度を超過した場合、又は超過するおそれがある場合における管理者への報告体制及び権限（方針及び手続等）が明確に定められているか。
- ⑧ ストレステストの結果については、経営陣により十分な検証・分析が行われ、リスク管理に関する具体的な判断に活用される態勢が整備されているか。
- ⑨ 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成13年法律第131号）に定める株式等の保有の制限を踏まえ、適切に株式保有リスクを管理しているか。

（3）証券化商品等のクレジット投資のリスク管理

証券化商品を始めとする市場性のあるクレジット商品への投資では、以下のような点に留意して、リスク管理を行っているか。なお、市場性のあるローン（組合でオリジネートする場合か、セカンダリー市場で取得する場合かを問わない。）及びCDS取引についても、同様の留意が必要となる。

① 商品の適切な価格評価

市場性のあるクレジット商品（市場性のあるローン及びCDS取引を含む。）に関して、以下のような点に留意して、価格評価を行っているか。

イ. 価格評価に当たっては、頻繁に取引されている価格が存在する場合には当該価格で評価し、このような価格が存在しない場合であっても、類似商品の価格を用いて評価するなど、可能な限り客観的な価格評価を行っているか。また、価格評価モデルを用いる場合には、モデルが一定の前提の上に作られていることを理解し、定期的にモデルの前提やロジックを見直し、適切性を検証しているか。

- ロ. 市場部門において算出された商品の価格を、リスク管理上の時価評価額として使用する場合には、当該価格について、リスク管理部門等において、独立した立場から検証を行っているか。
 - ハ. 外部ベンダーやブローカーから価格評価を取得する場合には、可能な限り価格評価手法に係る情報の提供を求め、当該価格評価の妥当性の検証に努めているか。また、外部ベンダー等が提供する価格評価モデルを用いる場合には、可能な限り詳細な情報の提供を当該外部ベンダー等に求め、モデルの前提・特性や限界の把握に努めているか。
 - ニ. 価格評価モデルを用いるにあたって、流動性リスクや価格評価モデルの不確実性リスク等に重要性があると認められる場合には、これらが適切に考慮されているか。
- ② 証券化商品等への投資における商品内容の適切な把握
- イ. 証券化商品等への投資や期中管理に当たり、格付機関の格付手法や格付の意味をあらかじめ的確に理解した上で外部格付を利用するなど、外部格付に過度に依存しないための態勢が整備されているか。
 - ロ. 証券化商品等への投資において、裏付けとなる資産内容の把握、優先劣後構造（レバレッジの程度）や流動性補完、信用補完の状況、クレジットイベントの内容といったストラクチャーの分析及び価格変動の状況の把握等、自ら証券化商品等の内容の把握に努めているか。
 - ハ. 証券化商品等への投資においては、原資産のポートフォリオの運用・管理をオリジネーター、マネージャー等の関係者に依存していることから、関係者の能力・資質、体制等の把握・監視に努めているか。
 - ニ. 証券化商品については、オリジネーターによる原資産の組成において、その組成当初から当該原資産の全てを証券化ビークルに譲渡することを意図した場合、投資分析等が疎かになるなど不適切な原資産組成がなされ、その結果当該証券化商品の持分のリスクが高くなるおそれがある。そのため、当該証券化商品のリスクの一部を、オリジネーターが継続保有することが望まれる。これらを踏まえ、オリジネーターが証券化商品に係るリスクの一部を継続保有しているか確認しているか。また継続保有していない場合には、オリジネーターの原資産に対する関与状況や原資産の質についてより深度ある分析をしているか。
- ③ 市場流動性リスクの管理
- イ. 証券化商品等への投資や期中管理において、市場流動性を適切に検証しているか。なお、市場流動性を検証する方法としては、
 - a. 市場規模と自組合の投資額とを比較し、過大なシェアとなっていないかを確認すること
 - b. ヒアリング等を通じて、市場のビッド・オファー・スプレッドや実際に売却可能な価格水準を把握すること
 - c. 証券化商品のインデックス等の各種指数等の分析により市場環境の変化をモニターすること
 - d. 過去のストレス事象を参考に、市場流動性枯渇に関するストレスシナリオを作成し、証券化ポートフォリオの損益等を確認すること等が考えられる。
 - ロ. 証券化商品等の市場流動性につき、懸念が認められた場合には、適時に

対応を検討する態勢が整備されているか。

(注) 都道府県知事の所管する組合に係る着眼点の詳細については、必要に応じ、検査手引きを参照。

(4) マーケット・リスク規制の適用対象取引に関する内部管理等【新規制導入先（令和6年金融庁・農林水産省告示第二号により自己資本比率を算出する組合をいう。以下同じ。）に限る。なお、新規制導入先以外は、なお従前の例による。】

マーケット・リスク規制の適用対象取引はB I S告示に定めるところにより組合がその保有する商品をトレーディング勘定へ分類した商品に含まれる取引は、組合が金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で行う取引等をいい、そのような特性を前提として、マーケット・リスク規制が適用される。よって、マーケット・リスク規制の適用対象取引を明確化し、不適当な取引（注）を排除するとともに、適用対象取引が適切に管理される必要がある。こうした観点から、以下の点について確認するものとする。

- ・ マーケット・リスク規制の適用対象取引及びその管理方法（想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性などを踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法を含む。）を文書により明確化するとともに、当該文書により適切に運用していることが定期的な内部監査（価格評価の方法及びその運用の適切性については、内部監査及び会計監査）により確認されているか。

(注) 「トレーディング業務に対するバーゼルⅡの適用およびダブル・デフォルト効果の取扱い」（平成17年バーゼル銀行監督委員会）では、ヘッジされていないヘッジファンド持分や私募株式等が不適当なものとして例示されている（パラグラフ271）。

Ⅱ-2-5-3 監督手法・対応

(1) 市場リスク情報に関するオフサイト・モニタリングのデータに基づき、市場リスク等の状況を常時把握し、分析等を行う。

(2) 以下のいずれかに該当する組合に対しては、Ⅱ-2-2-2①から③までの対応等を行い、必要な場合には水協法122条に基づき報告を求めると通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、水協法123条の2に基づき業務改善命令を発出するものとする。（安定性改善措置）

- ① 有価証券の価格変動等による影響を基準として、市場リスク等の管理態勢について改善が必要と認められる組合
- ② 以下のイ. 及びロ. により、深度ある対話を行う必要があると認められる

組合（以下の口. d. を除いて平成31年3月期より適用）

イ. 重要性テスト

△EVE（金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成19年3月23日金融庁・農林水産省告示第5号。以下「BIS開示告示」という。）に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。以下同じ。）のうち、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト又はスティープ化に基づき計算されるもののうちの最大値が自己資本の額の20%を超える組合は、以下の口. の対象とする。

ロ. オフサイトモニタリングデータの追加分析

収益性・リスクテイク・自己資本のバランスや、金利ショックが自己資本に与える実質的な影響について分析を行う。具体的には、「組合が保有するポジション全体の金利リスク」と「自己資本の余裕」（BIS告示に定める自己資本の最低水準を上回る額をいう。以下この②において同じ。）との関係を基本的な着眼点としつつ、以下の観点等を踏まえ、組合と深度ある対話を行う必要性について判断する。

- a. 「金利ショックによる有価証券の価格変動に関するリスク」と「自己資本の余裕」との関係（「自己資本の余裕」には有価証券の含み損益を勘案する。）
- b. 「通貨別の金利リスク」と「自己資本の余裕」との関係
- c. 「金利に係るリスクテイク」と「収益力」との関係
- d. 「金利ショックが将来収益に与える影響」（令和2年3月期より適用）

（注1）組合が、内部モデルを使用して金利リスクを計測する場合には、モデルの検証及びガバナンス態勢の構築が適切に行われ、モデルについての必要な情報（目的、意図された使用方法、基礎となる理論、限界、仮定等）、管理の枠組み（方針、検証の手順、組織体制等）及び検証の過程が適切に文書化されることを求めるものとする。また、監督にあたっては、内部モデルの使用が計算上の金利リスク量に与える影響についても留意する。

（注2）組合が、金利リスクを計測する際には、重要性に応じて、いわゆる行動オプション性（流動性貯金の滞留、固定金利貸出の期限前返済、定期貯金の早期解約、個人向けの金利コミットメントラインの実行等、金利変動に対する利用者の必ずしも経済合理性のみに基づかない行動変化がキャッシュフローに与える影響）を、内部モデルの使用又は保守的な前提の反映により適切に考慮することを求めるものとする。

（注3）重要性テストに該当したことをもって、組合が過大なリスクテイクを行っているとはみなされるものではない。また、オフサイトモニタリングデータの追加分析を通じて、健全性の観点から深度ある対話を行う必要があると認められる場合であっても、改善対応が自動的に求められるものではない。改善が必要とされる場合でも、金融市場への影響等に十分配慮し、改善手法や時期等が適切に選択されるよう、留意して監督を行うものとする。

Ⅱ－２－６ 流動性リスク

Ⅱ－２－６－１ 意義

流動性リスクとは、組合の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより組合が被るリスク（資金繰りリスク）と、市場の混乱等により市場において取引できなかつたり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）からなる。組合は当該リスクに係る内部管理態勢を適切に整備し、流動性リスクを適切に管理していくことが重要である。

Ⅱ－２－６－２ 主な着眼点

貯金動向や流動性準備の変動が経営に与える影響の分析が行われ、適切な対応策が講じられているか。

- (1) 理事会は、組合全体の経営方針に沿った戦略目標を定めるに当たり、資金繰りリスクを考慮しているか。また、理事会は、資金繰りリスクの管理に当たり、例えば、資金繰り管理部門とリスク管理部門を分離するなど、適切なリスク管理を行うため、けん制機能が十分発揮される体制を整備しているか。
 - (2) 資金繰り管理部門及びリスク管理部門の管理者は、資金繰りの状況をその資金繰りの逼迫度に応じて区分（例えば、平常時、懸念時、危機時等）し、各区分時における管理手法、報告方法、決裁方法等の規定を理事会等の承認を得た上で整備しているか。
 - (3) 資金繰り管理部門は、即時売却可能あるいは担保として利用可能な資産（国債など）の保有など、危機時を想定した調達手段を確保しているか。
- (注) 都道府県知事の所管する組合に係る着眼点の詳細については、必要に応じ、検査手引きを参照。

Ⅱ－２－６－３ 監督手法・対応

- (1) 流動性リスク情報に関するオフサイト・モニタリングのデータに基づき、流動性リスクの状況を常時把握し、分析等を行う。
- (2) 貯金動向や流動性準備の水準を基準として、流動性リスクの管理態勢について改善が必要と認められる組合に関しては、貯金や流動性準備の状況について、頻度の高い報告を求めるとともに、Ⅱ－２－２－２①から③までの対応等を行い、必要な場合には水協法第122条に基づき報告を求めると通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、水協法第123条の2に基づき業務改善命令を発出するものとする。（資金繰り改善措置）

Ⅱ－３ 業務の適切性

Ⅱ－３－１ 法令等遵守（特に重要な事項）

組合の業務の公共性を十分に認識し、法令や業務上の諸規則等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めることが利用者からの信頼を確立するためにも重要である。

遵守すべき法令等は多岐にわたり、いずれも重要性に差はないが、これまでの様々な経験と最近の政策的な動向を踏まえ、当面、特に留意すべき点は以下のとおりである。

Ⅱ－３－１－１ 不祥事件等に対する監督上の対応

役職員の不祥事件等に対する業務改善命令等の監督上の対応については、以下のとおり、厳正に取り扱うこととする。

（１）不祥事件等の発覚の第一報

組合において不祥事件等が発覚し、第一報があった場合は、以下の点を確認するものとする。

- ① 本所・本店等の事務部門、内部監査部門への迅速な報告及びコンプライアンス規定等に則った理事会等への報告
- ② 刑罰法令に抵触している恐れのある事実については、警察等関係機関等への通報
- ③ 事件とは独立した部署（内部監査部門等）での事件の調査・解明の実施

（２）発生時の行政庁への報告

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成５年大蔵省・農林水産省令第２号。以下「信用事業命令」という。）第51条第１項第17号及び同条第３項の規定に基づく報告は、次によるものとする（参考様式３－４）。

- ① 当該組合を所管する行政庁が主務大臣である場合
水産庁長官は組合から（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長を経由して）報告を受けるものとする。金融庁監督局長においては、所轄財務事務所長、財務局長（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）を経由して報告を受けるものとする。
- ② 当該組合を所管する行政庁が都道府県知事の場合
都道府県知事が組合から報告を受けた場合には、都道府県知事は水産庁長官（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長を経由）へ報告を行うものとする。

（３）不祥事件等届出書の受理

信用事業命令第51条第３項に基づき、組合が不祥事件等の発生を知った日から１か月以内に不祥事件等届出書が提出されることとなるが、当該届出書の受理時においては、法令の規定に基づき報告が適切に行われているかを確認する。

なお、組合から第一報がなく届出書の提出があった場合は、上記（１）の点も併せて確認するものとする。

（４）主な着眼点

不祥事件と業務の適切性の関係については、以下の着眼点に基づき検証する。

- ① 当該事件への役員の関与はないか、組織的な関与はないか。
- ② 当該事件の内容が組合の経営等に与える影響はどうか。
- ③ 内部けん制機能が適切に発揮されているか。
- ④ 改善策の策定や自浄機能は十分か。
- ⑤ 当該事件の発覚後の対応は適切か。

（５）監督上の措置

不祥事件等届出書の提出があった場合には、事実関係、発生原因分析、改善・対応策等についてヒアリングを実施し、必要に応じ、水協法第122条に基づき報告を求め、さらに、重大な問題があるときは、水協法第123条の２に基づく業務改善命令等を発出することとする。

Ⅱ－３－１－２ 役員による法令等違反行為への対応

Ⅱ－３－１－２－１ 意義

（１）信用事業を行うに際しての役員による組織的な法令違反行為については、当該個人の責任の問題に加え、法人としての組合の責任も問われる重大な問題であり、信用失墜・風評等により組合の経営に重大な影響を及ぼすことに留意すべきである。

（２）さらに、公共性を有し、地域経済において重要な機能を有する組合において、利用者等とのリレーションシップに基づく信頼関係を阻害するような問題が発生した場合には、地域の金融システムの安定性に大きな影響を及ぼすおそれがあることを銘記する必要がある

Ⅱ－３－１－２－２ 監督手法・対応

（１）検査結果、不祥事件等届出書等により、役員による組織的な法令違反の疑いがあると認められた場合には、厳正な内部調査を行うよう要請し、水協法第122条に基づき報告を求める。

特に、重大な法令違反の疑いがある場合には、事案に応じ、弁護士、外部専門家等の完全に独立した第三者（注）による客観的かつ厳正な調査を行うよう要請し、水協法第122条に基づき報告を求める。

（注）例えば顧問弁護士は、完全な第三者には当たらないことに留意する。

（２）当該調査結果及び組合の対応等を踏まえ、水協法第124条に基づく行政処分など、法令に則して、厳正な行政上の対応を検討する。

Ⅱ－３－１－３ 組織犯罪等への対応

Ⅱ－３－１－３－１ 取引時確認等の措置

Ⅱ－３－１－３－１－１ 意義

(1) 総論

公共性を有し、地域経済において重要な機能を有する組合が、いわゆるヤミ金融や、テロ資金供与、マネー・ローンダリング等の組織犯罪等に関与し、あるいは利用されることはあってはならないことである。組合が犯罪組織に利用され犯罪収益の拡大に貢献すること等を防ぐには、全組合的に堅牢な法務コンプライアンス体制を構築する必要があるが、特に、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯収法」という。）に基づく取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置（犯収法第11条に規定する取引時確認等の措置をいう。以下「取引時確認等の措置」という。）に関する内部管理態勢を構築することが求められている。

(2) 「犯収法」制定・改正の経緯等

① 我が国における反社会的勢力による民事介入暴力等の組織犯罪への対応策の変遷をみると、昭和57年に総会屋への利益提供を禁止する改正商法が施行され、平成4年には暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律が施行される等の法制整備等が積み重ねられてきたところである。

② また、国際的な資金洗浄（マネー・ローンダリング）規制の変遷をみると、昭和63年の国連・麻薬新条約の採択等を契機として、まず薬物犯罪収益等が対象とされ、金融機関に本人特定事項の確認や疑わしい取引の届出が求められるようになった。その後、冷戦終結後の国際情勢の変化に対応し、国際社会の関心も組織犯罪撲滅へと拡大し、資金洗浄規制の前提犯罪も、薬物犯罪から重大犯罪に拡大された。

③ こうした情勢下、我が国の代表的な銀行を含む一連の総会屋への利益提供事件の発覚を受け、平成9年9月に関係閣僚会議において「いわゆる総会屋対策要綱」の申し合わせがなされた。

この中で、当面の対応策に加え、「組織犯罪対策のための刑事法の検討」が取り上げられ、検討が進められた結果、平成12年2月から組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以下「組犯法」という。）が施行されている。

④ 他方、平成13年9月の米国の同時多発テロ以降の、テロ資金供与に関する国際的な厳しい対応姿勢を受け、テロ資金供与の疑いがある取引についても組犯法の疑わしい取引の届出対象に含められるとともに、平成15年1月から、新たに「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」（平成14年法律第32号。以下「本人確認法」という。）が施行された。

（注）その後、いわゆる「振り込め詐欺」等の犯罪に銀行の口座が不正利用されている事態に鑑み、平成16年12月に本人確認法が改正され（「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律及び預金口座等の不正な利用

の防止に関する法律」に改称)、貯金通帳等を譲り受ける行為等について罰則が設けられている。また、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(平成19年法律第133号。以下「振り込め詐欺救済法」という。)において、組合は、「振り込め詐欺」に限らず、詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為全般に関して、振込先として利用された貯金口座(犯罪利用貯金口座)である疑いがあると認める時は、当該貯金口座に係る取引停止等の措置を適切に講ずることが求められている。

⑤ そして、近年におけるテロ資金その他の犯罪収益の流通に係る国内の実態及びF A T F勧告に基づく国際的な対策強化の動向に鑑み、本人確認法及び組犯法第5章を母体として、本人特定事項の確認及び疑わしい取引の届出の義務対象事業者を金融機関等以外にも広げること等を定めた犯収法の規定が、平成20年3月に施行された。

⑥ その後、最近のマネー・ローンダリングを巡る犯罪への対策やF A T F勧告に基づく対策の一層の強化を図る観点から、取引時の確認事項の追加並びに取引時確認及び疑わしい取引の届出等の措置を的確に行うための体制の整備等を定めた改正犯収法が平成25年4月から施行された。さらに、平成26年11月には、疑わしい取引の届出に関する判断の方法や上記体制整備の拡充等を定めた改正犯収法が成立し、平成28年10月から施行された。

また、金融庁においては、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(平成30年2月金融庁。以下「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」という。)を策定し、各金融機関において本ガイドラインの趣旨を踏まえた実効的なマネー・ローンダリング及びテロ資金供与(以下「マネロン・テロ資金供与」という。)リスク管理態勢を構築・維持することを求めている。

(3) 我が国の組織犯罪規制の概要と組合のコンプライアンスにとっての意義

① 我が国の組織犯罪規制は、組犯法における組織的な犯罪に対する刑の加重、犯罪収益の隠匿・收受の処罰(金融機関にも適用)及び犯罪収益の没収・追徴の規定等並びに犯収法における金融機関を含めた特定事業者に対する取引時確認及び疑わしい取引の届出の義務付け等からなる(なお、平成15年1月から施行されている改正外為法においても、一定の本人特定事項の確認義務が課されていることにも留意する必要がある。)

② 組犯法及び犯収法は、組織的な犯罪に対する刑事法としての意義、及び、国際的な資金洗浄(マネー・ローンダリング)規制の要請に適う国内実施法制としての意義があるが、組合にとっては、

イ. 取引時確認や確認記録、取引記録の作成・保存義務は、テロ資金の提供が組合を通じて行われることの防止に資する金融機関等の顧客管理体制の整備の促進であり、「マネー・ローンダリング防止」を単なる取引時確認等の事務手続きの問題からコンプライアンスの問題(組合が犯罪組織に利用され犯罪収益の拡大に貢献することを防ぐための態勢整備)へと位置付け直すとともに、

ロ. いわゆる総会屋への対応等を含め、民事介入暴力・組織犯罪に対する全組合的なコンプライアンス態勢を構築することが必要になったという点で

極めて重要な意義を有するものである。

- ③ 組合においては、犯収法が広く組織犯罪一般に対する厳正な対応を義務付ける枠組みであることを真剣に受け止め、万全の態勢を構築する必要がある。

また、農林中央金庫においては、組合にとって参考とすべき情報や対応事例の共有、マネロン・テロ資金供与対策に係る継続的な取組を含めた態勢構築に関する支援、システムの構築・運用、利用者の幅広い理解の促進に向けた取組等も含め、漁協系統金融機関としての対応の向上に中心的・指導的な役割を果たすことが重要である。

- ④ 更に、振り込め詐欺救済法は、犯罪利用貯金口座について、被害者の財産的被害の迅速な回復に資する観点から、残された資金を被害者に分配するための手続を規定するものであるが、組合にとっては、従来、貯金規定に基づいて行っていた口座の取引停止等の措置が法的に求められることとなった点において、適切な口座管理の観点から極めて重要な意義を有する。組合においては、不正利用口座に係る取引停止等の措置を、事務手続きの問題ではなくコンプライアンスの問題として位置付け、迅速かつ適切に実施するための態勢を整備していく必要がある。

(4) 金融サービス濫用防止についての意義

組合が、犯収法により義務付けられた取引時確認等や疑わしい取引の届出、盗難通帳・偽造印鑑等による貯金の不正払戻しを防止するための措置、又は犯罪利用貯金口座の疑いがあると認める場合における取引停止等の措置を的確に実施し得る内部管理態勢を構築することは、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融システムに対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。

II-3-1-3-1-2 主な着眼点

組合の業務に関して、取引時確認等の措置及びリスクベース・アプローチを含むマネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに定める措置を的確に実施し、マネロン・テロ資金供与、貯金口座の不正利用といった組織犯罪等に利用されることを防止するため、以下のような態勢が整備されているか。

なお、こうしたマネロン・テロ資金供与対策の実施にあたっては、実際の利用者との接点である営業部門において有効に機能するよう、経営陣が主導的に関与して地域・部門横断的なガバナンスを確立した上で、同ガバナンスの下、関係部署が継続的に取組みを進める必要がある。

また、マネロン・テロ資金供与対策の方針・手続・計画等の策定及び見直しについては、経営陣が承認するとともに、その実施状況についても、経営陣が、定期的及び随時に報告を受け、必要に応じて議論を行うなど、経営陣の主導的な関与が求められる。

(注1) 取引時確認等の措置の的確な実施にあたっては、「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」(平成24年10月金融庁)を参考にすること。

(注2) リスクベース・アプローチとは、自己のマネロン・テロ資金供与リスクを特定・評価し、これを実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策を

講ずることをいう。

(1) 取引時確認等の措置及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに定める措置を的確に行うための一元的な管理態勢が整備され、機能しているか。

特に、一元的な管理態勢の整備にあたっては、以下の措置を講じているか。

① 管理職レベルのマネロン・テロ資金供与対策のコンプライアンス担当者など、適切な者を犯収法第11条第3号に規定する統括管理者として選任・配置すること。

② マネロン・テロ資金供与等に利用されるリスクについて調査・分析し、その結果を勘案した措置を講じるために、以下のような対応を行うこと。

イ. 犯収法第3条第3項に基づき国家公安委員会が作成・公表する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、取引・商品特性や取引形態、取引に関係する国・地域、利用者属性等の観点から、自らが行う取引がマネロン・テロ資金供与等に利用されるリスクについて適切に調査・分析した上で、その結果を記載した書面等（以下「特定事業者作成書面等」という。）を作成し、定期的に見直しを行うこと。

ロ. 特定事業者作成書面等の内容を勘案し、必要な情報を収集・分析するとともに、保存している確認記録（犯収法第6条第1項に規定する確認記録をいう。以下同じ。）及び取引記録等（犯収法第7条第3項に規定する取引記録等をいう。以下同じ。）について継続的に精査すること。

ハ. 犯収法第4条第2項前段に定める厳格な利用者管理を行う必要性が特に高いと認められる取引若しくは犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（以下「犯収法施行規則」という。）第5条に定める利用者管理を行う上で特別の注意を要する取引又はこれら以外の取引で犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案してマネロン・テロ資金供与等の危険性の程度が高いと認められる取引（以下「高リスク取引」という。）を行う際には、当該取引を行うことについて統括管理者が承認を行い、また、当該取引について情報の収集・分析を行った結果を記載した書面等を作成し、確認記録又は取引記録等と共に保存すること。

③ 適切な職員採用方針や利用者受入方針を策定すること。

④ 必要な監査を実施すること。

⑤ 取引時確認等の措置を含む利用者管理方法について、マニュアル等の作成・職員に対する周知を行うとともに、職員がその適切な運用を行うことができるように、適切かつ継続的な研修を行うこと。

また、研修等（関係する資格の取得状況を含む。）の効果について、研修等内容の遵守状況の検証や職員等に対するフォローアップ等の方法により確認し、新たに生じるリスク等も加味しながら、必要に応じて研修等の受講者・回数・受講状況・内容等を見直すこと。

⑥ 取引時確認や疑わしい取引の検出を含め、職員が発見した組織的犯罪による金融サービスの濫用に関連する事案についての適切な報告態勢（方針・方法・情報管理体制等）を整備すること。

(2) 法人利用者との取引における実質的支配者の確認や、外国PEPs（注）該当性の確認、個人番号や基礎年金番号の取扱いを含む本人確認書類の適切な取

扱いなど、取引時確認を適正に実施するための態勢が整備されているか。

(注) 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(平成20年政令第20号。以下「犯収法施行令」という。)第12条第3項各号及び犯収法施行規則第15条各号に掲げる外国の元首及び外国政府等において重要な地位を占める者等をいう。

とりわけ、犯収法第4条第2項前段及び犯収法施行令第12条各項に規定する、下記イ. からニ. までのような厳格な利用者管理を行う必要性が特に高いと認められる取引を行う場合には、利用者の本人特定事項を、通常と同様の方法に加え、追加で本人確認書類又は補完書類の提示を受ける等、通常の見よりも厳格な方法で確認するなど、適正に(再)取引時確認を行う態勢を整備しているか。また、資産及び収入の状況の確認が義務付けられている場合について、適正に確認を行う態勢が整備されているか。

- イ. 取引の相手方が関連取引時確認に係る利用者等又は代表者等になりすましている疑いがある場合における当該取引
- ロ. 関連取引時確認が行われた際に当該関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある利用者等との取引
- ハ. 犯収法施行令第12条第2項に定める、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域に居住し又は所在する利用者等との特定取引等
- ニ. 外国PEPsに該当する利用者等との特定取引

このほか、敷居値以下であるが1回当たりの取引の金額を減少させるために一の取引を分割したものであることが一見して明らかな取引(犯収法施行令第7条第3項各号に掲げる取引に限る。)については、特定取引とみなして、取引時確認を適切に実施することとしているか。

(3) 疑わしい取引の届出を行うに当たって、利用者の属性、取引時の状況その他組合の保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案した上で、犯収法第8条第2項並びに犯収法施行規則第26条及び第27条に基づく適切な検討・判断が行われる態勢が整備されているか。また、当該態勢整備に当たっては、特に以下の点に十分留意しているか。

- ① 組合の行っている業務内容・業容に応じて、システム、マニュアル等により、疑わしい利用者や取引等を検出・監視・分析する態勢を構築すること。
- ② 犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案の上、国籍(例: FATFが公表するマネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域)、外国PEPs該当性、利用者が行っている事業等の利用者属性や、外為取引と国内取引との別、利用者属性に照らした取引金額・回数等の取引態様その他の事情を十分考慮すること。また、既存利用者との継続取引や高リスク取引等の取引区分に応じて、適切に確認・判断を行うこと。

(4) コルレス契約について、犯収法第9条及び第11条、犯収法施行規則第28条及び第32条並びにマネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに基づき、以下の態勢が整備されているか。

(注) 犯収法第9条の「外国所在為替取引業者との間で、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約」とは、国際決済のために外国所在為

替取引業者（コルレス先）との間で電信送金の支払、手形の取立、信用状の取次、決済等の為替業務、資金管理等の銀行業務について委託又は受託する旨の契約（コルレス契約）をいう。

- ① コルレス先の顧客基盤、業務内容、マネロン・テロ資金供与を防止するための態勢整備の状況及び現地における監督当局の当該コルレス先に対する監督態勢等について情報収集し、コルレス先を適正に評価した上で、統括管理者による承認を含め、コルレス契約の締結・継続を適切に審査・判断すること。
 - ② コルレス先とのマネロン・テロ資金供与の防止に関する責任分担について文書化する等して明確にすること。
 - ③ コルレス先が営業実態のない架空銀行（いわゆるシェルバンク）でないこと及びコルレス先がその保有する口座を架空銀行に利用させないことについて確認すること。また、確認の結果、コルレス先が架空銀行であった場合又はコルレス先がその保有する口座を架空銀行に利用されることを許容していた場合、当該コルレス先との契約の締結・継続を遮断すること。
- (5) 口座の不正利用等を防止するため、貯金の支払や口座開設等に当たって、必要に応じ、取引時確認の実施や口座の利用目的等の確認を行うなど、適切な口座管理を実施するための内部管理態勢が整備されているか。また、口座の不正利用による被害防止のあり方について検討を行い、必要な措置を講じているか。
- 特に、いわゆるヤミ金融業者等が貯金口座を利用して違法な取立てを行ったり、架空請求書を送り付けて組合の貯金口座に振込みを請求したりするなど、貯金口座を不正に利用した悪質な事例が大きな社会問題となっている。また、犯罪資金の払出は被害者の財産的被害の回復を困難ならしめるものである。これらを踏まえ、被害にあった利用者からの届出等、口座の不正利用に関する情報を速やかに受け付ける態勢を整備するとともに、こうした情報等を活用して、貯金規定や振り込め詐欺救済法に定められている貯金取引停止・口座解約等の措置を迅速かつ適切に講ずる態勢を整備しているか。その際、同一名義であることなどから不正利用が疑われる口座についても、取引状況の調査を行うなど、必要な措置を講ずることとしているか。
- (6) 振込みを利用した犯罪行為の被害者の財産的被害を迅速に回復するため、振り込め詐欺救済法に規定する犯罪利用貯金口座に係る貯金等債権の消滅手続や振込利用犯罪行為の被害者に対する被害回復分配金の支払手続等について、内部規則で明確に定めることなどにより、円滑かつ速やかに処理するための態勢を整備しているか。その際、消滅手続期間中における被害申出者に対し、支払申請に関し利便性を図るための措置を、また、被害が疑われる者に対し、支払手続実施等について周知するため、必要な情報提供その他の措置を、適切に講ずるものとしているか。
- (7) 貯金口座の不正利用に関する裁判所からの調査囑託や弁護士法に基づく照会等に対して、個々の具体的事案ごとに、組合に課せられた守秘義務も勘案しながら、これらの制度の趣旨に沿って、適切な判断を行う態勢が整備されている

か。

(8) 盗難通帳・偽造印鑑等による貯金の不正払戻しを防止するため、窓口での貯金の支払等に当たって、必要に応じ取引時確認を行う態勢が整備されているか。また、通帳の印影から印鑑の偽造を防止するための措置を講じているか。

不正払戻しの被害にあった利用者からの届出を速やかに受け付ける態勢が整備されているか。また、損失の補償については、偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律（平成17年法律第94号。以下「預貯金者保護法」という。）の趣旨を踏まえ、利用者保護を徹底する観点から、貯金規定、利用者対応方針等において統一的な対応を定めるほか、真摯な利用者対応を行う態勢が整備されているか。

不正払戻しに関する記録を適切に保存するとともに、利用者や捜査当局から該当資料の提供などの協力を求められたときは、これに誠実に協力することとされているか。

（注）不正払戻し発生防止に向けた施策が、利用者の利便を大きく損なうことのないよう配慮する必要がある。

II-3-1-3-1-3 監督手法・対応

検査結果、不祥事件等届出書、盗難通帳に係る犯罪発生報告書等により、上記(1)から(8)まで及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに定める着眼点等に照らして取引時確認等の措置の確実な履行、同ガイドラインに定める措置、盗難通帳・偽造印鑑等による貯金の不正払戻しを防止するための措置、又は犯罪利用貯金口座の疑いがあると認める場合における取引停止等の措置を適切に実施するための内部管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ、水協法第122条に基づき報告（追加の報告を含む。）を求め、重大な問題があると認められる場合には、水協法第123条の2に基づき業務改善命令を発出するものとする。

また、内部管理態勢が極めて脆弱であり、反社会的勢力・テロリスト等の組織的犯罪等に利用され続けるおそれがあると認められるときは、水協法第123条の2に基づき、業務改善に要する一定期間に限った業務の一部停止命令を発出するものとする。

さらに、取引時確認義務及び疑わしい取引の届出義務に違反し、又は犯罪利用貯金口座であると疑うに足る相当な理由があると認めるときに取引停止等の措置を怠り、著しく公益を害したと認められる場合など、重大な法令違反と認められる場合には、水協法第124条に基づく業務の一部停止命令を発出するものとする。

（参考）

- ・「預貯金者保護法に係る全銀協自主ルール等への対応について」（平成20年5月8日：JFマリンバンク）

II-3-1-3-2 偽造紙幣・硬貨等

刑法第152条が、偽造・変造通貨の流通を阻止しようとする趣旨であることに鑑み、組合においても適正な内部管理態勢の構築のために、例えば、以下のような取

組みが行われているか。

- (1) 利用者より提示のあった紙幣等が偽造・変造であると判明した段階で、警察への届出や疑わしい取引の届出が速やかになされる体制となっているか。
 - (2) 偽造・変造紙幣等を再流通させないために組合がとるべき行動について、適切な規定・要領等の整備や役職員への徹底がなされているか。
- (注) 組織犯罪等への対応としては、以上のほか、偽造・盗難キャッシュカード対策(Ⅱ-3-4-2 ATMシステムのセキュリティ対策)、インターネットバンキング(Ⅱ-3-5 インターネットバンキング)のフィッシング対策等も参照のこと。

Ⅱ-3-1-4 反社会的勢力による被害の防止

Ⅱ-3-1-4-1 意義

反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題であり、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを推進していくことは、組合にとって社会的責任を果たす観点から必要かつ重要なことである。特に、公共性を有し、経済的に重要な機能を営む組合においては、組合自身や役職員のみならず、利用者等の様々なステークホルダーが被害を受けることを防止するため、反社会的勢力を金融取引から排除していくことが求められる。

もとより組合として公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するためには、反社会的勢力に対して屈することなく法令等に則して対応することが不可欠であり、組合においては、反社被害防止指針の趣旨を踏まえ、平素より、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備に取り組む必要がある。

特に、近時反社会的勢力の資金獲得活動が巧妙化しており、関係企業を使い通常の経済取引を装って巧みに取引関係を構築し、後々トラブルとなる事例も見られる。こうしたケースにおいては役員の断固たる対応、具体的な対応が必要である。

なお、役職員の安全が脅かされる等不測の事態が危惧されることを口実に問題解決に向けた具体的な取組みを遅らせることは、かえって組合や役職員自身等への最終的な被害を大きくし得ることに留意する必要がある。

(参考) 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせ)

①反社会的勢力による被害を防止するための基本原則

- 組織としての対応
- 外部専門機関との連携
- 取引を含めた一切の関係遮断
- 有事における民事と刑事の法的対応
- 裏取引や資金提供の禁止

②反社会的勢力のとらえ方

暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である「反社会的勢力」をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった

属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である（平成23年12月22日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」参照）。

Ⅱ－3－1－4－2 主な着眼点

反社会的勢力とは一切の関係をもたず、反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で可能な限り速やかに関係を解消するための態勢整備及び反社会的勢力による不当要求に適切に対応するための態勢整備の検証については、個々の取引状況等を考慮しつつ、例えば以下のような点に留意することとする。

（1）組織としての対応

反社会的勢力との関係の遮断に組織的に対応する必要性・重要性を踏まえ、担当者や担当部署だけに任せることなく理事等の役員が適切に関与し、組織として対応することとしているか。また、組合単体のみならず、グループ一体となって、反社会的勢力の排除に取り組むこととしているか。さらに、グループ外の他社（信販会社等）との提携による金融サービスの提供などの取引を行う場合においても、反社会的勢力の排除に取り組むこととしているか。

（2）反社会的勢力対応部署による一元的な管理態勢の構築

反社会的勢力との関係を遮断するための対応を総括する部署（以下「反社会的勢力対応部署」という。）を整備し、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢が構築され、機能しているか。

特に、一元的な管理態勢の構築に当たっては、以下の点に十分留意しているか。

- ① 反社会的勢力対応部署において反社会的勢力に関する情報を積極的に収集・分析するとともに、当該情報を一元的に管理したデータベースを構築し、適切に更新（情報の追加、削除、変更等）する体制となっているか。また、当該情報の収集・分析等に際しては、グループ内で情報の共有に努め、業界団体等から提供された情報を積極的に活用しているか。さらに、当該情報を取引先の審査や当該金融機関における会員又は組合員の属性判断等を行う際に、適切に活用する体制となっているか。
- ② 反社会的勢力対応部署において対応マニュアルの整備や継続的な研修活動、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関との平素からの緊密な連携体制の構築を行うなど、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みの実効性を確保する体制となっているか。特に、平素より警察とのパイプを強化し、組織的な連絡体制と問題発生時の協力体制を構築することで、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報する体制となっているか。
- ③ 反社会的勢力との取引が判明した場合及び反社会的勢力による不当要求がなされた場合等において、当該情報を反社会的勢力対応部署へ迅速かつ適切に報告・相談する体制となっているか。また、反社会的勢力対応部署は、当該情報を迅速かつ適切に役員に対し報告する体制となっているか。さらに、反社会的勢力対応部署において実際に反社会的勢力に対応する担当者の安全を確保し担当部署を支援する体制となっているか。

(3) 適切な事前審査の実施

反社会的勢力との取引を未然に防止するため、反社会的勢力に関する情報等を活用した適切な事前審査を実施するとともに、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入を徹底するなど、反社会的勢力が取引先となることを防止しているか。

提携ローン（４者型）（注）については、暴力団排除条項の導入を徹底の上、組合が自ら事前審査を実施する体制を整備し、かつ、提携先の信販会社における暴力団排除条項の導入状況や反社会的勢力に関するデータベースの整備状況等を検証する態勢となっているか。

（注）提携ローン（４者型）とは、加盟店を通じて顧客からの申込みを受けた信販会社が審査・承諾し、信販会社による保証を条件に金融機関が当該顧客に対して資金を貸付けるローンをいう。

(4) 適切な事後検証の実施

反社会的勢力との関係遮断を徹底する観点から、既存の債権や契約の適切な事後検証を行うための態勢が整備されているか。

(5) 反社会的勢力との取引解消に向けた取組み

① 反社会的勢力との取引が判明した旨の情報が反社会的勢力対応部署を經由して迅速かつ適切に理事等の役員に報告され、役員の適切な指示・関与のもと対応を行うこととしているか。

② 平素から警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密に連携しつつ、株式会社整理回収機構のサービサー機能を活用する等して、反社会的勢力との取引の解消を推進しているか。

③ 事後検証の実施等により、取引開始後に取引の相手方が反社会的勢力であると判明した場合には、可能な限り回収を図るなど、反社会的勢力への利益供与にならないよう配慮しているか。

④ いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には、資金提供や不適切・異例な取引を行わない態勢を整備しているか。

(6) 反社会的勢力による不当要求への対処

① 反社会的勢力により不当要求がなされた旨の情報が反社会的勢力対応部署を經由して迅速かつ適切に理事等の役員に報告され、役員の適切な指示・関与のもと対応を行うこととしているか。

② 反社会的勢力からの不当要求があった場合には積極的に警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関に相談するとともに、暴力追放運動推進センター等が示している不当要求対応要領等を踏まえた対応を行うこととしているか。特に、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報を行うこととしているか。

③ 反社会的勢力からの不当要求に対しては、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、積極的に被害届を提出するなど、刑事事件化も躊躇しない対応を行うこととしているか。

④ 反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合には、反社会的勢力対応部署の要請を受けて、不祥事案を担当する部署が速やかに事実関係を調査することとしているか。

Ⅱ－３－１－４－３ 監督手法・対応

検査結果、不祥事件等届出書等により、反社会的勢力との関係を遮断するための態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じて水協法第122条に基づき報告を求め、当該報告を検証した結果、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題があると認められる場合等には、水協法第123条の2に基づく業務改善命令又は水協法第124条に基づく必要な措置をとるべきの命令の発出を検討するものとする。その際、反社会的勢力への資金提供や反社会的勢力との不適切な取引関係を認識しているにもかかわらず関係解消に向けた適切な対応が図られないなど、内部管理態勢が極めて脆弱であり、その内部管理態勢の改善等に専念させる必要があると認められるときは、水協法第123条の2に基づく業務改善に要する一定期間に限った業務の一部停止命令の発出を検討するものとする。

また、反社会的勢力であることを認識しながら組織的に資金提供や不適切な取引関係を反復・継続するなど、重大性・悪質性が認められる法令違反又は公益を害する行為などに対しては、水協法第124条に基づく厳正な処分について検討するものとする。

Ⅱ－３－１－５ 顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第2条）

Ⅱ－３－１－５－１ 主な着眼点

組合が、その事業を通じて、社会に付加価値をもたらし、同時に自身の経営の持続可能性を確保していくためには、顧客の最善の利益を勘案しつつ、顧客に対して誠実かつ公正にその業務を行うことが求められる。そこで、組合が、必ずしも短期的・形式的な意味での利益に限らない「顧客の最善の利益」をどのように考え、これを実現するために自らの規模・特性等に鑑み、組織運営や商品・サービス提供も含め、顧客に対して誠実かつ公正に業務を遂行しているかを検証する。

Ⅱ－３－１－５－２ 監督手法・対応

日常の監督事務や、不祥事件等届出書等を通じて把握された組合の誠実公正義務上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて水協法第122条に基づく報告を求めることを通じて、組合における自主的な業務改善状況を把握することとする。組合における健全かつ適切な運営の確保又は顧客保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、水協法第123条の2に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、水協法第124条に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

Ⅱ－３－１－６ 出資増強時における留意点

協同組織金融機関の普通出資については、①基本的には会員・組合員の事業利用

権であること、②出資者の資格が制限されていることなどから流動性が乏しいことなど、株式会社である銀行の株式とは異なる性格や制度的枠組みを有している。

組合における出資増強時の監督に当たっては、こうした協同組織金融機関における普通出資の特性や銀行とは異なる制度的枠組み等を踏まえ、以下のような点に留意することとする。なお、組合における優先出資による資本増強時の監督に当たっても、以下の項目を、適宜、読み替えて対応するものとする。

Ⅱ－３－１－６－１ 着眼点

例えば早期是正措置や早期警戒制度における収益性改善措置等、組合に対して、必要に応じ、水協法に基づき経営改善計画等の提出を求めた場合において、当該計画の中に普通出資による資本増強策が含まれている場合にあっては、例えば「資本充実の原則」との関係や「優越的な地位の濫用」の防止など法令等遵守に係る内部管理態勢の確立について、健全性や誠実さの観点から十分な経営努力が払われているかどうかなど、特に、以下のような着眼点から検証することとする。

(1) 基本的な経営姿勢

- ① 理事会（経営管理委員を置く組合にあっては、経営管理委員会を含む。Ⅱ－３－１－４－２（１）②において同じ。）が、出資増強に関する法令等遵守の重要性を理解し、全組織的な態勢整備を行っているか。
- ② 理事会は、単に内部規則の制定、通知の発出等にとどまらず、職員への周知・徹底を確実に図ることとしているか。また、組織内における監視・けん制機能を実効性あるものとしているか。

(2) 特に留意すべき事項

出資増強に際して遵守すべきすべての法令等に対して、十分なコンプライアンスを確保することとしているか。

特に、以下の点について、十分な遵守態勢が構築されているか。

- ① 会社法の「資本充実の原則」の遵守及び「金融機関の自己資本としての健全性（安定性・適格性）」の確保
- ② 独占禁止法が禁止している不公正な取引方法に該当する行為（例えば「優越的な地位の濫用」）の発生防止
- ③ 適切な説明等

例えば「出資の勧誘等に際しての利用者への説明方法及び内容が、民法（明治29年法律第89号）等の観点（出資をしようとする者に対して、将来における配当など不確実な事項について、断定的な判断を示したり、確実であると誤解させるおそれのあることを告げていないか等）から適切なものとなっているか。」

特に、「貯金等との誤認を防止するための十分な措置を講じているか。」等、適切な説明等が行われているか。

(3) 遵守状況の事後的な点検体制の整備

出資増強の手続の進行に応じて、コンプライアンスの遵守状況について、全組織的な事後点検を行う体制を整えているか。

Ⅱ－３－１－６－２ 監督手法・対応

- (1) 組合から関係法令に基づき経営改善計画等の提出を求めた場合において、当該計画の中に普通出資による資本増強策が含まれている場合には、必要に応じ、各種の法令等遵守に係る内部管理態勢全般に関する資料の添付を求めることとする。
- (2) 組合から提出された経営改善計画等を検証した結果、組合における対応の適切性に疑義が認められる場合には、必要に応じ、水協法第122条に基づき報告を求め、又は、重大な問題があると認められる場合には、水協法第123条の2に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

Ⅱ－３－１－７ 不適切な取引等

Ⅱ－３－１－７－１ 履行保証

組合が、いわゆる履行ボンド等、建設工事等の履行保証を行う場合には、保証履行の際に、組合が、自ら工事を完成させる等の水協法第11条、第87条、第93条又は第97条に照らして組合が行うことのできない事業を行う必要が生じない契約内容となっているか。

Ⅱ－３－１－７－２ 正常な取引慣行に反する不適切な取引の発生の防止等

過度な協力貯金、過大な歩積両建貯金等の受入れ、他金融機関への過度な貯金紹介、組合の業務範囲に含まれない商品等の紹介斡旋、利用者の印鑑等の預かり、関連会社等との取引の強要等独占禁止法上問題となる優越的な地位の濫用や利用者の実際の資金需要に基づかない決算期を跨った短期間の与信取引の依頼など正常な取引慣行に反する不適切な取引（注）の発生をどのように防止しているか。

（注）労働条件の引下げ強制なども含む。これらの点に関し、企業価値担保権を設定した融資（後記「Ⅱ－６ 将来の成長可能性を重視した融資等に向けた取組」参照）を行う場合であっても、通常の融資の場合と同様、組合は労働条件等（債務者における人員整理や労働条件の引下げ等）について決定する等の権限を有するものではなく、企業価値担保権設定の目的も、組合が中小漁業者等（その従業員を含む）の労働条件等に影響を及ぼすことでない点に、留意が必要である。その他、企業価値担保権を利用した融資を行うに当たっての留意点として「事業性融資の推進等に関する法律等に関する留意事項について」（金融庁。以下「事業性融資の推進等に関する法律等ガイドライン」という。）において「法第7条関係」として定められた項目も参照。

また、金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成20年法律第90号）の衆議院における附帯決議の趣旨を踏まえ、貸出し等の金融業務の実施に際しては、厳正な政治的中立性が確保されているかどうか。

さらに、漁協系統組織はその構成員のための組織であるという原点を踏まえ、貸

出し等の金融業務の実施に当たってはあらゆる面で公平・公正かつ円滑な資金の融通に支障がないよう適正に行われているか。

Ⅱ－３－１－８ 貸金庫サービスに関するコンプライアンス

Ⅱ－３－１－８－１ 意義

組合は、水協法に基づく付随業務の一形態として利用者の資産を預かるサービスとして貸金庫を提供している。利用者からの信頼に基づき、利用者の資産を安全に保管し、利用者が安心して利用できるように、組合において貸金庫の適切な運営に必要な態勢等を整備することは、利用者からの信頼を確立・維持するためにも重要である。貸金庫においては、貸金庫内の利用者の資産の窃取等、職員による不正等のおそれがあり、また、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与等の不正な目的で利用されるリスクがある。特に、貸金庫は、その秘匿性を利用して、悪意のある者によって不正・不適切な目的で利用し得るものであることに留意する必要がある。

以上を踏まえ、組合が貸金庫サービスを提供するに当たっては、貸金庫内の利用者の資産の窃取等、職員による不正等を防止するための管理態勢、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与並びに不正利用への対応、並びに利用者の資産の窃取・横領事案が生じた場合の公表等の措置が求められる。

Ⅱ－３－１－８－２ 主な着眼点

(1) 管理体制

職員による不正等を防止し、利用者の資産を安全に保管し、利用者が安心して利用できるよう、利用者保護の観点から、以下の点を含む適切な貸金庫の管理態勢を整備しているか。

- ① 貸金庫の入退室・開閉等に関する手続や規程（例えば、貸金庫入室時に複数人による確認を要する手続等）を整備すること。
- ② 貸金庫の予備鍵を含む重要物の保管方法（例えば、予備鍵を本部等で一括管理する方法等）に関する規程を策定すること。
- ③ 貸金庫の入退室・開閉等に関する管理（例えば、開閉の記録の作成・保存、貸金庫前の防犯カメラの設置、貸金庫入室時の生体認証の導入等）を実施すること。
- ④ 上記を含む支所・支店（事務所）での貸金庫の管理態勢に対する本部等による定期的な点検・確認を行うこと。

(2) マネー・ロンダリング及びテロ資金供与等のリスクへの対応

貸金庫の貸与を行うことを内容とする契約の締結が特定取引に該当すること（犯収法施行令第7条第1項第1号エ）を踏まえ、貸金庫がマネー・ロンダリングやテロ資金供与、不正利用といった組織犯罪等に利用されることを防止するため、以下のような措置を講じているか。

- ① Ⅱ－３－１－３－１－２を参考にしつつ、取引時確認、取引記録等の保存、

疑わしい取引の届出等の措置を適切に行うための内部管理態勢を構築しているか。

- ② マネー・ローンダリングや貸金庫の不正利用等防止の観点から、貸金庫の約款等において、リスクが高いと考えられる物品等（注）が適切に格納可能な物品から除外されているか。また、格納可能な物品の適切性を含め、貸金庫の約款等について定期的に見直しを行っているか。

（注）現金は、「リスクが高いと考えられる物品等」に含まれる。

- ③ 貸金庫の貸与を行うことを内容とする契約の締結や貸金庫の利用等に当たって、利用者に対して格納物が貸金庫の約款に定める範囲を逸脱することがないか確認するなど、貸金庫の利用目的等の確認を行っているか。また、適切な貸金庫の管理を実施するための内部管理態勢（例えば、利用者の貸金庫利用時の職員による立会いや、カメラによる撮影等）が整備されているか。

（3）事案の公表等

貸金庫からの利用者の資産の窃取・横領事案については、捜査への支障がある場合や利用者が公表を望まない等の例外的な場合を除き、原則公表することとしているか。

また、貸金庫からの利用者の資産の窃取・横領事案が発生した原因を分析し、再発防止に向けた対策を講じているか。さらに、他者における貸金庫からの利用者の資産の窃取・横領事案を踏まえ、類似事例の再発防止のために必要な措置の検討を行っているか。

Ⅱ－3－2 利用者保護等

Ⅱ－3－2－1 与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関する利用者への説明態勢及び相談苦情処理機能

Ⅱ－3－2－1－1 意義

- （1）水協法第11条の12第2項及び信用事業命令第13条は、組合に対し、その行う事業の内容及び方法に応じ、利用者の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の利用者に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明を含む。）に関する内部規則等（内部規則その他これに準ずるものをいう。）を定めるとともに、職員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備することを義務付けている。

また、組合は信用事業に関し、利用者に対し虚偽のことを告げる行為、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為等をしてはならないとされている（水協法第11条の10、信用事業命令第7条の4）。これらの行為は、そもそも水協法第11条の12で定める信用事業の的確な遂行その他健全かつ適切な運営が確保されるための措置に違反する行為として禁止されてきたものである。

- （注）説明態勢の整備は組合の行うすべての信用事業が対象となるが、資産運用商品の販売に関しては、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律

(平成12年法律第101号。以下「金融サービス提供法」という。)の施行等に対応した態勢整備が必要である。

- (2) このため、組合が広く貸し手の責任において整備すべき与信取引(貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約)に関する説明態勢及びそれを補完する相談苦情処理機能について、主として中小漁業者等向け貸付け及び個人保証関係を念頭において、行政庁が組合の内部管理態勢の検証を行う際の着眼点を類型化して例示している。

Ⅱ-3-2-1-2 主な着眼点

(1) 全組合的な内部管理態勢の確立

- ① 利用者への説明態勢に関する全組合的な内部管理態勢の確立に関し、経営管理委員会及び理事会が適切に機能を発揮しているか。

② 法令の趣旨を踏まえた内部規則等の作成

- イ. 業務の内容及び方法に応じた説明態勢が内部規則等で明確に定められているか。

与信取引には、例えば、手形割引、貸付金(手形貸付、証書貸付、当座貸越)、債務保証等の多様な取引があり、また、保証契約についても、保証約定書形式や手形保証等の種類があるが、それぞれの種類に応じた態勢整備がなされているか。

さらに、インターネット取引等の異なる取引方法に応じた態勢整備がなされているか。

- ロ. 利用者の知識、経験及び財産の状況に応じた説明態勢が内部規則等で明確に定められているか。

特に、中小漁業者等や個人については、実態に即した取扱いとなっているか。

③ 法令の趣旨を踏まえた組合内の実施態勢の構築

- イ. 内部規則等に基づいて業務が運営されるよう、研修その他の方策(マニュアル等の配布を含む。)が整備されているか。

- ロ. 説明態勢等の実効性を確保するため、検査・監査等の内部けん制機能は十分発揮されているか。

④ 経営相談機能と説明態勢の連携

経営相談機能を充実・強化するための環境整備として、与信後における利用者との情報の相互共有に向けた説明態勢が整備されているか(Ⅱ-3-2-1-2(4)を参照)。

(2) 契約時点等における説明

以下の事項について、内部規則等を定めるとともに、職員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制が整備されているか検証する。

① 商品又は取引の内容及びリスク等に係る説明

契約の意思形成のために、利用者の十分な理解を得ることを目的として、必要な情報を的確に提供することとしているか。

なお、検証に当たっては、特に以下の点に留意する。

- イ. 住宅ローン契約については、利用者に適切な情報提供とリスク等に関する説明を行うこととしているか。特に、金利変動型又は一定期間固定金利型の住宅ローンに係る金利変動リスク等について、十分な説明を行うこととしているか。

説明に当たっては、例えば、「住宅ローン利用者に対する金利変動リスク等に関する説明について」（平成17年2月18日全漁連）に沿った対応がなされる態勢となっているか。また、適用金利が将来上昇した場合の返済額の目安を提示する場合には、その時点の経済情勢において合理的と考えられる前提に基づき試算を示すこととしているか。

- ロ. 個人保証契約については、保証債務を負担するという意思を形成するだけでなく、その保証債務が実行されることによって自らが責任を負担することを受容する意思を形成するに足る説明を行うこととしているか。

例えば、保証契約の形式的な内容にとどまらず、保証の法的効果とリスクについて、最良のシナリオだけでなく、最悪のシナリオ即ち実際に保証債務を履行せざるを得ない事態を想定した説明を行うこととしているか。

また、保証人に対し説明をした旨を確認し、その結果等を書面又は電子的方法で記録することとしているか。

- ハ. 経営者等との間で保証契約を締結する場合や既存の保証契約(注)がある場合には、「経営者保証に関するガイドライン」（平成25年12月5日「経営者保証に関するガイドライン研究会」により公表。以下「経営者保証ガイドライン」という。）に基づき、以下の点について、主債務者と保証人に対して、丁寧かつ具体的に説明を行うこととしているか、また、保証人に対し、次に掲げる事項を踏まえた説明をした旨を確認し、その結果等を書面又は電子的方法で記録することとしているか（Ⅱ－8－2参照）。

（注）M&A・事業承継など主たる株主等が変更になることを組合が把握した保証契約を含む。

- a どの部分が十分ではないために保証契約が必要となるのか、個別具体的内容（注）
- b どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか、個別具体的内容（注）
- c 原則として、保証履行時の履行請求は、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案した上で、履行の範囲が定められること

（注）「経営者保証ガイドライン」第4項（2）に掲げられている要素を参照の上、債務者の状況に応じた内容を説明。

その際、可能な限り、資産・収益力については定量的、その他の要素については客観的・具体的な目線を示すことが望ましい。

- ニ. 連帯保証契約については、補充性や分別の利益が無いことなど、通常の保証契約とは異なる性質を有することを、相手方の知識、経験等に応じて説明することとしているか。

（注1）「補充性」とは、主たる債務者が債務を履行しない場合に初めてその債務を履行すればよいという性質をいう。

（注2）「分別の利益」とは、複数人の保証人が存在する場合、各保証人

は債務額を全額保証人に均分した部分（負担部分）についてのみ保証すれば足りるという性質をいう。

ホ. 経営者以外の第三者との間で個人連帯保証契約を締結する場合（Ⅱ－９参照）には、契約者本人の経営への関与の度合いに留意し、原則として、経営に実質的に関与していない場合であっても保証債務を履行せざるを得ない事態に至る可能性があることについての特段の説明を行うこととしているか。併せて、保証人から説明を受けた旨の確認を行うこととしているか。

（注）契約者本人が経営に実質的に関与していないにもかかわらず、自発的に連帯保証契約の申し出を行った場合には、組合から特段の説明を受けた上で契約者本人が自発的な意思に基づき申し出を行った旨を証した書面の提出を受けるなどにより、当該契約について組合から要求されたものではないことを確認しているかに留意する。

ヘ. 経営者以外の第三者と根保証契約を締結する場合には、原則として、契約締結後、保証人の要請があれば、定期的又は必要に応じて随時、被保証債務の残高・返済状況について情報を提供することとしているか。

② 契約締結の客観的かつ合理的な理由の説明

利用者から説明を求められたときは、事後の紛争等を未然に防止するため、契約締結の客観的かつ合理的な理由についても、利用者の知識、経験等に応じ、その理解と納得を得ることを目的とした説明を行う態勢が整備されているか。

なお、以下のイ. 及びロ. の検証に関しては、それぞれに掲げる事項について利用者から求められれば説明する態勢、また、ハ. の検証に関しては、保証契約を締結する場合や既存の保証契約（注）がある場合において上記ハ. aからcまでを説明する態勢及びその結果等を書面又は電子的方法で記録する態勢が整備されているかに留意する。

（注）M&A・事業承継など主たる株主等が変更になることを組合が把握した保証契約を含む。

イ. 貸付契約

貸付金額、金利、返済条件、期限の利益の喪失事由、財務制限条項等の契約内容について、利用者の財産の状況を踏まえた契約締結の客観的かつ合理的な理由

ロ. 担保設定契約

極度額等の契約内容について、債務者との取引状況や今後の取引見通し、担保提供者の財産の状況を踏まえた契約締結の客観的かつ合理的な理由

ハ. 保証契約

保証人の立場及び財産の状況、主債務者や他の保証人との関係等を踏まえ、当該保証人との間で保証契約を締結する客観的かつ合理的な理由

a 根保証契約については、設定する極度額及び元本確定期日について、主債務者との取引状況や今後の取引見通し、保証人の財産の状況を踏まえた契約締結の客観的かつ合理的な理由

b 経営者以外の第三者との間で個人連帯保証契約を締結する場合には、民法における保証契約の取扱い（Ⅱ－９－１参照）及び「経営者以外の

第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行を確立」するとの観点に照らし、必要に応じ、「漁業信用基金協会の監督に当たっての留意事項について（事務ガイドライン）」及び「信用保証協会における第三者保証人徴求の原則禁止について」における考え方にも留意しつつ（Ⅱ－９－２（１）参照）、当該第三者と保証契約を締結する客観的かつ合理的理由

- c. 経営者等に保証を求める場合には、経営者保証ガイドラインに基づき（Ⅱ－８－２参照）、当該経営者等と保証契約を締結する客観的かつ合理的な理由（注）

（注）客観的かつ合理的な理由の説明に当たっては、どの部分が十分ではないために保証契約が必要なのか、どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか、について、債務者の状況に応じて、個別具体的に説明を行う。

その際、可能な限り、資産・収益力については定量的、その他の要素については客観的・具体的な目線を示すことが望ましい。

③ 契約の意思確認

- イ. 契約の内容を説明し、借入意思・担保提供意思・保証意思があることを確認した上で、職員の面前で、契約者本人から契約内容への同意の記録を求めることを原則としているか。特に、保証意思の確認に当たっては、契約者本人（注）の経営への関与の度合いについても確認することとしているか。

（注）いわゆる「オーナー経営」の漁業法人等との重要な契約に当たっては、形式的な権限者の確認を得るだけでは不十分な場合があることに留意する必要がある。

- ロ. また、例外的な書面等による対応については、利用者保護及び法令等遵守の観点から十分な検討を行った上で、内部規則等において明確に取扱方法を定め、遵守のための実効性の高い内部けん制機能が確立されているか。

- ハ. a. いわゆる捨印慣行の不適切な利用及び b. 契約の必要事項を記載しないで自署・押印を求め、その後、職員等が必要事項を記載し書類を完成するなどの不適切な取扱いを防止するため、実効性の高い内部けん制機能が確立されているか。

- ニ. 組合として貸付けの決定をする前に、利用者に対し「融資は確実」と誤認させる不適切な説明を行わない態勢が整備されているか。

④ 契約書等の書面の交付

貸付契約、担保設定契約又は保証契約を締結したときは、原則として契約者本人に契約書等の契約内容を記載した書面を交付することとしているか。

なお、検証に当たっては、特に以下の点に留意する。

- イ. 漁協取引約定書等（漁協における漁協取引約定書及び信漁連における金融取引約定書をいう。以下同じ。）は、双方署名方式を採用するか、又はその写しを交付することとしているか。

- ロ. 貸付契約書、担保設定契約書及び保証契約書については、その写しを交付すること等により利用者が契約内容をいつでも確認できるようになっているか。

ハ. 取引の形態から貸付契約の都度の契約書面の作成が馴染まない手形割引、手形貸付については、契約条件の書面化等、契約面の整備を適切に行うことにより利用者が契約内容をいつでも確認できるようになっているか。

(3) 貸付けに関する基本的な経営の方針（クレジットポリシー等）との整合性と信取引面における説明態勢については、各組合の貸付けに関する基本的な経営の方針（クレジットポリシー等）との整合性についても検証する必要がある。

その際、例えば、健全な融資慣行はできる限り担保・保証に頼ることなく、貸付けは、借り手の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断して行うものであることを認識し、また、「事業からのキャッシュフローを重視し、担保・保証に過度に依存しない融資の促進を図る」、「経営者保証に依存しない融資の一層の促進を図る」（Ⅱ－８－２参照）、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行を確立する」（Ⅱ－９参照）との観点から、経営の方針としてどのように対応しようとしており、当該方針が実際の説明態勢にどのように反映されているかに留意する。

(4) 漁協取引約定書等のひな型の廃止への対応

平成14年2月に全漁連の漁協取引約定書等のひな型が廃止されたことを受け、各組合が自己責任に基づいて一層の創意工夫を発揮すること及び利用者により自由な選択を可能とすることが求められているが、この点に関する利用者への説明態勢が整備されているか。

なお、検証に当たっては、例えば以下の点に留意する。

- ① ひな型廃止と新漁協取引約定書等の導入の趣旨等について、既存の利用者にも適切に説明を行う態勢が整備されているか。
- ② 従来の漁協取引約定書等を差し入れている債務者及び当該約定書に連署している連帯保証人からの求めがあれば、新しい約定書及び保証契約書への差替えに応じる態勢が整備されているか。
- ③ なお、新漁協取引約定書等を導入しないこととしている場合には、利用者から求められれば、下記の金融制度調査会答申の考え方を踏まえ、客観的かつ合理的な理由について説明する態勢が整備されているか。

(参考) 「我が国金融システムの改革について」

(平成9年6月13日 金融制度調査会答申抜粋)

4. 金融機関等の利用者の保護

(4) 各種約款等について

銀行等との取引における各種約款については、例えば、約款等の写しの交付が必ずしも徹底されていない。また、条項によっては利用者にとって一方的、あるいは不明確であるという批判がある。今後、こうした指摘があることを踏まえ、銀行等と利用者との衡平の観点、利用者にとって契約関係をより明確に分かりやすくする観点から、銀行取引約定書、消費者ローンひな型等の各種約款等の見直しについて直ちに関係業者において検討が開始され、98年度中にも所要の措置が講ぜられることが必要であると考えられる。

(5) 利用者との情報共有の拡大と相互理解の向上に向けた取組み

中小漁業者等の安定的な漁業経営を維持していくためには、貸し手組合と借り手中小漁業者等との相互の共通理解を築き、その基盤の基でリスクを共同管理しながら必要に応じ経営改善支援・早期事業再生等に取り組んでいくことが重要である。

こうした観点から、説明態勢に関連して、以下のような態勢が整備されているかについても検証するものとする。

① 相互の共通理解に向けた基盤整備の取組み

イ. 組合側からの意思疎通

各組合においては、与信後における債務者の業況把握、貸出条件の履行状況、資金用途の確認、事業計画の遂行状況といった債務者の実情にあった適切な管理を十分行うこととされているが、こうした過程における借り手中小漁業者等の業況や財務内容、担保提供を受けた資産の評価等に関する組合の判断について、借り手中小漁業者等との相互の共通理解を得ることを目的とした説明態勢が整備されているか。

ロ. 借り手中小漁業者等からの意思疎通

借り手中小漁業者等に対し、長期継続的な信頼関係を基に、経営内容について早め早めに組合と相談することが、中小漁業者等の安定的な漁業経営にとってプラスとなることを理解してもらうための説明態勢が整備されているか。

② 経営相談、支援機能の充実・強化に向けた取組み

経営改善支援（経営改善計画や借入金返済計画の策定を含む。）や早期事業再生に向けた取組みが必要と認められる場合は、相互の共通理解の下、利用者の業況や財務内容、更には事業の将来性等についての組合の判断を率直に説明した上で、利用者との相談、利用者への助言を行うこととしているか。

(6) 取引関係の見直し等の場合の対応

借り手中小漁業者等との取引関係の見直し等を行う場合の対応については、組合の営業上の判断に即した本来の説明を的確に行う態勢が整備されることが必要であり、その際、行政庁検査や検査手引き等を口実とするなどの不適切な説明が行われないう留意することが必要である。

このため、下記の①から③までの場合において、それぞれ下記のような適切な説明等の対応を行う態勢が整備されているかどうかについて検証するものとする。

① 契約締結後の金利の見直し、返済条件の変更、保証契約の見直し、担保追加設定・解除等の場合

これまでの取引関係や、利用者の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえ、Ⅱ-3-2-1-2(2)(契約時点等における説明)と基本的に同様に、利用者の理解と納得を得ることを目的とした説明態勢が整備されているか。

特に、借り手中小漁業者等のM&A・事業承継時においては、経営者保証ガイドラインに基づき、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当

然に引き継がせるのではなく、前経営者に対する丁寧な意向聴取や必要な情報開示を得た上で、保証契約の必要性等について改めて検討するとともに、その結果、保証契約を締結する場合には、保証契約の必要性等について主債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的な説明を行う態勢が整備されているか。特に組合自身がM&A・事業承継支援を行っている場合をはじめ、状況に応じて、M&A・事業承継の成立前における経営者保証の取扱いに係る事前相談の推奨や、事前相談があった場合に丁寧な対応を行う態勢が整備されているか。

また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、前経営者が引き続き実質的な経営権・支配権を有しているか否か、当該保証契約以外の手段による既存債権の保全の状況、法人の資産・収益力による借入返済能力等を勘案しつつ、保証契約の解除についての適切な判断を行う態勢が整備されているか（Ⅱ-8-2参照）。加えて、後々のトラブルを防止するため、前経営者の保証契約の解除又は後継者への移行がなされる場合には、M&A・事業承継の最終契約におけるクロージング条件としての明確な設定や、仮に解除・移行がなされなかった場合を想定した条項の設定等に向けた調整や支援を行う態勢が整備されているか。

② 利用者の要望を謝絶し貸付契約に至らない場合

これまでの取引関係や、利用者の知識、経験及び財産の状況に応じ、可能な範囲で、謝絶の理由等についても説明する態勢が整備されているか。

- ・ 例えば、長期的な取引関係を継続してきた利用者に係る手形貸付について、更なる更改を謝絶する場合、信義則の観点から利用者の理解と納得が得られるよう、原則として時間的余裕をもって説明することとしているか。
- ・ 例えば、信用保証協会の保証付き融資について、事業上の判断に即した本来の説明を的確に行うことなく、平成19年10月より「責任共有制度」が導入されたことを口実として融資を謝絶するといった不適切な対応を行っていないか。また、漁業信用基金協会の保証付き融資についても、平成20年4月より「部分保証」が導入されたことを口実として融資を謝絶するといった不適切な対応を行っていないか。

③ 延滞債権の回収（担保処分及び個人保証の履行請求によるものを含

む。）、債権譲渡、企業再生手続（法的整理・私的整理）及び保証人の個人再生手続等の場合

イ. これまでの取引関係や、利用者の知識、経験及び財産の状況に応じ、かつ、法令に則り、一連の各種手続を段階的かつ適切に執行する態勢が整備されているか。

- ・ 例えば、経営者以外の第三者の保証人個人に保証債務の履行を求める場合は、基本的に保証人が主債務者の状況を当然には知り得る立場にないことに留意し、事後の紛争等を未然に防止するため、必要に応じ、一連の各種手続について正確な情報を提供する等適切な対応を行う態勢となっているか。（Ⅱ-9-2（3）参照）

ロ. 手続の各段階で、利用者から求められれば、その客観的かつ合理的な理由を説明することとしているか。

ハ. 特に経営者による個人保証（以下「経営者保証」という。）における保

証債務の履行に際しては、経営者保証ガイドラインに基づき、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の履行能力、経営者たる保証人の経営責任や信頼性、破産手続における自由財産の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定する態勢となっているか（Ⅱ－８－２参照）。

二．貸付債権の流動化

- ・ 対象債権を有する組合は、原債務者の保護に十分配慮しているか。
- ・ 債務者等を圧迫し又はその私生活若しくは業務の平穩を害するような者に対して貸付債権を譲渡していないか。

（７）苦情等処理機能の充実・強化

- ① 苦情等の事例の蓄積と分析を行い、契約時点等における説明態勢の改善を図る取組みを行うこととしているか。

なお、検証に当たっては、特に、Ⅱ－３－２－１－２（５）（取引関係の見直し等の場合の対応）に関する苦情等の取扱体制の実効性やⅡ－３－２－６－２（苦情等対処に関する内部管理態勢の確立）に留意する。

- ② 反社会的勢力との絶縁等民事介入暴力に対する適切な対応態勢が整備されているか。

イ．融資・担保解除の強要や回収妨害等の不当な行為に対する対応態勢が確立されているか。

ロ．与信取引関連も含め、犯収法に基づく疑わしい取引の届出を的確に行うための法務問題に関する一元的な管理態勢が整備され、機能しているか。

（８）不公正取引との誤認防止

- ① 独占禁止法上問題となる不公正な取引方法と誤認されかねない説明を防止する態勢が整備されているか。

平成18年6月に公正取引委員会から「金融機関と企業との取引慣行に関する調査報告書」が公表され、不公正な取引方法として問題となる行為の例が示されているが、組合においてもこれを踏まえた利用者への説明態勢が整備されているか。上記報告書を単に支所・支店等に配布するにとどまらず、実務に即した具体的な説明態勢の整備を行っているか。

なお、検証に当たっては、例えば以下の点に留意する。

- ・ 問題となる行為の例として「借り手企業に対し、その責めに帰すべき正当な事由がないのに、要請に応じなければ今後の融資等に関し不利な取扱いをする旨を示唆すること等によって、契約に定めた金利の引上げを受け入れさせ、又は、契約に定めた返済期限が到来する前に返済させること」、「債権保全に必要な限度を超えて、過剰な追加担保を差し入れさせること」が示されているが、こうした行為が行われないように法令等遵守態勢を確立する一方で、金利の見直し等の客観的かつ合理的な理由について、利用者の理解と納得を得ることを目的とした説明態勢が整備されているか。

- ② 金商法に規定されたいわゆるインサイダー取引規制等の不公正取引と誤認されかねない説明を防止する態勢が整備されているか。

Ⅱ－３－２－１－３ 監督手法・対応

(1) 利用者への説明態勢及びそれを補完する相談苦情処理機能が構築され機能しているかどうかは、利用者保護及び利用者利便の観点も含め、組合の健全かつ適切な業務運営の基本にかかわることから、関係する内部管理態勢は、組合員との取引関係や組合組織の実態にかんがみた合理性と高い実効性が求められる。

検査結果、不祥事件等届出書等により、こうした内部管理態勢の実効性等に疑義が生じた場合、利用者を誤解させるおそれのある表示を行うなど禁止行為に該当する疑義がある場合は、必要に応じ報告（水協法第122条に基づく報告を含む。）を求めて検証し、業務運営の適切性、健全性に問題があると認められれば、水協法第123条の2第1項に基づき改善報告を求め、又は重大な問題があると認められる場合には、水協法第123条の2第2項に基づき業務改善命令を発出するものとする。

(2) なお、検証の結果、Ⅱ－３－２－１－１（1）の法令の趣旨に反し重要な内部規則等の作成自体を怠っていたことや利用者に対し虚偽の説明を行っていたことが確認された場合等、重大な法令違反と認められるときは、水協法第124条に基づく行政処分（例えば、内部規則等の作成等の十分な体制整備がなされるまでの間の業務の一部停止）を検討する必要があることに留意する。

(参考)

金融機関と企業との取引慣行に関する調査報告書（平成18年6月21日：公正取引委員会）

Ⅱ－３－２－２ 利用者の誤認防止等

Ⅱ－３－２－２－１ 意義

利用者に対する利便性の向上や事務の合理化の観点から、組合が、その営業所を他者の店舗と同一の建物内に設置するなどの場合があるが、その際、利用者に対する弊害防止措置が講じられていることが重要である。

Ⅱ－３－２－２－２ 主な着眼点

組合が、その営業所を他者の本支店等と同一建物、同一フロアに設置する場合には、利用者の誤認防止、利用者情報の保護及び防犯上の観点から、適切な措置が講じられているか。

また、コンピュータ設備を共用する場合に組合自らの情報管理規程が遵守できるような体制が整備されているか。

組合の店舗戦略や業務運営の見直しが進められている中、例えば、過疎地にある営業所を組合員等利用者のニーズに基づき維持する場合や、合併等の結果として生じた同一地域に所在する営業所について、他の金融機関等が共同で営業所を設置することが考えられる。運営形態としては、当該組合が他の金融機関等と共同して営業所を設置する場合や、信用事業を他の組合に譲渡した組合の本支店に当該他の組

合が営業所を設置する場合のほか、例えば、組合が他の金融機関等から委託を受けて銀行代理業、特定信用事業代理業若しくは金融サービス仲介業（金融サービス提供法第11条第2項に定める預金等媒介業務に限る。以下同じ。）を行う場合又は登録金融機関業務を行う場合などが考えられる。

このように、組合と他の金融機関等が、同一建物、同一フロアに共同の営業所を設置して運営する場合、必ずしも、当該組合自身の業務のためのスペースと、他の金融機関等の業務のためのスペースとの間に、いわゆる遮断壁を設ける必要はないものの、利用者の誤認防止等の観点から、特に以下の点に留意すること。

- ① 組合が、その営業所を他の金融機関等の本支店等と同一建物、同一フロアに設置してその業務を行う場合には、以下の点について、利用者に対して十分な説明を行っているか。
 - イ. 当該組合と当該金融機関等は、別法人であること。
 - ロ. 当該組合が提供する商品・サービスは、当該金融機関等が提供しているものではないこと。
- ② 組合の信用事業担当職員が、他の金融機関等の営業部門と兼職をしている場合には、利用者の誤認防止の観点から、以下のような措置が適切に講じられているか。また、組合における報告態勢、指揮・命令系統を明確にしているか。
 - イ. 信用事業担当職員が同一の営業所内で取り扱う商品・サービス内容及びその提供主体である法人名を、当該営業所に掲示することなどにより、来訪した利用者が容易に認識できるようにすること。
 - ロ. 当該職員が、利用者に対し、その兼職する金融機関等の範囲を分かりやすく明示すること。特に、例えば窓口業務のように、不特定多数の利用者を相手にする業務を行う場合は、当該職員が取り扱う主な商品・サービスの範囲や当該職員の兼職の状況について、当該窓口への掲示等により、利用者に対し常時明示されていることが望ましい。
 - ハ. 特に、当該職員が新規利用者に対し勧誘を行う場合や、利用者に対し新たな商品・サービスの勧誘を行う場合には、その兼職状況及び取り扱う商品・サービスの範囲について、十分な説明を行うこと。
 - ニ. 利用者と契約を締結する際には、書面等による確認を行うなど、当該契約の相手方である法人名を利用者が的確に認識できる機会を確保すること。
- ③ 共同の営業所を運営する他の金融機関等の業務に利用者情報が利用者の同意なく流用されることのないよう、利用者情報の適正な管理のため、Ⅱ-3-2-3を踏まえた対応が適切に講じられているか。

Ⅱ-3-2-2-3 監督手法・対応

検査結果、不祥事件等届出書等により、利用者の誤認防止等に問題があると認められる場合には、必要に応じ、水協法第122条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、水協法第123条の2に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

Ⅱ-3-2-3 利用者等に関する情報管理態勢

Ⅱ-3-2-3-1 意義

利用者に関する情報は金融取引の基礎をなすものである。したがって、その適切な管理が確保されることが極めて重要であり、組合は、その業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置を講じなければならないとされている（水協法第11条の12第2項）。

特に、個人である利用者に関する情報については、信用事業命令、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第6号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第7号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第8号）及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第9号）（以下、合わせて「保護法ガイドライン」という。）並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年2月28日個人情報保護委員会・金融庁告示第1号。以下「金融分野ガイドライン」という。）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（平成29年2月28日個人情報保護委員会・金融庁告示第2号。以下「実務指針」という。）の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。

また、クレジットカード情報（カード番号、有効期限等）を含む個人情報（以下「クレジットカード情報等」という。）は、情報が漏えいした場合、不正使用によるなりすまし購入など二次被害が発生する可能性が高いことから、厳格な管理が求められる。

さらに、組合は、法人関係情報（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第1条第4項第14号に規定する「法人関係情報」をいう。以下同じ。）を入手し得る立場であることから、その厳格な管理と、インサイダー取引等の不公正な取引の防止が求められる。

以上を踏まえ、組合は、利用者に関する情報及び法人関係情報（以下「利用者等に関する情報」という。）を適切に管理し得る態勢を確立することが重要である。

Ⅱ－3－2－3－2 主な着眼点

（1）利用者等に関する情報管理態勢

- ① 経営陣は、利用者等に関する情報へのアクセス及びその利用は業務遂行上の必要性のある役職員に限定されるべきという原則（以下「Need to Know原則」という。）を踏まえ、利用者等に関する情報管理の適切性を確保する必要性及び重要性を認識し、業務の内容・規模等に応じて、そのための組織体制の確立（部門間における適切なけん制の確保を含む）、内部規則の策定、組合グループ内の他の金融機関との連携等、内部管理態勢の整備を図っているか。
- ② 利用者等に関する情報の取扱いについて、具体的な取扱基準を定めた上で研修等により役職員に周知徹底を図っているか。当該取扱基準は、利用者等に関する情報に関し、組合の内外、又は組合内の同一の部門内若しくは異な

る部門間、いずれの共有についても、Need to Know原則を踏まえたものとなっているか。また、当該情報の他者への伝達については、上記の法令、保護法ガイドライン、金融分野ガイドライン、実務指針の規定等に従い手続きが行われるよう十分な検討を行った上で取扱基準を定めているか。

- ③ 利用者等に関する情報へのアクセス管理の徹底（アクセス権限を有する者の範囲がNeed to Know原則を逸脱したものとなることやアクセス権限を付与された本人以外が使用することの防止等）、内部関係者による利用者等に関する情報の持出しの防止に係る対策、外部からの不正アクセスの防御等情報管理システムの堅牢化、店舗の統廃合等を行う際の利用者等に関する情報の漏えい等の防止などの対策を含め、利用者等に関する情報を適切に管理するための態勢が構築されており、コンプライアンス部門の関与のもと当該利用者等に関する情報の管理状況を適時・適切に検証できる体制となっているか。

また、特定職員に集中する権限等の分断や幅広い権限等を有する職員への管理・けん制の強化を図る等、利用者等に関する情報を利用した不正行為を防止するための適切な措置を図っているか。

- ④ 利用者等に関する情報の漏えい等が発生した場合に、適切に責任部署へ報告され、二次被害等の発生防止の観点から、対象となった利用者等への説明、行政庁への報告及び公表が迅速かつ適切に行われる体制が整備されているか。

また、情報漏えい等が発生した原因を分析し、再発防止に向けた対策が講じられているか。更には、他者における漏えい事故等を踏まえ、類似事例の未然防止のために必要な措置の検討を行っているか。

利用者に重大な影響を及ぼす可能性があるなど、経営上重要な事案については、対応方針の意思決定に経営陣が適切に関与しているか。

- ⑤ 独立した内部監査部門において、定期的又は随時に、利用者等に関する情報管理に係る幅広い業務を対象にした監査を行っているか。当該業務が組合グループ全体で統一的に行われている場合、組合グループ内の他の金融機関の内部監査部門等との連携が図られているか。

また、利用者等に関する情報管理に係る監査に従事する職員の専門性を高めるため、研修の実施等の方策を適切に講じているか。

(2) 個人利用者に関する情報管理

- ① 個人である利用者に関する情報については、信用事業命令第12条の2に基づき、その安全管理及び従業者の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。

イ. 金融分野ガイドライン第8条及び第9条の規定に基づく措置

ロ. 実務指針Ⅰ、Ⅱ及び別添2の規定に基づく措置

- ② 個人である利用者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（注）を、信用事業命令第12条の4に基づき、金融分野ガイドライン第5条第1項各号に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。

（注）その他の特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。

- イ. 労働組合への加盟に関する情報
 - ロ. 民族に関する情報
 - ハ. 性生活に関する情報
 - ニ. 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）第2条第4号に定める事項に関する情報
 - ホ. 政令第2条第5号に定める事項に関する情報
 - ヘ. 犯罪により害を被った事実に関する情報
 - ト. 社会的身分に関する情報
- ③ クレジットカード情報等については、以下の措置が講じられているか。
- イ. クレジットカード情報等について、利用目的その他の事情を勘案し適切な保存期間を設定し、保存場所を限定し、保存期間経過後適切かつ速やかに廃棄しているか。
 - ロ. 業務上必要とする場合を除き、クレジットカード情報等をコンピューター画面に表示する際には、カード番号をすべて表示させない等の適切な措置を講じているか。
 - ハ. 独立した内部監査部門において、クレジットカード情報等を保護するためのルール及びシステムが有効に機能しているかについて、定期的又は随時に内部監査を行っているか。
- ④ 個人データの第三者提供に関して、金融分野ガイドライン第12条等を遵守するための措置が講じられているか。特に、その業務の性質や方法に応じて、以下の点にも留意しつつ、個人である利用者から適切な同意の取得が図られているか。
- イ. 金融分野ガイドライン第3条を踏まえ、個人である利用者からPC・スマートフォン等の非対面による方法で第三者提供の同意を取得する場合、同意文言や文字の大きさ、画面仕様その他同意の取得方法を工夫することにより、第三者提供先、当該提供先に提供される情報の内容及び当該提供先における利用目的について、個人である利用者が明確に認識できるような仕様としているか。
 - ロ. 過去に個人である利用者から第三者提供の同意を取得している場合であっても、第三者提供先や情報の内容が異なる場合、又はあらかじめ特定された第三者提供先における利用目的の達成に必要な範囲を超えた提供となる場合には、改めて個人である利用者の同意を取得しているか。
 - ハ. 第三者提供先が複数に及ぶ場合や、第三者提供先により情報の利用目的が異なる場合、個人である利用者において個人データの提供先が複数に及ぶことや各提供先における利用目的が認識できるよう、同意の対象となる第三者提供先の範囲や同意の取得方法、時機等を適切に検討しているか。
 - ニ. 第三者提供の同意の取得にあたって、優越的地位の濫用や個人である利用者との利益相反等の弊害が生じるおそれがないよう留意しているか。例えば、個人である利用者が、第三者提供先や第三者提供先における利用目的、提供される情報の内容について、過剰な範囲の同意を強いられる等していないか。

(3) 法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止

- ① プライベート部門（事業部門のうち、恒常的に法人関係情報を取得することが想定される部門をいう。）とパブリック部門（事業部門のうち、プライベート部門以外の部門をいい、例えば、有価証券の売買その他の取引等の勧誘やその取引の媒介・取次ぎ・代理を行う部門や、自己取引又は委託取引の執行を行う部門などが考えられる。）との間に、チャイニーズウォール（情報管理のための組織上、物理上又はシステム上の障壁をいう。以下同じ。）を設ける等、法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引を防止するための適切な措置を講じているか。例外的にウォールクロス（チャイニーズウォールを跨いだ情報共有をいう。以下同じ。）を行う場合、情報共有を行った各部門の役職員の氏名、日付、関連銘柄等を記録し、コンプライアンス部門の事前承認を要する等の、法人関係情報の不正利用を実効的に防止する観点から必要となる手続を具体的に定めているか。また、経営管理上の必要性から役員等に法人関係情報へのアクセスを認めている場合、当該役員等による法人関係情報の漏えいや不正利用を実効的に防止する観点から必要となる措置が講じられているか。

（注）「組織上の障壁」としては、例えば、部門やレポーティングラインの分離、役職員の兼職の制限等の措置を講じることが、「物理上の障壁」としては、例えば、法人関係情報を管理する部署への入出制限や文書管理等の措置を講じることが、「システム上の障壁」としては、例えば、法人関係情報へのアクセス権限の管理等の措置を講じることが考えられる。

- ② 役職員及びその関係者による有価証券の売買その他の取引等に係る内部規則を整備し、当該内部規則に従い事前承認等の手続を要することとした取引については、コンプライアンス部門による適切な関与を行わせる等し、また、必要に応じて見直しを行う等、適切な内部管理態勢を構築しているか。
- ③ 役職員によるインサイダー取引等の不公正な取引の防止に向け、職業倫理の強化、関係法令や内部規則の周知徹底等、法令等遵守意識の強化に向けた取組を行っているか。
- ④ 法人関係情報を入手し得る立場にある組合の役職員及びその関係者による有価証券の売買その他の取引等の実態把握を行い、必要に応じてその方法の見直しを行う等、適切な措置を講じているか。

Ⅱ－３－２－３－３ 監督手法・対応

検査結果、個人情報等漏えい等報告書等により、利用者等に関する情報管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ、水協法第122条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、水協法第123条の2に基づき業務改善命令の発出を検討するものとする。

（注）個人情報については、必要に応じて別途、個人情報保護法における事業所管大臣への権限委任の状況に従い、必要な措置をとる場合があることに留意すること。

Ⅱ－３－２－４ 外部委託

Ⅱ－３－２－４－１ 意義

組合が、その信用事業を第三者に委託すること（以下「外部委託」という。）は、経営の効率化を図ることにとどまらず、より専門性を有する者に信用事業を委託することで、多様な利用者ニーズへの対応や急速な技術革新を踏まえた迅速な対応等を図ることも期待できる。しかしながら、組合が外部委託を行う場合には、利用者を保護するとともに、外部委託に伴う様々なリスクを適切に管理するなど業務の健全かつ適切な運営を確保することが求められることから、法令により、組合はその信用事業を第三者に委託する場合における当該信用事業の的確な遂行を確保するための措置を講じなければならないとされている（水協法第11条の12第2項、信用事業命令第12条の5）。

以下に示す観点は、外部委託が行われている場合の一般的な着眼点であるが、委託業務の内容等に応じ、追加的に検証を必要とする場合があることに留意するものとする。

（注1）外部委託には、組合がその業務を営むために必要な事務を第三者に委託することを含む（形式上、外部委託契約が結ばれていなくともその実態において外部委託と同視し得る場合も含む。）。

（注2）組合の信用事業を行うために必要な業務の一部について外部委託が行われている場合（水協法第106条第1項の許可を受けて特定信用事業代理業を行う場合又は金融サービス提供法第12条の登録を受けて金融サービス仲介業を行う場合を除く。）には、以下の着眼点のほか、当該外部委託が特定信用事業代理業又は金融サービス仲介業に該当するものとなっていないかどうかについても、検証を行うよう配意するものとする。

（注3）例えば、組合の付随業務のみを外部委託することは水協法上の許可を必要とする特定信用事業代理業又は金融サービス提供法上の登録を必要とする金融サービス仲介業には該当するものではないが、こうした外部委託が行われている場合には、委託者である組合に対するヒアリング等により、定期的に以下の着眼点を踏まえた状況把握等に努めるものとする。

（注4）当該外部委託が、組合と子会社等との間で行われる場合には、本指針Ⅲ-4-6も参照のこと。

Ⅱ-3-2-4-2 主な着眼点

（1）利用者保護の観点から以下の態勢整備（委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む。）が図られているか。

- ① 委託契約によっても当該組合と利用者との間の権利義務関係に変更がなく、利用者に対しては、当該組合自身が事務を行ったのと同様の権利が確保されていることが明らかとなっているか。
- ② 委託事業に関して契約どおりサービスの提供が受けられないときに、組合において利用者利便に支障が生じることを未然に防止するための態勢整備が行われているか。
- ③ 委託先における目的外使用の禁止も含めて利用者等に関する情報管理が整備されており、委託先に守秘義務を課しているか。
- ④ 個人である利用者に関する情報の取扱いを委託する場合には、信用事業命令第12条の2に基づき、その委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅

失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。

イ. 金融分野ガイドライン第10条の規定に基づく措置

ロ. 実務指針Ⅲの規定に基づく措置

- ⑤ 外部委託先の管理について、責任部署を明確化し、外部委託先における業務の実施状況を定期的又は必要に応じてモニタリングする等、外部委託先において利用者等に関する情報管理が適切に行われていることを確認しているか。
- ⑥ 外部委託先において漏えい事故等が発生した場合に、適切な対応がなされ、速やかに委託元に報告される体制になっていることを確認しているか。
- ⑦ 外部委託先による利用者等に関する情報へのアクセス権限について、委託業務の内容に応じて必要な範囲内に制限しているか。
その上で、外部委託先においてアクセス権限が付与される役職員及びその権限の範囲が特定されていることを確認しているか。
さらに、アクセス権限を付与された本人以外が当該権限を使用すること等を防止するため、外部委託先において定期的又は随時に、利用状況の確認（権限が付与された本人と実際の利用者との突合を含む。）を行われている等、アクセス管理の徹底が図られていることを確認しているか。
- ⑧ 二段階以上の委託が行われた場合には、外部委託先が再委託先の事業者に対して十分な監督を行っているかについて確認しているか。また、必要に応じて、再委託先の事業者に対して自組合による直接の監督を行っているか。
- ⑨ クレーム等について利用者から組合への直接の連絡体制を設けるなど適切な苦情相談態勢が整備されているか。

(2) 組合は、以下に示す点等、その経営の健全性の確保の観点から総合的な検証を行い、必要な態勢整備（委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む。）を図っているか。

① リスク管理

組合は、当該委託契約に沿ってサービスの提供を受けなかった場合の組合業務への影響等外部委託に係るリスクを総合的に検証し、リスクが顕在化した場合の対応策等を検討しているか。

② 委託先の選定

組合経営の合理性の観点からみて十分なレベルのサービスの提供を行い得るか、契約に沿ったサービス提供や損害等負担が確保できる財務・経営内容か、組合のレピュテーション等の観点から問題ないか等の観点から、委託先の選定を行っているか。

③ 契約内容

契約内容は、例えば以下の項目について明確に示されるなど十分な内容となっているか。

イ. 提供されるサービスの内容及びレベル並びに解約等の手続

ロ. 委託契約に沿ってサービスが提供されない場合における委託先の責務。委託に関連して発生するおそれのある損害の負担の関係（必要に応じて担保提供等の損害負担の履行確保等の対応を含む。）

ハ. 組合が、当該委託事業及びそれに関する委託先の経営状況に関して委託先

より受ける報告の内容

二. 行政庁の組合に対する検査・監督上の要請に沿って対応を行う際の取決め

④ 組合に課せられた法令上の義務等

当該委託事業を組合自身が行った場合に課せられる法令上の義務等の履行に支障が生じる外部委託となっていないか。

⑤ 組合側の管理態勢

委託事業に関する管理者の設置、モニタリング、検証態勢（委託契約において、組合が委託先に対して事務処理の適切性に係る検証を行うことができる旨の規定を盛り込むなどの対応を含む。）等の組合内の管理態勢が整備されているか。

⑥ 情報提供

委託事業の履行状況等に関し委託先から組合への定期的なレポートに加え、必要に応じ適切な情報が迅速に得られる態勢となっているか。

⑦ 監査

組合において、外部委託事業についても監査の対象となっているか。

⑧ 緊急対応

委託契約に沿ったサービスの提供が行われない場合にも、組合の業務に大きな支障が生じないように対応が検討されているか。また、利用者に対して委託先に代わりサービス提供が可能な態勢等が整備されているか。

⑨ 子会社等への外部委託

委託契約が組合と子会社等との間において締結される場合に、契約の内容が実質的に委託先への支援となっており、アームズ・レングス・ルールに違反していないか。

II-3-2-4-3 監督手法・対応

(1) 組合の管理態勢に問題が認められる場合

検査結果、個人情報等漏えい等報告書等により、組合の事務の外部委託に係る内部管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ、水協法第122条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、水協法第123条の2に基づき業務改善命令の発出を検討するものとする。

(2) 外部委託先の業務運営態勢等に問題が認められる場合

① 組合に対する対応

検査結果等により外部委託先の業務運営態勢に問題があると認められる場合や、個人情報等漏えい等報告書等により外部委託先において不適切な業務運営が行われていると思料される場合には、まずは委託者である組合を通じて、事実関係等（当該組合の管理態勢等を含む。）の把握等に努めることを基本とすることとする。この場合においても、当該組合に対しては、必要に応じ、水協法第122条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、水協法第123条の2に基づき業務改善命令の発出を検討するものとする。ただし、事案の緊急性や重大性等を踏まえ、以下②の対応を並行して行うことを妨げるものではない。

② 外部委託先に対する対応

上記①による対応では十分な実態把握等が期待できない場合などには、外部委託先に対して、直接、ヒアリングを行うなど事実関係の把握等に努めることとするが、特に必要があると認められる場合（例えば、当該外部委託先に対して多数の他の金融機関が同種の外部委託を行っている場合や決済システム全体に影響を及ぼしかねない場合など）には、当該外部委託先に対して、事実関係や発生原因分析及び改善・対応策等必要な事項について、水協法第122条第2項に基づく報告を求めることとする。

（注）外部委託先に対してヒアリングを実施するに際しては、必要に応じ、委託者である組合の同席を求めるものとする。

Ⅱ－３－２－５ 貯金・リスク商品等の販売・説明態勢

Ⅱ－３－２－５－１ 意義

組合は、貯金等の受入れに際し貯金等に関する情報提供を行わなければならないとされており（水協法第11条の12第1項、信用事業命令第8条）、特に信用事業命令第9条第1項各号に掲げる商品を取り扱う場合には、貯金等との誤認を防止するために適切な説明を行うこととされている。また、組合は、その行う事業の内容及び方法に応じ投資信託等のリスク商品を取り扱っていることから、貯金等との誤認を防止するために適切な説明を行うとともに、リスク商品の取扱いも含めた業務全般について、適切な業務運営を確保するための措置に関する内部規則等を整備し、当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備することとされている（水協法第11条の10、第11条の12第2項、信用事業命令第7条の4、第9条及び第13条）。

リスク商品の販売に当たっては、水協法のみならず金商法などの関係法令の規定も踏まえたうえで、上記の体制整備を行う必要がある。

特に、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本に損失が生ずるおそれがある貯金又は定期積金等（以下「特定貯金等」という。）については、金商法の行為規制が準用され、契約締結前の情報提供義務、広告等の規制等の対象とされていることにも留意する必要がある。（水協法第11条の11、信用事業命令第7条の5から第7条の34）

Ⅱ－３－２－５－２ 主な着眼点

こうした観点から、以下のような態勢が整備されているかについても検証するものとする。

（１）組織全体な内部管理態勢の確立

① 利用者への説明態勢に関する組織全体な内部管理態勢の確立に関し、経営管理委員会及び理事会が適切に機能を発揮しているか。

② 法令の趣旨を踏まえた内部規則等の作成

イ. 事業の内容及び方法に応じた説明態勢が内部規則等で明確に定められているか。

特に、特定貯金等や投資信託等のリスク商品を取り扱う場合には、それぞれの類型に応じた態勢整備がなされているか。

さらに、インターネット取引等の異なる取引方法に応じた態勢整備がなされているか。

ロ. 利用者の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的に応じた説明態勢が内部規則等で明確に定められているか。

③ 法令の趣旨を踏まえた組合内の実施態勢の構築

イ. 内部規則等に基づいて業務が運営されるよう、研修その他の方策（マニュアル等の配布を含む。）が整備されているか。

ロ. 説明態勢等の実効性を確保するため、監査等の内部けん制機能は十分発揮されているか。

ハ. 説明態勢等の実効性の検証を踏まえて、金融商品の内容や販売態勢の見直しを行っているか。

④ 金融サービス提供法等を踏まえた対応

水協法第11条の12第2項、信用事業命令第9条及び第13条並びに金融サービス提供法等の観点から、金融商品の販売に際しての利用者への説明方法及び内容が適切なものとなっているか。また、金融サービス提供法上の勧誘方針の策定・公表義務の趣旨にかんがみ、適正な勧誘の確保に向けた説明態勢の整備に努めているか。

⑤ 不公正取引との誤認防止

優越的な地位の濫用の防止のための態勢整備に当たっては、利用者が「当該取引が融資に影響を与えるのではないか」との懸念を有している可能性があることを前提に、優越的な地位の濫用と誤認されるおそれのある説明を防止する態勢が整備されているか。

(2) 貯金等の受入れ（特定貯金等の受入れを除く。）

水協法第11条の12第1項及び信用事業命令第8条の規定の趣旨を踏まえ、貯金等の受入れに関し、貯金者等に対する情報提供や貯金者等の求めに応じた商品情報の説明を適切に行うための態勢が整備されているか。例えば、以下の点に留意する。

① 変動金利貯金で金利設定の基準や方法が定められている場合には、これらの基準等及び金利情報の適切な提供を行う態勢が整備されているか。

② 貯金商品に係る提携契約等に基づき、提携金融機関に対して販売・説明態勢に係る助言等を行う場合に、当該貯金のリスクや商品性等に関する情報を適切に提供しているか。

(3) リスク商品に係る業務

① 有価証券関連商品の販売

公共債、投資信託の窓口販売及び金融商品仲介業等、金商法の適用対象となる業務については、同法等に定められている投資家保護等のための規制に沿った事業運営が確保されているか。例えば、外務員登録未了者による取扱いや、特定されている窓口以外での取扱い等といった、投資家保護に支障となり得る事態を未然に防止するための態勢が整備されているかについて、留意するものとする。その他監督上の着眼点については、「金融商品取引業者向けの総合的な監督指針」の「Ⅷ. 監督上の評価項目と諸手続き（登録金融機関）」等を参照するものとする。

特に、適合性原則を踏まえた説明態勢の整備に当たっては、組合の利用者は貯金者が中心であって投資経験が浅いことが多いことを前提に、元本欠損が生ずるおそれがあることや貯金保険の対象とはならないことの説明の徹底等、十分な貯金との誤認防止措置が取られているか。

② 特定貯金等の受入れ

特定貯金等については、金商法の行為規制が準用されていることに鑑み、監督上の着眼点については、「金融商品取引業者向けの総合的な監督指針」の「Ⅲ－２－３－２－１ 適合性原則」、「Ⅲ－２－３－２－３ 広告等の規制」、「Ⅲ－２－３－２－４ 顧客に対する説明態勢」、「Ⅳ－３－１－２（３）高齢顧客への勧誘に係る留意事項」等を参照するものとする。

特に、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがあること等の詳細な説明を行う態勢が整備されているかに留意するものとする。

例えば、以下の事項について、契約締結前交付書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供をして説明することとしているか。

- イ. 中途解約時に、違約金等により元本欠損が生ずるおそれがある場合には、その違約金等の計算方法（説明時の経済情勢において合理的と考えられる前提での違約金等の試算額を含む。）。
- ロ. 外貨通貨で表示される特定貯金等であって、元本欠損が生ずるおそれがある場合にあっては旨及びその理由。
- ハ. 払戻時の通貨等を選択できる権利や満期日を選択できる権利を組合が有している場合には、権利行使によって貯金者等が不利となる可能性があること。

（４）保険募集の取扱い

① 総論

保険募集に関する法令等の遵守、保険商品及び契約に関する正確な説明並びに利用者情報の取扱い等について、マニュアルを策定して研修を実施するとともに内部監査を行うなど、適切な保険募集態勢が確保されているか。

例えば、組合等生命保険募集制限先等に対し手数料その他の報酬を得て保険募集を行わないなど適正な保険募集の取組み、消費者の希望や適合性をよく考慮したうえで説明責任を果たす取組み、商品説明や非公開金融情報保護等について消費者の確認・同意を十分に得る取組みのための態勢が整備されているか。

② 募集にあたっての態勢整備について

- イ. 信用事業命令第9条の規定の趣旨を踏まえ、利用者に対し、貯金等ではないことや貯金保険の対象とはならないこと等について書面を交付して説明するなど、保険契約と貯金等との誤認を防止する態勢が整備されているか。誤認防止に係る説明を理解した旨を利用者から書面（確認書等）により確認し、その記録を残すことにより、事後に確認状況を検証できる態勢が整備されているか。
- ロ. 信用事業命令第7条の4の規定の趣旨を踏まえ、組合の影響力を行使した販売、組合取引に影響を与えないことの説明の未実施、募集人登録未了者による取扱い等といった、契約者保護に支障となり得る事態を未然に防

止するための態勢が整備されているか。特に、保険募集業務に係る取引強制、優越的地位の濫用、抱き合わせ販売等の不公正な取引方法が具体的に認められた場合には、独占禁止法の観点からも問題となり得るが、こうした事態を未然に防止するための態勢が整備されているか。

(参考)

- ・ 「高齢者に多い個人年金保険の銀行窓口販売に関するトラブル」(平成17年7月6日：独立行政法人国民生活センター)
 - ・ 「金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について」(平成16年12月1日：公正取引委員会)
- その他監督上の着眼点については、「保険会社向けの総合的な監督指針」を参照するものとする。

Ⅱ－3－2－5－3 監督手法・対応

(1) リスク商品等の販売・説明態勢等については、金融商品取引法、保険業法などの関係法令等に定められている規制に沿った業務運営を通じ確保されていくものであるが、例えば、検査結果、不祥事件等届出書の受理、相談・苦情等の分析等により、関係法令等に定められている規制に沿った業務運営の確保、適切なリスク商品等の販売・説明態勢等の有効性等に疑義が生じた場合、利用者を誤解させるおそれのある表示を行うなど禁止行為に該当する疑義がある場合には、原因及び改善策等について関係法令等に照らしつつ深度あるヒアリングを行い、必要な場合には、関係法令に基づく報告徴求等に併せて水協法第122条に基づく報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。

また、重大な問題があると認められる場合には、関係法令に基づく業務改善命令等に併せて水協法第123条の2に基づき業務改善命令を発出するものとする。

(2) さらに、検証の結果、経営陣がⅡ－3－2－5－1の法令の趣旨に反し重要な内部規則等の作成自体を怠っていたことや利用者に対し虚偽の説明を行っていたことが確認された場合など重大な法令違反と認められるときは、水協法第124条に基づく行政処分(例えば、内部規則等の作成等の十分な体制整備がなされるまでの間の業務の一部停止)を検討する必要があることに留意する。

Ⅱ－3－2－6 苦情等への対処(金融ADR制度への対応も含む。)

Ⅱ－3－2－6－1 意義

(1) 相談・苦情・紛争等(苦情等)対処の必要性

金融商品・サービスは、リスクを内在することが多く、その専門性・不可視性等とも相俟ってトラブルが生じる可能性が高いと考えられる。このため、金融商品・サービスの販売・提供に関しては、トラブルを未然に防止し利用者保護を図る観点から情報提供等の事前の措置を十分に講じることに加え、苦情等への事後的な対処が重要となる。

近年、金融商品・サービスの多様化・複雑化により金融商品・サービスに関するトラブルの可能性も高まっており、利用者保護を図り金融商品・サービスへの利用者の信頼性を確保する観点から、苦情等への事後的な対処の重要性もさらに高まっている。

このような観点を踏まえ、簡易・迅速に金融商品・サービスに関する苦情処理・紛争解決を行うための枠組みとして金融ADR制度（ADRについて（注）参照）が導入されており、組合においては、金融ADR制度も踏まえつつ、適切に苦情等に対処していく必要がある。

（注）ADR（Alternative Dispute Resolution）

訴訟に代わる、あっせん・調停・仲裁等の当事者の合意に基づく紛争の解決方法であり、事案の性質や当事者の事情等に応じた迅速・簡便・柔軟な紛争解決が期待される。

（２）対象範囲

組合の業務に関する申出としては、相談のほか、いわゆる苦情・紛争などの利用者からの不満の表明など、様々な態様のものがありうる。組合には、これらの様々な態様の申出に対して適切に対処していくことが重要であり、かかる対処を可能とするための適切な内部管理態勢を整備することが求められる。

加えて、組合には、金融ADR制度において、苦情と紛争のそれぞれについて適切な態勢を整備することが求められている。

もっとも、これら苦情・紛争の区別は相対的で相互に連続性を有するものである。特に、金融ADR制度においては、指定ADR機関（注）において苦情処理手続と紛争解決手続の連携の確保が求められていることを踏まえ、組合においては、利用者からの申出を形式的に「苦情」「紛争」に切り分けて個別事案に対処するのではなく、両者の相対性・連続性を勘案し、適切に対処していくことが重要である。

（注）指定ADR機関とは、水協法第120条第1項に規定する「指定信用事業等紛争解決機関」をいう。

Ⅱ－３－２－６－２ 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立

Ⅱ－３－２－６－２－１ 意義

苦情等への迅速・公平かつ適切な対処は、利用者に対する説明責任を事後的に補完する意味合いを持つ重要な活動の一つでもあり、金融商品・サービスへの利用者の信頼性を確保するため重要なものである。組合は、金融ADR制度において求められる措置・対応を含め、利用者から申出があった苦情等に対し、自ら迅速・公平かつ適切に対処すべく内部管理態勢を整備する必要がある。

Ⅱ－３－２－６－２－２ 主な着眼点

組合が、苦情等対処に関する内部管理態勢を整備するに当たり、業務の規模・特性に応じて、適切かつ実効性ある態勢を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。

特に、与信取引及び貯金・リスク商品等の苦情等対処の検証に当たっては、苦情等対処が説明態勢を補完するものであることに留意し、必要に応じ、Ⅱ－３－２－１－２、Ⅱ－３－２－５－２を参照する。

(1) 経営陣の役割

理事会又は経営管理委員会は、苦情等対処機能に関する全組合的な内部管理態勢の確立について、適切に機能を発揮しているか。

(2) 内部規則等

① 内部規則等において、苦情等に対し迅速・公平かつ適切な対応・処理を可能とするよう、苦情等に係る担当部署、その責任・権限及び苦情等の処理手続（事務処理ミスがあった場合等の対応も含む。）を定めるとともに、利用者の意見等を業務運営に反映するよう、業務改善に関する手続を定めているか。

② 苦情等対処に関し内部規則等に基づいて業務が運営されるよう、研修その他の方策（マニュアル等の配布を含む。）により、内部規則等を組合内に周知・徹底をする等の態勢を整備しているか。

特に利用者からの苦情等が多発している場合には、まず内部規則等（苦情等対処に関するものに限らない。）の支所・支店等に対する周知・徹底状況を確認し、実施態勢面の原因と問題点を検証することとしているか。

(3) 苦情等対処の実施態勢

① 苦情等への対処に関し、適切に担当者を配置しているか。

② 利用者からの苦情等について、関係部署が連携のうえ、速やかに処理を行う態勢を整備しているか。特に、苦情等対処における主管部署及び担当者が、個々の職員が抱える利用者からの苦情等の把握に努め、速やかに関係部署に報告を行う態勢を整備しているか。

③ 苦情等の解決に向けた進捗管理を適切に行い、長期未済案件の発生を防止するとともに、未済案件の速やかな解消を行う態勢を整備しているか。

④ 苦情等の発生状況に応じ、受付窓口における対応の充実を図るとともに、利用者利便に配慮したアクセス時間・アクセス手段（例えば、電話、手紙、FAX、eメール等）を設定する等、広く苦情等を受け付ける態勢を整備しているか。また、これら受付窓口、申出の方式等について広く公開するとともに、利用者の多様性に配慮しつつ分かりやすく周知する態勢を整備しているか。

⑤ 苦情等対処に当たっては、個人情報について、個人情報保護法その他の法令、保護法ガイドライン及び金融分野ガイドラインに沿った適切な取扱いを確保するための態勢を整備しているか（Ⅱ－３－２－３参照）。

⑥ 特定信用事業代理業者又は金融サービス仲介業者を含め、業務の外部委託先が行う委託業務に関する苦情等について、組合自身への直接の連絡体制を設けるなど、迅速かつ適切に対処するための態勢を整備しているか（Ⅱ－３－２－４－２(1)⑤、Ⅳ－５－２－２(9)参照）。

⑦ 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、通常の苦情等と区別し、断固たる対応をとるため関係部署に速やかに連絡し、必要に応じ警察等

関係機関との連携を取った上で、適切に対処する態勢を整備しているか。

(4) 利用者への対応

- ① 苦情等への対処について、単に処理の手続の問題と捉えるにとどまらず事後的な説明態勢の問題として位置付け、苦情等の内容に応じ利用者から事情を十分にヒアリングしつつ、可能な限り利用者の理解と納得を得て解決することを目指しているか。
- ② 苦情等を申し出た利用者に対し、申出時から処理後まで、利用者特性にも配慮しつつ、必要に応じて、苦情等対処の手続の進行に応じた適切な説明（例えば、苦情等対処手続の説明、申出を受理した旨の通知、進捗状況の説明、結果の説明等）を行う態勢を整備しているか。
- ③ 申出のあった苦情等について、自ら対処するばかりでなく、苦情等の内容や利用者の要望等に応じて適切な外部機関等を利用者に紹介するとともに、その標準的な手続の概要等の情報を提供する態勢を整備しているか。
なお、複数ある苦情処理・紛争解決の手段（金融ADR制度を含む。）は任意に選択しうるものであり、外部機関等の紹介に当たっては、利用者の選択を不当に制約していないか留意することとする。
- ④ 外部機関等において苦情等対処に関する手続が係属している間であっても、当該手続の他方当事者である利用者に対し、必要に応じ、適切な対応（一般的な資料の提供や説明など利用者に対して通常行う対応等）を行う態勢を整備しているか。

(5) 情報共有・業務改善等

- ① 苦情等及びその対処結果等が類型化の上で内部管理部門や営業部門に報告されるとともに、重要案件は速やかに監査部門や経営陣に報告されるなど、事案に応じ必要な関係者間で情報共有が図られる態勢を整備しているか。
- ② 苦情等の内容及び対処結果について、自ら対処したものに加え、外部機関が介在して対処したものを含め、適切かつ正確に記録・保存しているか。また、これらの苦情等の内容及び対処結果について、指定ADR機関より提供された情報等も活用しつつ、分析し、その分析結果を継続的に利用者対応事務処理についての態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用する態勢を整備しているか。
- ③ 苦情等対処機能の実効性を確保するため、検査・監査等の内部けん制機能が十分発揮されるよう態勢を整備しているか。
- ④ 苦情等対処の結果を業務運営に反映させる際、業務改善・再発防止等必要な措置を講じることの判断並びに苦情等対処態勢の在り方についての検討及び継続的な見直しについて、経営陣が指揮する態勢を整備しているか。

(6) 外部機関等との関係

- ① 苦情等の迅速な解決を図るべく、外部機関等に対し適切に協力する態勢を整備しているか。
- ② 外部機関等に対して、自ら紛争解決手続の申立てを行う際、自らの手続を十分に尽くさずに安易に申立てを行うのではなく、利用者からの苦情等の申出に対し、十分な対応を行い、かつ申立ての必要性につき組合内で適切な検

討を経る態勢を整備しているか。

Ⅱ－３－２－６－３ 金融ＡＤＲ制度への対応

Ⅱ－３－２－６－３－１ 指定信用事業等紛争解決機関（指定ＡＤＲ機関）が存在する場合

Ⅱ－３－２－６－３－１－１ 意義

利用者保護の充実及び金融商品・サービスへの利用者の信頼性の向上を図るためには、組合と利用者との実質的な平等を確保し、中立・公正かつ実効的に苦情等の解決を図ることが重要である。そこで、金融ＡＤＲ制度において、指定ＡＤＲ機関によって、専門家等関与のもと、第三者的立場からの苦情処理・紛争解決が行われることとされている。

なお、金融ＡＤＲ制度においては、苦情処理・紛争解決への対応について、主に組合と指定ＡＤＲ機関との間の手続実施基本契約（水協法第118条第1項第8号に規定する「手続実施基本契約」をいう。）によって規律されているところである。

組合においては、指定ＡＤＲ機関において苦情処理・紛争解決を行う趣旨を踏まえつつ、手続実施基本契約で規定される義務等に関し、適切に対応する必要がある。

Ⅱ－３－２－６－３－１－２ 主な着眼点

組合が、上記意義を踏まえ、金融ＡＤＲ制度への対応に当たり、業務の規模・特性に応じて適切かつ実効性ある態勢を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。

なお、「Ⅱ－３－２－６－２ 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立」における留意点も参照すること。

（１）総論

① 手続実施基本契約

イ. 自らが営む信用事業等（水協法第118条第5項第2号に規定する「信用事業等」をいう。）について、指定ＡＤＲ機関との間で、速やかに手続実施基本契約を締結しているか。

また、例えば、指定ＡＤＲ機関の指定取消しや新たな指定ＡＤＲ機関の設立などの変動があった場合であっても、利用者利便の観点から最善の策を選択し、速やかに必要な措置（新たな苦情処理措置・紛争解決措置の実施、手続実施基本契約の締結など）を講じるとともに、利用者へ周知する等の適切な対応を行っているか。

ロ. 指定ＡＤＲ機関と締結した手続実施基本契約の内容を誠実に履行する態勢を整備しているか。

② 公表・周知・利用者への対応

イ. 手続実施基本契約を締結した相手方である指定ＡＤＲ機関の商号又は名

称、及び連絡先を適切に公表しているか。

公表の方法について、例えば、ホームページへの掲載、ポスターの店頭掲示、パンフレットの作成・配布又はマスメディアを通じての広報活動等、業務の規模・特性に応じた措置をとることが必要である。仮に、ホームページに掲載したとしても、これを閲覧できない利用者も想定される場合には、そのような利用者にも配慮することとしているか。

公表する際は、利用者にとって分かりやすいように表示しているか（例えば、ホームページで公表する場合において、利用者が容易に金融ADR制度の利用に関するページにアクセスできるような表示が望ましい。）。

ロ. 手続実施基本契約も踏まえつつ、利用者に対し、指定ADR機関による標準的な手続のフローや指定ADR機関の利用の効果（時効の完成猶予等）等必要な情報の周知を行う態勢を整備しているか。

ハ. 金融商品取引業者が組成した金融商品を組合が販売する場合、当該商品を組成した金融商品取引業者や、当該商品を販売した組合といった、業態の異なる複数の業者が関係することになるため、利用者の問題意識を把握した上で、問題の発生原因に応じた適切な指定ADR機関を紹介するなど、丁寧な対応を行っているか。

（２）苦情処理手続・紛争解決手続についての留意事項

組合が手続実施基本契約により手続応諾・資料提出・特別調停案尊重等の各義務を負担することを踏まえ、検証に当たっては、例えば、以下の点に留意することとする。

① 共通事項

イ. 指定ADR機関から手続応諾・資料提出等の求めがあった場合、正当な理由がない限り、速やかにこれに応じる態勢を整備しているか。

ロ. 指定ADR機関からの手続応諾・資料提出等の求めに対し拒絶する場合、苦情・紛争の原因となった部署のみが安易に判断し拒絶するのではなく、組織として適切に検討を実施する態勢を整備しているか。また、可能な限り、その判断の理由（正当な理由）について説明する態勢を整備しているか。

② 紛争解決手続への対応

イ. 紛争解決委員から和解案の受諾勧告又は特別調停案の提示がされた場合、速やかに受諾の可否を判断する態勢を整備しているか。

ロ. 和解案又は特別調停案を受諾した場合、担当部署において速やかに対応するとともに、その履行状況等を検査・監査部門等が事後検証する態勢を整備しているか。

ハ. 和解案又は特別調停案の受諾を拒絶する場合、業務規程（水協法第119条）等を踏まえ、速やかにその理由を説明するとともに、訴訟提起等の必要な対応を行う態勢を整備しているか。

Ⅱ－３－２－６－３－２ 指定ADR機関が存在しない場合

Ⅱ－３－２－６－３－２－１ 意義

金融ADR制度においては、指定ADR機関が存在しない場合においても、代わりに苦情処理措置・紛争解決措置を講ずることが法令上求められている。組合においては、これらの措置を適切に実施し、金融商品・サービスに関する苦情・紛争を簡易・迅速に解決することにより、利用者保護の充実に確保し、金融商品・サービスへの利用者の信頼性の向上に努める必要がある。

Ⅱ－３－２－６－３－２－２ 主な着眼点

組合が、苦情処理措置・紛争解決措置を講じる場合、金融ADR制度の趣旨を踏まえ、利用者からの苦情・紛争の申出に関し、業務の規模・特性に応じ、適切に対応する態勢を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。

なお、「Ⅱ－３－２－６－２ 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立」における留意点も参照すること。

(1) 総論

① 苦情処理措置・紛争解決措置の選択

イ. 自らが営む信用事業等の内容、苦情等の発生状況及び事業地区等を踏まえて、法令で規定されている以下の各事項のうちの一つ又は複数を苦情処理措置・紛争解決措置として適切に選択しているか。

なお、その際は、例えば、利用者が苦情・紛争を申し出るに当たり、利用者にとって地理的にアクセスしやすい環境を整備するなど、利用者の利便の向上に資するような取組みを行うことが望ましい。

a. 苦情処理措置

- (a) 苦情処理に従事する職員への助言・指導を一定の経験を有する消費生活専門相談員等に行わせること
- (b) 自組合で業務運営体制・内部規則を整備し、公表等すること
- (c) 金融商品取引業協会、認定投資者保護団体を利用すること
- (d) 国民生活センター、消費生活センターを利用すること
- (e) 他の業態の指定ADR機関を利用すること
- (f) 苦情処理業務を公正かつ的確に遂行できる法人を利用すること

b. 紛争解決措置

- (a) 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律に定める認証紛争解決手続を利用すること
- (b) 金融商品取引業協会、認定投資者保護団体を利用すること
- (c) 弁護士会を利用すること
- (d) 国民生活センター、消費生活センターを利用すること
- (e) 他の業態の指定ADR機関を利用すること
- (f) 紛争解決業務を公正かつ的確に遂行できる法人を利用すること

ロ. 苦情・紛争の処理状況等のモニタリング等を継続的に行い、必要に応じ、苦情処理措置・紛争解決措置について検討及び見直しを行う態勢を整備しているか。

ハ. 苦情処理業務・紛争解決業務を公正かつ的確に遂行できる法人を利用する場合、当該法人が苦情処理業務・紛争解決業務を公正かつ的確に遂行す

るに足る経理的基礎及び人的構成を有する法人であること（信用事業命令第13条の3第1項第5号、同条第2項第5号）について、相当の資料等に基づいて、合理的に判断しているか。

- ニ. 外部機関を利用する場合、必ずしも当該外部機関との間において業務委託契約等の締結までは求められていないが、標準的な手続のフローや、費用負担に関する事項等について予め取決めを行っておくことが望ましい。
- ホ. 外部機関の手続を利用する際に費用が発生する場合について、利用者の費用負担が過大とならないような措置を講じる等、苦情処理・紛争解決の申立ての障害とならないような措置を講じているか。

② 運用

苦情処理措置・紛争解決措置の適用範囲を過度に限定的なものとするなど、不適切な運用を行っていないか。なお、苦情処理措置と紛争解決措置との間で適切な連携を確保しているかについても留意する（Ⅱ-3-2-6-1(2)参照）。

(2) 苦情処理措置（自組合で態勢整備を行う場合）についての留意事項

① 消費生活専門相談員等による職員への助言・指導態勢を整備する場合

- イ. 定期的に消費生活専門相談員等による研修を実施する等、苦情処理に従事する職員のスキルを向上させる態勢を整備しているか。
- ロ. 消費生活専門相談員等との連絡体制を築く等、個別事案の処理に関し、必要に応じ、消費生活専門相談員等の専門知識・経験を活用する態勢を整備しているか。

② 自組合で業務運営体制・内部規則を整備する場合

- イ. 苦情の発生状況に応じ、業務運営体制及び内部規則を適切に整備するとともに、当該体制・規則に基づき公正かつ的確に苦情処理を行う態勢を整備しているか。
- ロ. 苦情の申出先を利用者に適切に周知するとともに、苦情処理に係る業務運営体制及び内部規則を適切に公表しているか。

周知・公表の内容として、必ずしも内部規則の全文を公表する必要はないものの、利用者が、苦情処理が適切な手続に則って行われているかどうか自ら確認できるようにするため、苦情処理における連絡先及び標準的な業務フロー等を明確に示すことが重要であることから、それに関連する部分を公表しているかに留意する必要がある。

なお、周知・公表の方法について、Ⅱ-3-2-6-3-1-2(1)②を参照のこと。

(3) 苦情処理措置（外部機関を利用する場合）及び紛争解決措置の留意事項

① 周知・公表等

- イ. 組合が外部機関を利用している場合、利用者保護の観点から、例えば、利用者が苦情・紛争を申し出るに当たり、外部機関を利用できることや、外部機関の名称及び連絡先、その利用方法等、外部機関に関する情報について、利用者にとって分かりやすいように、周知・公表を行うことが望ましい。
- ロ. 苦情処理・紛争解決の申立てが、地理又は苦情・紛争内容その他の事由

により、利用者に紹介した外部機関の取扱範囲外のものであるとき、又は他の外部機関等（苦情処理措置・紛争解決措置として組合が利用している外部機関に限らない。）による取扱いがふさわしいときは、他の外部機関等を利用者に紹介する態勢を整備しているか。

ハ. 金融商品取引業者が組成した金融商品を組合が販売する場合については、Ⅱ－３－２－６－３－１－２（１）②ハ. を参照すること。

② 手続への対応

イ. 外部機関から苦情処理・紛争解決の手続への応諾、事実関係の調査又は関係資料の提出等を要請された場合、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、速やかにこれに応じる態勢を整備しているか。

ロ. 苦情処理・紛争解決の手続への応諾、事実関係の調査又は関係資料の提供等の要請を拒絶する場合、苦情・紛争の原因となった部署のみが安易に判断し拒絶するのではなく、苦情・紛争内容、事実・資料の性質及び外部機関の規則等を踏まえて、組織として適切に検討を実施する態勢を整備しているか。

また、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、可能な限り拒絶の理由について説明する態勢を整備しているか。

ハ. 紛争解決の手続を開始した外部機関から和解案、あっせん案等の解決案（以下、「解決案」という。）が提示された場合、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、速やかに受諾の可否を判断する態勢を整備しているか。

ニ. 解決案を受諾した場合、担当部署において速やかに対応するとともに、その履行状況等を検査・監査部門等が事後検証する態勢を整備しているか。

ホ. 解決案の受諾を拒絶する場合、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、速やかにその理由を説明するとともに、必要な対応を行う態勢を整備しているか。

Ⅱ－３－２－６－４ 各種書面に記載すべき事項に係る情報提供

組合は、各種書面（貯金者等に対する情報の提供、特定貯金等契約に関する契約締結前交付書面等）等において金融ＡＤＲ制度への対応内容を提供することが、法令上、義務付けられている。それら書面等においては、指定ＡＤＲ機関が存在しない場合は苦情処理措置・紛争解決措置の内容を提供する必要があるが、例えば、組合が外部機関を利用している場合、当該外部機関（苦情処理・紛争解決にかかる業務の一部を他の機関に委託等している場合、当該他の機関も含む。）の名称及び連絡先など、実態に即して適切な事項を提供すべきことに留意する。

Ⅱ－３－２－６－５ 行政上の対応

金融ＡＤＲ制度への対応を含む苦情等対処態勢が構築され機能しているかどうかは、利用者保護・組合への信頼性確保の観点も含め、組合の健全かつ適切な業務運営の基本にかかわることから、関係する内部管理態勢は高い実効性が求められる。

監督部局としては、組合の対応を全体的・継続的にみて、業務の健全かつ適切な運営を確保するため問題があると認められる場合は、必要に応じ、水協法第122条に

基づき報告を求め、また、重大な問題があると認められる場合は、水協法第123条の2に基づく業務改善命令の発出を検討するものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、業務停止命令等の発出も含め、必要な行政処分を検討するものとする。

この点、指定ADR機関が存在する場合において、組合に手続応諾義務等への違反・懈怠等の問題が認められた場合であっても、一義的には組合と指定ADR機関との手続実施基本契約に係る不履行であるため、直ちに行政処分の対象となるものではなく、監督部局としては、前述のように、組合の対応を全体的・継続的にみて判断を行うものとする。

なお、一般に利用者と組合との間で生じる個別の紛争は、私法上の契約に係る問題であり、基本的にADRや司法の場を含め当事者間で解決されるべき事柄であることに留意する必要がある。

Ⅱ－3－3 事務リスク

Ⅱ－3－3－1 意義

事務リスクとは、組合の役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、組合が損失を被るリスクをいうが、組合は当該リスクに係る内部管理態勢を適切に整備し、業務の健全かつ適切な運営により信頼性の確保に努める必要がある。

Ⅱ－3－3－2 主な着眼点

(1) 事務リスク管理態勢

- ① すべての業務に事務リスクが所在していることを理解し、適切な事務リスク管理体制が整備されているか。
- ② 事務リスクを軽減することの重要性を認識し、事務リスク軽減のための具体的な方策を講じているか。
- ③ 事務部門は、十分にけん制機能が発揮されるよう体制が整備されているか。また、事務に係る諸規程が明確に定められているか。
- ④ 取引時確認事務、疑わしい取引の届出事務等の重要な法務コンプライアンス問題を、単なる事務処理の問題と捉えるにとどまらず、全組合的な法務コンプライアンスの問題としての処理を行っているか。

(2) 内部監査態勢

内部監査部門は、事務リスク管理態勢を監査するため、内部監査を適切に実施しているか。

(3) 支所・支店等のリスク管理態勢

事務部門は、支所・支店等における事務リスク管理態勢をチェックする措置を講じているか。

(4) 事務委託店に対する指導体制

水協法附則第4項に基づき信用事業譲渡組合に信用事業に係る事務を委託した信漁連において、当該事務を受託した信用事業譲渡組合（以下「事務委託店」という。）の指導を担当する職員の配置その他の事務委託店における当該事務の適正かつ確実な実施を確保するための体制が整備されているか。

（5）人事管理等

人事管理に当たっては、事故防止等の観点から職員（事務委託店において信漁連から受託した信用事業に係る事務を行う職員を含む。）を長期間にわたり同一業務に従事させることなくローテーションを確保するよう配慮されているか。また、人事担当者等と連携し、連続休暇、研修、内部出向制度等により、最低限年一回、一週間以上連続して、職場を離れる方策をとっているか。

（注）島嶼部等の地理的条件により上記の対応が困難な店舗においては、内部統制上必要な代替措置が講じられているか。

さらに、職員教育において、職業倫理が盛り込まれているか。なお、派遣職員についても、事故防止等の観点から、可能な範囲で職員と同様の措置を講じているか。

（参考）派遣職員に係る管理態勢の強化について（要請）（平成17年11月30日農林中央金庫あて）

Ⅱ－3－3－3 監督手法・対応

検査結果、不詳事件等届出書等により、事務リスクの管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ、水協法第122条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、水協法第123条の2に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

Ⅱ－3－4 システムリスク

Ⅱ－3－4－1 システムリスク

Ⅱ－3－4－1－1 意義

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステムの不備等に伴い、利用者や組合が損失を被るリスクやコンピュータが不正に使用されることにより利用者や組合が損失を被るリスクを言うが、組織再編に伴うシステム統合や新商品・サービスの拡大等に伴い、漁協システム信用事業オンラインシステムは一段と高度化・複雑化し、さらに、コンピュータのネットワーク化の拡大に伴い、重要情報に対する不正なアクセス、漏えい等のリスクが大きくなっている。システムが安全かつ安定的に稼動することは決済システム及び組合に対する信頼性を確保するための大前提であり、システムリスク管理態勢の充実強化は極めて重要である。

なお、漁協システム信用事業においては、勘定系システム等の基幹システムの構築・運用のほか、内国為替及びCDオンライン提携に係る他業態システムと接続するネットワークシステムの構築・運用等を共同で設立した事務センター（以下「共同セ

ンター」という。)に委託している。このため、ひとたび共同センターにおいてシステム障害が発生した場合には、その影響は漁協系統信用事業全体に及ぶ可能性があるほか、システム障害により直接利用者に対して説明責任を負うことになる個別の組合においても、システム障害発生の原因分析や復旧作業及び再発防止策の策定について迅速かつ的確な対応ができないといった弊害があると考えられる。

従って、漁協系統信用事業におけるシステム障害発生時等の対応については、このような固有の事情を踏まえつつ、以下の着眼点に留意して、システムリスク管理態勢の検証を行うこととする。

II-3-4-1-2 主な着眼点

(1) システムリスクに対する認識等

- ① システムリスクについて、代表理事をはじめ、役職員がその重要性を十分に認識し、定期的なレビューを行うとともに、全組合的なリスク管理の基本方針が策定されているか。
- ② 代表理事は、システム障害やサイバーセキュリティ事案（以下「システム障害等」という。）の未然防止と発生時の迅速な復旧対応について、経営上の重大な課題と認識し、態勢を整備しているか。
(注) サイバーセキュリティ事案とは、情報通信ネットワークや情報システム等の悪用により、サイバー空間を經由して行われる不正侵入、情報の窃取、改ざん又は破壊、情報システムの作動停止や誤作動、不正プログラムの実行、DDoS攻撃等の、いわゆる「サイバー攻撃」により、サイバーセキュリティが脅かされる事案をいう。
- ③ 理事会は、システムリスクの重要性を十分に認識した上で、システムを統括管理する役員を定めているか。なお、システム統括役員は、システムに関する十分な知識・経験を有し業務を適切に遂行できる者であることが望ましい。
- ④ 代表理事及び理事は、システム障害等発生時の危機時において、果たすべき責任やとるべき対応について具体的に定めているか。
また、自らが指揮を執る訓練を行い、その実効性を確保しているか。

(2) システムリスク管理態勢

- ① 理事会は、コンピュータシステムのネットワーク化の進展等により、リスクが顕在化した場合、その影響が連鎖し、広域化・深刻化する傾向にあるなど、経営に重大な影響を与える可能性があるということを十分踏まえ、リスク管理態勢を整備しているか。
- ② システムリスク管理の基本方針が定められているか。システムリスク管理の基本方針には、セキュリティポリシー（組織の情報資産を適切に保護するための基本方針）及び外部委託先に関する方針が含まれているか。
- ③ システムリスク管理態勢の整備に当たっては、その内容について客観的な水準が判定できるものを根拠としているか。
また、システムリスク管理態勢は、システム障害等の把握・分析、リスク管理の実施結果や技術進展等に応じて、不断に見直しを実施しているか。

(3) システムリスク評価

- ① システムリスク管理部門は、利用者のチャネルの多様化による大量取引の発生や、ネットワークの拡充によるシステム障害等の影響の複雑化・広範化など、外部環境の変化によりリスクが多様化していることを踏まえ、定期的に又は適時にリスクを認識・評価しているか。
また、洗い出したリスクに対し、十分な対応策を講じているか。
- ② システムリスク管理部門は、例えば、1口座当たりの未記帳取引明細の保有可能件数などのシステムの制限値を把握・管理し、制限値を超えた場合のシステム面・事務面の対応策を検討しているか。
- ③ 商品開発の担当部門は、新商品の導入時又は商品内容の変更時に、システムリスク管理部門と連携するとともに、システムリスク管理部門は、システム開発の有無にかかわらず、関連するシステムの評価を実施しているか。

(4) 情報セキュリティ管理

- ① 情報資産を適切に管理するために、方針の策定、組織体制の整備、組合内の規程の策定及び内部管理態勢の整備を図っているか。また、他社における不正・不祥事件も参考に、情報セキュリティ管理態勢のPDCAサイクルによる継続的な改善を図っているか。
- ② 情報の機密性、完全性及び可用性を維持するために、情報セキュリティに係る管理者を定め、その役割及び責任を明確にした上で、管理しているか。また、管理者は、システム、データ、ネットワーク管理上のセキュリティに関することについて統括しているか。
- ③ コンピュータシステムの不正使用防止対策、不正アクセス防止対策、コンピュータウィルス等の不正プログラムの侵入防止対策等を実施しているか。
- ④ 組合が責任を負うべき利用者の重要情報を網羅的に洗い出した上で、その内容を把握するとともに、これを適切に管理しているか。
利用者の重要情報の洗い出しにあたっては、業務、システム及び外部委託先を対象範囲とし、例えば、以下のようなデータを洗い出しの対象範囲としているか。
 - ・ 通常の業務では使用しないシステム領域に格納されたデータ
 - ・ 障害解析のためにシステムから出力された障害解析用データ
 - ・ A T M（店舗外に設置されているものを含む。）等に保存されている取引ログ等
- ⑤ 洗い出した利用者の重要情報について、重要度判定やリスク評価を実施しているか。
また、それぞれの重要度やリスクに応じ、以下のような情報管理ルールを策定しているか。
 - ・ 情報の暗号化及びマスキングのルール
 - ・ 情報を利用する際の利用ルール
 - ・ 記録媒体等の取扱いルール等
- ⑥ 利用者の重要情報について、不正アクセス、不正情報取得、情報漏えい等を防止するための以下のような仕組みを導入しているか。
 - ・ 職員の権限に応じて必要な範囲に限定されたアクセス権限の付与
 - ・ アクセス記録の保存及び検証

- ・開発担当者と運用担当者の分離、管理者と担当者の分離等の相互牽制体制の整備等
- ⑦ 機密情報（暗証番号、パスワード、クレジットカード情報等、利用者に損失が発生する可能性のある情報をいう。以下同じ。）について、暗号化、マスキング等の管理ルールを定めているか。また、暗号化プログラム、暗号鍵、暗号化プログラムの設計書等の管理に関するルールを定めているか。
- ⑧ 機密情報の保有及び廃棄、アクセス制限、外部持出し等について、業務上の必要性を十分に検討し、より厳格な取扱いをしているか。
- ⑨ 情報資産について、管理ルール等に基づいて適切に管理されていることを定期的にモニタリングし、管理態勢を継続的に見直しているか。
- ⑩ セキュリティ意識の向上を図るため、全役職員に対するセキュリティ教育（外部委託先におけるセキュリティ教育を含む。）を行っているか。

（５）サイバーセキュリティ管理

- ① 経営管理委員会又は理事会等は、サイバーセキュリティの重要性を認識し、「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」を踏まえ、必要な態勢を整備しているか。
- ② インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、Ⅱ－３－５－２（２）又はⅡ－３－６－２（２）によるセキュリティの確保を講じているか。なお、全国銀行協会の申合せ等には、以下のような実効的な認証方式や不正防止策を用いたセキュリティ対策事例が記載されている。
 - ・可変式パスワード、電子証明書等の、固定式のID・パスワードのみに頼らない認証方式
 - ・取引に利用しているパソコンのブラウザとは別の携帯電話等の機器を用いるなど、複数経路による取引認証
 - ・ハードウェアトークン等でトランザクション署名を行うトランザクション認証
 - ・電子証明書を取引に利用しているパソコンとは別のICカード等の媒体・機器へ格納する方式の採用
 - ・取引時においてウィルス等の検知・駆除が行えるセキュリティ対策ソフトの利用者への提供
 - ・利用者のパソコンのウィルス感染状況を金融機関側で検知し、警告を発するソフトの導入
 - ・不正なログイン・異常な取引等を検知し、速やかに利用者に連絡する体制の整備等

（注）キャッシュカード暗証番号のような組み合わせの数が僅少な情報を記憶要素として用いる認証方式は、インターネット上での利用を避けることが望ましいことに留意。

- ③ インターネットバンキング等の不正利用を防止するため、電話番号やメールアドレスなど貯金者への通知や本人認証の際に利用される情報について、不正な登録・変更が行われないよう適切な手続きが定められているか。

（６）システム企画・開発・運用管理

- ① 経営戦略の一環としてシステム戦略方針を明確にした上で、中長期の開発計画を策定しているか。

また、中長期の開発計画は、理事会の承認を受けているか。

- ② 現行システムに内在するリスクを継続的に洗い出し、その維持・改善のための投資を計画的に行っているか。
- ③ 開発案件の企画・開発・移行の承認ルールが明確になっているか。
- ④ 開発プロジェクトごとに責任者を定め、開発計画に基づく進捗管理がされているか。
- ⑤ システム開発に当たっては、テスト計画を作成し、ユーザー部門も参加するなど、適切かつ十分にテストを行っているか。
- ⑥ 人材育成については、現行システムの仕組み及び開発技術の継承並びに専門性を持った人材の育成のための具体的な計画を策定し、実施しているか。

(7) システム監査

- ① システム部門から独立した内部監査部門が、定期的にシステム監査を行っているか。
- ② システム関係に精通した要員による内部監査や、システム監査人等による外部監査の活用を行っているか。
- ③ 監査対象は、システムリスクに関する業務全体をカバーしているか。
- ④ システム監査の結果は、適切に理事会に報告されているか。

(8) 外部委託管理

- ① 外部委託先（システム子会社を含む。）の選定に当たり、選定基準に基づき評価・検討のうえ、選定しているか。
- ② 外部委託契約において、外部委託先との役割分担・責任、監査権限、再委託手続、提供されるサービス水準等を定めているか。また、外部委託先の役員が遵守すべきルールやセキュリティ要件を外部委託先へ提示し、契約書等に明記しているか。
- ③ システムに係る外部委託業務（二段階以上の委託を含む。）について、委託先からの監査報告等により、リスク管理が適切に行われているか。
特に外部委託先が複数の場合、管理業務が複雑化することから、より高度なリスク管理が求められることを十分認識した体制となっているか。
システム関連事務を外部委託する場合についても、システムに係る外部委託に準じて、適切なリスク管理を行っているか。
- ④ 外部委託した業務（二段階以上の委託を含む。）について、委託元として委託業務が適切に行われていることを定期的にモニタリングしているか。
また、外部委託先任せにならないように、例えば委託元として要員を配置するなどの必要な措置を講じているか。特に共同センターの内部管理、開発・運用管理の状況について、報告を受けているか。
さらに、システムの共同化等が進展する中、外部委託先における利用者データの運用状況を、委託元が監視・追跡できる態勢となっているか。
- ⑤ 共同センター等の重要な外部委託先に対して、内部監査部門又はシステム監査人等による監査を実施しているか。

(注) 統合ATMスイッチングサービスなどの外部のサービスを利用する場合についてもこれに準じる。

(9) コンティンジェンシープラン

- ① コンティンジェンシープランが策定され、緊急時体制が構築されているか。
- ② コンティンジェンシープランの策定に当たっては、その内容について客観的な水準が判断できるもの（例えば「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン（緊急時対応計画）策定のための手引書」（公益財団法人金融情報システムセンター編））を根拠としているか。
- ③ コンティンジェンシープランの策定に当たっては、災害による緊急事態を想定するだけでなく、組合の内部又は外部に起因するシステム障害等も想定しているか。
また、バッチ処理が大幅に遅延した場合など、十分なリスクシナリオを想定しているか。
- ④ コンティンジェンシープランについては、他の金融機関におけるシステム障害等の事例や中央防災会議等の検討結果を踏まえるなど、想定シナリオの見直しを適宜行っているか。
- ⑤ コンティンジェンシープランに基づく訓練は、全組合レベルで行い、共同センター等の外部委託先等と合同で、定期的を実施しているか。
- ⑥ 業務への影響が大きい重要なシステムについては、オフサイトバックアップシステム等を事前に準備し、災害又はシステム障害等が発生した場合等に、速やかに業務を継続できる態勢を整備しているか。

(10) 障害発生時等の対応

- ① システム障害等が発生した場合に、利用者に対し無用の混乱を生じさせないよう、適切な措置を講じているか。
また、システム障害等の発生に備え、最悪のシナリオを想定した上で、必要な対応を行う態勢となっているか。
- ② システム障害等の発生に備え、外部委託先を含めた報告態勢、指揮・命令系統が明確になっているか。
- ③ 経営に重大な影響を及ぼすシステム障害等が発生した場合に、速やかに代表理事をはじめとする理事に報告するとともに、報告に当たっては、最悪のシナリオの下で生じうる最大リスク等を報告する態勢（例えば、利用者に重大な影響を及ぼす可能性がある場合、報告者の判断で過小報告することなく、最大の可能性を速やかに報告すること）となっているか。
また、必要に応じて、対策本部を立ち上げ、代表理事等自らが適切な指示・命令を行い、速やかに問題の解決を図る態勢となっているか。
- ④ システム障害等の発生に備え、ノウハウ・経験を有する人材をシステム部門内、部門外及び外部委託先等から速やかに招集するために事前登録するなど、応援態勢が明確になっているか。
- ⑤ システム障害等が発生した場合、障害の内容・発生原因、復旧見込等について公表するとともに、利用者からの問い合わせに的確に対応するため、必要に応じ、コールセンターの開設等を迅速に行っているか。
また、システム障害等の発生に備え、関係業務部門への情報提供方法や内容が明確になっているか。
- ⑥ システム障害等の発生原因の究明、復旧までの影響調査、改善措置、再発

防止策等を的確に講じているか。

また、システム障害等の原因等の定期的な傾向分析を行い、それに応じた対応策をとっているか。

- ⑦ システム障害等の影響を極小化するために、例えば障害箇所を迂回するなどのシステムの仕組を整備しているか。

(注1) 都道府県知事の所管する組合に係る着眼点の詳細については、必要に応じ、検査手引きを参照。

(参考) システムリスクについての参考資料として、例えば「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」(公益財団法人金融情報システムセンター編)などがある。

(注2) 漁協系統信用事業においては、共同センターによる一元的なシステム運用がなされているため、共同センターが策定する全国レベルのシステムリスク管理に係るマニュアルを踏まえた、上記(1)から(10)までの管理態勢等が整備されている必要があることに留意することとする。

II-3-4-1-3 監督手法・対応

(1) 問題認識時

検査結果等により、システムリスクに係る管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ、水協法第122条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、水協法第123条の2に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

(2) 障害発生時

- ① コンピュータシステムの障害やサイバーセキュリティ事案の発生を認識次第、直ちに、その事実を行政庁あてに報告を求めるとともに、「障害発生等報告書」(参考様式5-3)にて行政庁あて報告を求めるものとする。ただし、DDoS攻撃事案の場合は「DDoS攻撃事案共通様式」(「サイバー攻撃による被害が発生した場合の報告手続等に関する申合せ」(令和7年5月28日関係省庁申合せ(以下、「関係省庁申合せ」という。))別添様式1)、ランサムウェア事案の場合は「ランサムウェア事案共通様式」(関係省庁申合せ別添様式2)による報告も可能とする。なお、ランサムウェア事案の報告においては、同様式により個人データ等の漏えい等の報告を兼ねることも可能であることに留意する(「金融機関における個人情報保護に関するQ&A」参照)。

また、復旧時及び原因説明時には改めてその旨報告を求めるとする。ただし、復旧、原因の説明がされていない場合でも1か月以内に現状について報告を求めるとする。

なお、共同センターに起因するシステム障害等が発生した場合にあっては、組合及び共同センターに対して、直ちに、上記に沿った対応を求めることとする。ただし、当該システム障害等が漁協系統信用事業全体に及ぶような重大なものである等の場合は、全漁連の同席の下で共同センターに対してヒアリングを行うこととする。

(注) 報告すべきシステム障害等

その原因の如何を問わず、組合が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、

- a. 貯金の払戻し、為替等の決済機能に遅延、停止等が生じているもの又はその恐れがあるもの
- b. 資金繰り、財務状況把握等に影響があるもの又はその恐れがあるもの
- c. その他業務上、上記に類すると考えられるもの

をいう。

ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器に速やかに交替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合（例えば、一部のATMが停止した場合であっても他の同一店舗又は近隣店舗のATMや窓口において対応が可能な場合）を除く。

なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、利用者や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められるときは、報告を要するものとする。

② 必要に応じて水協法第122条に基づき追加の報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、水協法第123条の2に基づき業務改善命令を発出するものとする。

③ 特に、大規模なシステム障害等の場合やシステム障害等の原因の解明に時間を要している場合等には、直ちに、システム障害等の事実関係等について的一般広報及び店頭等における利用者対応等のコンティンジェンシープランの発動状況をモニタリングするとともに、迅速な原因解明と復旧を要請し、水協法第122条に基づき速やかな報告を求める。

さらに、大規模なシステム障害等の復旧の見通しが不確実であり、市場取引、ATM取引・口座振替・給与振込等の決済システムに大きな影響が生じている場合には、早期に水協法第123条の2に基づく業務改善命令を発出することを検討する等の対応を行う。

（3）システムの更新時等

組合が重要なシステムの更新等を行う時は、必要に応じ、水協法第122条に基づく報告を求め、計画及び進捗状況、プロジェクトマネジメントの適切性・実効性等について確認を行い、重大な問題があると認められる場合には、水協法第123条の2に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

（4）外部委託先への対応

システムに係る外部委託事業について、外部委託先における適切な業務運営が懸念される場合など、特に必要があると認められる場合には、Ⅱ－3－2－4－3の対応を行うものとする。

Ⅱ－3－4－2 ATMシステムのセキュリティ対策

Ⅱ－3－4－2－1 意義

ATMシステムは、簡便・迅速に各種サービスを提供するものであり、利用者

とって利便性が高く、広く活用されている。一方で、ＡＴＭシステムを通じた取引は、非対面で行われるため、異常な取引態様を確認できないことなどの特有のリスクを抱えている。

組合が利用者にサービスを提供するに当たっては、利用者の財産を安全に管理することが求められる。従って、利用者利便を確保しつつ、利用者保護の徹底を図る観点から、組合にはＡＴＭシステムの情報セキュリティ対策を十分に講じることが要請される。この点、預貯金者保護法は、偽造・盗難キャッシュカード等による預貯金の不正払戻しを未然に防止するため、必要な情報システムの整備を講じること、並びに、利用者に対する情報提供、啓発及び知識の普及を金融機関の責務として規定している。

また、組合のＡＴＭシステムは、統合ＡＴＭスイッチングサービスを通じて他の金融機関と相互に接続していることから、仮にセキュリティ対策が脆弱なＡＴＭシステムを放置している組合が存在した場合、他の金融機関に対する影響が及ぶことにも留意し、セキュリティ対策を講じる必要がある。

Ⅱ－３－４－２－２ 主な着眼点

(1) 内部管理態勢の整備

犯罪技術の巧妙化等の情勢の変化を踏まえ、キャッシュカード偽造等の犯罪行為に対する対策等について、組合が取り組むべき最優先の経営課題の一つとして位置付け、理事会等において必要な検討を行い、セキュリティ・レベルの向上に努めているか。また、ＡＴＭシステムに係る健全かつ適切な業務の運営を確保するため、組合内の各部門が的確な状況認識を共有し、組合全体として取り組む態勢が整備されているか。

その際、犯罪の発生状況などを踏まえ、自らの利用者や業務の特性に応じた検討を行った上で、必要な態勢の整備に努めているか。

加えて、リスク分析、セキュリティ対策の策定・実施、効果の検証、対策の評価・見直しからなるいわゆるPDCAサイクルが機能しているか。

(参考) 情報セキュリティに関する検討会で示されたPDCAサイクル

- ① 金融機関側に起因するリスクの把握（内部管理態勢の整備状況、システム開発の体制、システムの特長、システムの外部委託の状況等）
- ② ＡＴＭ利用に関するリスクの把握（取引限度額、利用可能時間、ＡＴＭの設置環境、周辺地域における犯罪発生状況等）
- ③ 上記リスク特性を踏まえ、どのような犯罪手口・リスクに対処すべきかの優先順位付け
- ④ 対策の実施
- ⑤ 対策の効果の検証、改善

(2) セキュリティの確保

- ① キャッシュカードやＡＴＭシステムについて、そのセキュリティ・レベルを一定の基準に基づき評価するとともに、当該評価を踏まえ、一定のセキュリティ・レベルを維持するために体制・技術、両面での検討を行い、適切な対策を講じているか。その際、情報セキュリティに関する検討会の検討内容等を踏まえ、体制の構築時及び利用時の各段階におけるリスクを把握した上

で、自らの利用者や業務の特性に応じた対策を講じているか。また、個別の対策を場当たりに講じるのではなく、セキュリティ全体の向上を目指しているか。セキュリティの確保に当たっては、「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」も参照すること。

- ② 預貯金者保護法等を踏まえ、適切な認証技術の採用、情報漏洩の防止、異常取引の早期検知等、不正払戻し防止のためのシステムの整備、防犯対策等の措置が講じられているか。その際、貯金者の負担が過重なものにならないよう配慮するとともに、互換性の確保などにより利用者利便に支障を及ぼさないよう努めているか。
- ③ 高リスクの高額取引をATMシステムにおいて行っている場合、それに見合ったセキュリティ対策を講じているか。特に脆弱性が指摘される磁気カードについては、そのセキュリティを補強するための方策を検討しているか。類推されやすい暗証番号の使用防止や日常のカード管理について、利用者に適切な注意喚起を行っているか。

(参考1) セキュリティに関する基準としては、「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」のほか、「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」(公益財団法人金融情報システムセンター編)などがある。

(参考2) リスクの把握に当たって参考となるものとしては、情報セキュリティに関する検討会における検討資料がある。

(3) 利用者対応

スキミングの可能性、暗証番号及びカードの盗取の危険性、類推されやすい暗証番号の使用の危険性、被害拡大の可能性(対策として、ATM利用限度額の設定等)、不必要に多くのカードを保有することによる管理上の問題等、キャッシュカード利用に伴う様々なリスクについて、利用者に対する十分な説明態勢が整備されているか。

利用者からの届出を速やかに受け付ける体制が整備されているか。また、利用者への周知(公表を含む。)が必要な場合、速やかに周知できる体制が整備されているか。特に、被害にあう可能性がある利用者を特定可能な場合は、可能な限り迅速に利用者連絡するなどして被害を最小限に抑制するための措置を講じることとしているか。

不正払戻しに係る損失の補償に関する規程等は、預貯金者保護法に基づき、可能な限り明確かつ具体的な内容となっているか。また、その内容を利用者に対して十分説明・周知する態勢が整備されているか。

- ① 犯罪予防策等に係る自組合の対応も踏まえつつ、被害発生後の利用者に対する対応や捜査当局に対する協力に関する対応方針、基準等について、必要な検討を行っているか。
- ② 被害が発生した場合の補償の在り方について、約款、利用者対応方針等において、統一的な対応を定めているか。
- ③ 専門の利用者対応窓口を設けるなどにより、適切かつ迅速な利用者対応を行う態勢が整備されているか。利用者に対して情報提供等の協力を求めるに当たっては、利用者の年齢、心身の状況等に十分配慮することとされているか。

- ④ 不正払戻しに関する記録を適切に保存するとともに、利用者や捜査当局から当該資料の提供などの協力を求められたときは、これに誠実に協力することとされているか。

- (4) A T Mシステムの運用・管理を外部委託している場合の対策
A T Mシステムに関し、外部委託がなされている場合、外部委託に係るリスクを検討し、必要なセキュリティ対策が講じられているか。

Ⅱ－３－４－２－３ 監督手法・対応

(1) 犯罪発生時

偽造キャッシュカード及び盗難キャッシュカードによる不正払戻しを認識次第、速やかに「犯罪発生報告書」にて、行政庁宛て報告を求めるものとする。

なお、行政庁への報告を受ける場合又は受けた場合は、次により速やかに処理するものとする。

① 当該組合を所管する行政庁が主務大臣である場合

水産庁長官は組合から（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長を経由して）報告を受けるものとする。金融庁長官においては、所管財務事務所長、財務局長（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）へ報告を行うものとする。

② 当該組合を所管する行政庁が都道府県知事の場合

都道府県知事が組合から報告を受けた場合には、都道府県知事は水産庁長官（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長を経由して）へ報告を行うものとする。

(2) 問題認識時

検査結果、犯罪発生報告書等により、組合のA T Mシステムのセキュリティ対策及び犯罪対策に係る管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ、水協法第122条に基づき追加の報告を求める。その上で、犯罪防止策や被害発生後の対応について、必要な検討がなされず、あるいは被害が多発するなどの事態が生じた場合など、利用者保護の観点から問題があると認められる場合には、水協法第123条の2に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

- (注) A T Mシステムに関し、外部委託がなされている場合は、必要に応じて、本監督指針Ⅱ－３－２－４－３の対応を行うものとする。

(参考)

- ・ 「偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ最終報告書」（平成17年6月24日：偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ）
- ・ 「偽造・盗難キャッシュカードに関する預金者保護の申し合わせ」（平成17年10月6日：全国銀行協会等）
- ・ 「金融機関の防犯基準」（警察庁）
- ・ 「全銀協 I Cキャッシュカード標準仕様」（全国銀行協会）

Ⅱ－３－４－３ 金融機関相互のシステム・ネットワークの利用

Ⅱ－３－４－３－１ 意義

現在、金融機関相互のシステム・ネットワークは、金融機関相互の金融取引の決済やCD/ATMオンライン提携などを行う上で、基幹インフラとしての機能を担っている。仮にシステム・ネットワークにおいて、障害が発生した場合は、その影響は決済システム全体及び利用者サービス全般に及びかねないことから、システム・ネットワークに係るリスク管理態勢の充実強化は極めて重要である。

Ⅱ－３－４－３－２ 主な着眼点

- (1) 統合ATMスイッチングサービス、全国銀行データ通信システム等の金融機関相互のシステム・ネットワークのサービスを利用する場合についても、システムに係る外部委託に準じて、適切なリスク管理を行っているか。
- (2) 特に、当該外部サービスにおいて、システムの更改を行う場合においては、利用者や業務に対する影響が生じないように、当該外部サービスの管理者及び自組合の双方において、適切なシステム上の対応がなされているかを十分に評価・確認し、必要な場合は、当該外部サービス管理者に対して適切な対策を求めなどの対応がなされているか。

Ⅱ－３－４－３－３ 監督手法・対応

検査結果等により、組合のシステム・ネットワークに係る健全かつ適切な業務の運営に疑義が生じた場合には、必要に応じ、水協法第122条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、水協法第123条の2に基づき業務改善命令を发出する等の対応を行うものとする。また、組合が当該システム・ネットワークの運営、更改に関して、主導的な役割を果たしている場合において、当該システム・ネットワークに係るリスク管理態勢に疑義が生じた場合においても同様の対応を行うものとする。

- (注) システム・ネットワークの外部サービス管理者のうち外部委託先に該当するものについて、適切な業務運営が懸念される場合には、必要に応じて、Ⅱ－３－４－１－３(4)に準じた対応を行うものとする。

Ⅱ－３－５ インターネットバンキング

Ⅱ－３－５－１ 意義

インターネットは、組合にとっては低コストのサービス提供を可能とするものであるとともに、利用者にとっては利便性の高い取引ツールとなり得るものである。

一方、インターネットを通じた取引は、非対面で行われるため、異常な取引態様を確認できないことなどの特有のリスクを抱えている。

組合が利用者にサービスを提供するに当たっては、利用者の財産を安全に管理することが求められる。従って、組合においては、利用者利便を確保しつつ、利用者保護の徹底を図る観点から、インターネットバンキングに係るセキュリティ対策を

十分に講じるとともに、利用者に対する情報提供、啓発及び知識の普及を図ることが重要である。

Ⅱ－３－５－２ 主な着眼点

(1) 内部管理態勢の整備

インターネットバンキングに係る犯罪行為に対する対策等について、犯罪手口が高度化・巧妙化し、被害が拡大していることを踏まえ、最優先の経営課題の一つとして位置付け、理事会又は経営管理委員会等において必要な検討を行い、セキュリティ・レベルの向上に努めるとともに、利用時における留意事項等を利用者に説明する態勢が整備されているか。また、インターネットバンキングの健全かつ適切な業務の運営を確保するため、組合内の各部門が的確な状況認識を共有し、組合全体として取り組む態勢が整備されているか。

その際、組合は農林中央金庫等の協力を得て、インターネットバンキングに係る犯罪の発生状況や手口に関する情報の収集及び提供を行うとともに、有効な対応策等を組合内で共有し、自らの利用者や業務の特性に応じた検討を行った上で、今後発生が懸念される犯罪手口への対応を考慮し、必要な態勢の整備に努めているか。

加えて、リスク分析、セキュリティ対策の策定・実施、効果の検証、対策の評価・見直しからなるいわゆるPDCAサイクルが機能しているか。

(2) セキュリティの確保

- ① 情報セキュリティに関する検討会の検討内容等を踏まえ、体制の構築時及び利用時の各段階におけるリスクを把握した上で、自らの利用者や業務の特性に応じた対策を講じているか。また、個別の対策を場当たりに講じるのではなく、効果的な対策を複数組み合わせることによりセキュリティ全体の向上を目指すとともに、リスクの存在を十分に認識・評価した上で対策の要否・種類を決定し、迅速な対応が取られているか。
- ② インターネットバンキングに係る情報セキュリティ全般に関するプログラム等を作成し、各種犯罪手口に対する有効性等を検証した上で、必要に応じて見直す態勢を整備しているか。また、当該プログラム等に沿って個人・法人等の利用者属性を勘案しつつ、「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」や一般社団法人全国銀行協会における申合せ等も踏まえ、取引のリスクに見合ったセキュリティ対策を講じているか。その際、犯罪手口の高度化・巧妙化等（暗号通信を行う二者の間に第三者が割り込み、盗聴や介入する「中間者攻撃」やウェブ上で不正操作をし、送金を行う「マン・イン・ザ・ブラウザ攻撃」等）を考慮しているか。
- ③ フィッシング詐欺対策については、メールやSMS（ショートメッセージサービス）内にパスワード入力を促すページのURLやログインリンクを記載しない（法令に基づく義務を履行するために必要な場合など、その他の代替的手段を採り得ない場合を除く。）、利用者に対して正規のウェブサイトのブックマークや正規のアプリからログインすることを促す、送信ドメイン認証技術の計画的な導入、フィッシングサイトの閉鎖促進等、業務に応じた適切な不正防止策を講じているか。

(注) 情報の収集に当たっては、金融関係団体や公益財団法人金融情報システムセンターの調査等のほか、情報セキュリティに関する検討会や金融機関防犯連絡協議会における検討結果、金融庁・警察当局から提供された犯罪手口に係る情報などを活用することが考えられる。

④ 業務内容に応じて、以下の不正防止策を講じているか。また、内外の環境変化や事故・事件の発生状況を踏まえ、定期的かつ適時にリスクを認識・評価し、必要に応じて、認証方式等の見直しを行っているか。

- ・ ログイン、出金など、重要な操作時におけるフィッシングに耐性のある多要素認証（例：パスキーによる認証、PKI（公開鍵基盤）をベースとした認証）の実装及び必須化（デフォルトとして設定）

(注1) フィッシングに耐性のある多要素認証の実装及び必須化以降、利用者が設定に必要な機器（スマートフォン等）を所有していない等の理由でやむを得ずかかる多要素認証の設定を解除する場合には、代替的な多要素認証を提供するとともに、解除率の状況をフォローした上で、認証技術や規格の発展も勘案しながら、解除率が低くなるよう多要素の認証の方法の見直しを検討・実施することとする。

(注2) フィッシングに耐性のある多要素認証を実装及び必須化するまでの暫定的な対応として、代替的な多要素認証を提供する場合には、当該実装及び必須化に係る具体的なスケジュールについて利用者に周知するとともに、それまでの期間においても、振る舞い検知やログイン通知等の検知機能を強化する必要がある。

- ・ 利用者が身に覚えのない第三者による不正なログイン・取引を早期に検知するため、電子メール等により、利用者に通知を送信する機能の提供
- ・ 認証に連続して失敗した場合、ログインを停止するアカウント・ロックの自動発動機能の実装及び必須化
- ・ 利用者のログイン時の挙動の分析による不正アクセスの検知（ログイン時の振る舞い検知）及び事後検証に資するログイン・取引時の情報の保存の実施
- ・ 不正アクセスの評価に応じて追加の本人認証を実施するほか、当該不正が疑われるアクセスの適時遮断、不正アクセス元からのアクセスのブロック等の対応の実施
- ・ 不正なログイン・異常な取引等を検知し、速やかに利用者に連絡する体制と仕組みの整備

(3) 利用者対応

① インターネット上での暗証番号等の個人情報の詐取の危険性、類推されやすい暗証番号の使用の危険性（認証方式においてパスワードを利用している場合に限る。）、被害拡大の可能性（対策として、振込限度額の設定等）等、様々なリスクの説明や、利用者に求められるセキュリティ対策事例の周知を含めた注意喚起等が利用者に対して十分に行われる態勢が整備されているか。

② 利用者自らによる早期の被害認識を可能とするため、利用者が取引内容を適時に確認できる手段を講じているか。

③ 利用者からの届出を速やかに受け付ける態勢が整備されているか。また、

利用者への周知（公表を含む。）が必要な場合、速やか、かつ、利用者が容易に理解できる形で周知できる態勢が整備されているか。特に、被害にあう可能性がある利用者を特定可能な場合は、可能な限り迅速に利用者に連絡するなどして被害を最小限に抑制するための措置を講じることとしているか。

- ④ 不正取引防止対策の利用者への普及の状況を定期的にモニタリングするとともに、これをさらに普及させるための追加的な施策を講じているか。
- ⑤ 不正取引に係る損失の補償については、預貯金者保護法及び一般社団法人全国銀行協会の申合せの趣旨を踏まえ、利用者保護を徹底する観点から、個人利用者及び法人利用者への対応方針等を定めるほか、真摯な利用者対応を行う態勢が整備されているか。
- ⑥ 不正取引に関する記録を適切に保存するとともに、利用者や捜査当局から当該資料の提供などの協力を求められたときは、これに誠実に協力することとされているか。

（４）その他

- ① インターネットバンキングが非対面取引であることを踏まえた、取引時確認等の利用者管理態勢の整備が図られているか。
- ② インターネットバンキングに関し、外部委託がなされている場合、外部委託に係るリスクを検討し、必要なセキュリティ対策が講じられているか。

（参考）

- ・ セキュリティ対策向上・強化等に関する一般社団法人全国銀行協会の申合せ（24年1月、25年11月、26年5月、26年7月等）
- ・ 「インターネット・バンキングにおいて留意すべき事項について（一般社団法人全国銀行協会）」
- ・ 「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」（金融情報システムセンター）
- ・ 情報セキュリティに関する検討会における検討資料
- ・ 「預貯金者保護法に係る全銀協自主ルール等への対応について」（平成20年5月8日：JFマリンバンク）
- ・ フィッシング対策ガイドライン（フィッシング対策協議会）

Ⅱ－３－５－３ 監督手法・対応

（１）犯罪発生時

インターネットバンキングによる不正取引を認識次第、速やかに「犯罪発生報告書」にて行政庁あて報告を求めるものとする。

なお、行政庁への報告を受ける場合又は受けた場合は、次により速やかに処理するものとする。

- ① 当該組合を所管する行政庁が主務大臣である場合
水産庁長官は組合から（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長を経由して）報告を受けるものとする。金融庁長官においては、所管財務事務所長、財務局長（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）へ報告を行うものとする。
- ② 当該組合を所管する行政庁が都道府県知事の場合

都道府県知事が組合から報告を受けた場合には、都道府県知事は水産庁長官（沖縄県にあつては沖縄総合事務局長を経由して）へ報告を行うものとする。

（２）問題認識時

検査結果、犯罪発生報告書等により、組合のインターネットバンキングに係る健全かつ適切な業務の運営に疑義が生じた場合には、必要に応じ、水協法第122条に基づき追加の報告を求める。その上で、犯罪防止策や被害発生後の対応について、必要な検討がなされず、被害が多発するなどの事態が生じた場合など、利用者保護の観点から問題があると認められる場合には、水協法第123条の2に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

（注）インターネットバンキングに関し、外部委託がなされている場合は必要に応じて、Ⅱ－３－２－４－３の対応を行うものとする。

Ⅱ－３－６ 外部の決済サービス事業者等との連携

Ⅱ－３－６－１ 意義

フィンテックの進展に伴い、スマートフォンのアプリ等を用いて、インターネット口座振替サービス等の方法により貯金口座と連携させる決済サービス（以下「連携サービス」という。）を提供する事業者（以下「連携サービス提供事業者」という。）が多数登場している。

こうした連携サービスは、キャッシュレス社会の実現に向けて、利便性の高い金融サービスを国民に提供していくこととなる一方で、連携サービスを悪用し、連携を行う貯金口座の貯金者になりすまして不正な取引を行う事案が発生するなど、連携サービスを狙う犯罪が発生していることを踏まえ、連携サービス全体のリスクを把握し、安全性を確保していくことが、組合及び連携サービス提供事業者の双方にとって重要な課題となっている。

組合は、利用者保護を図るとともに貯金口座の信認を確保するため、連携サービスに係るセキュリティ対策等を講じる必要があるが、その場合には

- ・ 連携サービスは、直接的には連携サービス提供事業者が利用者に提供するサービスであるが、連携サービスの利用者は貯金者であることを踏まえ、組合は連携サービス提供事業者と共に利用者保護に係る態勢を適切に構築する必要があること
- ・ 連携サービスに係る不正取引の態様によっては、インターネットバンキングを利用していない貯金者にも被害が生じるおそれがあること
- ・ 連携サービス全体のリスクを把握して、貯金口座との連携や連携サービスへの口座振替、不正取引のモニタリング、不正出金等が発生した場合の利用者対応や補償といった連携サービスの各段階における対策を講じる必要があること

といった連携サービス特有の留意点を踏まえた上で、連携サービス提供事業者とも協力し、利用者保護と利用者利便の向上とを両立する必要がある。

（注）組合は、連携サービス提供事業者以外の事業者との間でも口座振替契約等に基づく資金移動を行っているが、こうした場合でも組合は、当該口座振替契約等における貯金者へのなりすましや資金移動に係るリスクを適切に把握し、本監督指針の趣旨も踏まえ、そのリスクやサービスの特性に応じた対策を取る必

要があることに留意する。

Ⅱ－３－６－２ 主な着眼点

(1) 内部管理態勢

- ① 貯金口座に係る不正取引等、犯罪行為の手口が高度化・巧妙化していることを踏まえ、連携サービスに係る対策についても最優先の経営課題の一つとして位置付け、理事会等において必要な検討を行い、セキュリティ・レベルの向上を図り、安全性と利便性とを両立させたサービスの提供に努めているか。
- ② 連携サービスに係る責任部署を明確化し、連携サービスに係る業務の実施状況（連携サービス提供事業者における業務の実施状況（連携サービスの内容を変更する場合を含む。）を含む。）を定期的又は必要に応じてモニタリングする等、連携サービス提供事業者において連携サービスに係る業務を適切に運営しているか確認する態勢が構築されているか。
- ③ 連携サービスに係る不正取引の発生状況や犯罪行為の手口、利用者からの相談等に係る情報を収集・分析し、セキュリティの高度化や連携サービスに係るリスクの早期検知・改善を行うなど、連携サービスに係る業務の健全かつ適切な運営が確保される態勢が構築されているか。また、金融関係団体と必要な情報・分析結果を連携する態勢が構築されているか。
- ④ 内部監査部門は、定期的又は必要に応じて、連携サービスに係る業務の実施状況（セキュリティ・レベルに関する事項を含む。）について監査を行っているか。また、その内容を理事会等に報告しているか。
- ⑤ 連携サービスに係るリスク分析、対策の策定・実施、効果の検証、対策の評価・見直しからなるいわゆるPDCAサイクルが機能しているか。

(2) セキュリティの確保

- ① 連携サービスに係る不正取引を防止し、利用者保護を図る観点から、連携サービス提供事業者と協力し、連携サービス全体のリスクを継続的に把握・評価し、当該評価を踏まえ、一定のセキュリティ・レベルを維持するために体制・技術、両面での検討を行い、適切な対策を講じているか。また、連携サービス提供事業者が行うリスク評価や検証に係る作業に協力しているか。
- ② 貯金者へのなりすましによる不正取引を防ぐため、連携サービス提供事業者において実施している当該サービス利用者に対する取引時確認や貯金者との同一性の確認の状況等を継続的に把握・評価し、当該評価を踏まえた適切なセキュリティ管理態勢を構築しているか。また、必要に応じて、連携サービス提供事業者の実施する貯金者との同一性の確認などに協力しているか。
- ③ 貯金口座との連携を行う際に、サービスの内容に応じてⅡ－３－５－２（２）に記載している対策（フィッシング詐欺対策やフィッシング耐性のある多要素認証を実施すること等）により貯金者へのなりすましを阻止する対策を導入しているか。

（注）実効的な認証方式についてはⅡ－３－４－１－２（５）②を参照。なお、実効的な認証方式などのセキュリティ対策は、情報通信技術の進展により様々な方式が新たに開発されていることから、定期的又は必要に

応じて見直しを行う必要があることに留意。

- ④ 連携サービスに係る不正取引のモニタリングでは、犯罪手口の高度化・巧妙化を含めた環境変化や不正取引の発生状況等を踏まえた適切なシナリオや閾値を設定するなど、早期に不正取引を検知可能とするモニタリング態勢を構築しているか。
- ⑤ 資金を事前にチャージして利用する連携サービスなど、組合が連携サービス利用者による取引をモニタリングすることが困難な場合には、当該連携サービス提供事業者による不正取引をモニタリングする態勢を確認するとともに、犯罪発生状況や犯罪手口に関する情報を適切に連携するなど、利用者被害の拡大を防止する態勢が整備されているか。
- ⑥ 連携サービスに係る不正取引を検知した場合、速やかに利用者に連絡する、不正取引が行われているおそれのある口座に係る取引を一時停止するなど、被害の拡大防止を図る態勢が構築されているか。
- ⑦ 利用者が早期に被害を認識可能とするため、連携サービスに係る口座振替契約の締結時などに、利用者への通知などにより、利用者が適時に取引の状況を確認できる手段を講じているか。
- ⑧ 上記の過程で、連携サービス全体に脆弱性が認められる場合には、連携サービスを一時停止する等の対応を取り、脆弱性を解消してからサービス再開を行う態勢としているか。
- ⑨ 犯罪手口の高度化・巧妙化を含めた環境変化や、犯罪発生状況を踏まえ、リスクを継続的に把握・評価し、必要に応じて認証方法の高度化を図るなど不正防止策の継続的な向上を図っているか。

(参考)

- ・「資金移動業者等との口座連携に関するガイドライン」(令和2年11月30日：全国銀行協会)

(3) 利用者保護

- ① 連携サービスは、連携サービス提供事業者が直接的に利用者との接点を持つサービスであるが、組合においても、連携サービスの利用者が貯金者であること、貯金口座と連携した上で提供されるサービスであることを踏まえ、利用時における留意事項等を利用者に説明する態勢を整備するとともに、連携サービスに係る利用者からの相談を受け付ける態勢を整備しているか。
- ② 連携サービスにおいて不正取引が発生した場合を想定し、連携サービス提供事業者との間で連絡体制の構築や被害の公表方針の策定といった被害拡大防止に係る適切な態勢を構築しているか。
- ③ 事前に連携サービス提供事業者との間で業務運営に当たって生じる責任分担などが取り決められているか。特に、不正取引により利用者被害が発生した場合には、速やかに損失の補償を行う必要があることを踏まえ、事前に連携サービス提供事業者との間で補償方針や補償の分担についての取決めを行っているか。

(注) 連携サービスに係る不正取引の被害者は、必ずしも当該連携サービスの利用者に限られないことから、利用者から不正取引に係る相談や届出を受けた場合には、組合に帰責性が無い場合であっても、迅速かつ真摯な対応を行うとともに、必要に応じて連携サービス提供事業者と協力して対応する必要がある。

ある点に留意する。

(参考)

- ・「預金等の不正な払戻しへの対応について」（平成20年2月19日：全国銀行協会）
- ・「資金移動業者等との口座連携に関するガイドライン」（令和2年11月30日：全国銀行協会）

II-3-6-3 監督手法・対応

(1) 犯罪発生時

連携サービスによる不正取引を認識次第、速やかに「犯罪発生報告書」にて、行政庁あて報告を求めるものとする。

なお、行政庁への報告を受ける場合又は受けた場合は、次により速やかに処理するものとする。

- ① 当該組合を所管する行政庁が主務大臣である場合
水産庁長官は組合から（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長を経由して）報告を受けるものとする。金融庁長官においては、所管財務事務所長、財務局長（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）へ報告を行うものとする。
- ② 当該組合を所管する行政庁が都道府県知事の場合
都道府県知事が組合から報告を受けた場合には、都道府県知事は水産庁長官（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長を経由して）へ報告を行うものとする。

(2) 問題認識時

検査結果、犯罪発生報告書等により、組合の連携サービスに係る健全かつ適切な業務の運営に疑義が生じた場合には、必要に応じ、水協法第122条に基づき追加の報告を求める。その上で、犯罪防止策や被害発生後の対応について、必要な検討がなされず、被害が多発するなどの事態が生じた場合など、利用者保護の観点から問題があると認められる場合には、水協法第123条の2に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

II-3-7 危機管理体制

II-3-7-1 意義

近年、組合が抱えるリスクは多様化・複雑化しており、情報化の進展等組合を取り巻く経営環境の変化も相俟って、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機が発生する可能性は否定できず、危機管理の重要性が高まっている。特に、地域に根差した経営をしている組合においては、危機発生時における初期対応や地域に対する情報発信等の対応が極めて重要であることから、平時より危機管理体制を構築しておくことが必要である。このため平時から業務継続体制（Business Continuity Management; BCM）を構築し、危機管理（Crisis Management; CM）マニュアル、及び業務継続計画（Business Continuity Plan; BCP）の策定等を行っておくことが必要であると考えられる。

なお、風評及びシステムリスク等に係る危機管理については、組合の資金繰りや地域に対して特に大きな影響を与える可能性があることから、別途、監督上の留意点を定めることとする。

Ⅱ－３－７－２ 平時における対応

(1) 対応

危機管理は平時における未然防止に向けた取組みが重要との認識の下、早期警戒制度等のオフサイト・モニタリングや不祥事件等届出書のヒアリングを行う中で、又は組合に関する苦情・情報提供等を受けた場合などにおいて、組合における危機管理体制に重大な問題がないか検証する。また、業務継続計画についても、ヒアリングを通じて、その適切性を検証する。その際、特に以下の点に留意する。

(2) 主な着眼点

- ① 何が危機であるかを認識し、可能な限りその回避に努める（不可避なものはリスクの軽減策を講じる）よう、平時から、定期的な点検・訓練を行うなど未然防止に向けた取組みに努めているか。
- ② 危機管理マニュアルを策定しているか。また、危機管理マニュアルは、自らの業務の実態やリスク管理の状況等に応じ、不断の見直しが行われているか。なお、危機管理マニュアルの策定に当たっては、客観的な水準が判定されるものを根拠として設計されていることが望ましい。

(参考) 想定される危機の事例

- イ. 自然災害（地震、風水害、異常気象、伝染病等）
- ロ. テロ・戦争（国外において遭遇する場合を含む。）
- ハ. 事故（大規模停電、コンピュータ事故等）
- ニ. 風評（口コミ、インターネット、電子メール、憶測記事等）
- ホ. 対企業犯罪（脅迫、反社会的勢力の介入、データ盗難、役職員の誘拐等）
- ヘ. 営業上のトラブル（苦情・相談対応、データ入力ミス等）
- ト. 人事上のトラブル（役職員の事故・犯罪、内紛、セクシャルハラスメント等）
- チ. 労務上のトラブル（内部告発、過労死、職業病、人材流出等）

- ③ 危機管理マニュアルには、危機発生の初期段階における的確な状況把握や客観的な状況判断を行うことの重要性や情報発信の重要性等、初期対応の重要性が盛り込まれているか。
- ④ 危機発生時における責任体制が明確化され、危機発生時の組織内及び関係者（行政庁を含む。）への連絡体制等が整備されているか。危機発生時の体制整備は、危機のレベル・類型に応じて、組織全体を統括する対策本部の下、部門別、支所・支店等別に想定していることが望ましい。
- ⑤ 業務継続計画（BCP）においては、テロや大規模な災害等の事態においても早期に被害の復旧を図り、金融システムの機能の維持にとって必要最低限の業務の継続が可能となっているか。その際、農林中央金庫や全漁連等の

業界団体及び他の金融機関等と連携し対応する体制が整備されているか。例えば、

- イ. 災害等に備えた利用者データ等の安全対策（紙情報の電子化、電子化されたデータファイルやプログラムのバックアップ等）は講じられているか。
- ロ. コンピュータシステムセンター等の安全対策（バックアップセンターの配置、要員・通信回線確保等）は講じられているか。
- ハ. これらのバックアップ体制は、地理的集中を避けているか。
- ニ. 個人に対する現金払出や送金依頼の受付、インターバンク市場や銀行間決済システムを通じた大口・大量の決済の処理等の金融機能の維持の観点から重要な業務を、暫定的な手段（手作業、バックアップセンターにおける処理等）により再開（リカバリー）するまでの目標時間は具体的に計画されているか。
- ホ. 業務継続計画の策定及び重要な見直しを行うに当たっては、理事会又は経営管理委員会による承認を受けているか。また、業務継続体制が、内部監査、外部監査など独立した主体による検証を受けているか。インターバンク市場や銀行間決済システムを通じた大口・大量の決済の処理等、特に重要な金融決済機能に係る業務については、当日中に再開する計画とされているか。

（参考）「金融機関における業務継続体制の整備について」（日本銀行、平成15年7月）

「業務継続のための基本原則」（平成18年8月：ジョイント・フォーラム）

- ⑥ 日頃からきめ細かな情報発信及び情報の収集に努めているか。また、危機発生時には、危機のレベル・類型に応じて、情報発信体制・収集体制が十分なものとなっているか。

II-3-7-3 危機発生時における対応

危機的状況の発生又はその可能性が認められる場合には、事態が沈静化するまでの間、当該組合における危機対応の状況（危機管理体制の整備状況、被害の復旧状況、業務の継続状況、関係者への連絡状況、情報発信の状況等）が危機のレベル・類型に応じて十分なものになっているかについて、定期的にヒアリング又は現地の状況等を確認するなど実態把握に努めるとともに、必要に応じ、水協法第122条に基づき報告徴求することとする。

II-3-7-4 事態の沈静化後における対応

危機的状況が沈静化した後、危機発生時の対応状況を検証する必要があると認められる場合には、当該組合に対して、水協法第122条に基づき、事案の概要と組合側の対応状況、発生原因分析及び再発防止に向けた取組みについて報告徴求することとする。

II-3-7-5 風評に関する危機管理体制

- (1) 風評リスクへの対応に係る体制が整備されているか。風評発生時における本部各部及び支所・支店等の対応方法に関する規定を設けているか。なお、他の組合や取引先等に関する風評が発生した場合の対応方法についても、検討しておくことが望ましい。
- (2) 風評が伝達される媒体に応じて、定期的に風評のチェックを行っているか。
- (3) 風評が貯金の払戻しに結び付いた場合の対応方法について、支所・支店等及び店舗外現金自動設備の状況把握、利用者対応、現金輸送、対外説明等、初動対応に関する規定を設けているか。
- (4) 上記(3)のような状況になった場合、行政庁、他の地元金融機関、提携先、警備会社等へ、速やかに連絡を行う体制になっているか。なお、必要に応じて、自治体・警察にも連絡を行うものとなっているか。
- (5) 行政庁は、上記(4)の連絡を受けた場合、事態の沈静化が認められるまでの間、定期的にヒアリング及び現地の状況を確認するものとする。

Ⅱ－４ 金融仲介機能の発揮

Ⅱ－４－１ 基本的役割

組合は、中小漁業者等や住宅ローン借入者など個々の借り手の状況をきめ細かく把握し、他業態も含め関係する他の金融機関等と十分連携を図りながら、円滑な資金供給（新規の信用供与を含む。以下同じ。）や貸付けの条件の変更等に努めることが求められる。

特に、組合は、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）第64条の規定（注）の趣旨を十分に踏まえ、地域水産業・地域経済の活性化及び漁村等地域における金融の円滑化などについて、適切かつ積極的な取組が求められることに留意する必要がある。

このような観点から、組合は、資金供給者としての役割のみならず、中小漁業者等に対するコンサルティング機能の発揮を通じて、中小漁業者等の経営改善等に向けた取組を先延ばしすることなく最大限支援していくことも求められる（中小漁業者等に対するコンサルティング機能の発揮については、Ⅱ－５－２－１及びⅡ－５－２－４を参照）。

特に、急激な経営環境の変化により資本の充実が必要となった中小漁業者等に対する支援においては、貸付けの条件の変更等だけでなく、資本金借入金（注3）や出資等も活用し、中小漁業者等の経営改善等につなげていくことが強く求められる。

また、経営者保証ガイドラインの趣旨を踏まえ、経営者保証に依存しない融資の一層の促進を図るとともに、経営者保証ガイドラインで示された合理性が認められる保証契約の在り方に基づく対応を行っていくことが必要である（Ⅱ－８－２参照）。

- (注1) 「貸付けの条件の変更等」とは、貸付けの条件の変更、旧債の借換え、D E S (デット・エクイティ・スワップ) その他の債務の弁済に係る負担の軽減に資する措置をいう。
- (注2) 株式会社地域経済活性化支援機構法第64条では、「機構及び金融機関等は、事業者の事業の再生又は地域経済の活性化に資する事業活動を支援するに当たっては、地域における総合的な経済力の向上を通じた地域経済の活性化及び地域における金融の円滑化に資するよう、相互の連携に努めなければならない。」とされている。
- (注3) 「資本性借入金」とは、貸出条件が資本に準じた十分な資本的性質が認められる借入金として、債務者の評価において、資本とみなして取り扱うことが可能なものをいう。なお、あくまでも借入金の実態的な性質に着目したものであり、債務者の属性(中小漁業者等の規模等)、債権者の属性(金融機関、事業法人、個人等)や資金用途等により制限されるものではなく、基本的には、償還条件、金利設定、劣後性といった観点から、資本類似性が判断される。一般に、
- ① 償還条件については、契約時における償還期間が5年を超え、期限一括償還又は同等に評価できる長期の据置期間が設定されていること
 - ② 金利設定については、資本に準じて配当可能利益に応じた金利設定となっていること(業績連動型など、債務者が厳しい状況にある期間は、これに応じて金利負担が抑えられるような仕組みが講じられていること)
 - ③ 劣後性については、法的破綻時の劣後性が確保されていること(又は、少なくとも法的破綻に至るまでの間において、他の債権に先んじて回収されない仕組みが備わっていること)
- が求められると考えられる。

Ⅱ-4-2 主な着眼点

上記の基本的役割を踏まえ、各組合が金融仲介機能を組織全体として継続的に発揮するための態勢整備の状況も含め、各組合の取組状況を検証することが必要である。このため、以下の着眼点に基づき検証していく(中小漁業者等に対するコンサルティング機能の発揮に関する着眼点は、Ⅱ-5-3を参照)。

- (1) 中小漁業者等や住宅ローン借入者など個々の借り手の状況をきめ細かく把握し、円滑な資金供給や貸付けの条件の変更等に努めているか。また、他業態も含め関係する他の金融機関等がある場合には、当該他の金融機関等と十分連携を図りながら、円滑な資金供給や貸付けの条件の変更等に努めているか。
- (2) 株式会社地域経済活性化支援機構法第64条の規定の趣旨を踏まえ、中小漁業者等の再生又は地域水産業・地域経済の活性化に資する事業活動を支援するに当たっては、漁村等地域における総合的な経済力の向上を通じた地域水産業・地域経済の活性化及び地域における金融の円滑化に資するよう、地域経済活性化支援機構との連携を図るとともに、自らも円滑な資金供給や貸付けの条件の変更等に努めているか。

- (3) 停止条件又は解除条件付保証契約、ABL、金利の一定の上乗せ等の経営者保証の機能を代替する融資手法のメニューの充実を図るよう努めているか。
- (4) 法人個人の一体性の解消が図られている場合又は解消等を図ろうとしている主債務者が資金調達を要請した場合において、経営者保証ガイドラインに基づき、主債務者の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、(3)のような代替的な融資手法を活用する可能性について、検討するよう努めているか。
- (5) 保証契約を締結する場合や既存の保証契約(注)がある場合には、どの部分が十分でないために保証契約が必要なのか、どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか、の客観的かつ合理的な理由について、利用者の知識、経験等に応じ、その理解と納得を得ることを目的とした説明を行うこととしているか。
- (注) M&A・事業承継など主たる株主等が変更になることを組合が把握した保証契約を含む。

Ⅱ－４－３ 監督手法・対応

各種ヒアリングの機会を通じ、上記の監督上の着眼点に基づき、各組合における取組状況をフォローアップしつつ、金融仲介機能が十全に発揮されるよう、組合を促していく。

トップヒアリングにおいては、組合の代表理事から、金融仲介機能の発揮に関し、経営陣の主導性の発揮状況等を確認する。

また、総合的なヒアリング等においては、現場の責任者等から、中小漁業者等との接触状況を含め、個別具体的な実践(現場における課題や本部との連携の状況を含む。)まで踏み込んで確認する。

Ⅱ－５ 地域密着型金融の推進

Ⅱ－５－１ 経緯

- (1) 地域密着型金融の推進については、平成19年8月に『中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針』が改正され、通常の監督行政の恒久的な枠組みとして位置付けられるとともに、金融機関の自由な競争、自己責任に基づく経営判断の尊重、漁村等地域の利用者の目を通じたガバナンスを基本としつつ、地域密着型金融が深化、定着するような動機付け、環境整備が行われてきた。

こうした中、組合においては、経営改善支援、事業再生支援、担保・保証に過度に依存しない融資等の取組が行われてきている。一方、中小漁業者等をはじめとした利用者からは、そうした取組にとどまらず、経営課題への適切な助言や販路拡大等の経営支援、ニーズに合致した多様な金融サービスの提供が強く期待されている。

また、組合は、こうした取組により、漁村等地域の関係者からの期待に応えらるとともに、中小漁業者等や漁村等地域全体の発展を通じて自らの利用者基盤

を維持・拡大し、また、持ち前の経営資源を活かすことにより、収益力や財務の健全性の向上にもつながる持続可能な漁村等地域への貢献を行うことが期待される。

- (2) このような状況を踏まえ、地域密着型金融の取組について利用者と組合の双方にとってより実効的なものとしていく必要があることから、今般、以下のとおり、本監督指針に明確に盛り込んだ。

(注) 地域密着型金融の取組に関する課題や改善の方向性については、『中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針』Ⅱ-5-1(2)が参考となる。

「Ⅱ-5-2 基本的考え方」においては、当局、組合、利用者等の関係者の認識の共有に資するため、地域密着型金融の目指すべき方向、特に組合が発揮すべきコンサルティング機能を具体的に示している。

「Ⅱ-5-3 主な着眼点」においては、個々の具体的な取組は各組合の自主的な経営判断に委ねつつ、当局は各組合に対し地域密着型金融を中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進するための態勢の整備・充実に促すという考え方の下、監督に当たって重点的に検証すべき態勢面の着眼点を示している。

「Ⅱ-5-4 監督手法・対応」においては、組合の規模・特性等を踏まえた自主的・創造的な取組を促すためのフォローアップや動機付け、環境整備の手法を示している。

- (3) 新型コロナウイルス感染症により、我が国の経済は大きく傷ついたが、同感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の位置付けが、令和5年5月に5類感染症に移行したことを受け、社会経済活動の正常化が進みつつある一方で、燃油等の漁業用生産資材等の高騰や円安、人手不足の影響等により、厳しい環境に置かれた中小漁業者等が数多く存在している中、官民の金融機関において実施した実質無利子・無担保融資の返済が本格化した。特に組合においては、地域の水産業や中小漁業者等を下支えし、地域水産業・地域経済の回復・成長に貢献することが重要であり、これがひいては組合自身の事業基盤の存立に関わる問題であると再認識する必要がある。

こうした背景のもとで、組合による、資金繰り支援にとどまらない、中小漁業者等の実情に応じた経営改善や事業再生支援等の重要性が改めて認識されることとなったことを踏まえ、事業者支援の一層の推進を図っていくことが期待される。

Ⅱ-5-2 基本的考え方（地域密着型金融の目指すべき方向）

- (1) 地域水産業・地域経済の活性化や健全な発展のためには、漁村等地域の中小漁業者等が事業拡大や経営改善等を通じて経済活動を活性化していくとともに、組合を含めた漁村等地域の関係者が連携・協力しながら中小漁業者等の経営努力を積極的に支援していくことが重要である。なかでも、漁村等地域の情報ネットワークの要であり、人材やノウハウを有する組合においては、資金供給者としての役割にとどまらず、漁村等地域の中小漁業者等に対する経営支援

や地域経済の活性化に積極的に貢献していくことが強く期待されている。

また、外部環境が大きく変化した等、漁村等地域の中小漁業者等が過剰な債務を抱えるようになった場合には、組合において地域水産業や中小漁業者等を下支えし、地域水産業・地域経済の回復・成長に貢献することが重要であることから、資金繰り支援にとどまらない、中小漁業者等の実情に応じた経営改善支援や事業再生支援等を先延ばしすることなく実施する必要がある。

- (2) このため、組合は、経営戦略や経営計画等（以下「経営計画等」という。）の中で、地域密着型金融の推進をビジネスモデルの一つとして明確に位置づけ、自らの規模や特性、利用者の期待やニーズ等（注）を踏まえて自主性・創造性を発揮しつつ、以下に示す「中小漁業者等に対するコンサルティング機能の発揮」、「漁村等地域の面的再生や地域水産業の下支えへの積極的な参画」、「漁村等地域や利用者に対する積極的な情報発信」の目指すべき方向を踏まえた取組を中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進することにより、利用者基盤の維持・拡大、収益力や財務の健全性の向上につなげていくことが重要である。

(注) 組合は、規模や人員に制約がある場合が多いことに加え、相互扶助・非営利という特性を有しており、取引先（会員・組合員資格）が原則として自ら地区内の漁業者等に限定されている。

- (3) また、組合が、地域密着型金融を組織全体として継続的に推進していくためには、経営陣が主導性を十分に発揮して、本部による支所・支店等支援、外部専門家や外部機関等との連携、職員のモチベーション（動機付け）の向上に資する評価、専門的な人材の育成・確保やノウハウの蓄積といった推進態勢の整備・充実（注）を図っていくことが重要である。

(注) 規模や人員に制約がある場合が多い組合については、農林中央金庫や全漁連による業務補完・支援が不可欠である。したがって、これらを中心とした地域密着型金融の取組に係る業務、態勢整備の連携等、業態内の相互扶助の実践・充実を図るべく、農林中央金庫・全漁連の機能充実を通じた総合的な取組を推進することが必要である。また、個別組合は、その自主的な態勢整備・強化に加えて、必要に応じ、農林中央金庫・全漁連の機能活用を通じ、業態内において相互扶助の特性を十分発揮することが重要である。

II-5-2-1 中小漁業者等に対するコンサルティング機能の発揮

中小漁業者等の事業拡大や経営改善等に当たっては、まずもって、当該中小漁業者等が自らの経営の目標や課題を明確に見定め、これを実現・解決するために意欲を持って主体的に取り組んでいくことが重要である。

組合は、資金供給者としての役割にとどまらず、長期的な取引関係を通じて蓄積された情報や漁村等地域の外部専門家・外部機関等とのネットワークを活用してコンサルティング機能を発揮することにより、中小漁業者等の事業拡大や経営改善等に向けた自助努力を最大限支援していくことが求められている。

特に、貸付残高が多いなど、中小漁業者等から主たる相談相手としての役割を期待されている主たる取引組合については、コンサルティング機能をより一層積極的

に発揮し、中小漁業者等が経営課題を認識した上で経営改善、事業再生等に向けて自助努力できるよう、最大限支援していくことが期待される。

このような中小漁業者等と組合双方の取組が相乗効果を発揮することにより、中小漁業者等の事業拡大や経営改善等が着実に図られるとともに、中小漁業者等の返済能力が改善・向上し、将来の健全な資金需要が拡大していくことを通じて、組合の収益力や財務の健全性の向上も図られるという流れを定着させていくことが重要である。

組合のコンサルティング機能は、中小漁業者等との日常的・継続的な関係から得られる各種情報を通じて経営の目標や課題を把握・分析した上で、適切な助言などにより中小漁業者等自身の課題認識を深めつつ、主体的な取組を促し、同時に、最適な解決方を提案・実行する、という形で発揮されることが一般的であるとみられる。その際、業況悪化の未然防止や早期改善等の観点から、中小漁業者等の状況の変化の兆候を適時適切に把握し、早め早めの対応を促すことが重要である。以下に組合に期待される中小漁業者等に対するコンサルティング機能を具体的に示すこととする。

なお、これは、当局及び組合、さらには中小漁業者等の認識の共有に資するために、本来は、利用者の状況や組合の規模・特性等に応じて種々多様であるコンサルティング機能を包括的に示したものである。コンサルティング機能の具体的な内容は、各組合において自らの規模・特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえ、自主的な経営判断により決定されるべきものであり、組合に対して、これら全てを一律・網羅的に求めるものではないことに留意する必要がある。

(1) 日常的・継続的な関係強化と経営の目標や課題の把握・分析

① 日常的・継続的な関係強化を通じた経営の目標や課題の把握・分析とライフステージ等の見極め・予兆管理

中小漁業者等との日常的・継続的な接触により経営の悩み等を率直に相談できる信頼関係を構築し、それを通じて得られた中小漁業者等の財務情報や各種の定性情報を基に、中小漁業者等の経営の目標や課題を把握する。

そのうえで、以下のような点を総合的に勘案して、中小漁業者等の経営の目標や課題を分析し、中小漁業者等のライフステージ（発展段階）や事業の持続可能性の程度（以下「ライフステージ等」という。）等を適切かつ慎重に見極める。

- ・ 中小漁業者等の経営資源、事業拡大や経営改善に向けた意欲、経営の目標や課題を実現・解決する能力
- ・ 外部環境の見通し
- ・ 中小漁業者等の関係者（取引先、他の金融機関、漁業信用基金協会、外部専門家、外部機関等）の協力姿勢
- ・ 組合の取引地位（総借入残高に占める自らのシェア）や取引状況（設備資金／運転資金の別、取引期間の長短等）
- ・ 組合の財務の健全性確保の観点

また、中小漁業者等が取り得る解決方法が多いうちから、組合が中小漁業者等の目線に立って丁寧に対話し、その経営判断を支援することが重要である。そのため、組合は、中小漁業者等が収益力の低下、過剰債務等による財務内容の悪化、資金繰りの悪化等が生じたため、経営に支障が生じ、又は生

じる恐れがある状況（以下、Ⅱ－５において「有事」という。）へ移行する兆候があるかどうかを継続的に把握することにも努める。なお、中小漁業者等における平時から有事への移行は、自然災害や取引先の倒産等によって突発的に生じるだけでなく、海洋環境を含む事業環境や社会環境の変化に伴い段階的に生じることが十分に想定される。そのため、組合は、必要に応じて、自ら有事への段階的移行過程にあることを認識していない者を含めた中小漁業者等に対し、有事への段階的移行過程にあることの認識を深めるよう働きかけていく。

② 中小漁業者等による経営の目標や課題の認識・主体的な取組の促進

中小漁業者等が自らの経営の目標や課題を正確かつ十分に認識できていない場合を含め、経営の目標や課題への認識を深める認識できるよう適切に助言し、中小漁業者等がその実現・解決に向けて主体的に取り組むよう促す。また、中小漁業者等の認識が不十分な場合は、必要に応じて、他の金融機関、漁業信用基金協会、外部専門家、外部機関等と連携し、中小漁業者等に対し認識を深めるよう働きかけるとともに主体的な取組を促す。

(2) 最適な解決方策の提案

中小漁業者等の経営目標の実現や経営課題の解決に向けて、中小漁業者等のライフステージ等を適切かつ慎重に見極めた上で、当該ライフステージ等に応じ、中小漁業者等の立場に立って適時に最適な解決方策を提案する。その際、必要に応じて、他の金融機関、漁業信用基金協会、外部専門家、外部機関等と連携するとともに、国や地方公共団体の中小漁業者支援施策を活用する。

また、今後、中小漁業者等を取り巻く状況が変化することを想定し、有事に移行してしまったときに提供可能な解決方策についても積極的に情報提供を行うなど、中小漁業者の状況の変化の兆候を把握し、中小漁業者等に早め早めの対応を促す。

特に、中小漁業者等が事業再生、事業承継等の支援を必要とする状況にある場合や、支援にあたり債権者間の調整を必要とする場合には、当該支援の実効性を高める観点から、外部専門家・外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を積極的に活用する。

(注) 中小漁業者等のライフステージ等に応じた解決方策を提案するに際しては、『中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針』Ⅱ－５－２－１の図表「顧客企業のライフステージ等に応じて提案するソリューション（例）」を参考にしつつ、中小漁業者等向けに即した解決方策を提案することが有効である（Ⅱ－５－２－４－１～４を参照）。

(3) 経営改善・事業再生等の支援が必要な中小漁業者等に対する留意点

① 経営再建計画の策定支援

組合が提案する解決方策のうち経営再建計画の策定が必要となるものについて、組合と中小漁業者等、必要に応じて他の金融機関、漁業信用基金協会、外部専門家、外部機関等との間で合意された場合（組合から提案された解決方策が中小漁業者等、必要に応じて他の金融機関、漁業信用基金協会、外部専門家、外部機関等との協議等を踏まえて修正された後に合意に至る場合を含む。）、速やかに、当該解決方策を織り込んだ経営再建計画の策定に

取り組むこととなる。

経営再建計画は、中小漁業者等が本質的な経営課題を認識し改善に向けて主体的に取り組んでいくためにも、できる限り、中小漁業者等が自力で策定することが望ましい。その際、組合は、経営再建計画の合理性や実現可能性、解決方策を適切に織り込んでいるか等について、中小漁業者等と協力しながら確認するよう努める。

ただし、中小漁業者等が自力で経営再建計画を策定できない場合や組合の積極的な関与が有効であると考えられる場合には、中小漁業者等の理解を得つつ、経営再建計画の策定を積極的に支援（中小漁業者等の実態を踏まえて経営再建計画を策定するために必要な資料を組合が作成することを含む。）する。その際、中小漁業者等の経営改善に寄与する内容となるよう、中小漁業者等の置かれた状況を十分に踏まえた計画策定支援を行う。また、組合単独では経営再建計画の策定支援が困難であると見込まれる場合であっても、外部専門家・外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を積極的に活用し、計画策定を積極的に支援する必要があることに留意する。

なお、経営再建計画の策定にあたっては、中小漁業者等の規模等を勘案し、大企業の場合と同様な大部で精緻な経営再建計画等の策定にこだわることなく、簡素・定性的であっても、中小漁業者等の経営改善や事業再生等に向けて、実効性のある課題解決の方向性を提案することを目指す。また、組合が、中小漁業者等に対し、国や地方公共団体の中小漁業者支援施策を活用して、資金繰りの管理や経営状況の把握などの基本的な経営改善の計画（以下「基本的経営改善計画」という。）等の策定支援を行う場合には、優越的地位の濫用の防止にも留意しつつ、当該支援施策の活用が真に中小漁業者等のニーズに合致したものであることを確認する必要がある。

(注1) 中小漁業者等に対し貸付けの条件の変更等を行った場合であっても、経営再建計画や課題解決の方向性が、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画に該当する場合には（該当要件については、本監督指針Ⅲ－4－8－4－2を参照のこと。）、当該経営再建計画や課題解決の方向性に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないこととなる。

(注2) 仮に中小漁業者等が経営改善計画等を策定していない場合であっても、債務者の技術力、販売力や成長性等を総合的に勘案し、債務者の実態に即して「組合が作成した経営改善に関する資料」がある場合には、これを「実現可能性の高い抜本的な計画」とみなして、貸出条件緩和債権には該当しないこととなる。

② 新規の信用供与

積極的かつ適切に金融仲介機能を発揮する観点から、貸付けの条件の変更等を行った中小漁業者等から新規の信用供与の申込みがあった場合であっても、新規の信用供与により新たな収益機会の獲得や中長期的な経費削減等が見込まれ、それが中小漁業者等の業況や財務等の改善につながることで債務償還能力の向上に資すると判断される場合には、積極的かつ適時適切に新規の信用供与を行うよう努める。

③ 経営改善・事業再生支援に関する積極的な取組等

組合が中小漁業者等の主たる取引金融機関である場合において、丁寧に対話を行ったうえで、実情に応じた経営改善支援や事業再生支援等に積極的に

取り組んでいく。

また、当該組合が地域経済活性化支援機構又は東日本大震災事業者再生支援機構の機能を活用して当該中小漁業者等の事業再生支援を行うときは、当該組合が主体的かつ継続的に関与していく。

さらに、貸付残高が少ない中小漁業者等や、保全されている債権の割合が高い中小漁業者等、漁業信用基金協会の保証付き債務の割合が高い中小漁業者等に対しても、組合自らの経営資源の状況等を踏まえつつ、必要に応じて早めに他の金融機関、漁業信用基金協会、外部専門家、外部機関等と連携し、中小漁業者等の実情に応じた経営改善支援や事業再生支援等に積極的に対応していく。

(4) 中小漁業者等との協働による解決策の実行及び進捗状況の管理

中小漁業者等や連携先とともに、解決策の合理性や実行可能性を検証・確認した上で、協働して解決策を実行する。

解決策の実行後においても、必要に応じて連携先と協力しながら、解決策の実行状況を継続的にモニタリングするとともに、経営相談や経営指導を行っていくなど、進捗状況を適切に管理する。

特に、国や地方公共団体の中小漁業者支援施策を活用しつつ、基本的経営改善計画の策定を組合が支援した場合には、当該組合が率先して当該計画の進捗状況について適切にモニタリングを行うこととする。

また、中小漁業者等へ貸付けを行っている金融機関が複数存在することを認識している場合は、必要に応じ、それらの金融機関や漁業信用基金協会と連携を図りながら進捗状況の管理を行うこととする。

なお、進捗状況の管理を行っている間に、解決策の策定当初には予期し得なかった外部環境の大きな変化等を察知した場合には、実行している解決策について見直しの要否を中小漁業者等や連携先とともに検討する。見直しが必要な場合は、そうした変化や見直しの必要性等を中小漁業者等が認識できるよう適切な助言を行った上で、解決策の見直し（経営再建計画の再策定を含む。）を提案し、中小漁業者等や連携先と協働して実行する。

(注) 解決策の実行に当たっては、上記(3)③にも留意する。

II-5-2-2 漁村等地域の面的再生や地域水産業の下支えへの積極的な参画

組合は、成長分野の育成などの漁村等地域の面的再生に向けた取組や地域水産業、中小漁業者等を下支えし、地域水産業・地域経済の回復・成長に貢献する取組に積極的に参画することが期待されている。

このため、まずは、利用者や関係機関との日常的・継続的な接触を通じて得られる各種の漁村等地域情報を収集・蓄積しつつ、地域経済の課題や発展の可能性等を把握・分析することが重要である。

その上で、自らが貢献可能な分野や役割を検討し、例えば、地方公共団体による地域活性化に関するプロジェクトに対して情報・ノウハウ・人材を提供すること、地方公共団体や漁業関係団体及び地域経済活性化支援機構等の関係機関と連携しながら地域的・広域的な活性化プランを策定すること等により、漁村等地域の面的再

生に向けて積極的な役割を果たしていくことが重要である。

その際、例えば、地域活性化プランの中に中小漁業者等を戦略的に位置付け支援するなど、地域水産業・地域経済全体の活性化と同時に中小漁業者等の事業拡大や経営改善を図っていくという視点も重要である。

なお、このような漁村等地域の面的再生や地域水産業の下支えへの参画については、組合にコストを無視した地域貢献までを求めるものではない。組合は、コストとリスクを適切に把握しつつ、中長期的な視点に立って、自らの経営基盤である漁村等地域の面的再生や地域水産業の下支えに積極的に取り組むことにより、収益力や財務の健全性の向上につなげていくことが重要である。

Ⅱ－５－２－３ 漁村等地域や利用者に対する積極的な情報発信

組合は、地域密着型金融の取組に関して、具体的な目標やその成果を漁村等地域や利用者に対し積極的に情報発信していくことが重要である。

その際、地域密着型金融は中小漁業者等にとっても大きなメリットがあること、すなわち、組合との関係を単なる金利の高低で計るのではなく、地域密着型金融を積極的に推進している組合との信頼関係の強化を通じて、当該組合によるコンサルティング機能や長期的・安定的な金融仲介機能の提供が期待できることを積極的かつ具体的に発信していくことが重要である。更に、漁村等地域の面的再生や地域水産業の下支えへの積極的な参画に関する取組や中小漁業者等の経営状況に応じた解決方策や経営改善・事業再生支援に関する取組を積極的に発信し、自らの経営基盤である漁村等地域の経済や社会に対して責任ある立場を保持し続けるという意味を表明することにより、利用者の信頼や支持を高めていくことも重要である。

このような情報発信を通じて、地域密着型金融の取組に対する利用者の理解を深め、金利競争に陥ることなく個性的なサービスを推進し、漁村等地域における評価を確立することにより利用者基盤の維持・拡大を図り、収益力や財務の健全性の向上につなげていくことが重要である。

Ⅱ－５－２－４ 留意事項

組合の地域密着型金融の具体的な取組みについては、上記Ⅱ－５－２－１～３の目指すべき方向を前提としつつ、以下の四つの分野について、各組合が積極的に取組みを行っているかについて、特に留意する。

- (1) 漁村等地域の活性化のための融資をはじめとする支援の一層の強化
- (2) 中小漁業者等の経営のライフステージに応じた支援の一層の強化
- (3) 経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手に適した資金供給手法の徹底
- (4) 漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な漁村等地域育成への貢献

これら四つの分野についての各組合の取組みを検証する際、各分野における具体的な対応手法については組合の自主的判断に委ねられる点に留意するものとする。

また、組合の取組みが、以下に示す考え方を踏まえ、漁村等地域の利用者のニーズや自らの経営規模等に応じ、経営資源の「選択と集中」が徹底され、かつ、持続可能なものとなっているか、という点に特に留意するものとする。

Ⅱ－５－２－４－１ 漁村等地域の活性化のための融資をはじめとする支援の一層の強化

- (1) 漁業施策については、これまで中小漁業者等に対する各種経営支援対策等を講じてきたところである。しかし、こうした漁業施策を推進するためには金融支援が必要不可欠であり、組合の果たす役割は大きいものとなっている。
- (2) 組合は、漁村等地域を基盤とする金融機関であることから、金融機関間の競争激化の中、生き残りのためには地域密着型金融のビジネスモデルを確立・深化していくことが必要である。このため、漁村等地域に密着した中小漁業者等のニーズを的確に把握し、経営資源の「選択と集中」を徹底・深耕することが必要である。

(参考)

(以下に掲げる具体的な手法例は、あくまでも例示であり各組合が自主的に重点を定めて取り組むべきものであることに留意。)

- ・ 担い手向け資金の開発
- ・ 漁業融資に係る実態調査・分析を踏まえた資金手法・サービスの開発
- ・ 農林漁業成長産業化支援機構等によるファンドの活用
- ・ 担い手支援のためのファンドの創設
- ・ 生産者と消費者をつなげる場の設定
- ・ 担い手に対する漁業経営診断及び助言の強化
- ・ 中小漁業者等と流通業者、外食業者及び加工業者とのビジネスマッチング
- ・ 輸出支援

Ⅱ－５－２－４－２ 担い手の経営のライフステージに応じた支援の一層の強化

- (1) 担い手の経営のライフステージ（漁業就業（創業）・新規事業開拓、成長段階、成熟期、経営改善・事業再生等）に応じた各段階でのきめ細かい支援は、地域密着型金融の不可欠の要素である。組合は、担い手の様々なライフステージに合わせた審査機能を強化し、各種手法の活用等を通じて担い手の支援に取り組み、漁村等地域の金融円滑化の期待に応えていくことが必要である。

各ライフステージにおいては、財務内容の議論に終始することなく、一步踏み出してビジネスマッチングの仲介等経営全体のニーズに対応する関係を構築していくことが重要であり、そのための人材育成・活用や情報ネットワークの活用が重要である。

- (2) とりわけ担い手の再生は、地域水産業・地域経済への貢献という観点を踏まえ、多角的な観点から漁業経営の将来性を見極める地域密着型金融の本質に関わる大きな課題であり、取組みに当たっては、単なる金融支援ではなく、漁業経営そのものを再生するという本質を見失わないことが必要である。特に、漁業は漁村等地域の経済、環境及び集落のコミュニティ維持に大きな役割を果たしていることから、担い手の再生において、その経営の将来性を見極める際に

はこの点について十分留意することが重要である。なお、再生において最も重要なことは、再生可能性があるうちの早期再生と、再生後の持続可能な経営再建であり、そのためには経営者の意識改革等が不可欠であるところであり、これらを促す役割も組合には求められている。

(参考) 具体的な手法例

(以下のような手法は、あくまでも例示であり、各組合が自主的に重点を定めて取り組むべきものであることに留意。)

- ・ 経営不振漁家に対するコンサルティング
- ・ 地方公共団体等が実施している人材紹介事業等との連携
- ・ 産学官の連携
- ・ コンサルタント能力・態勢の強化やビジネスマッチング等で自らの情報機能やネットワーク（地方公共団体、漁業信用基金協会、株式会社日本政策金融公庫、農林漁業成長産業化支援機構、他の金融機関）を活用した支援
- ・ 国又は地方公共団体との連携による漁業施策の活用
- ・ 地域の情報ネットワークを活用しつつ、法務、財務、税務等の外部専門家と連携した取組み
- ・ 国、地方公共団体、独立行政法人及び他の系統団体と連携した水産物の輸出に取り組む生産者への支援
- ・ 全国の漁業情勢等に係るレポートの作成、配布

II-5-2-4-3 経営の将来性を見極める融資手法をはじめ新規漁業就業者に適した資金供給手法の徹底

(1) 漁村等地域への融資については、漁業が

- ・ 漁業生産には自然条件によるリスクが大きい
- ・ 個人経営の割に資本装備が大きい

等の特性があることから、不動産担保や個人への保証に重きが置かれていた。

しかし、定性情報を含めた漁村等地域での情報を活かし、取引先の経営の将来性を見極めて融資を行うのが地域密着型金融の基本である。不動産担保や個人保証は、資金供給の円滑化等の効果が認められるものの、それへの過度の依存は、この経営の将来性を見極めるという地域密着型金融が本来目指す融資の姿から逸脱し、金融仲介機能の低下につながることに留意することが必要である。とりわけ、経営者本人以外の個人による保証（第三者保証）については、本来、経営に責任を負うべきでない第三者に経営失敗の責任を負わせる点で弊害が多いと考えられる。したがって不動産担保や個人保証に過度に依存することなく、経営の将来性を見極める融資手法を徹底することが重要である。

(2) 融資先の経営の将来性を見極める融資を行うためには、まずは「目利き機能」を向上させることが基本であり、公的金融や信用保証制度との役割分担をしつつ、漁村等地域での各方面との連携の中で能力を向上させていくことが重要である。

- (3) また、目利き機能の向上をはじめとする経営の将来性を見極める融資以外にも、取引先である担い手へのリスク対応力や資金供給力を高める手法として、例えば、農林漁業成長産業化支援機構からの出資等があり、組合がそれぞれの状況に応じて多様な手法を用いて資金供給の徹底を図ることが重要である。

(参考) 具体的な手法例

(以下のような手法は、あくまで例示であり、各組合が自主的に重点を定めて取り組むべきものであることに留意。)

- ・ 負債整理資金の提供による償還負担の軽減
- ・ 農林漁業成長産業化支援機構等、官民の各種ファンドの活用
- ・ 特許、ブランド、組織力、顧客・取引先とのネットワーク等の非財務の定性情報評価を制度化した知的資産経営報告書の活用
- ・ ABL (Asset Based Lending) 等の活用

Ⅱ－５－２－４－４ 漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な漁村等地域への貢献

- (1) 漁村等地域においては、少子高齢化・国際化等の社会的変化や国・地方の財政事情悪化の下で、漁業の生産高の減少、水産物価格の低迷、地場産業の空洞化、これらを通じた大都市と漁村等地域の間の経済格差の拡大など、多くの問題が存在しており、漁村等地域経済の活性化を総合的に図っていくことが必要である。

- (2) 漁村等地域・担い手の再生のためには、「点」の事業再生に留まらず、漁村等地域全体の活性化、持続的な成長を視野に入れた、「面」的再生に結び付けていくことが必要である。そのために、組合は、資金供給者としての役割に留まらず、地域の漁業ビジョンの策定への積極的参画を通じて漁村等地域で積極的な役割を果たしていくことが必要である。

その際、地元の情報の活用に加え、そのネットワークを拡げ、漁村等地域外の専門家、専門機関との連携、外部資源の活用等を図っていくことも重要である。

- (3) 漁村等地域貢献においては、組合が持ち前の資源を活かし、コストやリスクを適切に把握しつつ、自らの収益につながる持続可能な貢献を行っていくことが重要である。

(注) 組合は水産業の発展に寄与することを目的とする協同組織であることから、組合員等の中小漁業者等に貢献する信用事業を行うことが基本であり、漁村等地域への貢献に当たってはこれとの整合性を確保することが必要である。

(参考) 具体的な手法例

(以下のような手法は、あくまで例示であり、各組合が自主的に重点を定めて取り組むべきものであることに留意。)

- ・ 漁村等地域全体を展望したビジョン策定への支援
- ・ 行政と民間が役割を分担し地域の諸問題の解決を図る「公民連携」(パブリック・プライベート・パートナーシップ (PPP)) へのコーディネート

ーターとしての参画

- ・ コンサルタント能力・態勢の強化やビジネスマッチング等で、自らの情報機能やネットワーク（地方公共団体、漁業信用基金協会、株式会社日本政策金融公庫、農林漁業成長産業化支援機構等、他の金融機関）を活用した支援
- ・ 漁村等地域の情報ネットワークを活用しつつ、法務、財務、税務等の外部専門家と連携した取組み
- ・ 国、地方公共団体との連携による漁業施策等の活用
- ・ 漁村等地域を担う漁業者以外の若年層や高齢者に対する漁業に関する理解促進
- ・ 地方公共団体等が実施している人材紹介事業等との連携
- ・ リバースモーゲージ（自宅等を担保とした生活資金の融資）など高齢者保有の資産の有効活用につながる融資
- ・ 多重債務者問題への対応（相談機能を活かした予防策、目的別ローン等の活用）
- ・ 女性や高齢者の携わる水産物直売所への支援等

Ⅱ－５－３ 主な着眼点

以上の基本的な考え方（地域密着型金融の目指すべき方向）を踏まえ、各組合が地域密着型金融の取組を組織全体として継続的に推進するための態勢整備等の状況について以下の着眼点に基づき検証していく。

なお、以下の着眼点に定める具体的な内容や水準については、各組合において、自らの規模や特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえ、自主的な経営判断により決定されるべきものであり、組合に一律・画一的な対応を求めるものではないことに留意する必要がある。

- （１）Ⅱ－５－２－１～３の目指すべき方向を踏まえ、具体的取組を推進するために、経営陣は、主導性を十分に発揮して、これらの取組を経営計画等に明確に位置付けるとともに、当該経営計画等を組織全体として着実に遂行できるよう、職員への周知徹底も含め必要な態勢の整備に努めているか。また、取組の成果を検証し、必要な改善策を経営計画等に反映するよう努めているか。
- （２）地域密着型金融の取組を組織全体として推進するため、本部による支所・支店等支援態勢の整備に努めているか。例えば、支所・支店等が中小漁業者等との日常的・継続的な関係を通じて把握した経営状況・経営課題（有事への予兆を含む。）等について、本部と当該内容を共有し、必要に応じて支所・支店等と本部が一体となって実効性のある支援に取り組むなど、適切な役割分担のもとで、中小漁業者等の経営課題に応じた最適な解決策を提供するための態勢整備に努めているか。
- （３）個々の中小漁業者等の経営改善・事業再生等の支援に当たっては、中小漁業者等に密着して、中小漁業者等の経営課題に応じた最適な解決策を、中小漁業者等の立場に立って提案し実行支援しているか。また、中小漁業者等の有事

への移行の予兆を管理し、中小漁業者等に早め早めの対応を促すための態勢整備に努めているか。その際、関係する他の金融機関及び関係機関等がある場合には、当該他の金融機関及び関係機関等と連携を行うための会議を開催するなど十分連携・協力を図るよう努めているか。

- (4) 自組合における専門的な人材やノウハウの不足の補完や、中長期的な人材育成やノウハウ蓄積の観点を踏まえつつ、必要に応じ、適時適切に、外部専門家（税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士、経営指導員等）、外部機関（地方公共団体、株式会社日本政策金融公庫、よろず支援拠点、JETRO、JBIC、地域経済活性化支援機構、東日本大震災事業者再生支援機構、事業承継・引継ぎ支援センター、中小企業活性化協議会、中小企業基盤整備機構、認定経営革新等支援機関、事業再生ファンド、地域活性化ファンド等）、漁業信用基金協会、他の金融機関等と連携できるよう、本部や支所・支店等において連携態勢の整備に努めているか。

特に、中小漁業者等が事業再生、事業承継等の支援を必要とする状況にある場合や、支援に当たり債権者間の調整を必要とする場合には、判断を先送りせず、外部専門家・外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を積極的に活用しているか。取引組合として、外部専門家・外部機関や「中小企業の事業再生に関するガイドライン」（令和4年3月4日「中小企業の事業再生等に関する研究会」により公表）等を活用して中小漁業者等の事業再生支援を行う場合には、積極的な対応をしているか。

また、取引組合は、仮に中小漁業者等の事業再生が困難であると判断した場合には、外部専門家・外部機関等の第三者の見解を十分に踏まえ必要な支援を行っているか。また、他の金融機関が外部専門家・外部機関等を活用して事業再生支援を行う場合、積極的に連携・協力するよう努めているか。

加えて、主たる取引組合として、地域経済活性化支援機構又は東日本大震災事業者再生支援機構の機能を活用して中小漁業者等の事業再生支援を行う場合には、主体的かつ継続的に関与しているか。

(注1) 中小漁業者等の事業再生等に当たり、中小漁業者等の経営の将来性を見極める際には、漁業の持つ漁村等地域の経済、環境及び集落のコミュニティ維持といった大きな役割について十分留意することが重要である。

(注2) 具体的な連携先は、各組合において、自らの規模や特性、漁村等地域の実情、利用者の期待やニーズ等を踏まえ、自主的な経営判断により決定されるべきものである。組合に対し、括弧内に例示している先全てと連携するよう求めるものではなく、またこれら以外の先との連携を排除するものではないことに留意する必要がある。

また、組合が保有する中小漁業者等に関する情報を連携先と共有する場合には、中小漁業者等の同意が前提となることに留意する必要がある。

- (5) コンサルティング機能の発揮・漁村等地域の面的再生や地域水産業の下支えへの積極的な参画に関する取組を支えるための専門的な金融手法や知識等のノウハウを持つ人材の育成・確保や活用に努めているか。また、そうしたノウハ

ウや各種の漁村等地域情報を収集・蓄積するとともに、支所・支店等と本部の適切な連携により組織全体で共有するよう努めているか。

- (6) 地域密着型金融の取組みについて、具体的な目標やその成果を漁村等地域や中小漁業者等に対して積極的に情報発信するよう努めているか。その際、中小漁業者等が漁村等地域の面的再生に向けた取組みの成果や漁村等地域における融資の取組みなど漁村等地域への貢献の状況を適切に評価できるよう工夫しているか。また、中小漁業者等の評価を組合の業務に適切に反映するための態勢整備が図られているか。

(注1) 各組合においては、地域密着型金融の推進に関する基本方針、重点事項、具体的な目標とその成果等について、定期的に、自主性・創造性を発揮しつつ分かりやすい形でホームページ等において公表することが望まれる。

(注2) 中小漁業者等の理解を深めるとともに、金融機関間の知見・ノウハウの共有に資する観点から、個別組合における情報発信に加え、業界団体が中心となって、系統全体の取組状況や取組事例集を公表するなど、特色ある取組を積極的に情報発信することが望まれる。

- (7) 職員のモチベーションの向上に資するため、中小漁業者等に対するコンサルティング機能の発揮・漁村等地域の面的再生や地域水産業の下支えへの積極的な参画に関する取組を業務上の評価（支所・支店等の評価を含む。）に適正に反映するよう努めているか。

- (8) 定期的かつ必要に応じ、内部監査等を実施することにより、地域密着型金融を推進するための態勢が整備されていることを確認しているか。また、当該監査等の結果を踏まえ、必要に応じて推進態勢を改善・充実していくなど、監査等を有効に活用する態勢が整備されているか。

- (9) 組合については、必要に応じ、地域密着型金融の取組に係る農林中央金庫・全漁連が有する各種業務支援・補完機能を有効に活用するための態勢の整備に努めているか。

- (10) 組合が、国や地方公共団体の中小漁業者支援施策を活用して基本的経営改善計画の策定支援を行う場合には、優越的地位の濫用の防止に留意しつつ、当該支援施策の活用が真に中小漁業者等のニーズに合致したものであることを確認する態勢となっているか。また、策定する基本的経営改善計画が、中小漁業者等の経営改善に効果的な内容となるよう中小漁業者等の置かれた状況を十分に踏まえた内容となっているか。

II-5-4 監督手法・対応

各組合における地域密着型金融の取組の検証に当たっては、短期的な視点で個別手法の単なる定量的な実績を評価するのではなく、中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進しているかという観点から、経営計画等における位置付けや

態勢整備の状況を重視した評価を行うものとする。

また、地域密着型金融の推進に当たっては、各組合による規模や特性等を踏まえた自主性・創造性を発揮した取組を深化・定着させていくような動機付け、環境整備を図っていくものとする。

さらに、漁村等地域の中小漁業者等への支援や地域経済の活性化等のための施策を実施する関係府省庁はもちろんのこと、政府系金融機関、漁業信用基金協会、外部専門家、外部機関等と中央・地方両レベルで連携強化を図っていくものとする。

- (1) 各種ヒアリングの機会を通じ、上記の監督上の着眼点に基づき、各組合における地域密着型金融の取組状況をフォローアップしつつ、当該取組が利用者と組合の双方にとってより実効的なものとなるよう建設的な意見交換を行うことにより、各組合が自主性・創造性を発揮しつつ取り組んでいくよう促していく。

ヒアリングに当たっては、経営計画等の策定、実行、評価の各段階に合わせて、それぞれ、経営計画等における位置付けや内容、進捗状況、取組成果の評価と次期経営計画等への反映状況を中心に意見交換を行う。

トップヒアリングにおいては、組合の代表理事から、地域密着型金融の推進に関する経営計画等における位置付け、重点分野や当該分野における取組手法等の戦略、Ⅱ－5－3に定める態勢整備の状況及びそれらに関する経営陣の主導性の発揮状況等を確認するとともに、経営計画等の着実な実施を促す。

総合的なヒアリング等においては、現場の責任者等から、中小漁業者等との接触状況を含めたコンサルティング機能の発揮の個別具体的な実践（現場における課題や本部との連携の状況を含む）まで踏み込んで確認する。

上記ヒアリングを実施するに当たっては、必要に応じて、組合の取組状況や地域水産業・地域経済の抱える課題等について政府系金融機関、漁業信用基金協会、外部専門家、外部機関等と意見交換を実施する。その結果はヒアリングにおける対話材料として活用するとともに、以降の監督対応にも活用する。

- (2) 上記の地域密着型金融の取組の把握等を行うに当たっては、漁協系統においては、信漁連等が主体的に、組合と協力しつつ、県域ごとの地域密着型金融の計画・実践・公表を行うことに留意することとし、信漁連等が自主的に策定する経営計画の内容（注）及び進捗状況についても、総合的なヒアリングにおいてフォローアップするものとする。

（注）各信漁連等は、地域密着型金融に係る県域ごとの具体的取組の重点事項及び具体的目標を設定し、それを中期計画等において明示することが要請される。

Ⅱ－6 将来の成長可能性を重視した融資等に向けた取組

Ⅱ－6－1 意義

金融が実体経済、6次産業化など新たな取組等を行う中小漁業者等のバックアップ役としてそのサポートを行うとともに、金融自身が成長産業として経済をリードするためには、組合が、支援対象の特性等に適した成長資金を供給する取組を行っていくことが重要である。こうした取組を更に促進させる観点から、考え方を整理し、明確化した。

(参考) 「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」(平成22年6月18日：閣議決定)

なお、令和6年6月には、事業性融資の推進等に関する法律(令和6年法律第52号)が成立し、企業価値担保権制度が創設された。企業価値担保権制度は、労働者や商取引先を適切に保護し、金融機関による事業の継続及び成長のための支援を円滑にすることを指すものであり、将来の成長可能性を重視した融資等の事業性に着目した融資実務に適合する新たな選択肢となるものである。特に企業価値担保権を利用して将来の成長可能性を重視した融資等に取り組む際の留意事項については、事業性融資の推進等に関する法律等ガイドラインを参照。

II-6-2 成長可能性を重視した融資等の取組に係る基本的な考え方

組合による成長可能性を重視した融資等の取組については、各組合の自主的な経営判断により実施されるべきものであるが、例えば、以下に例示される取組を行うなど、中小漁業者等の技術力・販売力・成長性等、事業そのものの採算性・将来性又は事業分野の将来見通し(以下「中小漁業者等の成長性等」という。)を重視した融資態勢の整備が図られていることが期待されている(注)。

(参考) 具体的な態勢整備の例

(なお、以下の態勢整備はあくまで例示であり、成長可能性を重視した融資等の取組については、各組合が自主的な経営判断により行うべきものであることに留意する。)

- ① 経営陣が、中小漁業者等の成長性等を重視した融資等への取組について、融資に係る方針等に位置付けていること。
- ② 中小漁業者等の成長性等を重視した融資等の取組を推進する担当部署又は担当者の指定又は配置等、組合内における体制が整備されていること。
- ③ 中小漁業者等の成長性等、事業分野別の業況等又は取引先である中小漁業者等の利用者に関する情報(ニーズの動向)等について、十分に調査・分析・議論した上で本支所・本支店(事務所)との適切な連携により組織全体でこうした情報等を共有し、営業(取引先である中小漁業者等に対する経営相談等を含む。)及び融資審査の過程で適切に活用していること。
また、必要に応じて、営業(取引先である中小漁業者等に対する経営相談等を含む。)及び融資審査の過程で、外部専門家・外部機関等との連携を通じて、中小漁業者等の成長性等を客観的・合理的に評価していること。
- ④ 融資審査の過程で中小漁業者等の成長性等を適切かつ十分に評価することが、融資審査に関する内部規程等に盛り込まれていること。
- ⑤ 中小漁業者等の成長性等を重視した融資等への取組の重要性について、融資担当者や審査担当者に周知徹底を図るとともに、研修・教育等を通じ、成長性等を適切に評価する能力の向上に努めていること。

(注) 組合が、上記のような中小漁業者等の成長性等に着目した融資に伴い、中小漁業者等に対して助言等を行うに当たっては、まずは経営者が自らの経営の目標や課題を明確に見定め、これを実現・解決するために主体的に取り組んでいくことが重要であり、組合には、借り手中小漁業者等の事業拡大や経営改善等に向けた自助努力を最大限支援していくことが求められることについて、留意する必要がある。また、通常、与信を提供することのみをもって、当該中小漁

業者等（その従業員を含む）との関係で労働組合法上の使用者に該当するとは
いえないものの、組合が「基本的な労働条件等について、雇用主と部分的とは
いえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位に
ある」場合等には、労働組合法上の使用者性を有する可能性があることにも留
意する必要がある。

特に企業価値担保権を利用した融資を行う場合には、事業性融資の推進等に
関する法律等ガイドラインにおいて「法第7条関係」として定められた項目も
参照。

Ⅱ－6－3 監督手法・対応

組合による成長可能性を重視した融資等の取組状況について、ヒアリング及び通常
の監督事務等を通じて把握する。

Ⅱ－7 消費者向け貸付けを行う際の留意点

Ⅱ－7－1 意義

我が国における消費者金融市場を中長期的に健全な市場として形成する観点か
ら、同市場における個人向け貸付け（住宅ローンを除く。以下「消費者向け貸付
け」という。）について、金融機関による社会的責任も踏まえた積極的な参加が望
まれており、個人組合員又は所属員に対する必要な生活資金等の貸付けを担う組合
においても、同様の対応が望まれる。

一方、組合が消費者向け貸付けを行う場合、適切な審査や厳しい取立ての防止な
ど、改正貸金業法（平成22年6月完全施行。以下Ⅱ－4において同じ。）における
多重債務の発生抑制の趣旨や利用者保護等の観点を踏まえ、所要の態勢が整備され
ることが重要である。

また、貸金業者による保証を付した組合による貸付けには、改正貸金業法第13条
の2に規定するいわゆる総量規制等、同法の適用はないが、利用者保護やリスク管
理の観点から、本項に規定している所要の態勢整備を図ることが重要である。

Ⅱ－7－2 主な着眼点

（1）改正貸金業法の趣旨を踏まえた適切な審査態勢等の構築

- ① 借入状況や返済計画、返済実績、年収や資産の状況などを踏まえ、利用者が
借入申込額に対して返済能力を有していることを確認する仕組みを審査過程
に設けるなど、組合による貸付けが利用者にとって過剰な借入れとならない
よう利用者の実態を踏まえた適切な審査体制が構築されているか。
- ② 消費者向け貸付けは、信用情報機関の情報を利用した審査や債権管理・回収
など特有の手法が存在する。この貸付け手法に伴うリスクを把握し、適切に
管理し、経営陣がその状況を理解して必要な指示を行っているか。

（2）審査等における第三者が保有する信用情報の利用

消費者向け貸付けの審査や債権管理（以下この項において「審査等」とい

う。)に当たり、借り手消費者の返済能力等に関する信用情報が組合に乏しい場合、これを補う手段として信用情報機関の情報を入手したり、信用保証機関の保証審査を受けたりする場合がある。

その際、次の点に留意したリスク管理態勢が構築されているか。

- ① 審査等に当たっては、信用保証機関の保証諾否の結果や信用情報機関の情報のみ依存することなく、自ら保有する情報とともに活用することで、債務者の状況を組合として適切に判断する態勢が整備されているか。
- ② 貸倒実績率や信用保証機関による代位弁済率の推移等を把握し、信用情報としての保証諾否等の結果の適切性を継続的に検証できる態勢が整備されているか。
- ③ 特に信用保証機関を利用する場合には、当該信用保証機関の財務状況や保証能力を確認する態勢が整備されているか。
- ④ 上記②及び③の態勢整備を行うとともに、必要に応じ、信用保証機関や信用情報機関と保証審査や情報処理の適切性について協議しているか。
- ⑤ 当該信用保証機関や信用情報機関において適切な保証審査や情報処理に基づき業務が適正に運営される態勢が整備されていることを確認しているか。

(3) 法令遵守等

① 改正貸金業法の趣旨を踏まえた対応

組合が消費者向け貸付けを扱う際にあっても改正貸金業法の規制の趣旨を踏まえた上で、利用者保護等の観点から例えば、下記のような態勢が整備されているか。

イ. 回収・取立てに関する事項

消費者向け貸付けの回収や取立ての際、人を脅迫し、又は人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしない態勢を整備しているか。また、代位弁済後の求償権実行の際、信用保証機関による過度の督促や強引な回収が行われないう、あらかじめ信用保証機関の回収手続を確認するなどの態勢を整備しているか。

ロ. 苦情等処理態勢

苦情等対処に関する内部管理態勢を確立する際には、債務者のみならず信用保証機関が代位弁済を行った場合の元債務者への対処をも踏まえた態勢が整備されているか。

なお、相談・苦情等の内容に応じ、利用者保護や利用者の生活再建の観点から、外部機関や地方公共団体等の相談センターや弁護士会等を適切に紹介するなどの取組を行うことが望ましい。

② 反社会的勢力との関係遮断

資金用途を問わない消費者向け貸付けの場合であっても、反社会的勢力との関係を遮断する態勢を整備しているか。また、ヤミ金融からの借入が判明した利用者に対しては、関係機関に相談するよう指導する態勢が整備されているか。

③ その他

子会社等（組合の子会社、子法人等、関連法人等）の信用保証機関の保証を付した貸付けに取り組む場合、当該子会社等の信用保証機関との取引が実

質的に同信用保証機関への支援となっており、水協法第11条の15（いわゆるアームズ・レングス・ルール）に違反していないか。

Ⅱ－7－3 監督手法・対応

各種ヒアリング及び検査結果等により、消費者向け貸付けの業務運営体制に問題があると認められる場合には、水協法第122条に基づき報告を求めて検証し、検証の結果、業務運営の適切性や利用者保護の重大な問題があると認められる場合には、同法第123条の2に基づき業務改善命令又は同法第124条に基づき必要な措置をとるべき旨の命令を発出することを検討するものとする。

また、検証の結果、経営として、水協法第11条の12第2項及び信用事業命令第13条に規定する健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置に関する内部規則等を定めるとともに、職員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備することを怠っていたことにより、貸付けの回収若しくは取立ての際に人を脅迫し、又は人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動を反復・継続するなど、重大な法令違反または公益を害する行為が認められるときは、水協法第124条に基づく業務停止命令を検討する必要があることに留意する。

なお、行政上の判断に当たっては、本監督指針における「信用リスク」、「反社会的勢力による被害の防止」、「与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関する利用者への説明態勢」、「利用者等に関する情報管理態勢」、「外部委託」、「苦情等への対処（金融ADR制度への対応も含む。）」、「組合に関する苦情・情報提供等」、「子会社等」、「特定信用事業代理業」など消費者向け貸付けに関連する監督の着眼点や手法・対応も十分に踏まえる必要がある。

Ⅱ－8 経営者保証ガイドラインの融資慣行としての浸透・定着等

Ⅱ－8－1 意義

中小漁業者等の経営者保証には、中小漁業者等の経営への規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方、経営者による思い切った事業展開や就漁・創業を志す者の起業への取組、保証後において経営が窮境に陥った場合における早期の事業再生を阻害する要因となっているなど、中小漁業者等の活力を阻害する面もあり、経営者保証の契約時及び履行時等において様々な課題が存在する。

こうした状況に鑑み、中小漁業者等の経営者保証に関する中小漁業者等、経営者及び金融機関による対応についての自主的自律的な準則として経営者保証ガイドラインが定められた。

この経営者保証ガイドラインは、経営者保証における合理的な保証契約の在り方等を示すとともに主債務の整理局面における保証債務の整理を公正かつ迅速に行うための準則であり、中小企業団体及び金融機関団体の関係者が中立公平な学識経験者、専門家等と共に協議を重ねて策定したものであって、主債務者、保証人及び対象債権者によって、自発的に尊重され、遵守されることが期待されている。

漁協系統金融機関においては、経営者保証に関し、経営者保証ガイドラインの趣

旨や内容を十分に踏まえつつ、漁業経営の特殊性にも配慮した適切な対応を行うことにより、経営者保証ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくことが求められており、その取組方針等を公表することが望ましい。

Ⅱ－８－２ 主な着眼点

- (1) 経営陣は、経営者保証ガイドラインを尊重・遵守する重要性を認識し、主導性を十分に発揮して、経営者保証への取組方針等を明確に定めているか。また、同ガイドラインに示された経営者保証の準則をはじめとして、以下のような事項について職員への周知徹底を図っているか。
- ① 経営者保証に依存しない融資の一層の促進（法人と経営者との関係の明確な区分・分離が図られている等の場合における、経営者保証を求めない可能性等の検討を含む。）
 - ② 経営者保証の契約時や既存の保証契約（注）がある場合の対応（適切な保証金額の設定や、保証契約を締結する場合や既存の保証契約がある場合には、どの部分が十分ではないために保証契約が必要なのか、どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか、の客観的かつ合理的な理由について、利用者の知識・経験等に応じ、その理解と納得を得ることを目的とした説明を行うことを含む。）
（注）M & A・事業承継など主たる株主等が変更になることを組合が把握した保証契約を含む。
 - ③ 既存保証契約の適切な見直し（M & A・事業承継時の対応、経営者以外の第三者の個人連帯保証に関する適切な見直し（Ⅱ－９－２（２）参照）を含む。）
 - ④ 保証債務の整理に関する対応（経営者の経営責任の在り方、残存資産の範囲及び保証債務の一部履行後に残存する保証債務の取扱いを含む。）
 - ⑤ その他（経営者保証ガイドラインにより債務整理を行った保証人に関する情報の取扱いを含む。）
また、経営者保証に関する取組状況を定期的に検証し、必要な改善策を基本方針に反映するよう努めているか。
- (2) 経営者保証ガイドラインに基づく対応を適切に行うための内部規程やマニュアル（経営者保証ガイドライン第4項（2）に掲げられている要素を参照の上、可能な限り、資産・収益力については定量的、その他の要素については客観的・具体的な目線を示すことを含む。）、契約書の整備、本部による支所・支店（事務所）支援態勢の整備等、必要な態勢の整備に努めているか。
- (3) 主債務者又は保証人からの経営者保証に関する相談に対して、適切に対応できる態勢が整備されているか。
- (4) 停止条件又は解除条件付保証契約、ABL等の経営者保証の機能を代替する融資手法のメニューの充実及び利用者への周知に努めているか。
- (5) 主債務者たる中小漁業者等から資金調達の要請を受けた場合には、当該漁業

者等の経営状況等を分析した上で、法人個人の一体性の解消等が図られているか、あるいは、解消を図ろうとしているかを検証するとともに、検証の結果、一体性の解消が図られている等と認められる場合は、経営者保証を求めない可能性等を債務者の意向も踏まえた上で検討する態勢が整備されているか。

- (6) 保証契約を締結する場合や既存の保証契約（注）がある場合には、どの部分が十分ではないために保証契約が必要なのか、どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか、の客観的かつ合理的な理由についても、利用者の知識・経験等に応じ、その理解と納得を得ることを目的とした説明を行う態勢が整備されているか。また、その結果等を書面又は電子的方法で記録する態勢が整備されているか。

（注）M&A・事業承継など主たる株主等が変更になることを組合が把握した保証契約を含む。

- (7) 保証債務の整理に当たっては、経営者保証ガイドラインの趣旨を尊重し、関係する他の金融機関、外部専門家（公認会計士、税理士、弁護士等）及び外部機関（中小企業活性化協議会等）と十分連携・協力するよう努めているか。

- (8) 定期的かつ必要に応じ、内部監査等を実施することにより、経営者保証ガイドラインに基づく対応が適切に行われていることを確認しているか。また、当該監査等の結果を踏まえ、必要に応じて態勢の改善・充実を図るなど、監査等を有効に活用する態勢が整備されているか。

II-8-3 監督手法・対応

漁協系統金融機関による上記の取組については、主債務者、保証人及び対象債権者が経営者保証ガイドラインに基づく対応に誠実に協力することによって継続的かつ良好な信頼関係が構築・強化されるとともに、各ライフステージにおける中小漁業者等及び就漁・創業を志す者の取組意欲の増進が図られ、ひいては漁協系統金融の実務の円滑化を通じて中小漁業者等の活力が一層引き出され、日本経済の活性化に資するよう、金融機関等による積極的な活用を通じて、経営者保証ガイドラインが融資慣行として浸透・定着していくことが重要であるとの政策趣旨に鑑み、適切に取り組む必要がある。

こうした取組態勢や取組状況を踏まえ、各種ヒアリングの機会等を通じ、経営者保証ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させるための取組方針等を公表するよう漁協系統金融機関に促していく。

さらに、監督上の対応として、内部管理態勢の実効性等に疑義が生じた場合には、必要に応じ、報告（水協法第122条に基づく報告を含む。）を求めて検証し、業務運営の適切性、健全性に問題があると認められれば、水協法第122条に基づき報告を求め、又は、重大な問題があると認められる場合には、水協法第123条の2に基づき業務改善命令を発出するものとする。

II-9 経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立等

Ⅱ－９－１ 意義

一般に、多くの中小漁業者等においては、家計と経営が未分離であることや、財務諸表の信頼性が必ずしも十分でないなどの指摘があることから、こうした中小漁業者等に対する融資においては、中小漁業者等の信用補完や経営に対する規律付けの観点から、経営者に対する個人保証を求める場合がある。他方、経営者以外の第三者の個人保証については、副次的な信用補完や経営者のモラル確保のための機能がある一方、直接的な経営責任がない第三者に債務者と同等の保証債務を負わせることが適当なのかという指摘がある。

また、保証履行時における保証人に対する対応如何によっては、経営者としての再起を図るチャンスのみならず、社会生活を営む基盤すら失わせるという問題を生じさせているのではないかと指摘があることに鑑み、組合には、保証履行時において、保証人の資産・収入を踏まえたきめ細かな対応が求められる。

こうした状況に鑑み、「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（平成22年12月24日公表）」において、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行を確立し、また、保証履行時における保証人の資産・収入を踏まえた対応を促進する」としたところであり、組合においては、こうした趣旨を十分に踏まえた対応を行う必要がある。

なお、一部の漁業融資においては、共同経営を行っている経営体等、経営者以外の第三者の個人連帯保証が行われており、こうした実態を画一的に否定するものではない。

また、令和2年4月1日に施行された改正民法において、事業に関与していない第三者による個人保証についての意思確認手続を求めることとされた。組合においては、前段の趣旨を踏まえて保証契約を締結する際には、改正民法に定められた意思確認手続を経る必要がある。

Ⅱ－９－２ 主な着眼点

（１）経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立

個人連帯保証契約については、経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする方針を定めているか。

また、漁業融資においては、漁業経営の特殊性を踏まえ、融資に際しての保証人の徴求が適切に行われるよう留意しているか。

なお、方針を定める際や例外的に経営者以外の第三者との間で個人連帯保証契約を締結する際には、民法に定められた意思確認手続を経たうえで契約を締結することに加え、必要に応じ、「漁業信用基金協会の監督に当たっての留意事項について（事務ガイドライン）」及び「信用保証協会における第三者保証人徴求の原則禁止について」における考え方を踏まえているか。特に、経営者以外の第三者が、経営に実質的に関与していないにもかかわらず、例外的に個人連帯保証契約を締結する場合には、当該契約は契約者本人による自発的な意思に基づく申し出によるものであって、組合から要求されたものではないことが確保されているか。

(参考1) 「漁業信用基金協会の監督に当たっての留意事項について(事務ガイドライン)」(平成10年6月17日付蔵銀第1659号及び10水漁第2422号大蔵省銀行局長・水産庁長官通知)

2-4 担保・保証人の徴求について

(1) 担保の徴求

担保の徴求については、基金協会の設立目的及び制度資金の目的、趣旨等を踏まえ、過度に依存しないことに留意するものとする。

(2) 保証人の徴求

保証人の徴求については、担保の徴求の考え方と同様に、過度に依存しないよう留意するものとする。

経営者保証については、「経営者保証に関するガイドライン」(平成25年12月5日「経営者保証に関するガイドライン研究会」から公表)を踏まえ、適切に行われるよう留意するものとする。

また、経営者以外の第三者の個人連帯保証については、徴求しないことを原則とする方針を定めているか留意するものとする。

ただし、その場合にあっても、共同経営を行っている経営体に対する融資等、一部の漁業融資においては、経営者以外の第三者の個人連帯保証が行われており、こうした実態を画一的に否定するものではないことに留意するものとする。

なお、方針を定める際や例外的に経営者以外の第三者との間で個人連帯保証契約を締結する際には、民法(明治29年法律第89号)に定められた意思確認手続を経たうえで契約を締結することに加え、必要に応じ、次に掲げる特別な事情による例外の考え方を踏まえ、適切に行われるよう留意するものとする。

イ 実質的な経営権を有している者、経営者本人の配偶者(当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る。)が連帯保証人となる場合

ロ 経営者本人の健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合

ハ 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合(ただし、基金協会から特段の説明を受けた上で協力者等が自発的な意思に基づき申し出を行った旨が記載され、自署・押印された書面の提出を受けるなどにより、当該契約について基金協会から要求されたものではないことが確認される場合に限る。)

(3) 第三者の保証人から保証解除の相談を受けた場合の態勢整備

第三者の保証人から保証解除の相談を受けた場合には、保証債務を負うに至った経緯や保証人の保証能力、生活実態を十分に踏まえて、適切な対応を行う態勢となっているか留意するものとする。

(参考2) 信用保証協会における第三者保証人徴求の原則禁止について(抄、平成18年3月31日中小企業庁ウェブサイト)

(前略) 中小企業庁では、信用保証協会が行う保証制度(略)について、平成18年度に入ってから保証協会に対して保証申込を行った案件につ

いては、経営者本人以外の第三者を保証人として求めることを、原則禁止とします。

ただし、下記のような特別な事情がある場合については、例外とします。(中略)

1. 実質的な経営権を有している者、営業許可名義人又は経営者本人の配偶者(当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る。)が連帯保証人となる場合
2. 経営者本人の健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
3. 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合(ただし、協力者等が自発的に連帯保証の申し出を行ったことが客観的に認められる場合に限る。)

(参考3) 民法における保証契約の取扱い(公証人による保証意思確認手続)
(公正証書の作成と保証の効力)

第465条の6 事業のために負担した賃金等債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担する賃金等債務が含まれる根保証契約は、その契約の締結に先立ち、その締結の日前一箇月以内に作成された公正証書で保証人になろうとする者が保証債務を履行する意思を表示していなければ、その効力を生じない。

2・3 (略)

(公正証書の作成と保証の効力に関する規程の適用除外)

第465条の9 前三条の規定は、保証人になろうとする者が次に掲げる者である保証契約については、適用しない。

- 一 主たる債務者が法人である場合のその理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者
- 二 主たる債務者が法人である場合の次に掲げる者
 - イ 主たる債務者の総株主の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除く。以下この号において同じ。)の過半数を有する者
 - ロ 主たる債務者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者
 - ハ 主たる債務者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社及び当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者
 - ニ 株式会社以外の法人が主たる債務者である場合におけるイ、ロ又はハに掲げる者に準ずる者
- 三 主たる債務者(法人であるものを除く。以下この号において同じ。)と共同して事業を行う者又は主たる債務者が行う事業に現に従事している主たる債務者の配偶者

(2) 第三者の保証人から保証解除の相談を受けた場合の態勢整備

第三者の保証人から保証解除の相談を受けた場合には、上記意義にある指摘に鑑み、保証債務を負うに至った経緯や保証人の保証能力、生活実態を十分に踏まえて、適切な対応を行う態勢となっているか。

(3) 保証履行時における保証人の履行能力等を踏まえた対応の促進

保証人（個人経営主たる主債務者を含む。）に保証債務（当該主債務者の債務を含む。）の履行を求める場合は、上記意義にある指摘に鑑み、保証債務弁済の履行状況及び保証債務を負うに至った経緯などその責任の度合いに留意し、保証人の生活実態を十分に踏まえて判断される各保証人の履行能力に応じた合理的な負担方法とするなど、きめ細かな対応を行う態勢となっているか。

また、第三者の個人連帯保証の保証履行時等においても、経営者保証ガイドラインは適用され得るとの点に留意し、必要に応じ、当ガイドラインの活用を検討し、当ガイドラインに基づく対応を行う態勢となっているか（Ⅱ－8－2参照）。

（注）Ⅱ－3－2－1－2（1）、（2）、（5）、（6）も参照のこと。

Ⅱ－9－3 監督手法・対応

組合による上記取組については、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行を確立し、また、保証履行時における保証人の資産・収入を踏まえた対応を促進する」という政策趣旨に鑑み、適切に取り組む必要がある。また、これらの取組に当たって、適切な説明責任を果たすことも必要である（Ⅱ－3－2－1参照）。

加えて、事業に関与していない第三者と個人保証契約を締結する際には、民法に定められた意思確認手続を経る必要がある。

こうした取組態勢・取組状況を踏まえ、監督上の対応を検討することとし、内部管理態勢の実効性等に疑義が生じた場合には、必要に応じ、報告（水協法第122条に基づく報告を含む。）を求めて検証し、業務運営の適切性、健全性に問題があると認められれば、同条に基づき報告を求め、又は、重大な問題があると認められる場合には、同法第123条の2に基づく業務改善命令若しくは同法第124条に基づく必要措置を採るべき旨の命令の発出等を検討するものとする。

Ⅱ－10 障がい者等に配慮した金融サービスの提供

Ⅱ－10－1 意義

組合は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第8条に基づき、不当な差別的取扱いにより障害者の権利利益を侵害することが禁止されているほか、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするよう努めることとされており、これを遵守する必要がある。

また、組合は、成年後見制度等の対象でなく意思表示を行う能力がありながら、視覚・聴覚や身体機能の障がいのために金融取引における事務手続等を単独で行うことが困難な者（以下「障がい者等」という。）に対しても、視覚・聴覚に障がい

のない者等と同等のサービスを提供するよう配慮する必要がある。

このため、各組合においては、障がい者等に関する法令等を遵守するとともに、平成22年8月26日付で金融庁監督局長が金融機関業界団体等に対して発出した要請文「視覚障がい者に配慮した取組みの積極的な推進について」に示された「視覚障がい者対応ATMの増設」や「複数の行員の立会いによる視覚障がい者への代筆及び代読の規定化並びに円滑な実施」など、視覚障がい者からの要望等を踏まえた取組みを積極的に推進するよう努めることが重要と考えられる。

II-10-2 主な着眼点

(1) 総論

- ① 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に係る具体的な取扱いを示した「農林水産省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（平成27年12月7日農林水産省告示第2636号）及び「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（平成28年2月12日金融庁告示第3号）（以下「障害者差別解消対応指針」という。）の各規定に基づき、適切に対応しているか。
- ② 組合の店舗若しくは設備又は取引に係る手続において、障がい者等の金融取引の利便性を向上させるよう努めているか。また、組合の店舗若しくは設備の新設又は新しい手続の導入の場合に、必要に応じて、障がい者等に配慮した仕様を検討しているか。
- ③ 組合が、障がい者等に配慮した取組みを推進するに当たっては、国及び地方自治体などにおける障がい者支援に係る施策を確認し、必要に応じて、組合のサービスにおいても利用するなどしているか。
- ④ 障がい者等から組合に対し、意見（相談、苦情を含む。）があった場合、それらを踏まえた取組みを行うよう努めているか。また、障がい者等からの意見を完全に実現できない場合であっても、代替策を検討するなどしているか。

(2) 業務運営態勢等

① 自筆が困難な障がい者等への代筆について

障がい者等のうち自筆が困難な者（以下「自筆困難者」という。）から、口頭で貯金口座開設等の貯金取引や融資取引の申込みがあった場合、以下に示す自筆困難者の保護を図った上で、代筆を可能とする旨の内部規則を整備し、十分な対応をしているか。

なお、自筆困難者からの当該申込みは「口頭による意思表示」に当たると考えられるため、取引関係書類への代筆は、当該申込みに係る意思表示の範囲内に限られることに留意する必要がある。

イ. 貯金取引の場合

- a. 自筆困難者が、貯金取引に関して意思表示した内容を次に掲げる者に代筆を依頼した場合、依頼を受けた者による代筆が可能であることを定めているか。
 - i) 自筆困難者と同行した者（注1、注2、注3）
 - ii) 組合の職員（複数の職員が確認するものとする。）

(注1) 自筆困難者が来店せず、当該者からの依頼を受けたとする者のみが組合に訪れた場合、自筆困難者本人に対して、当該来店者への代理権授与の意思や取引意思を確認することとしているか。

(注2) 自筆困難者が単独で組合に訪れた場合は、上記i)の者との再度来店を求めるのではなく、組合の職員が代筆することとしているか。

(注3) 自筆困難者が、例えばヘルパー等の同行者に、代筆を依頼する意思がない場合、当該同行者へ代筆を依頼するよう求めるのではなく、組合の職員が代筆することとしているか。

b. 上記a.の内部規則等に、少なくとも以下のことが代筆の際の手續として定められているか。

i) 自筆困難者の意思表示の内容を記録として残すこと。

ii) 親族や同行者が代筆した場合は、組合の職員が複数で代筆内容を確認し、確認した事実を記録として残すこと。

iii) 組合の職員が代筆した場合は、複数の職員が確認し、確認した事実を記録として残すこと。

ロ. 融資取引の場合

自筆困難者が、融資取引に関して意思表示した内容について、推定相続人や第三者保証提供者など返済義務を承継する可能性のある者(自筆困難者と同行した者に限る。以下「同行推定相続人等」という。)に代筆を依頼した場合、同行推定相続人等による代筆が可能とすることを定めているか。その際、少なくとも以下のことを内部規則に定めているか。

i) 自筆困難者の意思表示の内容を記録として残すこと。

ii) 同行推定相続人等が代筆した場合は、組合の職員が複数で代筆内容を確認し、確認した事実を記録として残すこと。

iii) 同行推定相続人等以外の者による代筆を認める場合、複数の職員が立ち会い確認し、確認した事実を記録として残すこと(注)。

(注) 同行推定相続人等がない場合であっても、そのことのみをもって融資を謝絶すると、自筆困難者の自立した日常生活及び社会生活の確保を困難にさせるおそれがある。

このため、組合は、自筆困難者の日常生活や社会生活を確保する観点から、公証人制度の利用や弁護士の立会いを求めるなどの対応策を検討することが重要と考えられる。また、当該対応策を用いる融資の際は、組合の本店及び支店等の権限のある役席者が確認する態勢を設けるなど、後において、債務の存否を争うようなトラブルが発生しないよう留意する必要があると考えられる。

② 視覚に障がいがある者への代読について

視覚に障がいがある者から要請がある場合は、組合の職員が、当該者に係る取引関係書類を代読する規定及び態勢を整備しているか。その際、個人情報漏洩を防ぐとともに、複数の職員が代読内容を確認し、確認した事実を記録として残すこととしているか。

③ 本人確認について

本人確認資料として障がい者手帳が利用されている場合は、本監督指針「Ⅱ-3-2-3利用者等に関する情報管理態勢」を参照する。

④ 情報発信について

障がい者等に配慮した取組みを行っている店舗や全盲の利用者も単独で利用できる機能を付加したATM（以下「対応ATM」という。）等の場所や内容（音声誘導システムの有無などを含む。）について、組合が、障がい者等の視覚・聴覚等で認識されるような情報発信に努めているか。

⑤ 相談苦情対応について

本監督指針「Ⅱ-3-2-6-2 苦情等対応に関する内部管理態勢の確立」を参照することとする。

特に、障がい者等から、自立した日常生活及び社会生活を確保することに係る業務に関わる相談苦情等を受けた場合、その改善に向けた検討や取組みを行うよう努めているか。

⑥ 研修等について

組合として、障がい者等に配慮した取組みのために整備した態勢の実効性を確保するため、利用者対応を行う全職員に対し、障がい者等に配慮した態勢について研修その他の方策（マニュアル等の配布を含む。）により周知しているか。

(3) 店舗・設備等

組合の店舗や設備が、障がい者等に利用されやすい仕様となるように配慮しているか。なお、当該店舗が建物賃借や借地関係にある物件である場合も、障がい者等から要望がある場合は、当該物件の賃貸人や地権者にも協力を仰ぐよう努めているか。

個々の支店等においても、必要に応じて、障がい者等の金融取引の利便性を向上させるよう努めているか。

特に、視覚障がい者への対応については、例えば、以下のことに努めているか。

イ. 対応ATM（振込みが可能なものや暗証番号の変更が可能なものが望ましい。）並びに画面のコントラスト及び文字が拡大できるもの（大きな画面で、タッチパネルでないものが望ましい。）の設置に配慮しているか。

ロ. 店舗入口から当該対応ATMまで、視覚障がい者を誘導するブロック（以下「点字ブロック」という。）を敷くなどの配慮を行っているか（当該店舗が建物賃借や借地関係にある物件である場合は、視覚障がい者からの要望に応じ、所有者等にも配慮を求めるよう努めているか。）。

なお、点字ブロックの設置が、車椅子等の移動の障害になる場合も想定して、点字ブロックの敷設方法や通路の確保、組合の職員等による誘導などを工夫する配慮が必要である。

ハ. いわゆるコンビニエンスストアなど貯金取扱金融機関でない者が設置又は保有するATMを組合が利用する場合に、対応ATMが設置されているかを定期的に情報入手しているか。特に、視覚障がい者からの要望がある場合は、対応ATMの設置をATMを設置又は保有する者に、適宜、情報提供するよう努めているか。

ニ. 店舗前の道路に敷設された点字ブロックから店舗入口まで、点字ブロックを敷くなどの配慮を行っているか。敷設できない場合は、音声誘導システムの設置を推進するなど、視覚障がい者が一人で来店できるよう配慮している

か。また、道路管理者に組合店舗へ誘導するための点字ブロック敷設を働きかけるよう努めているか。

なお、点字ブロックの設置が、車椅子等の移動の障害になる場合も想定して、点字ブロックの敷設方法や通路の確保、組合の職員等による誘導などを工夫する配慮が必要である。

ホ. インターネットバンキングやテレフォンバンキング等を行う場合、視覚障がい者が利用できるようなシステムを構築するなどの配慮を行っているか。

ヘ. キャッシュカードや貯金通帳、取引記録を視覚障がい者にも認識できるように提供するよう努めているか。

Ⅱ－10－3 監督手法・対応

障害者差別解消対応指針に基づく取組み及び障がい者等に配慮した取組み並びにこれらの当該取組みを補完する相談苦情処理機能が構築され機能しているかどうかは、利用者保護及び利用者利便の観点も含め、組合の健全かつ適切な業務運営の基本に関わることから、関係する内部管理態勢は高い実効性が求められる。

当局としては、障がい者等から組合に対する意見が寄せられた場合、当該組合に伝え、内部管理態勢の整備状況を確認する。

また、組合の内部管理態勢の整備状況に疑義が生じた場合には、必要に応じ、報告（水協法第122条に基づく報告を含む。）を求めて検証する。当該整備状況に問題が認められる場合には改善を促す。

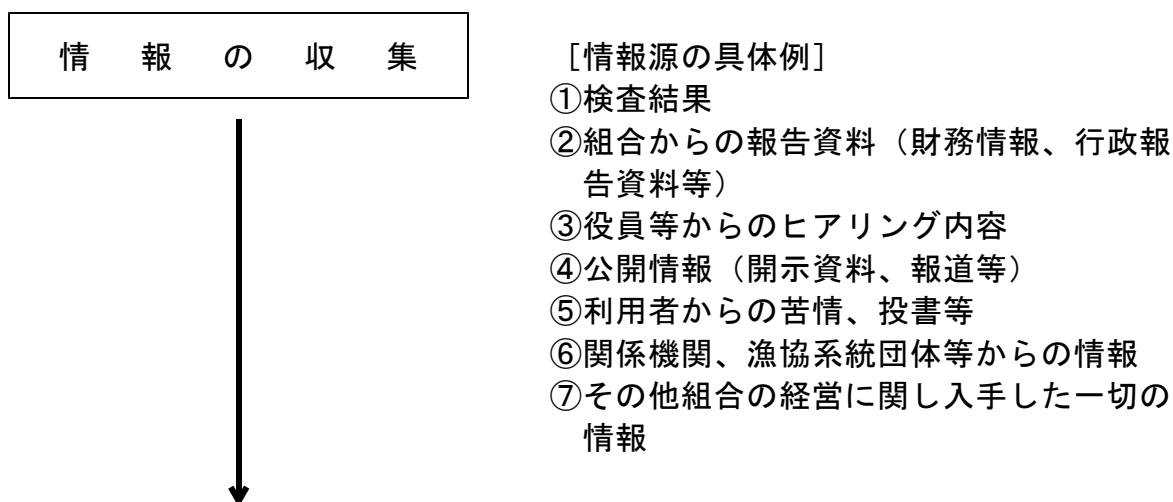
Ⅲ 組合監督に係る事務処理上の留意点

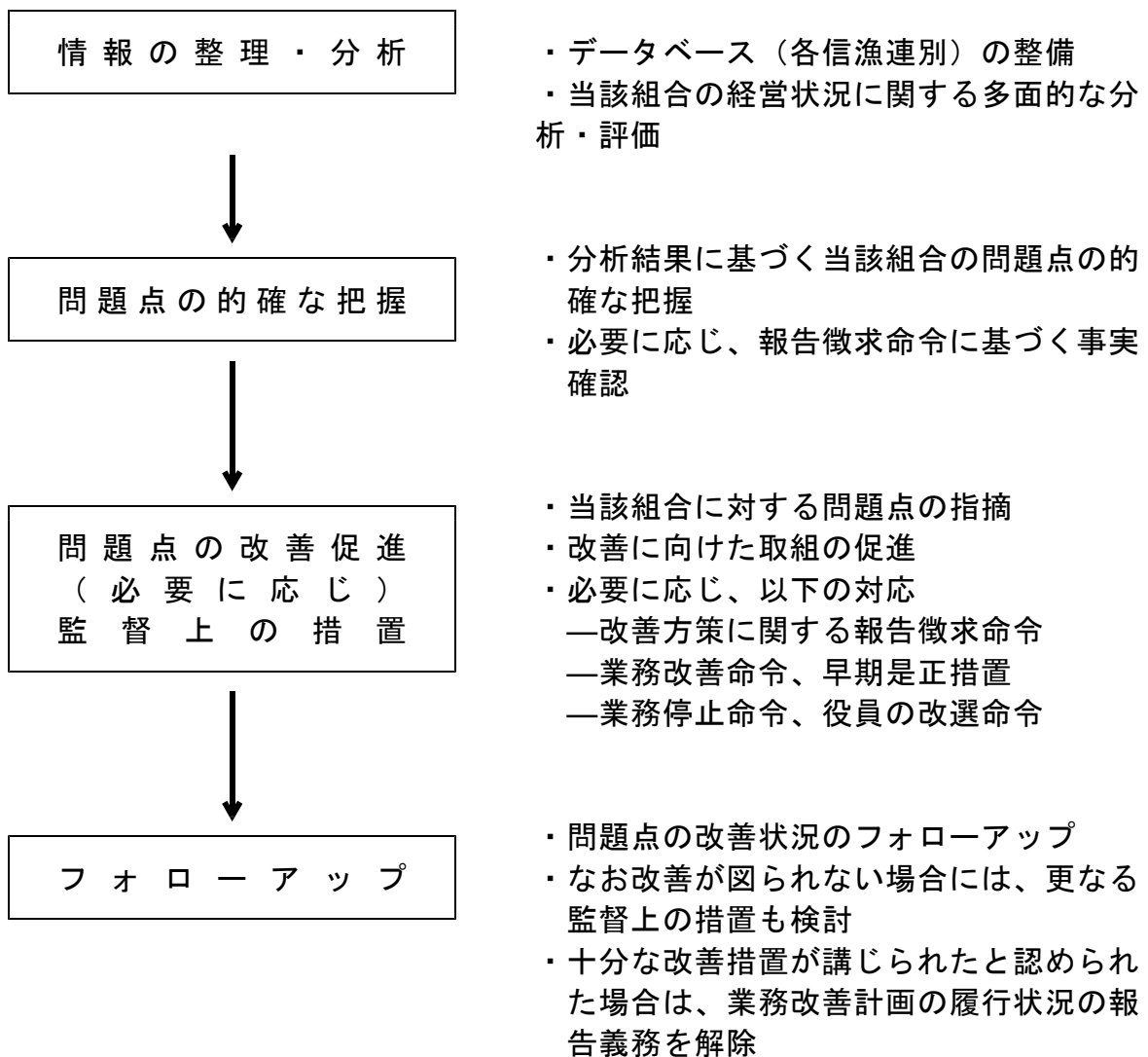
Ⅲ－1 一般的な事務処理

Ⅲ－1－1 監督事務の流れ

Ⅲ－1－1－1 一般的な監督事務の流れ

組合監督に当たっての一般的な事務の流れは以下のとおり。





Ⅲ－１－１－２ 主なオフサイト・モニタリングの年間スケジュール

信漁連（一の都道府県の区域の一部をその地区の全部とする信漁連を除く。Ⅲ－１－１、Ⅲ－１－２及びⅢ－１－３－１において同じ。）における主なオフサイト・モニタリングは、別紙１の年間スケジュールを目途に行うものとする。各時点の具体的な事務は、都度、行政庁から示すものとする。

（１）財務会計情報・リスク情報等の蓄積・分析・還元

信漁連に対し継続的に財務会計情報や信用リスク、市場リスク、流動性リスク等のリスク情報等について報告を求め、信漁連の経営の健全性等の状況を常時把握する。また、徴求した各種情報の蓄積及び分析を踏まえ、リスク管理の観点から重要となる分野や課題を抽出し、信漁連に適時に還元することを通じて、経営の健全性の確保に向けた取組みを促すものとする。

（２）ヒアリングの実施

オフサイト・モニタリングの一環として、以下のヒアリングを実施することとする。

なお、創意・工夫により、その効率的・効果的な実施に努めるものとする。

① 決算ヒアリング

決算の状況や財務上の課題についてヒアリングを実施することとする。

なお、必要に応じ、半期決算についても同様のヒアリングを実施することとする。

② 総合的なヒアリング

必要に応じ、信漁連の決算状況等を踏まえ、収益管理態勢の整備や業務再構築に向けた取組み状況、経営管理の状況等についてヒアリングを実施することとする。

(注) ①の決算ヒアリングと併せて実施することも可能とする。

③ トップヒアリング

必要に応じ、信漁連の代表理事に対し、経営戦略や経営方針、リスク管理に関する認識等、経営上の重要課題についてヒアリングを実施することとする。

(注1) 経営管理委員を置く信漁連にあつては、当該経営管理委員に対するヒアリングを含む。また、トップヒアリングに際し、当該経営管理委員の同席を求める等、効果的な実施のための工夫をすることとする。

(注2) 各都道府県においても、漁協及び一の都道府県の区域の一部をその地区の全部とする信漁連に対し、上記(1)のオフサイトモニタリング及びその一環としての上記(2)の各種ヒアリングを実施することが望ましい。

④ 内部監査ヒアリング

組合のリスク管理やコンプライアンスの状況等について、必要に応じ、組合の内部監査部門から、ヒアリングを実施することとする。その際、組合の内部監査の体制、監査計画の立案状況、内部監査の実施状況、問題点の是正状況、今後の課題等についてヒアリングすることとする。

(3) 個別信漁連に関するデータベースの整備

水産庁漁政部水産経営課は、信漁連に関するデータベース(参考様式5-1)を毎年6月末日現在にて作成するものとする。なお、仮決算を経たこと等により内容に大幅な変更が生じた場合には、都度改訂を行うものとする。

また、都道府県においても、漁協及び一の都道府県の区域の一部をその地区の全部とする信漁連に係る上記のデータベースを整備することが望ましい。なおこの場合、都道府県の創意工夫による様式の変更、項目や資料の追加を妨げるものではない。

Ⅲ-1-2 監督部局間における連携

(1) 金融庁と財務局との連携

水協法第127条第13項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち、水産

業協同組合法施行令（平成5年政令第328号。以下「施行令」という。）第28条の規定に基づき財務局長に委任されている権限以外の権限に係る認可又は承認等の申請があったときは、事情を調査の上、財務局長の意見を付して、金融庁監督局長に進達することとするほか、信漁連に関しては、参考となる情報があれば、適宜、金融庁監督局総務課協同組織金融室に情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。

（2）金融庁と水産庁との連携

信漁連に係る認可又は承認等を行うに当たっては、金融庁監督局総務課協同組織金融室及び水産庁漁政部水産経営課は、相互に情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。

Ⅲ－1－3 検査部局等との連携

信漁連の監督に当たっては、検査部局及び農水産業協同組合貯金保険機構（以下「貯金保険機構」という。）検査部との連携を以下のとおり行うものとする。

Ⅲ－1－3－1 検査・監督連携会議の開催

（1）オフサイト・モニタリングを行う監督部局は、オンサイト・モニタリングを行う検査部局とともに、それぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図り、実効性の高い金融監督を実現するために、必要に応じ、検査・監督連携会議を開催することとする。

（2）本会議において監督部局は、検査部局に対して、信漁連の経営状況全般、水協法第123条の2に基づき業務改善を求めている信漁連に関し、その改善状況及びその他前回検査書における指摘事項の改善状況等（注）について説明を行うとともに、検査部局からは、新事業年度の「検査基本方針及び基本計画」について説明を受けるものとする。

（注）Ⅲ－1－3－2の（注2）に掲げる事項を参考に説明を行うものとする。

（3）なお、本会議の運営については、検査・監督事務の状況を踏まえ弾力的に行うことにより、効率的、効果的な実施に努めるものとする。

Ⅲ－1－3－2 検査部局による検査着手前

検査着手に当たって、監督部局（注1）は、検査責任者に対し、信漁連の現状等（注2）についての説明を行うものとする。

（注1）監督部局とは、財務省財務局検査の場合には財務局金融監督担当課、金融庁検査局検査の場合には監督局総務課協同組織金融室、農林水産省大臣官房検査・監察部検査の場合には水産庁漁政部水産経営課とする。

（注2）以下の事項についての説明を行うものとする。

① 前回検査から当該時点までの当該信漁連の主な動き（漁協信用事業の譲受、増資、役員の変替等）

- ③ 直近決算の分析結果
- ④ リスク情報等に係るオフサイト・モニタリングに関する分析結果
- ⑤ 各種ヒアリングの結果
- ⑤ 監督上の措置（報告徴求、行政処分等）の発動及びフォローアップの状況
- ⑥ 監督部局として検査で重視すべきと考える点
- ⑦ その他（不祥事件報告等）

Ⅲ－１－３－３ 検査部局による検査終了後

（１）監督部局は、検査書（金融庁においては「検査結果通知書」を指す。以下同じ。）の交付日と原則として同日付けで、信漁連に対し、当該検査書において指摘された事項の事実確認、発生原因分析、改善・対応策、その他を取りまとめた報告書を１か月以内（必要に応じて項目ごとに短縮するものとする。）に提出することを、水協法第122条に基づき求めるものとする（参考様式５－４①②）。また、その結果を関係都道府県知事に通知するものとする。（ただし、農林水産省における水協法第122条に基づく報告の発出及び受理は、水産庁漁政部水産経営課において行うこととし、金融庁検査局検査が行われた場合には、水協法第122条に基づく報告の発出及び受理は、財務省財務局金融監督担当課が行うこととする。）

都道府県においても、漁協及び一の都道府県の区域の一部をその地区の全部とする信漁連に対し、検査書の交付日と原則として同日付けで、検査書における指摘事項の事実確認、発生原因分析、改善策、その他を取りまとめた報告書を１か月以内（必要に応じて項目ごとに短縮するものとする。）に提出することを、水協法第122条に基づき求めることが望ましい。また、その結果概要を水産庁漁政部水産経営課に報告することが望ましい。この場合、Ⅲ－１－３－３における以下の規定及びⅢ－１－３－１の規定を準用することとする。

ただし、検査書の中に、下記①から③までに記載するような重大な指摘があるような場合には、必要に応じ、下記（２）（注１）の説明を踏まえ、個々に適切かつ十分な報告事項を定めるよう、下記①から③までの各号に記載する着眼点の例示に留意しつつ、十分検討した上で報告を求めることとする。

① 検査書の中に、リスク管理態勢に関する重大な指摘がある場合

上記の改善・対応策の中で、リスクを正確に認識するための方策に加え、そのリスクを適正に制御するための方策及びこれらを効果的に実施するための態勢整備（内部監査態勢も含む。）についても併せて報告を求めるものとする。

イ. 信用リスクの場合には、例えば、個別債権の適正なプライシング、適正なポートフォリオ構造の構築に向けた取引方針の設定、債権流動化やクレジットデリバティブの活用等によるリスク管理態勢の強化等。

ロ. システムリスクの場合には、例えば、セキュリティ管理体制の整備や内部監査態勢の強化等。

② 検査書の中に法令等遵守態勢に関する重大な指摘がある場合

上記の改善・対応策の中で、特定の問題事例の発生原因を分析している場合には、組合における内部管理態勢上の問題点も含めて報告を求める。また、今後の対応については、効果的な組合内部のけん制機能（内部監査態勢

を含む。)の整備、必要に応じ外部けん制機能の効果的な活用、それらを実施する責任の所在の明確化、有効性のフォローアップ態勢等も視野に入れた報告を求めるものとする。

③ 検査書の中に、特に以下の項目について、重大な指摘がある場合
イ. 自己査定と検査結果との格差が大きい場合には、発生原因分析等について特に詳細な報告を求めるものとする。

ロ. 検査結果による自己資本比率の低下が著しい場合には、当該検査結果が、原則として検査結果通知後の一番早い決算(業務報告書における財務諸表をいう。)に適正に反映されているか厳正に検証するための報告を求めるものとする。

その際、検査結果の内容に応じ重要な事項(例えば、引当率の算定方法、大口債務者の債務者区分等)については検査結果と決算を対比させ、その差異の合理的な説明を求めるとともに、必要に応じ、検査結果の決算への適正な反映状況に関する監査法人等の見解を文書で添付することを求める。

なお、この部分の報告期限は、原則として当該決算に関する業務報告書の提出期限とする。

(注) 組合の決算は、組合が自己責任で作成し、監査法人等の監査を受けるべきものであり、当局が事前に指示・関与等することはなく、その権限もないことに留意する必要がある。また、組合からの報告書の提出により、当該組合に当局が決算について了承したとの認識を与えないよう留意する必要がある。上記ロ.の取扱いは、あくまで検査結果が決算に適正に反映されているか否かを厳正に検証するという範囲にとどまるものである。

(2) 検査書の交付後、上記(1)の報告書の提出を受ける前(注1)に、検査書の担当者等(注2)から、検査結果通知書の内容、背景について説明を受けるものとする

(注1) 上記(1)ただし書の規定に基づき、必要に応じ、個々に適切かつ十分な報告事項を定める場合には、上記(1)の報告を求める前に、審査担当者等からの説明を受けるものとする。

(注2) 原則として審査担当者とするが、立入りを行った主任検査官等の同席が可能な場合には、必要に応じ、その同席を求めることができるものとする。

(3)において同じ。

(3) 上記(1)の報告書が提出された段階で、信漁連から十分なヒアリングを行うものとする。ヒアリングに当たっては、検査部局とも密な連携を図るものとし、検査書の審査担当者等の出席を原則として確保するものとする。

(4) 検査結果及び水協法第122条に基づく報告書の内容等により、法令遵守態勢又はリスク管理態勢の改善に一定の期間を要すると認められる場合や、預金口座名寄せのための整備状況等(以下「名寄せ」という。)に係るシステム開発の進捗状況、データ整備の進捗状況及びマニュアル整備の進捗状況(以下「各種進捗状況等」という。)の改善に一定の期間を要すると認められる場合には、水協法第122条に基づき次回検査までの間、定期的に報告を求めるものとする。

また、正当な理由がないにもかかわらず、当該信漁連の自己査定と検査結果の格差が大幅に認められる場合や検査結果が決算に適正に反映されていない場合等、自主的な改善努力に委ねたのでは当該信漁連の法令遵守態勢やリスク管理態勢の整備に支障を来すと認められる場合や、名寄せについて、自主的な改善努力に委ねたのでは当該信漁連の各種進捗状況等の整備に支障を来すと認められる場合には、水協法第123条の2に基づき業務改善を求めるものとする。

(5) 財務省財務局金融監督担当課は金融庁監督局総務課協同組織金融室との十分な連携によりこれらの事務を行うものとし、金融庁検査局との連携は財務省財務局検査担当課を通じて行うものとする。

(注) 上記(1)又は(4)の前段により水協法第122条等に基づく報告書の提出があった場合及び上記(4)の後段により水協法第123条の2に基づく命令を発出した場合は、その内容を監督部局から検査担当部署に報告するものとする。

Ⅲ－１－３－４ 貯金保険機構が行う検査との連携

貯金保険機構が貯金保険法に基づき実施した検査の検査結果通知事項に対する改善状況等の報告について以下のとおり行うものとする。

(1) 貯金保険機構が被検査信漁連に対し付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等の検査又は保険料検査の検査結果を通知した旨の通知を貯金保険機構から受理後速やかに、対象信漁連に対し、当該通知書において指摘された事項（保険料検査においては、単純な計算ミスを除く。）についての事実確認、発生原因分析、改善・対応策、その他を取りまとめた報告書を1か月以内（法令違反の状態が継続しているとの指摘を受けた場合には2週間以内）に提出することを、必要に応じ、水協法第122条及び貯金保険法第116条に基づき求めるものとする（参考様式5－4③④）。

(2) 上記(1)の報告書が提出された段階で、信漁連から十分なヒアリングを行うものとする。ヒアリングに当たっては、貯金保険機構とも緊密な連携を図るものとし、貯金保険機構の出席を原則として確保するものとする。

(注1) 貯金保険機構が報告書を共有しヒアリングに同席することについて、あらかじめ信漁連に同意を得るものとする。

(注2) 貯金保険機構との日程調整については、水産庁漁政部水産経営課と貯金保険機構業務部が行うものとする。

(3) 貯金保険機構から、保険料検査において法令違反の状態が継続しているという指摘を受け、貯金保険機構の検査結果並びに水協法第122条及び貯金保険法第116条に基づく報告書の内容等により、監督部局において問題があるものと判断した場合には、水協法第123条の2に基づき業務改善命令又は水協法第124条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。

(4) 貯金保険機構から、保険料検査において信漁連の法令等遵守態勢に関する指摘を受け、又は付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等の検査において各

種進捗状況等に問題があるとの指摘を受け、貯金保険機構の検査結果並びに水協法第122条及び貯金保険法第116条に基づく報告書の内容等により、当該法令等遵守態勢又は各種進捗状況等の改善に一定の期間を要すると認められる場合には、水協法第122条及び貯金保険法第116条に基づき期限を定めて報告を求めるものとする。その結果、自主的な改善努力に委ねたのでは当該信漁連の各種進捗状況等の整備に支障を来すと認められる場合には、水協法第123条の2に基づき業務改善命令又は水協法第124条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を发出するものとする。

- (5) 都道府県においても、漁協及び一の都道府県の区域の一部をその地区の全部とする信漁連に対し、上記(1)から(4)までに掲げた貯金保険機構の行う検査との連携を図ることが望ましい。また、それに伴い、水協法第122条及び貯金保険法第116条に基づく報告徴求並びに水協法第123条の2に基づく業務改善命令又は水協法第124条に基づく必要措置を採るべき旨の命令の发出を行った場合は、その結果概要を水産庁漁政部水産経営課に報告することが望ましい。

Ⅲ－１－３－５ 預金保険機構が行う検査との連携

- (1) 預金保険機構が振り込め詐欺救済法に基づき実施した検査の検査結果通知事項に対する改善状況等の報告について以下のとおり行うものとする。
- ① 預金保険機構が被検査信漁連に対し、犯罪利用預金口座等に係る預金等債権の消滅手続や、被害回復分配金の支払い手続等の検査結果を通知した旨の通知を預金保険機構から受理後速やかに、対象信漁連に対し、当該通知書において指摘された事項についての事実確認、発生原因分析、改善・対応策、その他を取りまとめた報告書を1か月以内（法令違反の状態が継続しているとの指摘を受けた場合には2週間以内）に提出することを、必要に応じ、水協法第122条及び振り込め詐欺救済法第35条に基づき求めるものとする（参考様式5-4③④）。
- ② 上記①の報告書が提出された段階で、信漁連から十分なヒアリングを行うものとする。ヒアリングに当たっては、預金保険機構とも緊密な連携を図るものとし、預金保険機構の出席を原則として確保するものとする。
- (注1) 預金保険機構が報告書を共有しヒアリングに同席することについて、あらかじめ信漁連に同意を得るものとする。
- (注2) 監督部局は、上記のほか、信漁連にかかる情報のうち、被害回復分配金の支払のための整備状況等について、必要と考える場合は、随時、預金保険機構に対し、情報を提供するなど、適切な連携を行うものとする。
- (2) 休眠預金等活用法に基づき実施した検査の検査結果通知事項に対する改善状況等の報告について以下のとおり行うものとする。
- ① 預金保険機構が被検査信漁連に対し、休眠預金等に係る資金の移管及び管理の手続や、支払等業務の委託又は再委託の状況の検査結果を通知した旨の通知を預金保険機構から受理後速やかに、対象信漁連に対し、当該通知書において指摘された事項についての事実確認、発生原因分析、改善・対応策、その他を取りまとめた報告書を1か月以内（法令違反の状態が継続している

との指摘を受けた場合には2週間以内)に提出することを、必要に応じ、水協法第122条及び休眠預金等活用法第43条に基づき求めるものとする(参考様式5-4③④)。

② 上記①の報告書が提出された段階で、信漁連から十分なヒアリングを行うものとする。ヒアリングに当たっては、預金保険機構とも緊密な連携を図るものとし、預金保険機構の出席を原則として確保するものとする。

(注1) 預金保険機構が報告書を共有しヒアリングに同席することについて、あらかじめ信漁連に同意を得るものとする。

(注2) 監督部局は、上記のほか、信漁連にかかる情報のうち、休眠預金等に係る資金の移管及び管理、支払等業務の委託又は再委託のための整備状況等について、必要と考える場合は、随時、預金保険機構に対し、情報を提供するなど、適切な連携を行うものとする。

(3) 都道府県においても、漁協及び一の都道府県の区域の一部をその地区の全部とする信漁連に対し、上記(1)及び(2)に掲げた預金保険機構の行う検査との連携を図ることが望ましい。また、それに伴い、水協法第122条及び振り込め詐欺救済法第35条又は休眠預金等活用法第43条に基づく報告徴求を行った場合は、その結果概要を水産庁漁政部水産経営課に報告することが望ましい。

Ⅲ-1-4 個別信漁連に関する行政報告等

(1) 個別信漁連に関するデータベースの提出 Ⅲ-1-1-2(3)の要領により整備した個別信漁連に関するデータベースについては、金融庁監督局総務課協同組織金融室と共有するものとする。金融庁監督局総務課協同組織金融室は適宜これを財務局に情報提供するものとする。

Ⅲ-1-4-1 信漁連の決算等に関する提出資料

信漁連が、水産業協同組合法施行規則第205条第2項及び第4項並びに信用事業命令第52条第1項の規定に基づき提出する報告等については、次のとおりとする。なお、一の都道府県の区域の一部をその地区の全部とする信漁連に係る以下の報告等については、当該都道府県を經由して水産庁漁政部水産経営課にも提出を求めることとする。

Ⅲ-1-4-1-1 業務報告書等

(1) 業務報告書等及び監査報告書については、総会議決後2週間以内に行政庁あて(沖縄県にあつては沖縄総合事務局長を經由して)提出を求めることとする。なお、金融庁長官あてについては、所轄財務事務所長、財務局長(沖縄県にあつては沖縄総合事務局長)を經由するものとする。

(2) 連結業務報告書の作成に当たっての留意点
水協法第92条第3項及び第100条第3項において準用する水協法第58条の2第

2項の規定に基づき、連結業務報告書（信漁連及び当該信漁連の子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した業務報告書をいう。）を作成するに当たっては、次の点に留意するものとする。

- ① 次の各号に該当する子会社等は、連結の範囲に含めないものとする。
 - イ. 財務及び事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。）に対する支配が一時的であると認められる子会社等
 - ロ. 連結の範囲に含めることにより信漁連の利害関係人の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる子会社等
- ② 上記①に該当せず、連結に含めるべき子会社等のうち、その資産、売上高等からみて、連結の範囲から除いても組合の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものは連結の範囲から除くことができる。

なお、重要性の判断については、「連結の範囲及び持分法の適用範囲に関する重要性の原則の適用に係る監査上の取扱い」（平成5年7月21日付け日本公認会計士協会監査委員会報告第52号）による。

Ⅲ－１－４－１－２ 決算速報

決算期末現在の状況について、決算終了後45日以内に決算速報（参考様式5-5及び5-6により作成する決算速報）を行政庁あて（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長を経由して）提出を求めることとする。なお、金融庁長官あてについては、所轄財務事務所長、財務局長（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）を経由するものとする。

Ⅲ－１－４－１－３ 仮決算速報

9月末現在の状況について、仮決算終了後45日以内に仮決算速報（参考様式5-7により作成する仮決算速報）を行政庁あて（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長を経由して）提出を求めることとする。なお、金融庁長官あてについては、所轄財務事務所長、財務局長（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）を経由するものとする。

Ⅲ－１－４－１－４ ディスクロージャー誌等

連結ディスクロージャー誌の作成に当たっての留意点

水協法第92条第3項及び第100条第3項において準用する水協法第58条の3第2項の規定に基づき、連結ディスクロージャー誌（信漁連及び当該信漁連の子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した説明書類をいう。）を作成するに当たっては、次の点に留意するものとする。

- ① 次の各号に該当する子会社等は、連結の範囲に含めないものとする。
 - イ. 財務及び事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。）に対する支配が一時的であると認められる子会社等
 - ロ. 連結の範囲に含めることにより信漁連の利害関係人の判断を著しく誤らせ

るおそれがあると認められる子会社等

- ② 上記①に該当せず、連結に含めるべき子会社等のうち、その資産、売上高等からみて、連結の範囲から除いても組合の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものは連結の範囲から除くことができる。

なお、重要性については、「連結の範囲及び持分法の適用範囲に関する重要性の原則の適用に係る監査上の取扱い」（平成5年7月21日付け日本公認会計士協会監査委員会報告第52号）による。

Ⅲ－１－５ 組合が提出する申請書等における記載上の留意点

組合が提出する申請書等において、役員等の氏名を記載する際には、氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を括弧書きで併せて記載することができることに留意する。

なお、参考様式の各様式における役員等の氏名の記載欄については、既に旧氏及び名を併記した別の書類を提出している場合には、当該書類以外の様式を含め、旧氏及び名のみを記載することができることに留意する。

Ⅲ－１－６ 災害における金融に関する措置（災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法関係）

（１）災害地における金融上の措置

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第1項に基づく金融庁防災業務計画及び農林水産省防災業務計画並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第33条第1項及び第182条第2項に基づく金融庁国民保護計画及び農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画において、金融に関する措置が規定されている。こうしたことから、災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害又は国民保護法第2条第4項に規定する武力攻撃災害若しくは国民保護法第183条に規定する緊急対処事態における災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、農林水産省及び金融庁は、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と密接な連絡を取りつつ、組合に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、利用者及び職員の安全に十分配慮した上で、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。

① 災害関係の融資に関する措置

組合において、災害等の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、融資審査手続の簡便化、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等、災害等の影響を受けている利用者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずることを要請する。

② 貯金等の払戻し及び中途解約に関する措置

イ. 組合において、貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失等した被災者等については、被災状況等を踏まえた簡易な確認方法をもって貯金等払戻しに応ずることを要請する。

ロ. 組合において、事情によっては、被災者等に対して、定期貯金、定期積金等の中途解約又は当該貯金等を担保とする貸出しに応ずるなどの措置を講ずることを要請する。

③ 手形交換、休日営業等に関する措置

組合において、災害時における手形交換又は不渡処分、組合の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮することを要請する。

また、窓口における対応ができない場合であっても、ＡＴＭ等における貯金の払戻しを行う等、被災者等の便宜を考慮した措置を講ずることを要請する。

④ 業務休止等における対応に関する措置

組合において、窓口業務休止等の措置を講じた営業店舗名等及び継続してＡＴＭ等を稼働させる営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示や新聞・インターネットのホームページへの掲載等の手段により利用者に周知徹底するよう要請する。

(2) 南海トラフ地震の事前避難対象地域内外における金融上の諸措置

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第4条に基づき作成された「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」により、国は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「巨大地震警戒」という。）が発表された場合における預貯金の払戻し、平常時間外営業等金融機関がとるべき措置についての指導方針等を定めることとされている。

ただし、組合業務の事務処理については、機械化とその無人サービス網の普及等により、地域的に分断して対応することが困難であることから、南海トラフ地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、組合に対し、利用者及び職員の安全に十分配慮した上で、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。

① 事前避難対象地域（注1）内に本所・本店又は支所・支店等を置く組合の巨大地震警戒発表時における対応について

（注1）「事前避難対象地域」とは、「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン」（以下「南海トラフ地震ガイドライン」という。）に規定する「事前避難対象地域」を指す。当該「事前避難対象地域」は、同ガイドライン中「用語集」において、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表後、緊急災害対策本部長からの指示を受けて、避難指示等を発令すべき対象として、市町村があらかじめ定めた地域。住民事前避難対象地域と高齢者等事前避難対象地域を合わせた地域。」と規定されている（注2、注3）。

（注2）「住民事前避難対象地域」とは、南海トラフ地震ガイドラインに規定する「住民事前避難対象地域」を指す。当該「住民事前避難対象地域」は、同ガイドライン中「用語集」において、「事前避難対象地域のうち、市町村が避難指示を発令し、全ての住民が1週間を基本とした避難行動をとるべき地域。」と規定されている。

（注3）「高齢者等事前避難対象地域」とは、南海トラフ地震ガイドラインに規定する「高齢者等事前避難対象地域」を指す。当該「高齢者等事

前避難対象地域」は、同ガイドライン中「用語集」において、「事前避難対象地域のうち、市町村が高齢者等避難を発令し、要配慮者等が1週間を基本とした避難行動をとるべき地域。」と規定されている（注4）。

（注4）「要配慮者」とは、南海トラフ地震ガイドラインに規定する「要配慮者」を指す。当該「要配慮者」は、同ガイドライン中「用語集」において、「平成25年6月に改正された災害対策基本法において定義された「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」のこと。」と規定されている。

イ. 住民事前避難対象地域内の対応

- a. 南海トラフ地震ガイドラインの規定を踏まえ、住民事前避難対象地域内において、巨大地震警戒の発表に伴い市町村から避難指示が発令され次第、業務休止の措置を講じる予定の営業店舗及びA T M等については、利用者に対してポスターの店頭掲示や新聞・インターネットのホームページへの掲載等の手段により平時から予め周知することが望ましい。
- b. 業務時間内に巨大地震警戒の発表に伴い市町村から避難指示が発令された場合には、組合において住民事前避難対象地域内に所在する本所・本店及び支所・支店等の窓口並びにA T M等における普通貯金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻業務以外の業務は休止するとともに、その後、店頭の利用者の輻輳状況を的確に把握し、平穩裡に窓口及びA T M等における普通貯金の払戻業務も休止し、併せて、窓口及びA T M等における業務休止等の措置を講じた旨を、ポスターの店頭掲示や新聞・インターネットのホームページへの掲載等の手段により利用者に周知徹底するよう要請する。
- c. 休日、開店前又は閉店後に巨大地震警戒の発表に伴い市町村から避難指示が発令された場合には、発災後の信用事業の円滑な遂行の確保を期すため、組合において窓口及びA T M等における業務の開始又は再開は行わないよう要請する。
- d. 巨大地震警戒に伴う避難指示が解除された場合には、組合において、可及的速やかに平常の業務を行うよう要請する。
- e. 発災後の組合の応急措置については、本所・本店若しくは支所・支店等又はA T M等が業務を休止している間を除き、上記「（1）災害地における金融上の措置」①から③に基づき、適時的確な措置を講ずることを要請する。

ロ. 高齢者等事前避難対象地域内の対応

- a. 高齢者等事前避難対象地域内において、業務時間中に巨大地震警戒の発表に伴い市町村から高齢者等避難が発令され、組合が高齢者等事前避難対象地域内に所在する本所・本店若しくは支所・支店等の窓口又はA T M等における業務を休止する場合（注）には、まず普通貯金の払戻業務以外の業務を休止することとし、その後、店頭の利用者の輻輳状況を的確に把握し、平穩裡に窓口又はA T M等における普通貯金の払戻業務も休止し、併せて、窓口又はA T M等における業務の休止・継続の状況を、ポスターの店頭掲示や新聞・インターネットのホームページへの

掲載等の手段により利用者に周知徹底するよう要請する。

(注) 例えば、店舗における職員が要配慮者等に該当したり、要配慮者等の避難を補助するため職員が業務に従事できなくなったりするなど、高齢者等避難の発令により業務継続に必要な体制を確保できない場合などが考えられる。

- b. 休日、開店前又は閉店後に巨大地震警戒の発表に伴い市町村から高齢者等避難が発令され、組合において本所・本店若しくは支所・支店等の窓口又はATM等における業務を休止する場合には、当該組合が発災後の信用事業の円滑な遂行を確保できると判断するまでは、業務の開始又は再開は行わないよう要請する。
- c. 巨大地震警戒に伴う高齢者等避難が解除された場合には、組合において、可及的速やかに平常の業務を行うよう要請する。
- d. 発災後の組合の応急措置については、本所・本店又は支所・支店等若しくはATM等が業務を休止している間を除き、上記「(1) 災害地における金融上の措置」①から③に基づき、適時的確な措置を講ずることを要請する。

② 事前避難対象地域外（南海トラフ地震防災対策推進地域（注）内に限る。以下②において同じ。）に本所・本店又は支所・支店等を置く組合の巨大地震警戒発表時における対応について

(注) 「南海トラフ地震防災対策推進地域」とは、南海トラフ地震ガイドラインに規定する「南海トラフ地震防災対策推進地域」を指す。当該「南海トラフ地震防災対策推進地域」は、同ガイドライン中「用語集」において、「南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域」と規定されている。

- イ. 業務時間内に巨大地震警戒が発表された場合には、組合において事前避難対象地域内にある組合の本所・本店及び支所・支店等向けの手形取引等の手形交換業務を休止するとともに、その旨を店頭に掲示し、利用者の協力を求めるよう要請する。
- ロ. 南海トラフ地震ガイドラインの規定を踏まえ、組合において、事前避難対象地域内の本所・本店又は支所・支店等が業務休止等の措置をとった場合であっても、事前避難対象地域外の本所・本店及び支所・支店等並びにATM等においては、居住者等の日常生活に極力支障を来さないよう、原則として平常通り業務を行うとともに、その旨をポスターの店頭掲示や新聞・インターネットのホームページへの掲載等の手段により利用者に対して周知徹底するよう要請する。

(3) 行政報告

以上のような金融上の諸措置をとったときは、都道府県は遅滞なく、所轄財務事務所長、財務局長（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）を経由の上、金融庁監督局長に報告するとともに、水産庁長官に（沖縄県にあっては、沖縄総合事務局長を経由して）報告するものとする。

Ⅲ－２ 組合に関する苦情・情報提供等

Ⅲ－２－１ 相談・苦情等を受けた場合の対応

- (1) 組合に関する相談・苦情等を受けた場合には、申出人に対し、行政庁は個別取引に関してあつせん等を行う立場にないことを説明するものとする。
その上で、必要に応じ、組合及び漁協系統団体の相談窓口並びに指定ADR機関等を紹介するものとする。
また、寄せられた相談・苦情等のうち、申出人が組合側への情報提供について承諾している場合には、原則として、当該組合への情報提供を行うこととする。
- (2) 組合に対する監督上、で参考になると考えられるものについては、その内容を記録（参考様式５－２①）するものとする。
なお、財務局がうけた相談・苦情等において、特に有力な情報と認められるものについては、速やかに金融庁監督局総務課協同組織金融室に報告するものとする。
- (3) 財務局は、１年間の相談・苦情等の件数を毎年３月末現在で取りまとめ、これを４月末日までに金融庁監督局総務課協同組織金融室に報告（参考様式５－２②）するものとする。

Ⅲ－２－２ 金融サービス利用者相談室との連携

- (1) 監督部局においては、金融サービス利用者相談室に寄せられた相談・苦情等の監督事務への適切な反映を図るため、以下の対応をとるものとする。
 - ① 相談室から回付される相談・苦情等の分析
 - ② 相談室との情報交換
- (2) 金融サービス利用者相談室に寄せられた相談・苦情等のうち、申出人が組合側への情報提供について承諾している場合には、原則として、監督部局において当該組合への情報提供を行うこととする。

Ⅲ－２－３ 金融サービス利用者相談室で受け付けた情報のうち、いわゆる貸し渋り・貸し剥がしとして提供された情報に係る監督上の対応

- (1) 金融庁監督局総務課協同組織金融室は、金融サービス利用者相談室で受け付けた情報のうち、情報提供者からいわゆる貸し渋り・貸し剥がしとして提供された組合に関する情報を水産庁漁政部水産経営課に提供する（情報提供者が関係省庁等への連絡を希望しない場合を除く。）。水産庁漁政部水産経営課は、当該情報が漁協及び一の都道府県の区域の一部をその地区の全部とする信漁連に係るものである場合には、当該情報を都道府県に提供する。
- (2) ヒアリング

金融サービス利用者相談室で受け付けた情報のうち、情報提供者からいわゆる貸し渋り・貸し剥がしとして提供された組合に関する情報については、四半期毎に取りまとめ、組合の対応方針、態勢面等のヒアリングを行うこととする。また、これらの情報のうち、情報提供者等が組合側への情報提供者名等の提示に同意している場合には、臨機に、事実確認等のヒアリングを行うこととする。

(3) 報告徴求

- ① 上記(2)のヒアリングを行った結果、内部管理態勢の実効性等について確認する必要がある場合は、現状認識や今後の内部管理態勢の改善方針等を取りまとめた報告書を水協法第122条に基づき求めることとする。
- ② 金融サービス利用者相談室で受け付けた情報のうち、情報提供者からいわゆる貸し渋り・貸し剥がしとして提供された組合に関する情報を参考とした検査の結果、問題のあった組合に対しては、改善措置に関する報告書を水協法第122条に基づき求めることとする。

(4) 業務改善命令

- ① 水協法第122条に基づく報告書の内容等により、更なる実態把握が必要な場合には検査において確認することとする。その結果、重大な問題が把握された場合には、必要に応じて水協法第123条の2に基づき業務改善命令を発出するものとする。
- ② 水協法第122条に基づく報告書の内容等により、自主的な改善努力に委ねたものでは当該組合の法令等遵守態勢の整備に支障を来すと認められる場合には、水協法第123条の2に基づき業務改善命令を発出するものとする。

Ⅲ-2-4 貯金口座を利用した架空請求等、貯金口座の不正利用に関する情報を受けた場合の対応

貯金口座の不正利用に関する情報（具体的には、当該口座に振込みを行うよう、架空請求がなされたとの情報等）について、情報入手先からの同意を得ている場合には、明らかに信憑性を著しく欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている組合及び警察当局への情報提供を速やかに実施することとする。

なお、当該情報に関しては、原則として顕名情報とし、根拠となる請求書等とともに、文書、ファックス又は電子メールにて受け付けるものとする。

Ⅲ-3 法令解釈等の照会を受けた場合の対応

Ⅲ-3-1 照会を受ける内容の範囲

水協法等所管する法令に関するものとする。なお、照会が権限外の法令等に係るものであった場合には、コメント等は厳に慎むものとする。

Ⅲ-3-2 照会に対する回答方法

- (1) 監督指針、審議会等の答申・報告等の既存資料により回答可能なものについ

ては、適宜回答する。

(2) 回答に当たって判断がつかないもの等については、金融庁監督局総務課協同組織金融室又は水産庁漁政部水産経営課とファックス等により協議する。

(3) 金融庁監督局総務課協同組織金融室長又は水産庁漁政部水産経営課長は、所管する法令に関し、所管法令の直接の適用を受ける事業者又はこれらの事業者により構成される事業者団体（注）から、次の①及び②の項目で定める要件を満たす一般的な照会であって、書面による回答及び公表を行うことが法令適用の予測可能性向上等の観点から適切と認められるものについては、これに対する回答を書面により行い、その内容を公表することとする。

(注) 事業者団体とは、所管法令の直接の適用を受ける、業種等を同じくする事業者が、共通の利益を増進することを主たる目的として、相当数結合した団体又はその連合体（当該団体に連合会、中央会等の上部団体がある場合には、原則として、最も上部の団体に限る。）をいう。

① 本手続の対象となる照会の範囲

本手続となる照会は、以下の要件のすべてを満たすものとする。

- イ. 特定の事業者の個別の取引等に係るものではない一般的な法令解釈に係るものであること（ノーアクションレター制度の利用が可能でないこと）
- ロ. 事実関係の認定を伴う照会でないこと
- ハ. 照会内容が、照会者（照会者が団体である場合はその団体の構成事業者）の業態に共通する取引等に係る照会であって、同様の業態の者からの照会が予想される事項であること

ニ. 過去に公表された事務ガイドライン等により明らかになっているものではないこと

② 照会書面（電子的方法によるものも含む。）

本手続の利用を希望する照会者からは、以下の内容が記載された照会書面の提出を受けるものとする。また、照会書面のほかに、照会内容及び上記①に記載した事項を判断するために必要がある場合には、照会者に対して照会書面の補正及び追加資料の提出を求めることとする。

- イ. 照会の対象となる法令の条項及び具体的な論点
- ロ. 照会に関する照会者の見解及び根拠
- ハ. 照会及び回答内容が公表されることに関する同意

③ 照会窓口

照会書面の受付窓口は、照会内容に係る法令を所管する金融庁監督局総務課協同組織金融室若しくは水産庁漁政部水産経営課又は照会者を所管する財務局（沖縄県にあっては沖縄総合事務局。以下（3）において同じ。）担当課とする。財務局担当課が照会書面を受領した場合には、速やかに金融庁監督局総務課協同組織金融室又は水産庁漁政部水産経営課にファックス又は電子メールにて照会書面を送付することとする。

④ 回答

イ. 金融庁監督局総務課協同組織金融室長又は水産庁漁政部水産経営課長は、照会者からの照会書面が照会窓口に到達してから原則として2か月以

内に、照会者に対して回答を行うよう努めることとし、2か月以内に回答できない場合には、照会者に対してその理由を説明するとともに、回答時期の目途を伝えることとする。

ロ. 回答書面には、以下の内容を付記することとする。

「本回答は、照会対象法令を所管する立場から、照会書面に記載された情報のみを前提に、照会対象法令に関し、現時点における一般的な見解を示すものであり、個別具体的な事例への適用を判断するものではなく、また、もとより捜査機関の判断や司法判断を拘束し得るものではない。」

ハ. 本手続による回答を行わない場合には、金融庁監督局総務課協同組織金融室又は水産庁漁政部水産経営課は、照会者に対し、その旨及び理由を説明することとする。

⑤ 公表

上記④の回答を行った場合には、金融庁又は農林水産省は、速やかに照会及び回答内容をホームページ上に掲載して、公表することとする。

(4) (3)に該当する以外のもので照会頻度が高いものなどについては、必要に応じ、回答書面等を関係部局に回覧し、保存するものとする。

(5) 照会者が照会事項に関し、金融庁又は農林水産省からの書面による回答を希望する場合であって、Ⅲ-3-3(2)に照らしノーアクションレター制度の利用が可能な場合には、照会者に対し、ノーアクションレター制度を利用するよう伝えることとする。

Ⅲ-3-3 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）

法令適用事前確認手続（以下「ノーアクションレター制度」という。）とは、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する制度であり、金融庁では、「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」（平成13年7月16日付け）を、農林水産省では、「農林水産省における法令適用事前確認手続に関する規則」（平成14年3月27日付け農林水産省訓令第4号）を定めている。本項は、ノーアクションレター制度における事務手続を規定するものであり、制度の利用に当たっては必ずこれらの規則を参照するものとする。

(1) 照会窓口

照会窓口は、照会案件に係る法令を所管する金融庁（財務局所管の組合にあっては財務局）又は農林水産省の担当課室とし、それぞれに照会する。財務局が照会を受けた場合には、照会事案に係る法令を所管する金融庁担当課室に対し、照会書面を原則として3日以内にファックス等により送付する。

(注) 財務局においては、照会書面を金融庁担当課室に送付する際、原則として審査意見を付するものとする。

(2) 照会書面受領後の流れ

照会書面を受領後は、回答を行う事案か否か、特に、以下の①から③までに

ついて確認し、当制度の利用ができない照会の場合には、照会者に対しその旨を連絡するものとする。また、照会書面の補正及び追加書面の提出等が必要な場合には、照会者に対し所要の対応を求めることができるものとする。

① 照会の対象

組合等が、新規の事業や取引を具体的に計画している場合において、金融庁又は農林水産省が本手続の対象としてホームページに掲げた所管の法律及びこれに基づく政省令（以下「対象法令（条項）」という。）に関し、以下のような照会を行うものか。

- イ. その事業や取引を行う場合、対象法令（条項）に基づく許認可等を受け
る必要があるかどうか
- ロ. その事業や取引を行う場合、対象法令（条項）に基づく届出、登録、確
認等の必要があるかどうか
- ハ. その事業や取引を行うことによって、対象法令（条項）に基づく不利益
処分の適用の可能性があるかどうか

② 照会者の範囲

照会者は、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、対象法令（条項）の適用に係る照会を行う者及び当該者から依頼を受けた弁護士等であって、下記③の記載要領を満たした照会書を提出し、かつ、照会者名、照会内容及び回答内容が公表されることに同意しているか。

③ 照会書の記載要領

照会書（電子的手法を含む。）は、下記の要件を満たしているものか。

- イ. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実が記載されている
こと
- ロ. 対象法令（条項）のうち、適用対象となるかどうかを確認したい法令の
条項が特定されていること
- ハ. 照会者名並びに照会及び回答内容が公表されることに同意していること
が記載されていること
- ニ. 上記ロ. において特定した法令の条項の適用に関する照会者の見解及び
その根拠が明確に記述されていること

④ 回答

照会を受けた課室の長は、照会者からの照会書面が照会窓口に到達してから原則として30日以内に照会者に対する回答を行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、各々の定める期間を回答期間とする。なお、いずれの場合においても、できるだけ早く回答するよう努めることとする。

- イ. 高度な金融技術等に係る照会等で慎重な判断を要する場合 原則60日以
内
- ロ. 事務処理能力を超える多数の照会により業務に著しい支障が生じるおそ
れがある場合 30日を超える合理的な期間内
- ハ. 他府省との共管法令に係る照会の場合 原則60日以内

照会書面の記載について補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、回答期間に算入しないものとする。また、30日以内に回答を行わない場合には、照会者に対して、その理由及び回答時期の見通しを通知することとする。

⑤ 照会及び回答についての公開

照会者名並びに照会及び回答の内容を、原則として、回答を行ってから30日以内にすべてホームページに掲載して公開する。

ただし、照会者が、照会書面に、回答から30日を超えて公開を希望する理由及び公開可能とする時期を付記している場合であって、その理由が合理的であると認められるときは、回答から30日を超えて公開することができる。この場合においては、必ずしも照会者の希望する時期まで公開を延期するものではなく、公開を延期する理由が消滅した場合には、公開する旨を照会者に通知した上で、公開することができる。また、照会及び回答内容のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に定める不開示事由に該当し得る情報が含まれている場合、必要に応じ、これを除いて公表することができる。

Ⅲ－４ 水協法等に係る事務処理

Ⅲ－４－１ 信用事業に係る事業の取扱い

Ⅲ－４－１－１ 地域活性化等事業における留意点等

- (1) 信漁連が行うことができる水協法第87条第4項第13号の事業（以下「地域活性化等事業」という。）は、信用事業命令第25条の4各号において具体的に類型が列挙されているが、同条柱書括弧書によって、「当該連合会の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該連合会の行う法第八十七条第一項第三号又は第四号の事業（次に掲げる事業を法第九十七条第一項第二号の事業を行う連合会が行う場合にあつては、同項第一号又は第二号の事業）に係る経営資源に加えて、次に掲げる事業の遂行のために新たに経営資源を取得する場合にあつては、需要の状況によりその相当部分が活用されないときにおいても、当該連合会の事業の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものに限る。」という要件が付されている。

デジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に資するため、地域活性化等事業を信漁連の事業範囲に追加した点に鑑みれば、当該要件について過度に厳格な扱いをすべきではない点に留意する必要がある。

そこで、当該要件については、新規又は追加的に取得しなければならないリソースを最小限度にしなくてはならないわけではなく、仮に当該事業の需要がゼロになったとしても、信漁連の固有業務の遂行又は健全性に著しい支障をきたさないことが明らかである限り、当該要件を充足するとみなすことができ、地域活性化等事業として実施可能であることに留意する。

- (2) 信漁連が行うことができる地域活性化等事業のうち、信用事業命令第25条の4第2号の事業については、取引上の優越的地位を不当に利用することがないよう留意すること。

Ⅲ－４－１－２ 「信用事業に附帯する事業」の取扱い

組合が、水協法第11条第1項第3号又は第4号に係る同項第17号の事業及び同条第3項第12号の事業、同法第87条第1項第3号又は第4号に係る同項第18号の事業

及び同条第4項第14号、同法第93条第1項第1号又は第2号に係る同項第10号の事業及び同条第2項第12号の事業並びに同法第97条第1項第1号又は第2号に係る同項第12号の事業及び同条第3項第14号の事業（以下「信用事業に附帯する事業」という。）を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。

（1）組合が行う以下の業務については、「信用事業に附帯する事業」に該当する。

- ・ 中小漁業者等の取引先事業者に対して行う人材紹介業務、オペレーティングリース（不動産を対象とするものを除く。）の媒介業務、M&Aに関する業務及び事務受託業務（取引先事業者に対する経営相談・支援機能の強化の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も含む。）

（注）人材紹介業務については、職業安定法（昭和22年法律第141号）に基づく許可が必要であることに留意すること。また、その実施に当たっては、取引上の優先的地位を不当に利用することがないように留意すること。

- ・ 個人（事業を行う場合におけるものを除く。）に対して行う財産形成に関する相談に応ずる業務。
- ・ 組合の子会社が行う他の事業者の役職員に対する教育・研修業務、経営相談等業務、金融等に関する調査、研究業務及び個人（事業を行う場合におけるものを除く。）に対して行う財産形成に関する相談に応ずる業務に関する代理・媒介業務

上記業務の実施に当たっては、利用者保護や法令等遵守の観点から、以下の点について態勢整備が図られている必要があることに留意すること。

① 優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる行為の発生防止等、法令等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。

（注）個人（事業を行う場合におけるものを除く。）に対して行う財産形成に関する相談に応ずる業務の実施に当たっては、金商法に規定する投資助言業に該当しない等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。

② コンサルティング業務により提供される商品やサービスの内容、対価等の契約内容が書面等により明示されているか。

③ 附帯事業に関連した利用者の情報管理について、目的外使用も含め具体的な取扱基準が定められ、それらの職員等に対する周知徹底について検証態勢が整備されているか（Ⅱ-3-2-3-2を参照のこと）。

（2）上記（1）に定められている業務以外の業務（余剰能力の有効活用を目的として行う業務を含む。）が、「信用事業に附帯する事業」の範疇にあるかどうかの判断に当たっては、以下のような観点を考慮した取扱いとなっているか。

① 当該業務が水協法第11条第1項第3号及び第4号又は同条第3項各号に掲げる事業、水協法第87条第1項第3号及び第4号又は同条第4項各号に掲げる事業、水協法第93条第1項第1号及び第2号又は同条第2項各号に掲げる

事業並びに水協法第97条第1項第1号及び第2号又は同条第3項各号に掲げる事業に準ずるか。

② 当該業務の規模が、その業務が附随する固有業務の規模に比して過大なものとなっていないか。

③ 当該業務について、組合業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められるか。

④ 組合が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用に資するか。

(注1) 組合グループの効率的かつ合理的な業務運営を目的として、業務用不動産の賃貸等を組合のグループ会社に対して行う場合(当該グループ会社自身が使用する場合に限る。)は、「信用事業に附帯する事業」の範疇にあると考えられる。

なお、上記目的に照らし、組合グループの範囲は、組合の企業会計上の連結基準と整合的な取扱いとなっている必要があることに留意すること。

(注2) 上記規定を総合的に考慮するに当たり、例えば、組合のグループ会社以外の者に対し業務用不動産の賃貸等を行わざるを得なくなった場合においては、以下のような要件が満たされていることについて、組合自らが十分検証できるよう態勢整備を図る必要があることに留意すること。なお、国や地方公共団体のほか、地域のニーズや実情等を踏まえ公共的な役割を有していると考えられる主体からの要請に伴い賃貸等を行う場合は、地方創生の観点から、二. については要請内容等を踏まえて判断しても差し支えない。

イ. 組合内において、業務としての積極的な推進態勢がとられていないこと
ロ. 全組合的な規模での実施や特定の管理業者との間における組織的な実施が行われていないこと

ハ. 当該不動産に対する経費支出が必要最低限の改装や修繕程度にとどまること。ただし、公的な再開発事業並びに地方公共団体等からの要請に伴う建替え及び新設等の場合においては、必要最低限の経費支出にとどまっていること

二. 賃貸等の規模(賃料収入、経費支出及び賃貸面積等)が、当該不動産を利用して行われる固有業務の規模に比較して過大なものとなっていないこと

※ 賃貸等の規模については、賃料収入、経費支出及び賃貸面積等を総合的に勘案して判断する(一の項目のみをもって機械的に判断する必要はないものとする。)

(注3) リストラにより、業務用不動産であったものが業務の用に供されなくなったことに伴い、短期の売却等処分が困難なことから、将来の売却等を想定して一時的に賃貸等を行わざるを得なくなった場合においては、上記(注2)を準用すること(ただし、ハ. のただし書き及び二. を除く。)

なお、国や地方公共団体のほか、地域のニーズや実情等を踏まえ公共的な役割を有していると考えられる主体からの要請に伴い賃貸等を行う場合は、地方創生の観点から、賃貸等の期間については、要請内容等を踏まえて判断しても差し支えない。

Ⅲ－４－２ 貯金等の取扱い

次の貯金等（外貨建てのものを除く。）について、その商品の定義等に係る照会があった場合には、一般法令や他商品の取扱いを定めた法令等での取扱いを勘案し、以下の点に留意の上、対応するものとする。

なお、組合における貯金等の商品設計については、元本保証を前提に、原則として自由であり各組合の経営判断によりこれを行うことができる点に留意するものとする。

Ⅲ－４－２－１ 譲渡性貯金（外国で発行されるものを除く）

譲渡性貯金とは、「払戻しについて期限の定めがある貯金で、譲渡禁止特約のないもの」をいう。なお、こうした商品性にかんがみ、以下のような取扱いについて留意する必要がある。

（１） 期限前解約及び買取償却

預入日に指定された満期日前の解約及び発行組合による買取償却は行われていないか。

（２） 流通取扱い

組合は、自己の発行した譲渡性貯金の売買を行っていないか。また、組合は、譲渡性貯金発行の媒介等を行っていないか。

（３） 個別の相対発行ではなく、均一の条件で不特定多数の者に対して、公募といった形で大量に発行されていないか。

Ⅲ－４－２－２ 期間の定めのある貯金

以下の点に留意した取扱いとなっているか。

（１） 定期貯金の預入期間については、準備預金制度に関する法律（昭和23年法律第135号）に定める区分（払戻しについて期限の定めのある貯金で、その払戻期限が当該貯金に係る契約を締結した日から起算して1か月を経過した日以降に到来するもの）との整合性が保たれているか。

（２） 変動金利定期貯金（預入時に満期日までの利率が確定しない定期貯金）の利率は、基準となる指標及び一定の利率設定方法により設定し、この指標及び利率設定方法を満期日まで継続しているか。

Ⅲ－４－２－３ 期間の定めのない貯金

以下の点に留意した取扱いとなっているか。

（１） 据置期間のある貯金

据置期間が1か月以上の場合又は据置期間内と据置期間後とで利率設定があらかじめ異なる場合には、据置期間内の取扱いについて、上記Ⅲ－4－2－2（2）と同様の取扱いがなされているか。

（2）貯蓄貯金

貯蓄貯金とは「受入対象を個人のみとする貯金で、預入・払出について、給与、公的及び私的年金（財形年金を含む。）、株式・信託の配当金及び投資信託の分配金等並びに保護預かりの国債及び社債等の元利金に係る自動振込入金、同時に100件以上の取扱いを行う総合振込入金、公共料金の払込み等契約に基づく継続的な自動振替及び振込入金、総合口座の取扱いが行われていないもの」をいう。

Ⅲ－4－3 大口信用供与

- （1）水協法第11条の14第1項ただし書（同条第2項後段、水協法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の承認（（3）において単に「承認」という。）の申請があったときは、信用の供与等を受けている者が合併をし、又は営業を譲り受けたことその他施行令及び信用事業命令で定める信用供与等限度額を超えるやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。
- （2）信用事業命令第16条第1項第3号（信用事業命令第19条第1項で準用する場合を含む。）の「その他行政庁が適当と認めるやむを得ない理由」としては、例えば、次に掲げる場合に該当し、かつ、組合が信用供与等限度額を超えて信用の供与等を行ったとしても組合の経営の健全性に支障が生じないと認められることが考えられる。
 - ① 法令の規定により信用の供与等が義務付けられている場合
 - ② 金融グループの組織再編やビジネスモデルの再構築等を実施する場合であって、当該組織再編等の目的の実現のために必要であると認められる場合
 - ③ ストレス状況下において、金融機関間の取引市場の安定性を確保することを目的として、コールローンその他の金融機関間のエクスポージャーについて信用供与等限度額を超過する必要性が認められる場合
- （3）承認に当たっては、（2）の①又は②に掲げる場合のいずれかに該当する場合その他特別の事情がある場合を除き、今後の信用供与等限度額超過の解消に向けた計画を求めるとともに、決算期末（仮決算期末を含む。）までに解消される場合を除き、定期的に計画の履行状況を報告させるものとする。

Ⅲ－4－4 アームズ・レングス・ルール

アームズ・レングス・ルールは、組合とその特定関係者等との利益相反取引を通じて組合の経営の健全性が損なわれること等を防止するための規定であり、以下の点に留意する。

- （1）例えば、以下のような取引又は行為は、信用事業命令第24条又は第25条に規

定する取引又は行為に該当する可能性があることから、かかる取引又は行為を行うに当たっては、水協法第11条の15ただし書及び信用事業命令第22条に基づく行政庁の承認の必要性を検討しているか。

- ① 賃料・手数料減免
- ② 金利減免、金利支払猶予
- ③ 債権放棄、DES（デット・エクイティ・スワップ）
- ④ 特定関係者が債務超過である場合等における増資等の引受

(2) 水協法第11条の15ただし書（法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の承認の申請があったときは、当該申請をした組合が同条各号に掲げる取引又は行為をすることについて信用事業命令第22条各号に掲げるやむを得ない理由があるかどうかを審査するが、その際留意すべき項目は以下のとおりである。

① 信用事業命令第22条第2号に該当する場合

- イ. 特定関係者が経営危機に陥り、再建支援が必要な状況か。
- ロ. 特定関係者が再建支援を受けるに当たり、十分な自助努力及び経営責任の明確化が図られているか。
- ハ. 特定関係者を整理・清算した場合に比べ、当該取引又は行為を行うことに経済的合理性があるか。
- ニ. 債権放棄や金銭贈与の場合には、経営改善計画の期間中の支援による損失見込額の全額について、当該計画開始前に償却・引当てを行うこととしているか。

なお、承認に当たっては、特定関係者の経営改善計画の確実な履行を図る観点から、必要に応じ、以下の条件を付すものとする。

- a. 特定関係者の経営改善計画を確実に履行させるよう図ること
 - b. 特定関係者の経営改善計画の履行状況、履行状況に対する組合の認識、当該特定関係者に対する組合の経営管理方針について、経営改善計画の期間中、事業年度ごとに報告すること
 - c. 特定関係者の経営改善計画の履行状況が不十分である場合、特定関係者の業務の見直しを含め、経営改善計画の抜本的な見直しを検討すること
- ② 信用事業命令第22条第3号に該当する場合
組合が特定関係者との間で当該取引又は行為を行わなければ、今後、より大きな損失を被ることになることが社会通念上明らかであるか。

Ⅲ－４－５ 自己資本比率の計算

自己資本比率の計算の正確性等については、BIS告示及びバーゼル合意の趣旨を十分踏まえ、以下の点に留意してチェックするものとし、その正確性等に問題がある場合には、その内容を通知し、注意を喚起するものとする。

Ⅲ－４－５－１ 適格旧資本調達手段としての適格性

組合が平成26年3月30日までに発行した資本調達手段のうち、普通出資又は非累

積的永久優先出資に該当しないものについて、自己資本比率規制上の適格旧資本調達手段として適格であるかについて確認するためには、平成25年11月22日付けで金融庁及び水産庁により公表された『「漁協系統信用事業における総合的な監督指針」の一部改正』による改正前の本監督指針のⅢ－４－５－１にも留意して行うものとする。

Ⅲ－４－５－２ 任意による償還又は買戻しに際しての自己資本の充実についての確認

(1) 非累積的永久優先出資の償還又は買戻しを行う場合の「発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還又は買戻しのための資本調達（当該償還又は買戻しが行われるものと同様以上の質が確保されるものに限る。）が当該償還又は買戻しの時以前に行われること」への該当の有無を判断するに当たっては、以下の点に留意するものとする。

- ① 当該資本調達手段の償還又は買戻しを行うための資本調達（再調達）が当該償還若しくは買戻し以前に行われているか、又は当該償還若しくは買戻し以前に行われることが確実に見込まれるか。また、当該資本調達が行われた後に、組合が十分な水準の自己資本比率を維持できないと見込まれるような事態が生じていないか。なお、非累積的永久優先出資の償還又は買戻しを行うために資本調達（再調達）を行う場合、当該資本調達が行われた時点以降償還日又は買戻し日までの間は、当該資本調達により払込みを受けた金額のうち償還予定額に満たない部分については自己資本への算入が認められないことに留意する。
- ② 当該償還が、専ら当該資本調達手段の保有者の償還への期待に応えるためだけに行われるものではないか。例えば、資本調達（再調達）のために発行される資本調達手段の適用配当率が当該償還される資本調達手段の適用配当率よりも実質的に高いものとなる場合、かかる組合の配当負担の増加にも拘わらず当該資本調達を行う合理的な理由が認められるか。
- ③ 資本調達（再調達）のために発行される資本調達手段の適用配当率が、組合の今後の収益見通し等に照らして、自己資本の健全性を維持しつつ十分に支払可能なものとなっているか。

(2) 組合が平成26年3月30日までに発行した資本調達手段のうち、普通出資又は非累積的永久優先出資に該当しないものに関する期限前弁済の届出受理に際しての確認については、平成25年11月22日付けで金融庁及び水産庁により公表された『「漁協系統信用事業における総合的な監督指針」の一部改正』による改正前の本監督指針のⅢ－４－５－５に留意して行うものとする。

Ⅲ－４－５－３ 他の金融機関等向け出資の調整項目に係る除外事由該当性のチェック

B I S 告示第5条第8項第1号又は第13条第9項第1号では、「その存続が極めて困難であると認められる者の救済又は処理のための資金の援助を行うことを目的として保有することとなった資本調達手段」については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して行政庁が承認した場合に限り、当該承認に

において認められた期間、コア資本に係る調整項目の額を算出する場合における当該算出の対象から除外することができるものとされている。

この場合において、その存続が極めて困難であると認められるか否かは、組合による資本調達手段の取得時点における当該資本調達手段の発行者の財政状態及び経営成績並びに経済情勢及び経営環境その他の事情を総合的に勘案して判断するものとし、例えば、業務若しくは財産の状況に照らし預貯金等の払戻しを停止するおそれのある金融機関又は預貯金等の払戻しを停止した金融機関が含まれる。

(注) したがって、かかる資本調達手段には、預金保険法第65条に規定する適格性の認定等に係る同法第59条第2項に規定する合併等の際に保有することとなった同条第1項に規定する救済金融機関及び救済銀行持株会社等の資本調達手段も含まれる。

また、上記取扱いが認められる期間は、上記事情に加えて、当該資本調達手段の発行者の規模及び金融システムにおける重要性、当該資本調達手段の種類及び保有額、組合の資本の状況、組合が当該資本調達手段を保有することとなった経緯及び目的その他の背景事情並びに当該発行者と組合の関係その他の当該資本調達手段の保有に係る事情を総合的に勘案して、当該資本調達手段を取得した日から10年を基本としつつ、期間の伸長・縮減や、激変緩和措置としての対象範囲の段階的縮減を認めるなど、金融システムの安定に鑑み合理的に必要と認められる期間を定めるものとする。

なお、組合による承認の申請までについては、原則として、対象となる資本調達手段の取得と同時又はその直後に行うことが求められる。

さらに、B I S 告示第5条第8項第2号又は第13条第9項第2号では、「その存続が極めて困難となるおそれがあると認められる者に対する資金の援助その他の経営改善のための支援を行うことを目的として保有することとなった資本調達手段」についても、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して行政庁が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間、コア資本に係る調整項目の額を算出する場合における当該算出の対象から除外することができるものとされている。

この場合において、その存続が極めて困難となるおそれがあると認められるか否かは、組合による資本調達手段の取得時点における当該資本調達手段の発行者の財政状態及び経営成績並びに経済情勢及び経営環境のみならず、地域における金融仲介機能を継続的に発揮するための持続可能な収益性及び将来にわたる健全性その他の事情を総合的に勘案して判断するものとし、例えば、組合による資本調達手段の取得時点では最低所要自己資本比率を下回る状況にはないものの、合理的な事業計画に基づく収益の推移等を踏まえると、資金の援助その他の経営改善のための支援を受けられなければ、将来の一定期間に、最低所要自己資本比率を下回るおそれが見込まれる金融機関等が含まれる。

また、上記取扱いが認められる期間は、上記事情に加えて、当該資本調達手段の発行者の規模及び金融システムにおける重要性、当該資本調達手段の種類及び保有額、組合の資本の状況、組合が当該資本調達手段を保有することとなった経緯及び目的その他の背景事情、組合が当該資本調達手段を一時的に保有することに伴う発行者の経営改善の見込み及びそれによる地域における金融仲介機能の継続的な発揮への寄与の状況並びに当該発行者と組合の関係その他の当該資本調達手段の保有に係る事情を総合的に勘案して、当該資本調達手段を取得した日から5年を基本とし

つつ、期間の伸長・縮減や、激変緩和措置としての対象範囲の段階的縮減を認めるなど、金融システムの安定に鑑み合理的に必要と認められる期間を定めるものとする。

なお、組合による承認の申請については、原則として、対象となる資本調達手段の取得と同時又はその直後までに行うことが求められる。

Ⅲ－４－５－４ 意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段についての該当性判断

金融システム内で自己資本比率向上のために資本調達手段を相互に意図的に保有することは、組合及び他の金融機関等の双方において実体の伴わない資本が計上されることとなり、金融システムを脆弱なものにすることから、バーゼル合意に従い、B I S告示第13条第4項等において、組合及び他の金融機関等との間で相互に自己資本を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の資本調達手段を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該組合又は連結子法人等の資本調達手段を保有していると認められる場合（以下「意図的持合」という。）、組合又は連結子法人等が保有する資本調達手段については、その全額をコア資本に係る調整項目として自己資本から控除しなければならないものとしている。この意図的持合については、具体的に以下のような場合を指すこととするが、これに該当しているか。

(1) 組合又は連結子法人等が、平成9年7月31日以降、我が国の預貯金取扱金融機関との間で、相互に資本増強に協力することを主たる目的の一つとして互いに資本調達手段を保有することを約し、これに従い、組合又は連結子法人等が当該預貯金取扱金融機関の資本調達手段を保有し、かつ、当該預貯金取扱金融機関も組合又は連結子法人等の資本調達手段を保有している場合

(2) 組合又は連結子法人等が、平成24年12月12日以降、他の金融機関等（我が国の預貯金取扱金融機関を除く。）との間で、相互に資本増強に協力することを主たる目的の一つとして互いに資本調達手段を保有することを約し、これに従い、組合又は連結子法人等が当該他の金融機関等の資本調達手段を保有し、かつ、当該他の金融機関等が組合又は連結子法人等の資本調達手段を保有している場合

※ したがって、他の金融機関等が組合又は連結子法人等の資本調達手段を保有していない場合は、意図的持合には該当しない。また、他の金融機関等との間で相互に資本調達手段を保有している場合であっても、相互に資本増強に協力することを主たる目的の一つとして資本調達手段を互いに保有することが約されているとは認められない場合（例えば、専ら純投資目的等により流通市場等において他の金融機関等の資本調達手段を取得及び保有している場合や、専ら業務提携を行う目的で他の金融機関等の資本調達手段を相互に保有している場合等）は、意図的持合には該当しない。

※※ なお、上記の意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額のほか、同じくコア資本に係る調整項目の額に含まれる少数出資金融機関等の対象普通出資等の額、特定項目に係る10パーセント基準超過額又は特

定項目に係る15パーセント基準超過額の算出に際して、時価評価差額がその他有価証券評価差額金として評価・換算差額等の項目として計上される対象普通出資等又は対象資本調達手段については、時価による評価替えを行わない場合の額をもってその額とする必要があることに留意する。

Ⅲ－４－５－５ 自己資本比率算定に際してのチェック

(1) 資産の流動化が行われた場合には、法形式上の譲渡に該当する場合であっても、リスクの移転が譲受者に完全に行われているなど、実質的な譲渡が行われているか。

(2) 決算期をまたいで又は決算期日に保有債権に組合保証等を付している場合には、原則として、当該債権の残存期間と保証等の期間が等しい場合にのみリスク・アセットの削減効果を認める。ただし、保証等の残存期間が債権の残存期間を下回っている場合であっても、当該保証等につき正当な理由があり、かつ、継続して信用リスクの削減が期待できる場合（注）には、リスク・アセットの削減効果を認める。

なお、一時的な自己資本比率の引上げを行う意図をもって保証契約等を結んでいる場合には、上記にかかわらずリスク・アセットの削減効果を認めない。

(注) 当面、保証等の残存期間が1年以上の場合を目途とする（ただし、保証等の残存期間が1年以上のものであっても、実質的に1年以内に保証契約等を解除するインセンティブを与えるような契約を結んでいるものについては、リスク・アセットの削減効果を認めない。）。

(3) 買戻し権利付債権譲渡については、原則として、リスク・アセットの削減効果を認める。

ただし、決算期をまたいで買戻し権利付債権譲渡を行った場合、当該決算期以降1年以内に当該権利を行使して買戻しを行うインセンティブを与えるような契約を結んでいるものについては、リスク・アセットの削減効果を認めない。

なお、一時的な自己資本比率の引上げを行う意図をもって買戻し権利付債権譲渡を行っている場合には、リスク・アセットの削減効果を認めない。

(4) 資本勘定に算入される税効果相当額（繰延税金資産見合い額）は適正に計上されているか。

(5) 組合がその資本調達手段の保有者に対して取得に必要な資金を直接又は間接に融通しておらず、また、当該資本調達手段を当該組合の子法人等又は関連法人等が取得していないか。

(6) 不良債権証券化エクスポージャーに係る資本賦課について、規制裁定的行為に当たる取扱いが行われていないか。

特にB I S 告示第243条の4第2項について、同項に掲げる要件の全てに該当

する場合であっても、不良債権以外の債権に対するリスク・アセットの削減を目的とする場合には、同項に定めるリスク・ウェイトの適用を認めない。

Ⅲ－４－５－６ 連結自己資本比率を算出する際の比例連結の方法の使用に関するチェック

(1) 連結自己資本比率を算出する際に金融業務を営む関連法人等について比例連結の方法の使用の届出があった場合においては、以下の点に留意するものとする。

① B I S 告示第15条第1項第1号に規定する投資及び事業に関する契約（以下Ⅲ－４－５において「合弁契約」という。）については、以下の点についてチェックする。

- ・ 契約当事者にすべての共同支配会社が含まれているか。また、共同支配会社以外の法人等が含まれていないか。
- ・ 合弁契約に係る金融業務を営む関連法人等の設立、株式の発行等、共同支配会社の保有議決権割合（B I S 告示第15条第1項第2号に規定する保有議決権割合をいう。以下Ⅲ－４－５において同じ。）、共同支配会社からの役員派遣その他の役員の選任に関する事項、共同支配会社による経営への関与に関する事項（株主総会の決議方法等に関する事項並びに取締役会等の構成及び決議方法等に関する事項を含む。）などが契約内容に含まれているか。

② B I S 告示第15条第1項第2号に規定する、合弁契約に基づき保有議決権割合に応じて共同でその事業の支配及び運営を行う体制がとられているかどうかについては、以下の点についてチェックする。

- ・ 合弁契約に係る金融業務を営む関連法人等の株主総会その他これに準ずる機関（以下Ⅲ－４－５において「意思決定機関」という。）において、共同支配会社は保有議決権割合と同一の割合の議決権を与えられているか。
- ・ 各共同支配会社の合弁契約に係る金融業務を営む関連法人等への取締役派遣割合（合弁契約上、取締役を指名又は任免することが認められる取締役の数が全取締役数に占める割合をいう。）は保有議決権割合と同一となっているか。それらが同一でない場合には、代表取締役、社長、会長その他の役員の派遣状況等に照らして、実質的に保有議決権割合が同一であるのと同視できるか。
- ・ 合弁契約において定められている保有議決権割合が、当該合弁契約の変更を伴うことなく変更され得ることとなっていないか（下記④の場合を除く。）。
- ・ 意思決定機関及び取締役会の決議事項及び決議方法は、法令及び定款に基づいているか。
- ・ 合弁契約に係る金融業務を営む関連法人等に対する各共同支配会社の追加出資及び各共同支配会社（その子会社、子法人等及び関連法人等を含む。）の融資、債務保証その他のリスク負担行為が保有議決権割合に応じて行われることとされ、又はこれに反する内容となっていないか。
- ・ 合弁契約に係る金融業務を営む関連法人等について、新設、既存企業が

らの事業譲受け等、その設立態様の如何を問わず、合併契約に定められている事業の遂行に必要な免許、許認可等所要の経路を経て、組合が自己資本比率を算定する日において現に事業が行われているか。

・ その他合併契約に基づき保有議決権割合に応じて共同でその事業の支配及び運営が行われていないと認められる点はないか。

- ⑤ B I S 告示第15条第1項第4号に規定する、当該組合が保有議決権割合を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約等（以下Ⅲ-4-5において、「過大負担契約等」という。）は、書面又は口頭、明示又は黙示のいずれによるかを問わないものとする。
- ⑥ 合併契約において一定の事由を停止条件として保有議決権割合の変更を認めることとされている場合には、停止条件の内容が明確かつ合理的なものであり、かつ、当該停止条件が成就していないことが明らかである限りにおいては、過大負担契約等に該当しないものとする。
- ⑦ B I S 告示第15条第2項については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）第4条第1項第4号に規定する継続適用の原則に照らして判断することに留意する。

(2) 金融業務を営む関連法人等について比例連結の方法を適用するに当たっては、その資産、負債、収益及び費用のうち、投資をしている組合及び連結子法人等に帰属する部分のみを対象として連結の範囲に含める点を除き、子会社の全部連結に準じて行うものとする。ただし、我が国の会計制度上比例連結が採用されておらず馴染みがないことや、会計上の事務負担が増加することにかんがみ、以下の簡便法によっている場合には、当分の間、比例連結の方法によっているものとして取り扱って差し支えない。

- ① 簡便法は、当該金融業務を営む関連法人等の資本調達手段（意図的持合として保有している他の金融機関等の資本調達手段を除く。以下（2）において同じ。）をB I S 告示第13条第6項第1号又は第7項第1号に掲げる額を算出する場合におけるその他金融機関等に係る対象普通出資等の額及びB I S 告示第47条の3、第47条の4、第154条の3又は第154条の4の規定による信用リスク・アセットの額の算出の対象に含めず、B I S 告示第15条第1項本文後段の規定にかかわらず持分法を適用し、かつ、連結自己資本比率に係る算式における分母の額（信用リスク・アセットの額及びオペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の合計額をいう。）に調整を加えることにより行うものとする。

(注1) 簡便法において持分法を適用するのは、持分法の適用に当たって、当期純損益の認識、のれん相当額の調整、未実現損益の消去、配当金の消去等の会計処理が行われることによる。

(注2) 連結自己資本比率に係る算式における分子の額（自己資本の額をいう。）には調整を行わない。

- ② 連結自己資本比率に係る算式における分母の額は、当該金融業務を営む関連法人等を連結の範囲に含めないで算出した連結自己資本比率に係る算式における分母の額から次のイに掲げる額を控除し、ロに掲げる額を加算した

額とする。

- イ. 当該金融業務を営む関連法人等の資本調達手段の額（資本勘定に属するものに限る。）
- ロ. 毎決算期の末日における当該金融業務を営む関連法人等の貸借対照表に基づいて算出した以下に掲げる額の合計額に保有議決権割合を乗じて得た額
 - a. B I S 告示第16条及び第17条の規定を適用して得た当該金融業務を営む関連法人等に係る分母の額
 - b. B I S 告示第12条第2項の規定によるコア資本に係る調整項目の額の算出の対象となるものの額に1,250%を乗じて得た額
- ③ 上記②ロ. において、当該組合と当該金融業務を営む関連法人等との間の債権・債務については、相殺消去を行わないこととして差し支えない。なお、相殺消去を行う場合には、当該組合又は当該金融業務を営む関連法人等の有する債権を資産等から除いて上記②ロ. の分母の額を算定する。
- ④ 上記②ロ. a. において、当該金融業務を営む関連法人等に係る信用リスク・アセットの額の算定上、B I S 告示第7条に定める信用リスク・アセットの額よりも大きい額を用いても差し支えない。
- ⑤ 上記②ロ. b. において、規定する額よりも大きいと合理的に認められる額を用いても差し支えない。
- ⑥ その他、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従っているか。

Ⅲ－４－５－７ 自己資本比率の計算方法の一貫性

例えばB I S 告示上の経過措置の適用等、自己資本比率の計算方法に関して組合に一定の裁量が認められている場合、合理的な理由に基づく変更の場合を除き、一貫した計算方法を採用しているか。

Ⅲ－４－６ 子会社等

組合の子会社、子法人等及び関連法人等（以下「子会社等」という。）についての留意点は、以下のとおりとする。

なお、Ⅲ－４－６における略語は、次のとおり。

- ① 子会社＝水協法第11条の8第2項（水協法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）に規定する子会社
- ② 子法人等＝施行令第9条第2項に規定する子法人等（ただし、子会社を除く。）
- ③ 関連法人等＝施行令第9条第3項に規定する関連法人等
- ④ 国内の会社＝漁協にあっては、水協法第17条の15第1項（水協法第96条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する信用事業会社である国内の会社、信漁連にあっては、水協法第87条の3第1項（水協法第100条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する国内の会社
- ⑤ 基準議決権数＝漁協にあっては、水協法第17条の15第1項、信漁連にあっては、水協法第87条の3第1項に規定する基準議決権数
- ⑥ 漁協特定出資会社＝漁協又はその子会社が国内の会社の議決権について、

- 合算して、その基準議決権数を超えて保有している場合の当該国内の会社
- ⑦ 信漁連特定出資会社＝信漁連又はその子会社が国内の会社の議決権について、合算して、その基準議決権数を超えて保有している場合の当該国内の会社

(注) 子法人等及び関連法人等の判定に当たり、当該組合が水産業協同組合法施行規則（平成20年農林水産省令第10号）、漁協等の指導監督等（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）に当たっての留意事項について（平成20年12月26日付け20水漁第2060号水産庁長官通知）、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」（平成10年12月8日付け日本公認会計士協会監査委員会報告第60号）その他の一般に公正妥当と認められる会計の基準に従っているかにも留意する。

Ⅲ－４－６－１ 子会社等の業務の範囲

子会社等の業務の範囲については、以下の点に留意するものとする。

- (1) 漁協の子会社が営む従属業務（水協法第17条の14第1項第1号（水協法第96条第1項において準用する場合を含む。）に規定する従属業務をいう。）
- ・ 漁協の信用事業に係る事務のうち、その事業の基本に係ることのないものに限定されているか。
- (2) 信漁連の子会社が営む従属業務（水協法第87条の2第2項第1号（水協法第100条第1項において準用する場合を含む。）に規定する従属業務をいい、漁協のために行う業務を含む。）
- ・ 信漁連の事業に係る事務のうち、その事業の基本に係ることのないものに限定されているか。
- (3) 漁協の子会社が営む付随・関連業務（水協法第17条の14第1項第2号（水協法第96条第1項において準用する場合を含む。）に規定する業務をいう。）及び信漁連の子会社が営む金融関連業務（水協法第87条の2第2項第2号（水協法第100条第1項において準用する場合を含む。）に規定する金融関連業務をいう。）
- ① 信用保証業務
- 原則として住宅ローン等個人向けローンに係るものを取り扱っているか。また、以下の点に留意した取扱いとなっているか。
- イ. 保証会社の業務運営に当たっては、保証債務の円滑な履行に疎通を欠くことのないよう、保証業務の専業体制の確立、内部留保の充実その他適正な支払準備の確保等に十分配慮しているか。
- ロ. 保証会社が信用保証を行うに当たっては、物的担保以外に不必要な人的担保も徴求していないか。
- ハ. 組合が、信用保証を必要とする債務者に対し、自組合が子会社として設立した保証会社の保証を強制すること等の行為を行っていないか。
- ニ. 組合が、保証会社の保証付住宅ローンの金利について、通常の場合の金利

に比較して次のものに相当する部分を低減しているか。

- ・ 通常見込まれる貸倒れに伴う損失
- ・ 担保等の設定、管理、処分等のために要するコスト
- ・ 信用調査、貸出審査等が簡略化されることにより軽減が見込まれるコスト

② リース業務

不動産を対象としたリース契約に当たっては、教育・文化施設、社会福祉施設等の公的な施設の整備・運営に係るものを除き、融資と同様の形態（いわゆるファイナンスリース）に限ることとし、一般向け不動産業務等の子会社対象会社が営むことができる業務以外の業務を行っていないか。

（注）優越的地位の濫用及び利益相反取引の防止に係る管理態勢を整備するとともに、組合が不動産業務を行うことができないことに鑑み、実質的に不動産の売買及び賃貸の代理及び媒介を行うこととならないよう、法令等遵守の観点から事前に十分な検討・検証を行うこととしているか。

③ 投資助言業務又は投資一任契約に係る業務

業務の特殊性、投資家保護の観点から以下の点に留意した取扱いとなっているか。

イ. 保護預りは当該社で扱わず、組合本体の取扱いとなっているか。

ロ. 投資助言の範囲は不動産、骨董品等は対象とせず、有価証券、金融商品としているか。

④ 電気通信業務（いわゆるVAN業務）

主として（概ね5割以上）組合の信用事業及び企業の資金、経理に関連したもの（受・発注業務、売掛・買掛債権管理業務等資金決済に関するもののほか、会計、税務、資金運用等に関するデータ処理等）を取り扱うこととしているか。

（注）電気通信事業法第16条第1項による総務省への届出については、子会社等が他人の通信を媒介する役務（以下「媒介役務」という。）の提供を非営利で行う場合は必要がない。（例えば、共同出資の子会社等が、出資組合のみを対象として媒介役務を提供する場合等当該子会社等の定める料金、提供条件等から媒介役務について収益をあげることを目的としていないことが明白な場合。100%出資の子会社はこれに含まれる。）

（4）その他の留意事項

組合の信用事業に従属する業務又は漁協にあっては付随・関連する業務、信漁連にあっては金融関連業務を行う子法人等及び関連法人等については、以下のとおりとなっているか。

① 業務の範囲については、子会社対象会社（漁協にあっては水協法第17条の14第1項（水協法第96条第1項において準用する場合を含む。）、信漁連にあっては水協法第87条の2第1項（水協法第100条第1項において準用する場合を含む。）に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。）の営むことができる業務の範囲内であり、かつ、信用事業命令、監督指針に定める子会社に関する規定を満たしているか。

なお、水協法87条の2第4項に基づく子会社認可については、信用事業命令第32条第2項第4号において、信漁連の子会社等の収支が良好であり、当

該認可後においても良好に推移することが見込まれることが求められているが、当該認可審査項目には、収支予想期間までは定められていないことに鑑み、当該認可の申請に係る収支予想期間については、3年以上とすることは差し支えない。

- ② 協同会社（「水産業協同組合の協同会社等の設立及び管理の適正化について」（昭和60年4月22日付け60水漁第1606号水産庁長官通知）に規定する協同会社をいう。以下同じ。）として届出がなされているもの（当該協同会社とその業務を行わせるために設立した会社及びこれらと同様の業務を営む会社を含み、④に該当する会社を除く。）で、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成10年法律第107号。以下「金融システム改革法」という。）の施行の際、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を現に営む協同会社が、金融システム改革法の施行後、出資比率を基準議決権数以内にした上で、引き続きそれらの業務を営む場合（子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を当該協同会社から切り離す場合において、設立する国内の会社がそれらの業務を営む場合を含む。）には、当分の間、上記①に反しないものとして取り扱って差し支えない。

ただし、当該子法人等又は関連法人等が当該組合の信用事業子会社となる場合及び当該子法人等又は関連法人等が金融システム改革法の施行前に営んでいた業務以外の業務を新たに営む場合はこの限りではない。

- ③ 一般向け不動産業務、物品販売業務、旅行あっせん業務等、子会社対象会社の営むことのできる業務以外の業務を行っていないか。

ただし、金融システム改革法の施行の際、子法人等又は関連法人等が現にこれらの業務を営んでいる場合には、原則として平成14年3月末までに必要な見直しが行われているか。

なお、当該子法人等若しくは関連法人等が従属業務若しくは金融関連業務（これらに準ずる業務を含む。）を営む場合又はこれらを併せ営む場合においては、平成14年3月末までに必要な見直しが行われているものに限り、上記①に反しないものとして取り扱って差し支えない。

また、この場合における子法人等又は関連法人等については、他の会社の株式を保有しても差し支えない。

- ④ 投資専門子会社におけるコンサルティング業務等

投資専門子会社による信用事業命令第27条第14項第2号及び第3号の業務の実施に当たっては、優越的地位の濫用及び利益相反取引の防止に係る管理態勢を整備するとともに、法令等遵守の観点から事前に十分な検討・検証を行うこととしているか。特に、同項第3号の業務の実施に当たっては、『中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針』Ⅱ-5-2-1（2）（注2）も参照しながら、体制整備等を行う必要がある点に留意する。

- ⑤ 地域活性化事業会社（水協法第87条の2第1項第8号及び第87条の3第4項（水協法第100条第1項において準用する場合を含む。）に規定する会社をいう。以下⑥において同じ。）について、信用事業命令第27条第8項第2号及び第37条第1項第2号に規定する「事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社」に該当するかの判断に当たっては、「地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社」に単に合致しているかにより

判断して差し支えないが、「事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出」以外にも、例えば地域産業の面的な高度化又は活性化に資するもの等幅広く対象となり得ることに留意する。

- ⑥ 水協法改正（令和3年11月施行）により、水協法第87条の2第1項第8号が追加されたが、地域活性化事業会社における不動産業務の取扱いは改正前と変わらないことに留意する。
- ⑦ 子会社等が、リスク商品を取り扱う場合、関係法令の規定を踏まえた上で、適切な販売・説明態勢の整備等を含め、健全な業務運営を確保する必要がある。特に、暗号資産仲介行為を行う場合は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者関係の事務ガイドラインで求められている義務を遵守する上で、組合グループが取り扱う商品であることをもって、顧客が暗号資産のリスクを過小に評価し、自らのリスク許容度を超えて取引を行うことがないよう、適切に説明を行う必要があることに留意する。

Ⅲ－４－６－２ 他の事業者の貸出金等に係る担保財産（不動産を除く。）の売買の代理・媒介会社の取扱い

他の事業者の貸出金等に係る担保財産（不動産を除く。）の売買の代理・媒介会社の業務は、他の事業者が貸出金等の回収のために担保権を実行する必要がある場合に行う当該貸出金等に係る担保財産（不動産を除く。）の売買の代理・媒介（以下「代理等」という。）に限られているか。

- （注1）他業禁止規制の趣旨を踏まえ、担保権の実行以外での売買の代理等は認められないことに留意する。
- （注2）組合が不動産業務を営むことができないことに鑑み、不動産の売買の代理等は認められないことに留意する。
- （注3）担保財産の取得、保有、管理及び売却は、信用事業命令第26条第1項第23号に規定する会社以外は認められないことに留意する。

Ⅲ－４－６－３ 組合の貸出金等に係る担保財産の保有・管理会社の取扱い

組合の貸出金等に係る担保財産の保有・管理会社については、以下の点に留意した取扱いとなっているか。

- （1）当該会社の業務は、以下に限られているか。
 - ① 親組合等（信用事業命令第26条第1項第23号に規定する「自らを子会社とする組合等」をいう。以下同じ。）が貸出金等の回収のために担保権を実行する必要がある場合（親組合等に係る担保財産について第三者が担保権を実行する場合も含む。）に行う当該貸出金等に係る担保財産の取得（不動産以外の財産については競落による取得に限らず、いわゆる私的実行による取得も含む。）。
 - ② 取得した財産の保有・管理及び売却（以下「保有等」という）。
- （2）当該会社の業務遂行に当たって以下の点は遵守されているか。
 - ① 不動産の保有等

- イ. 取得した不動産に関し、必要に応じ、財団法人民間都市開発推進機構、特定不動産共同事業者、宅地建物取引業者等との連携を図りつつ、整地、当該土地に適切な建築物の建設、隣接地の購入等を行い、当該不動産の価値の向上のための有効活用に努めているか。
- ロ. 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社の活用による流動化を検討するなど、取得した不動産の円滑な売却の実現に努めているか。
- ハ. 当該会社は、不動産の保有等を行うに当たって、ホテル業等関連会社が営むことが適当でない業務を営んでいないか。

② 動産の保有等

- イ. 動産は多種多様であり、その保有等により想定されるリスクも多岐にわたることを踏まえ、当該動産の種別、特性に応じ、当該動産の保有等により生じうる管理責任や契約不適合責任等のリスクを適正に把握・分析・管理し、これらのリスクに適切に対応するための態勢を整備しているか。
- ロ. 当該動産の取得に際しては、客観性・合理性のある評価方法による評価をしているか。
- ハ. 取得した動産に関し、当該動産の種別、特性等に応じた適切な管理を行い、当該動産の価値の向上、維持に努めているか。
- ニ. 取得した動産の種別、特性等に応じた適切な売却・換価方法を検討し、その実現に努めているか。
- ホ. 当該会社は、動産の保有等を行うに当たって、関連会社が営むことが適当でない業務を営んでいないか。

③ 債権の保有等

- イ. 当該債権の取得に際しては、客観性・合理性のある評価方法による評価をしているか。
- ロ. 取得した債権に関し、当該債権の第三債務者（目的債権の債務者）の信用力を判断するために必要となる情報を随時入手し財務状況を継続的にモニタリングするなど、当該債権の価値の維持に努めているか。
- ハ. 取得した債権に関し、適時に適切な回収措置（第三者への譲渡を含む。）を講じ、円滑な回収の実現に努めているか。

④ その他の財産の保有等

- その他の財産についても、上記不動産、動産及び債権の保有等に準じた取扱いがなされているか。

(3) 対象財産は親組合等の貸出金等に係る担保財産であり、当該財産の購入により、親組合等に回収が見込まれるか。

(注) 貸出金等には親組合等が保証の履行により取得した求償権等の債権で当該財産の被担保債権となっているものを含む。

(4) その他

- ① 不動産の保有等を行う当該会社は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の規定により、同法第3条の免許を取得しているか。
- ② 不動産以外の財産の保有等を行う当該会社は、当該財産の保有等に必要な免許、許可、登録又は承認等を取得しているか。
- ③ 当該会社は取得した財産ごとに収支・損益の分別管理を行っているか。

- ④ 親組合等及び当該会社は当該会社の財務の健全性が確保されるよう必要な措置を講じているか。

Ⅲ－４－６－４ 事業高度化等会社

信用事業命令第27条第15項に掲げる会社（以下「事業高度化等会社」という。）には、一定の地域商社が含まれるところ、同項第2号に規定する「当該連合会の事業の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないもの」という要件については、以下の点に留意する必要がある。

（１）物流への関与等

一定の地域商社の業務内容としては、商品の仕入れ・販売を自ら行うような場合を始めとして、自ら在庫を保有し、機能的に物流を担う運営も考えられる。このような業務について、例えば、以下のような場合には、当該信漁連の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれはないと考えられる。

- ・ 地域内外での新規顧客の獲得や販路拡大の支援の観点から、ECサイトや実店舗での小売販売を行うための在庫を保有するものの、保有される在庫は、販売初期において試験的に販売したり、需給の不確実な期間において安定的に販売したりするために必要な程度に止まっている場合など、実質的に在庫の保有リスクを伴わないと認められる場合（これを超えて、販路の開拓や需給の見通しが立ったこと等の事情により取扱量を本格的に拡大するにあたっては、委託販売等の在庫の保有リスクを伴わない販売方式がとられる場合。）。

なお、一定の地域商社としては、在庫の保有や物流機能を担うことなく、ECモール等の取引の場の設置による集客・販売支援や、卸売先の紹介・商品開発に関するコンサルティング等に留まる範囲で行うことも考えられるところであって、このような業務運営を行う場合には、当該信漁連の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれはないと考えられる。

（２）製造・商品加工への関与

一定の地域商社が事業高度化等会社として製造や商品加工を直接担うことは、他業禁止の趣旨等に鑑みれば基本的には想定されない。当該信漁連の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないとするためには、地域産品の特性に適した商品企画や流通形態の提供という一定の地域商社の機能として必要不可欠なもの（例えば、商品企画等のために必要となる試験的な製造や商品加工等）に限られ、かつ、コンプライアンス・リスクやレピュテーション・リスクを含めた他業リスクや利益相反等の弊害のおそれが限定される範囲に留める必要があることに留意する。

Ⅲ－４－６－５ 信漁連とその証券子会社等の関係

- （１）金商法等において、金融機関とその証券子会社との間等における弊害防止措置が設けられている趣旨及び信用事業命令第32条第2項第5号における「認可対象会社の業務の健全かつ適切な遂行を確保するための措置を講ずる」との趣

旨にかんがみ、出資関係等を有する金融商品取引業者との間の行為については、信漁連が、その関係金融商品取引業者（当該信漁連が金融商品取引業者の親会社等（金商法第31条の4第3項に規定する親銀行等をいう。）又は子銀行等（金商法第31条の4第4項に規定する子銀行等をいう。）に該当する場合における当該金融商品取引業者をいう。以下同じ。）との間において、金商法第44条の3の規定により禁止されている行為に関与していないかについて留意する必要がある。

（2）信漁連がその関係金融商品取引業者との間で、法令等遵守管理に関する業務、損失の危険の管理に関する業務、内部監査及び内部検査に関する業務、財務に関する業務、経理に関する業務、税務に関する業務、子法人等の経営管理に関する業務又は有価証券の売買、デリバティブ取引その他の取引に係る決済及びこれに関連する業務（以下本項において「内部管理及び運営に関する業務」という。）について金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第7号に規定する行為を行う場合には、登録金融機関である信漁連及び当該関係金融商品取引業者において、内部管理及び運営に関する業務を行う部門から非公開情報が漏えいしない措置を的確に講じていること等、情報管理体制について業務方法書に記載することが求められている。一方、信漁連監督の観点からは、内部管理及び運営に関する業務の統合によって、信漁連の当該業務遂行の高度化や効率化を図ることが可能となる反面、関係金融商品取引業者との関係で統合された内部管理及び運営に関する業務についての責任の範囲や所在が不明確になるリスク、当該信漁連の内部管理及び運営に関する業務の責任者が実質的に当該業務の管理・監督を行わないまま関係金融商品取引業者にその遂行を任せる状態になることによる当該信漁連の実質的な内部管理及び運営に関する機能が働かないリスク等、業務の健全かつ適切な運営が阻害されるリスクも発生することから、以下の点に特に留意する必要がある。

- ① 統合する内部管理及び運営に関する業務について、信漁連が実質的な管理・監督を行わないまま関係金融商品取引業者へその遂行を任せる状態を防止するため、当該業務に係る信漁連と関係金融商品取引業者との間の権限及び責任の分担並びに信漁連における当該業務を担当する理事等及び当該業務の担当者（関係金融商品取引業者の当該業務の従業員を兼職している者を含む。）の権限及び責任の範囲が、職務規程や組織規程等において明確になっているか。
- ② 信漁連が内部管理及び運営に関する業務についての管理責任を果たすための組織及び人的構成に関して、以下のような管理体制の整備が図られているか。
 - イ. 担当理事等は、信漁連における内部管理及び運営に関する業務の担当者に対する監督等を通じて、業務の状況を的確に把握し、その適切な遂行を確保する責務と権限を有するとともに、当該信漁連の理事会等や行政庁に対して適切な報告・説明を行う権限及び責任を有しているか。
 - ロ. 担当理事等による営業部門に対するけん制機能が機能しない可能性がある場合には、けん制機能の実効性を確保するための措置が取られているか。
 - ハ. けん制機能の実効性の確保を目的として関係金融商品取引業者との合議機関等を設置することが選択されている場合については、当該合議機関にお

ける意思決定についての担当理事等の職責や信漁連の関与が形骸化していないか、合議機関が営業推進の目的に利用されるなどけん制機能の実効性が損なわれていないか、に特に留意する必要がある。例えば、その防止のための措置として当該合議機関の目的及び手続（決議方法、議事録の作成を含む。）、各構成員の権限と責任が明確になっているか。

- ③ また、監督上必要な場合には、以下の点について、水協法第122条第1項に基づき当該信漁連に対して報告及び資料提出を求めるほか、必要があると認めるときは、同条第2項に基づき当該信漁連の子会社たる金融商品取引業者に対しても報告徴収を行うこととする。

イ. 内部管理及び運営に関する業務等の実施についての方針及び手続

ロ. 担当理事等内部管理及び運営に関する業務に従事する者の権限・事務分掌

ハ. その他各種規程の整備状況

ニ. 内部管理及び運営に関する業務実施に係る人員・組織の状況等

(3) 銀証ファイアーウォール規制の緩和に伴う優越的地位の濫用の防止について

① 意義

金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第7号等に定める金融機関と証券会社間の情報授受規制（いわゆる銀証ファイアーウォール規制）は、優越的地位の濫用防止、利益相反取引の防止、利用者情報の適切な保護等を確保する観点から、主に利用者の非公開情報等の共有禁止等を定めた規制である。銀証ファイアーウォール規制は、1993年に銀行・証券の相互参入を解禁した際に措置されたものであるが、その後、累次にわたり、見直しが行われており、2022年には、我が国資本市場の一層の機能発揮、利用者に対するより高度な金融サービスの提供の必要性、国際競争力強化、利用者の利便性向上等の観点から、上場会社等の一定の法人に係る非公開情報等を共有するに当たり、当該法人の同意を不要（ただし、当該法人からの共有の停止の求めには応じる必要がある。）とするなどの緩和が行われた。

他方で、規制緩和により、優越的地位の濫用に繋がる可能性がある不適切な行為（注）が増大するおそれもあるとの指摘もあるところであり、こうした不適切な行為についても留意しつつ、組合及びグループ会社の業務の内容・特性・規模等に応じた実効的な防止態勢が確保されることが重要である。

（参考）「金融審議会 市場制度ワーキング・グループ 第二次報告—コロナ後を見据えた魅力ある資本市場の構築に向けて—」（2021年6月18日）

（注）銀証連携の場面における優越的地位の濫用又はこれに繋がる可能性がある不適切な行為としては、例えば、以下のようなものが考えられるが、これらに限られるものではなく、組合のビジネスモデルの実態や、グループ内の他の金融機関の業態等に応じて異なり得ることに留意するものとする。

・ 有価証券の引受等の金融取引において、グループ証券会社を利用し又はグループ証券会社のシェアを増加させなければ、今後の融資取引に影響がある旨に言及するなど、口頭・書面等あるいは明示・黙示を問わず、組合の役職員が利用者に対して不利益な取扱いの可能性を示唆してグループ証券会社との取引を要請する場合。

② 着眼点

利用者に対する優越的地位の濫用については、Ⅱ-3-2-1-2(8)に加え、例えば、以下の点について、組合及びグループ内会社の業務の内容・特性・規模等に応じた実効的な防止態勢が構築されているか。

イ. 経営陣が組合の優越的地位の濫用防止の重要性を認識し、グループ内の他の金融機関との連携等により、その実践に誠実にかつ率先垂範して取り組んでいるか。また、優越的地位の不当な利用が疑われる事案のうち、利用者に重大な影響を及ぼす可能性があるなど、経営上重要なものについては、経営陣に適時適切に報告がなされる態勢となっており、優越的地位の濫用の防止態勢の構築については、経営陣が適切に関与しているか。

ロ. 役職員の業績評価等について、優越的地位の濫用を誘発するインセンティブを与えるようなものになっていないか。また、グループ証券会社との取引を前提としなければ成り立たないような金利での貸出等が横行するなど、業務における採算管理が著しく合理性を欠くといった、優越的地位の濫用を誘発しやすい収益上の構造がないか。

ハ. 組合及びグループ会社の業務内容や市場における地位も踏まえ、取引先の規模・信用状況や組合に対する取引依存度等に基づき、取引先及び取引形態ごとに優越的地位の濫用が発生するリスクを評価しているか。また、このリスクに応じて、優越的地位の濫用を実効的に防止するための手続・遵守事項等が明確化されているか。なお、当該手続・遵守事項等は、業務内容や利用者との取引実態に応じて異なり得るが、例えば、以下のような措置が考えられる。

- ・ 組合が利用者に対して、グループ証券会社の提供する商品又はサービス等に関する情報提供等を行う場合には、事前に、グループ証券会社との取引に応じなくとも、今後の組合との取引に影響を与えるものではない旨を明確に説明する措置

- ・ 優越的地位の濫用に関する事後的な検証が可能となるよう、利用者との応接録を適切に作成・保存する措置

ニ. 役職員に対する研修・教育の実施等により、上記ハについての周知徹底が図られているか。

ホ. 優越的地位の濫用の防止について、そのための措置を講じる責任を有する部署を事業部門から独立させて設置するなど、十分にけん制機能が発揮されるような体制が整備されているか。また、当該部署は、案件の重要性に応じて、上記ハの手続・遵守事項等が適切に遵守されているかの検証といった点について、適切な関与・管理をしているか。

ヘ. 上記について、内部監査部門の体制は十分か。また、グループ間の監査が連携されているなど、グループベースでの一体的な管理がなされているか。

③ 監督手法・対応

優越的地位の濫用防止に係る情報収集窓口に対して寄せられた情報、融資先ヒアリングの結果など、様々なチャネルを活用して収集した金融サービス利用者の声のほか、メディア報道や外部からの照会等を含めた外部情報を分析し、重点的にモニタリングを実施することとする。これらのモニタリング、検査結果及び不祥事件等届出書等により、優越的地位の濫用に係る問題があると認められる場合には、必要に応じ、水協法第122条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、水協法第123条の2に基づき業務改善命令を

発出する等の対応を行うものとする。

なお、証券会社においても金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第10号に基づき、親銀行等又は子銀行等の取引上の優越的地位を不当に利用して金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行うことが禁止されており、これは信用事業命令第7条の4第3号と同趣旨であることから、同様の目線や着眼点で検査・監督を行う必要があるため、金融庁監督局証券課及び証券取引等監視委員会と十分に連携する必要があることに留意する。また、独占禁止法に規定される優越的地位の濫用の禁止を踏まえ、公正取引委員会と定期的な意見交換を実施する。

Ⅲ－４－６－６ 子会社等に係るその他の留意事項

子会社等の財務の健全性及び業務の適切性は確保されているか。例えば以下の子会社等については、その業務の特性等にかんがみ、特に留意する必要がある。

- (1) カード会社や住宅ローンの保証会社等の金融関連会社
- (2) 関連又はいわゆる「緊密先」といわれる不動産管理会社

Ⅲ－４－７ 議決権の取得等の制限

- (1) 水協法第17条の15第2項ただし書（水協法第87条の3第2項（同法第100条第1項において準用する場合を含む。））、第96条第1項において準用する場合を含む。）の承認を行うに際しては、以下の点に留意する必要がある。

なお、株式の取得又は保有に関するリスク管理については、Ⅱ－２－４－２(11)を参照すること。

- ① 組合から、信用事業命令第35条第1項による申請があった場合には、基準議決権数を超えて取得又は保有する議決権を期間内に処分できないことがやむを得ない理由によるものであるかどうかを審査するものとする。
「やむを得ない理由」とは、例えば、以下のようなものが考えられる。
 - イ. 事業再生の途上にある会社の議決権を取得又は保有した場合、当該会社再建や事業の安定的な運用を支援するために、当該会社の策定した再生計画期間中は、当該議決権を保有し続ける必要があること。
 - ロ. 当該事業再生計画に基づき議決権を取得した場合、当該計画による手続きが完了するまでは配当が支払われないこと等により、売却等による処分が困難であること。
 - ハ. 当該会社における未公表の重要事実を知ることとなった場合、金商法第166条のインサイダー取引に関する規定に抵触するおそれがあるため、売却等による処分が困難であること。
- ② 以下の場合においては、水協法第17条の15第3項（水協法第87条の3第2項（同法第100条第1項において準用する場合を含む。））、第96条第1項において準用する場合を含む。）に定める同条第2項の承認の条件である「組合又はその子会社がその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分す

ること」とは「遅くとも当該会社の経営改善等のための計画終了（注）後速やかに処分すること」との趣旨であることに留意する。

イ. 信用事業命令第34条第1項第3号の規定により議決権を取得した場合（いわゆるDES）

ロ. 事業再生会社の議決権について、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を処分することができないため、信用事業命令第27条第13項各号に定める期間を超えて保有する場合

（注）「計画終了」とは、当該計画期間を満了した場合、当該計画を計画期間よりも早期に達成した場合、当該会社が破綻又は実質的に破綻した場合及び当該計画を見直した場合をいう。

（2）その他の注意事項

- ① 組合の子会社である投資運用業を行う金融商品取引業者が投資一任契約に基づき利用者のために議決権を行使し又は議決権の行使について指図を行う株式等に係る議決権は、水協法第17条の15（水協法第87条の3第2項（同法第100条第1項において準用する場合を含む。）、第96条第1項において準用する場合を含む。）において組合の子会社が取得し又は保有する議決権に含まれないことに留意する。
- ② ベンチャービジネス会社が行う新事業活動とは、新事業分野開拓が可能となるような新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動を指し、研究開発を前提とした創業を行う業種のみならず、サービス業等の業種も対象となる。なお、その該当性の判断に当たっては、地域や業種が勘案されることとなるが、既に相当程度普及している技術・方式の導入等については含まれないことに留意する。
- ③ 水協法第87条の3第3項（水協法第100条第1項において準用する場合を含む。）に定める議決権保有制限の例外の対象となる会社である信用事業命令第27条第6項各号に掲げる会社の議決権を、基準議決権数を超えて取得又は保有することが認められるのは、当該会社の事業再生に係る計画に盛り込まれている資本調達計画に基づき取得又は保有した場合であることに留意する。
- ④ 信用事業命令第27条第6項第9号の会社に該当するかの判断にあたっては、財務状態の悪化が顕在するに至っていない段階の会社であっても対象となり得ることに留意する。

Ⅲ－４－８ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性

Ⅲ－４－８－１ 意義

情報開示（ディスクロージャー）を充実させることは、組合の経営の透明性を高め、市場規律により経営の自己規正を促すものであるとともに、貯金者の自己責任原則の確立のための基盤としても重要である。開示に期待されるこうした機能が適

切に果たされるためには、組合の経営内容がより正確に反映された財務諸表が作成されることがその前提であり、最近の経済・社会環境の変化等を踏まえ、適切な開示が図られる必要がある。

Ⅲ－４－８－２ 財務報告に係る内部統制

組合においては、代表者が直近の事業年度における財務諸表の正確性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨をディスクロージャー誌に記載することが求められている。

なお、有価証券報告書の提出者である組合においては、代表者が上記確認を行った旨を記載した書面（いわゆる代表者確認書）を有価証券報告書等に添付することが求められている。

Ⅲ－４－８－３ 組合に求められる開示の類型

水協法のディスクロージャー義務は水協法第58条の3に規定されている。

水協法第58条の3に基づき作成される説明書類の開示項目については、信用事業命令第48条で明確に定められている（なお、当該項目について、虚偽の記載等をして公衆の縦覧に供した者は水協法第128条の2により罰せられる。）。

さらに、罰則の適用はないが、水協法第58条の3第6項において「利用者が当該組合及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。」とされており、信用事業命令第49条の2第1項に基づき、重要なものについては半期ごと、同条第2項に基づき、重要なものについては事業年度ごとの開示に努めなければならないこととされている。

（注）銀行が「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）により資産の査定の公表が義務付けられていることについて、組合も踏まえる必要があることに留意する。

Ⅲ－４－８－４ 開示に当たっての留意事項

Ⅲ－４－８－４－１ 記載項目についての留意事項

（１）一般的な留意事項

- ① 各記載項目については、適切かつ分かりやすい表示がなされているか。
- ② 各記載項目について自組合において該当がない場合、注釈が必要な場合等には、その旨適切な表示がなされているか。
- ③ 信用事業命令第48条に定められた開示項目以外の情報を自主的・積極的に開示することは、その内容の正確性・適切性が確保される限り、何ら差し支えないことに留意する。特に、利用者の関心の強い分野に係るエクスポージャー等については、国際的なベストプラクティスを踏まえつつ、組合のリスク特性に即した有用な情報を積極的に開示することが望ましい。

（２）個別記載項目についての留意事項

- ① 信用事業命令第48条第1項第1号イ（１）「業務の運営の組織」について

は、組織図等を用いて系統的に分かりやすい説明がなされているか。

- ② 信用事業命令第48条第1項第1号ロ「主要な業務の内容」には、貯金、貸出、為替等事業の区分ごとにその内容が記載されているか。
- ③ 信用事業命令第48条第1項第1号ハ(1)「直近の事業年度における事業の概況」には、業況、事業実績、損益の状況等についての概括的な説明、自組合が対処すべき課題等について説明されているか。
- ④ 信用事業命令第48条第1項第1号ハ(3)「直近の二事業年度における事業の状況」については、特に、主要な水産業関係の貸出実績に関し、漁業種別・資金種別等の内訳が記載されているか。
- ⑤ 信用事業命令第48条第1項第1号ニ(1)「リスク管理の体制」には、リスク内容、リスク管理に対する基本方針及び審査体制、内部監査体制、ALM管理体制等のリスク管理体制等について記載されているか。
- ⑥ 信用事業命令第48条第1項第1号ニ(2)「法令遵守の体制」には、法令遵守(コンプライアンス)に対する基本方針及び運営体制について記載されているか。
- ⑦ 信用事業命令第48条第1項第1号ニ(3)「中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況」には、以下の事項等について、利用者が興味や関心を持てるような具体的で分かりやすい内容が記載されているか。
 - イ. 中小漁業者等の経営支援に関する取組方針
 - ロ. 中小漁業者等の経営支援に関する態勢整備(外部専門家・外部機関等との連携を含む。)の状況
 - ハ. 中小漁業者等の経営支援に係る取組状況(支援内容、外部専門家・外部機関等との連携、取組事例等)
 - a. 漁業就業(創業)・新規事業開拓の支援
 - b. 成長段階における支援
 - c. 経営改善・事業再生等の支援
 - ニ. 地域の活性化に係る取組状況

(注1) 上記ハ及びニの取組状況については、具体的な実績や成果を記載するよう努めているか確認する。

(注2) 上記ハ及びニの取組状況については、コンサルティング機能の発揮、地域の面的再生や地域水産業の下支えへの積極的な参画(地方公共団体、漁業関係団体、外部機関等との連携を含む。)を具体的に記載しているか確認する。

(注3) 「外部専門家」とは、税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士、経営指導員等をいう。

(注4) 「外部機関」とは、地方公共団体、株式会社日本政策金融公庫、よろず支援拠点、JETRO、JBIC、地域経済活性化支援機構、東日本大震災事業者再生支援機構、事業承継・引継ぎ支援センター、中小企業活性化協議会、中小企業基盤整備機構、認定経営革新等支援機関、事業再生ファンド、地域活性化ファンド等をいう。

※ なお、上記に掲げた事項に限らず、「中小企業の経営の改善及び地域経済の活性化のための取組の状況」について、各組合の自主的な判断により記載事項を追加することを妨げるものではない。
- ⑧ 手続実施基本契約の相手方となる指定ADR機関の商号又は名称及び連絡

先が記載されているか。指定ADR機関が存在しない場合には、苦情処理措置及び紛争解決措置の内容について、実態に即して適切に記載されているか（例えば、外部機関を利用している場合は当該外部機関の名称及び連絡先など。）。

- ⑨ 信用事業命令第48条第1項第1号ホ（4）及び第3項第1号ハ（3）「自己資本（基本的項目に係る細目を含む。）の充実の状況」には、業務報告書及び連結業務報告書の内容と同程度のものが記載されているか。
- ⑩ 信用事業命令第48条第1項第1号ホ（1）及び第3項第1号ハ（1）「貸借対照表」のうち貸倒引当金については、一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金に区別して記載されているか。
- ⑪ 信用事業命令第48条第3項第1号イ（1）「組合又は連合会及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成」については、主要な事業の内容、当該事業を構成しているグループ会社の当該事業における位置付け等について系統的に分かりやすい説明がなされるとともに、その状況が事業系統図等によって示されているか。
- ⑫ 信用事業命令第48条第3項第1号ハ（4）「当該組合又は当該連合会及びその子法人等（施行令第9条第2項に規定する子法人等をいう。）が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下この号において「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の額の総額に占める割合が少ない場合を除く。）」については、事業の種類別情報が記載されているか。この場合の「各経常収益等の額の総額に占める割合が少ない場合」については、10%未満とする。

Ⅲ－４－８－４－２ 水協法に基づく債権の額の開示区分

信用事業命令第48条第1項第1号ホ（2）に定める基準に従い、以下のとおり区分する（開示対象についても、信用事業命令第48条第1項第1号ホ（2）に定める基準に従う。なお、仮払金については貸出金に準ずるもの（支払承諾に基づき代位弁済を行ったことにより発生する求償権及び貸出金と関連のある仮払金）として差し支えない。）。ただし、その際には、以下に掲げる基準を機械的・画的に適用するのではなく、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、キャッシュフローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案した上で、区分することが適当である。特に債務者が中小漁業者等である場合は、その財務状況のみならず、その技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、その経営実態を踏まえて区分することが適当である。

（1）破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、「破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権」をいい、破産、清算、会社更生、民事再生、

手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者のほか、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権である。なお、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）の規定による特定調停の申立てについては、申立が行われたことをもって経営破綻に陥っているものとはしないこととし、当該債務者の経営実態を踏まえて判断する。

具体的には、事業を形式的に継続しているが、財務内容において多額の不良債権を内包し、あるいは債務者の返済能力に比して明らかに過大な借入金が残存し、実質的に大幅な債務超過の状態に相当期間陥っており、事業好転の見通しが無い状況、天災、事故、経済情勢の急変等により多大な損失を被り（あるいは、これらに類する事由が生じており）、再建の見通しが無い状況で、元金又は利息について実質的に長期間延滞（原則として6カ月以上遅延しており、一過性の延滞とは認められないものをいう。）している債務者や、自主廃業により営業所を廃止しているなど、実質的に営業を行っていないと認められる債務者に対する債権が含まれる。

このほか、経営改善計画等の進捗状況が計画を大幅に下回っており、今後も急激な業績の回復が見込めず、経営改善計画等の見直しが行われていない場合、又は一部の取引金融機関において経営改善計画等に基づく支援を行うことについて合意が得られない場合で、今後、経営破綻に陥る可能性が確実と認められる債務者については、「深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にある」ため、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当するものと判断して差し支えない。

（2）危険債権

危険債権とは、「債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権」をいい、現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（金融機関等の支援継続中の債務者を含む。）に対する債権である。

具体的には、現状、事業を継続しているが、実質債務超過の状態に陥っており、業況が著しく低調で貸出金の元本返済若しくは利息支払いが延滞状態にあるなど元本及び利息の最終の回収について重大な懸念があり、従って損失の発生の可能性が高い状況で、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権をいう。

なお、会社更生法、民事再生法等の規定による更生計画等の認可決定が行われた債務者に対する債権については、危険債権と判断して差し支えない。さらに、更生計画等の認可決定が行われている債務者については、以下の要件のいずれかを満たしている場合には、更生計画等が合理的であり、その実現可能性が高いものと判断し、当該債務者に対する債権は三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権又は正常債権に該当するものと判断して差し支えない。

- ① 更生計画等の認可決定後、当該債務者が、原則として概ね5年以内に、業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる状態

(当該債務者が金融機関等の再建支援を要せず、自助努力により事業の継続性を確保することが可能な状態となる場合は、金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある状態、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある状態のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある状態など今後の管理に注意を要する状態を含む。)となる計画であり、かつ、更生計画等が概ね計画どおりに推移すると認められること。

- ② 当該債務者が、5年を超え概ね10年以内に、業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる状態(当該債務者が金融機関等の再建支援を要せず、自助努力により事業の継続性を確保することが可能な状態となる場合は、金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある状態、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある状態のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある状態など今後の管理に注意を要する状態を含む。)となる計画であり、かつ、更生計画等の認可決定後一定期間が経過し、更生計画等の進捗状況が概ね計画以上であり、今後も概ね計画どおりに推移すると認められること。

(3) 貸出条件緩和債権

貸出条件緩和債権とは、「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金」をいう。

- ① 信用事業命令第48条第1項第1号ホ(2)(iv)の「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として」いるかどうかの判定においては、債務者の経営状況及び金融機関の意図等に基づき判断することとし、当該条件変更が、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的としていないと認められる場合には、債務者に有利となる取決めを行っている場合であっても、貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。

- ② 信用事業命令第48条第1項第1号ホ(2)(iv)の「債務者に有利となる取決め」とは、債権者と債務者の合意によるものか法律や判決によるものであるかは問わないことに留意する。

また、その具体的な事例としては、例えば、以下のような約定条件の改定を行った債権又はその組合せで、かつ当該債務者に関する他の貸出金利息、手数料、配当等の収益、担保・保証等による信用リスク等の増減、競争上の観点等の当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案して、当該貸出金に対して、基準金利(当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利をいう。)が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていない債権が考えられるが、これらにかかわらず信用事業命令の定義に合致する貸出金は開示の対象となることに留意する。

イ. 金利減免債権

金利を引き下げた貸出金

ロ. 金利支払猶予債権

金利の支払を猶予した貸出金。

ハ. 経営支援先に対する債権

債権放棄やDES（デット・エクイティ・スワップ）などの支援を実施し、今後も再建計画の実施に際し追加的支援の蓋然性が高い債務者に対する貸出金。

二. 元本返済猶予債権

元本の支払を猶予した貸出金。

ホ. 一部債権放棄を実施した債権

私的整理における関係者の合意や会社更生、民事再生手続における認可決定等に伴い、元本の一部又は利息債権の放棄を行った貸出金の残債。

ヘ. 代物弁済を受けた債権

債務の一部弁済として、不動産や売掛金等の資産を債務者が債権者に引き渡した貸出金（担保権の行使による引渡しを含む。）の残債。

ト. 債務者の株式を受け入れた債権

債務の一部弁済として、債務者の発行した株式を受領した貸出金の残債。ただし、当初の約定に基づき貸出金を債務者の発行した株式に転換した場合を除く。

(注) 上記の事例に係る判定に当たっては、例えば、以下の点に留意する。

一 適用金利が基準金利を下回る場合であっても、金利の減免や元本支払猶予等の貸出条件の変更を行っていない貸出金であれば、貸出条件緩和債権には該当しないこと

二 ただし、金利の減免や元本支払猶予等の貸出条件の変更を行っていない貸出金であっても、新規貸出時に、債務者の経営状況、資金使途、及び設定された貸出条件等からして、実質的に当該債務者に対する既存債権の条件緩和、又は既存の条件緩和債権の返済を目的として実施されたものであることが明らかな場合は、貸出条件緩和債権に該当すること

三 基準金利は経済合理性に従って設定されるべきであること

具体的には、

・設定に際し、信用リスクに基づく適切かつ精緻な区分を設け、その区分に応じた新規貸出約定平均金利を基準金利とすること

・ただし、新規貸出約定平均金利が、その区分において、信用リスク等に見合ったリターンが確保されている旨を合理的・客観的に証明できる方法により求めた金利を著しく下回る場合には、当該方法により求めた金利を基準金利とすること

四 開示の判断は、「ハ. 経営支援先に対する債権」の場合は債務者単位で行うこと。また、「ホ. 一部債権放棄を実施した債権」、「ヘ. 代物弁済を受けた債権」及び「ト. 債務者の株式を受け入れた債権」であって、開示を逃れるために意図的に債権を分割していると認められる場合は、当該債務者に対する分割をする前の当該貸出金の残債を開示する必要がある。これらの場合を除いては、個々の債権単位で開示の判断を行うこと

③ 過去において債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利減免、金利支払猶予、債権放棄、元本返済猶予、代物弁済や株式の受領等を行った債務者に対する貸出金であっても、金融経済情勢等の変化等により新規

貸出実行金利が低下した結果、又は当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合、又は当該債務者の債務者区分が正常先となった場合には、当該貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。

特に、実現可能性の高い（注1）抜本的な（注2）経営再建計画（注3）に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合（注4）には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。また、債務者が実現可能性の高い抜本的な経営再建計画を策定していない場合であっても、債務者が農林漁業者、中小・零細企業であつて、かつ、貸出条件の変更を行った日から最長1年以内に当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき（注5）には、当該債務者に対する貸出金は当該貸出条件の変更を行った日から最長1年間は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。

（注1）「実現可能性の高い」とは、以下の要件をすべて満たす計画であることをいう。

- （a）計画の実現に必要な関係者との同意が得られていること
- （b）計画における債権放棄等の支援の額が確定しており、当該計画を超える追加的支援が必要と見込まれる状況でないこと
- （c）計画における売上高、費用及び利益の予測等の想定が十分に厳しいものとなっていること

（注2）「抜本的な」とは、概ね3年（債務者企業の規模又は事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない。）後の当該債務者の業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる状態となることをいう。なお、債務者が農林漁業者、中小・零細企業である場合は、大企業と比較して経営改善に時間がかかることが多いことから、「（注）貸出条件緩和債権等の債権区分の判断について」における「合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画」が策定されている場合には、当該計画を実現可能性の高い抜本的な計画とみなして差し支えない。

（注3）中小企業活性化協議会が策定支援した再生計画、中小企業の事業再生等に関するガイドライン第三部に定める再生型私的整理手続により策定した再生計画（小規模事業者が債務減免等を含まない計画であつて中小企業の事業再生ガイドライン第三部4.（4）②ロ及びハのみを満たす計画を除く。）、産業復興相談センターが債権買取支援業務において策定支援した事業計画、事業再生ADR手続き（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続をいう。）に従って決議された事業再生計画、株式会社地域経済活性化支援機構が買取決定等（株式会社地域経済活性化支援機構法第31条第1項）した事業者の事業再生計画（同法第25条第1項）及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が買取決定等（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第25条第1項）した事業者の事業再生計画（同法第19条第2項第1号）については、当該計画が（注1）及び（注2）の要件を満たしていると認められる場合

に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えない。

(注4) 既存の計画に基づく経営再建が(注1)及び(注2)の要件をすべて満たすこととなった場合も、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合」と同様とする。

なお、(注3)の場合を含め、(注1)及び(注2)の要件を当初すべて満たす計画であっても、その後、これらの要件を欠くこととなり、当該計画に基づく貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていないと見込まれるようになった場合には、当該計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権に該当することとなることに留意する。

(注5) 「当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき」とは、組合と債務者との間で合意には至っていないが、債務者の経営再建のための資源等(例えば、売却可能な資産、削減可能な経費、新商品の開発計画、販路拡大の見込み)が存在することを確認でき、かつ、債務者に経営再建計画を策定する意思がある場合をいう。

④ 「事業者と金融機関の信頼関係に基づく事業性融資に関する基本的な考え方」(令和8年5月金融庁)Ⅱ(4)(D)(補論2)の要件(金融機関において、経営戦略や融資方針と整合的な形で、個々の案件における事業者とのコミュニケーション・経営改善支援等の審査・期中管理が適切に行われ、また、金融機関の経営陣主導のもとで、金融機関の内部統制の実効性や持続性の確保、必要が認められた場合の態勢の見直し等が適切に行われている場合において、(企業価値担保権付き融資の基礎となる)事業計画における売上高、費用及び利益の予測等を含む経営改善の見込み・返済の見込みが十分に実現可能であると金融機関が判断しているとき)を満たす企業価値担保権付き融資については、貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。

(注) 貸出条件緩和債権等の債権区分の判断について

形式上は延滞が発生していないものの、実質的に三月以上遅延している債権も、貸出条件緩和債権に該当する。実質的な延滞債権となっているかどうかは、返済期日近くに実行された貸出金の資金使途が元金又は利息の返済原資となっているか等により判断する。

金融機関等の支援を前提として経営改善計画等が策定されている債務者については、以下の全ての要件を充たしている場合には、経営改善計画等が合理的であり、その実現可能性が高いものと判断し、当該債務者に対する債権は三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権又は正常債権に該当するものと判断して差し支えない(当該計画を「合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画」という。)

なお、債務者が中小漁業者等である場合、その経営規模、人員等を勘案すると、大企業の場合と同様な大部で精緻な経営改善計画等を策定できない場合がある。債務者が経営改善計画等を策定していない場合であっても、例えば、今後の資産売却予定、役員報酬や諸経費の削減予定、生産計画、新商品等の開発計画や収支改善計画等のほか、債務者の実態に即して金融機関が作成・分析した資料を踏まえて債権区分の判断を行うことが必要である。

また、債務者が中小漁業者等である場合、必ずしも精緻な経営改善計画等を作成できないことから、景気動向等により、経営改善計画等の進捗状況が計画を下回る（売上高等及び当期利益が事業計画に比して概ね8割に満たない）場合がある。その際には、経営改善計画等の進捗状況のみをもって機械的・画一的に判断するのではなく、計画を下回った要因について分析するとともに、今後の経営改善の見通し等を検討することが必要である（ただし、経営改善計画の進捗状況が計画を大幅に下回っている場合には、「合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画」とは取り扱わない）。なお、経営改善計画等の進捗状況や今後の見通しを検討する際には、バランスシート面についての検討も重要であるが、キャッシュフローの見通しをより重視することが適当である。

このほか、債務者が制度資金を活用して経営改善計画等を策定しており、当該経営改善計画等が国又は都道府県の審査を経て策定されている場合には、債務者の実態を踏まえ、国又は都道府県の関与の状況等を総合的に勘案して判断する。

本基準は、あくまでも経営改善計画等の合理性、実現可能性を検証するための目安であり、債権区分を検討するに当たっては、本基準を機械的・画一的に適用すべきものではない。

① 経営改善計画等の計画期間が原則として概ね5年以内であり、かつ、計画の実現可能性が高いこと。

ただし、経営改善計画等の計画期間が5年を超え概ね10年以内となっている場合であっても、経営改善計画等の策定後、経営改善計画等の進捗状況が概ね計画どおり（売上高等及び当期利益が事業計画に比して概ね8割以上確保されていること）であり、今後も概ね計画どおりに推移すると認められる場合を含む。

② 計画期間終了後の当該債務者の業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる状態（ただし、計画期間終了後の当該債務者が金融機関等の再建支援を要せず、自助努力により事業の継続性を確保することが可能な状態となる場合は、金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある状態、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある状態のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある状態など今後の管理に注意を要する状態を含む。）となる計画であること。

③ 全ての取引金融機関等において、経営改善計画等に基づく支援を行うことが合意されていること。

ただし、単独で支援を行うことにより再建が可能な場合又は一部の取引金融機関等が支援を行うことにより再建が可能な場合は、当該支援金融機関等が経営改善計画等に基づく支援を行うことについて合意されていれば足りるものと判断する。

④ 金融機関等の支援の内容が、金利減免、融資残高維持等に止まり、債権放棄、現金贈与などの債務者に対する資金提供を伴うものではないこと。

ただし、経営改善計画等の開始後、既に債権放棄、現金贈与などの債務者に対する資金提供を行い、今後はこれを行わないことが見込まれる場合、及び経営改善計画等に基づき今後債権放棄、現金贈与などの債務者に対する資金提供を計画的に行う必要があるが、既に支援による損失見込額を全額引当

金として計上済で、今後は損失の発生が見込まれない場合を含む。

なお、制度資金を利用している場合で、当該制度資金に基づく国が補助する都道府県の利子補給等は債権放棄等には含まれないことに留意する。

(4) 正常債権

正常債権とは、「債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権」をいう。

なお、国、地方公共団体及び被管理金融機関に対する債権は正常債権に該当する。

Ⅲ－４－８－４－３ 自己資本の充実の状況等の開示

自己資本比率規制の第3の柱（市場規律）に基づく自己資本の充実の状況等の開示は、第1の柱（最低所要自己資本比率）及び第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）を補完し、市場による外部評価の規律づけにより金融機関の経営の健全性を維持することを目的としており、BIS開示告示に従って、以下の事項に留意し、適切に実施される必要がある。また、組合は、開示の対象となる情報の重要性に照らしつつ、利用者にとって有益な情報開示のあり方を検討する必要がある。情報開示の省略等が当該情報の利用者による経済的な意思決定を変更する可能性のある情報については、その適切な開示に特に留意するものとする。

ただし、財産的価値を有する情報及び守秘義務に係る情報については、これらの情報を公開することで組合の地位に大きな損害を与えるおそれがある場合には、当該項目に関するより一般的な情報とともに、その特定の情報項目が開示されなかった事実及びその理由を開示することで差し支えないものとする。

(注) Ⅲ－４－８－４－３は、主に組合が単体の自己資本比率を算出するに当たっての開示事項を定めたものであり、組合が連結の自己資本比率を算出する場合は、適宜読み替えて適用するものとする。

(1) 定性的な開示事項

① 「連結の範囲に関する次に掲げる事項」について

イ. 「連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（連結グループ）に属する会社と連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲（会計連結範囲）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因」には、以下の内容が記載されているか。

- ・ BIS告示第11条の規定に従った場合と連結財務諸表規則に基づく場合の連結の範囲及び方法の違い（例えば、連結、持分法適用、比例連結等）
- ・ 連結の範囲及び方法の違いが生じた原因

ロ. 「連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容」には、同じ取扱いを受けるものの区分ごとに、それらの名称、貸借対照表の

総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容が、一覧表示等の方法により適切に記載されているか。

- ② 「自己資本調達手段の概要」には、B I S 告示第 2 条又は第10条の算式における「自己資本の額」にその発行額の全部又は一部が含まれる自己資本調達手段（経過措置により自己資本の額に含まれる適格旧資本調達手段を含む。）に係る以下の情報を記載しているか。

- ・ 発行主体
- ・ 資本調達手段の種類
- ・ コア資本に係る基礎項目の額に算入された額
（以下は該当する場合に記載）
- ・ 配当率又は利率（公表されている場合）
- ・ 償還期限がある場合は、その旨及び日付
- ・ 一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要（初回償還可能日、償還金額、対象となる事由等）
- ・ 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約がある場合は、その概要
- ・ 元本の削減に係る特約がある場合は、その概要
- ・ 配当等停止条項がある場合は、その旨及び停止した未払の配当又は利息に係る累積の有無
- ・ ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約がある場合は、その概要

- ③ 「信用リスクに関する次に掲げる事項」について

イ. 「リスク管理の方針及び手続の概要」には、以下の内容が記載されているか。

- ・ リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢
- ・ 貸倒引当金の計上基準
- ・ 信用リスクの算出に当たり、基礎的内部格付手法あるいは先進的内部格付手法を採用しているにもかかわらず、組合が採用していない手法を部分的に適用している場合には、各手法が適用されるエクスポージャーの性質及びエクスポージャーを適切な手法に完全に移行させるための計画の説明

ロ. 「エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称」について、すべての法人等向けエクスポージャー（中小企業等向けエクスポージャーを除く。）に100%のリスク・ウェイトを適用している場合には、それを開示しているか。【新規制導入先は除く。】

ハ. 「内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項」について

- a. 「使用する内部格付手法の種類」について、内部格付手法について段階的適用を行う場合は、移行期間を記載しているか。
- b. 「内部格付制度の概要」には、以下の内容が記載されているか。
 - ・ 内部格付制度の構造（内部格付を付与するに当たり、外部格付を主要な要素として用いている場合は、両者の関係についての説明を含む。）
 - ・ 自己資本比率算出目的以外での各種推計値の利用状況
 - ・ 内部格付制度の管理と検証手続

- ニ. 「次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要」には、各ポートフォリオについて以下の内容が記載されているか。
- ・ 各ポートフォリオに含まれるエクスポージャーの種類
 - ・ P D（先進的内部格付手法を採用している場合には加えてL G D及びE A D）の推計及び検証に用いた定義、方法及びデータ（これらの変数の導出に用いられた前提を含む。）
 - ・ B I S告示で定められたデフォルトの定義との相違点が存在し、かつ、当該相違点が重要であると判断される場合には、当該相違点の内容に関する説明（当該相違点が影響を与えるポートフォリオの種類の説明を含む。）
- ④ 「信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要」には、以下の内容が記載されているか。
- ・ 貸出金と自組合貯金の相殺を用いるに当たっての方針及び手続の概要並びにこれを用いている取引の種類、範囲等
 - ・ 派生商品取引並びにレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引について法的に有効な相対ネットティング契約を用いるに当たっての方針及び手続の概要並びにこれを用いている取引の種類、範囲等【新規制導入先に限る。なお、新規制導入先以外の組合は、なお従前の例による。】
 - ・ 担保に関する評価、管理の方針及び手続の概要
 - ・ 主要な担保の種類
 - ・ 保証人及びクレジット・デリバティブの主要な取引相手の種類及びその信用度の説明
 - ・ 信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関する情報
- ⑤ 「派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要」には、以下の内容が記載されているか。
- ・ リスク資本及び与信限度枠の割当方法に関する方針
 - ・ 担保による保全及び引当金の算定に関する方針
 - ・ 自組合の信用力の悪化により担保を追加的に提供することが必要となる場合の影響度に関する説明
- ⑥ 「証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項」について
- イ. 「リスク管理の方針及びリスク特性の概要」には、以下の内容が記載されているか。
- ・ リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢
 - ・ 組合の証券化取引についての方針（証券化によるリスク移転の程度及びリスクの種類を含む（再証券化取引を行っている場合は、区別して記載すること。）。）
 - ・ 組合の証券化取引における役割(オリジネーター、投資家、サービサー、信用補完の提供者、A B C Pのスポンサー、流動性の提供者、スワップの提供者等)及び関与の度合
 - ・ 証券化エクスポージャーに内在する信用リスク及びマーケット・リスク以外のリスク（例えば、流動性リスク）がある場合には、その性質
- ロ. 「体制の整備及びその運用状況の概要」には、再証券化エクスポージャ

ーを保有している場合は、証券化エクスポージャーとの差異を含めて記載されているか。

ハ. 「当該証券化目的導管体の種類及び当該組合が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別」には、少なくとも当事業年度に行った証券化取引について記載されているか。また、保有する証券化エクスポージャーをオンバランス取引又はオフバランス取引のいずれとして取り扱っているかの別を含めて記載されているか。

ニ. 「組合の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該組合が行った証券化取引（組合が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称」には、少なくとも当事業年度に行った証券化取引について記載されているか。

ホ. 「証券化取引に関する会計方針」には、以下の内容が記載されているか。

- ・ 証券化取引を資産の売却あるいは資金の調達等どのように会計上認識しているか。
- ・ 資産の売却をどの時点で認識しているか。
- ・ 証券化エクスポージャーの留保持分評価の前提等。変更があった場合は、その概要と影響。
- ・ デリバティブ等他の会計方針と合成型証券化の会計方針が異なる場合は、その説明。
- ・ 証券化取引を目的として保有している資産についての評価方法。
- ・ 証券化エクスポージャーに提供している流動性補完、信用補完、その他の事前の資金の払込みを行わない信用供与について、貸借対照表において負債として認識するための方針。

ヘ. 「内部評価方式を用いている場合には、その概要」には、以下の内容が記載されているか。

- ・ 内部評価のプロセス及び内部評価のプロセスを統制する仕組み（統制を行う者の独立性、説明責任、内部評価のプロセスに対する評価結果等を含む。）
- ・ 内部評価と適格格付機関の付与する外部格付との関係（当該適格格付機関についての情報も含む。）
- ・ 所要自己資本の計算目的以外の内部評価の利用方法
- ・ 内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーの種類及びエクスポージャーの種類毎の信用補完の水準を定めるためのストレス・ファクター

⑦ 「マーケット・リスクに関する事項」【新規制導入先に限る。なお、新規制導入先は改正後の告示を参照すること。】

⑧ 「オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項」について、「リスク管理の方針及び手続の概要」には、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための体制が記載されているか。【新規制導入先は除く。尚、新規制導入先は改正後の告示を参照すること。】

⑨ 「株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要」には、以下の内

容が記載されているか。【新規制導入先に限る。なお、新規制導入先以外は、なお従前の例による。】

- ・ リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢
- ・ その他有価証券、子会社株式及び関連会社株式の区分ごとのリスク管理の方針
- ・ 株式等エクスポージャーの評価等重要な会計方針（会計方針を変更した場合には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の3に準じた事項を含む。）

⑩ 「金利リスクに関する次に掲げる事項」

イ. 「リスク管理の方針及び手続の概要」

- ・ リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明
- ・ リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明
- ・ 金利リスク計測の頻度
- ・ ヘッジ等金利リスクの削減手法（ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む）に関する説明

ロ. 「金利リスクの算定手法の概要」

- ・ B I S 開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ （金利リスク（マーケット・リスク相当額の算出対象となっているものを除く。）のうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、B I S 開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。以下この⑨において同じ。）並びに組合がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項【新規制導入先に限る。なお、新規制導入先以外は、なお従前の例による。】
 - 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
 - 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
 - 流動性貯金への満期の割当て方法（コア貯金モデル等）及びその前提
 - 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
 - 複数の通貨の集計方法及びその前提
 - スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュフローに含めるか否か等）
 - 内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
 - 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 - 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
- ・ 組合が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、B I S 開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項
 - 金利ショックに関する説明
 - 金利リスク計測の前提及びその意味（特に、B I S 開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ と大きく異なる点）

(2) 定量的な開示事項

① 「自己資本の充実度に関する次に掲げる事項」について

イ. 「内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳」について、基礎的内部格付手法及び先進的内部格付手法の両方を部分的に使用する組合にあっては、手法ごとに記載しているか。

ロ. 「内部格付手法が適用されるポートフォリオにおける株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額」には、所要自己資本の算出における区分に沿った形での株式のポートフォリオ別の所要自己資本の額を記載しているか。【新規制導入先に限る。なお、新規制導入先以外は、なお従前の例による。】

② 「信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項」について

イ. 「信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には期中平均残高の開示も要する。）及びエクスポージャーの主な種類別の内訳」には、以下の内容が記載されているか。

- ・ 期中平均残高の計算に日次平均を用いていない場合は、計算方法
- ・ 信用リスクの計算に当たって複数の手法を使用している組合にあっては、使用している手法ごとのエクスポージャーの期末残高

ロ. 「エクスポージャーの主な種類別の内訳」の例として（a）貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャー、（b）債券、（c）OTCデリバティブの3類型等が考えられる。

ハ. 「地域別」について、少なくとも国内及び国外に区分しているか。

ニ. 「標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高」について、リスク・ウェイトの区分ごとの保有残高は格付の有無についても区分しているか。【新規制導入先は除く。】

ホ. 「内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項」について

a. 債務者格付あるいはプールを統合して開示する場合には、内部格付手法において使用される債務者格付あるいはプールの全体的な分布状況が理解し得るような方法で統合を行っているか。

b. 「適切な数のE L区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析」について、このようにE L区分を用いた開示を実施する場合には、開示の利用者に対して十分意味のある信用リスクの分解という観点で適切なE L区分となっているか。

ヘ. 「内部格付手法を適用する」「エクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析」について、要因分析には、PD、LGD及びEADの水準についての分析が記載されているか。

- ト. 「内部格付手法を適用する」「エクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比」について、対比期間は内部格付制度及び推計値の精度を評価するために十分に長期であるか。
- ③ 「信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項」について、合成型証券化取引の一部として扱われるクレジット・デリバティブは、信用リスク削減手法の情報開示から除き、証券化エクスポージャーに関する情報開示に含めているか。
- ④ 「証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項」について
- イ. 「主な原資産の種類別の内訳」の例として、クレジットカード与信、住宅ローン、自動車ローン等が考えられる。
- ロ. 「組合がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項」について
- ・ オリジネーターである組合が、当事業年度に行った証券化取引のうち、当該組合が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引については、別に記載されているか。
 - ・ スポンサー業務のみにより生じる証券化エクスポージャーとその他の証券化エクスポージャーがある場合は、必要があれば両者が区別して記載されているか。
- ハ. 「当期の損失額」には、償却・引当及びI/Oストリップスの償却が含まれているか。
- ニ. 「保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳」には、オンバランス取引とオフバランス取引とが区別して記載されているか。
- ホ. 「保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額」には、オンバランス取引とオフバランス取引とが区別して記載されているか。
- ヘ. 「自己資本から控除した証券化エクスポージャー」には、信用補完機能を持つI/Oストリップスが含まれているか。
- ⑤ 「出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項」の「貸借対照表計上額及び時価」について、上場証券の株価と公正価値が大きく乖離している場合、対比を開示しているか。

Ⅲ-4-8-4-4 報酬体系の開示

報酬体系の開示は、「漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第49条の2第2項の規定に基づき、同項の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項を定める件」（以下「報酬告示」という。）に定められた事項について、利用者による外部評価の規律付けを通じ、報酬体系が役職員の過度なリスクテイクを引き起こさないことを確保し、組合の経営の健全性を維持するという趣旨を十分に踏まえ、適切に実施される必要がある。

ただし、公にすることにより組合の競争上の地位を大きく害するおそれのある情報、若しくは、個人が特定され、個人の権利利益が不当に害されるおそれのある情報、又は、守秘義務に係る情報等については、より一般的な内容の記載に止めると

ともに、その理由を開示することで差し支えないものとする。また、報酬告示に定められた事項に該当する事項がない場合には、該当する事項がない旨を記載することで差し支えないものとする。

なお、開示に当たっては、組合は、「系統金融機関向けの総合的な監督指針（平成17年4月1日付け金監第806号・16経営第8903号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知）Ⅲ－4－10－4－5（3）組合の個別の記載事項に関する留意事項【組合】」を参照するものとする。

（参考）

- ・ バーゼル銀行監督委員会「第3の柱における報酬についての開示要件」（2011年7月）
- ・ バーゼル銀行監督委員会「開示要件（第3の柱）の統合及び強化－第2フェーズ」（2017年3月）

また、組合がグループ（組合及びその主要な連結子法人等をいう。以下Ⅲ－4－8－4－4において同じ。）を形成している場合で、報酬告示に定められた事項について、グループ内で開示する内容に重複があるときには、当該内容を纏めて記載し、説明するなど、分かりやすい開示に努めているかに留意するものとする。

Ⅲ－4－8－5 主な着眼点

（1）経営陣の姿勢

経営陣は、組合の経営の健全性の維持、それに対する信頼性の確保の観点から、通常の企業以上に、その経営内容のディスクロージャーが重要な意義を有していることを十分に認識し、常に、積極的かつ正確なディスクロージャーを進めるための態勢整備やその充実を図るよう取り組んでいるか。

（2）利用者に分かりやすい開示

- ① 法定開示事項について、貯金者、取引先等の利用者が組合の業務内容、財務状況を適切に判断できるように、正確かつ平易な表示・記載となっているか。
- ② 特に水協法に基づく債権の額の開示は適切に行われているか。
- ③ 水協法第58条の3第6項の趣旨を踏まえ、参考となる事項の開示に努めているか。例えば、主要な事業部門別・利用者セグメント別の収益性について、的確な開示に努めているか。また、主要な水産業関係の貸出実績については、監督指針Ⅲ－4－8－4－1（2）④に記載する法定開示方法に即して、並びに金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成20年法律第90号）の附帯決議の趣旨にかんがみ、組合の貸出実績について開示が行われているか。
- ④ 特に、将来の見込み等を開示する場合においては、十分慎重な見通しをもって経営判断が行われる態勢となっているか。
- ⑤ 利用者の関心の強い分野に係るエクスポージャー等については、国際的なベストプラクティスを踏まえつつ、組合のリスク特性に即した有用な情報の積極的な開示に努めているか。

(参考) 財務報告に係る内部統制システムの有効性確認項目

- ① 経営陣は、組合が行うディスクロージャーの適切性及び正確性を確保するための内部管理態勢の整備に努めているか。
- ② 適正な開示の前提として、例えば、財務報告プロセスを的確に文書化しているか。
- ③ 財務諸表等の記載事項に関する全てのリスクを識別・評価・統制・監視する体制が構築されているか。
- ④ 内部統制システムの妥当性と有効性を検証する内部管理体制（内部監査を含む。）が機能しているか。

Ⅲ－４－８－６ 監督手法・対応

(1) 決算ヒアリング等において、代表者が行った、財務諸表に記載された事項の適正性の確認及び当該財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認について、これらをどのようにして行ったかを確認する。

(注) 「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営責任の明確化について(要請)」(平成17年10月7日全漁連あて)においては、有価証券報告書等を提出していない場合には、財務諸表の適正性、及び財務諸表の作成に係る内部監査の有効性を確認している旨をディスクロージャー誌に記載することになっていることに留意する。

(2) 水協法に基づく開示債権については、その計数の信頼性が極めて重要であること等にかんがみ、検査部局による検査結果通知後、水協法第122条に基づく報告(Ⅲ－１－３－３(1)参照)を求め、正当な理由がないにもかかわらず当該組合の自己査定と検査結果の格差が大幅に認められる場合など自主的な改善努力に委ねたのでは当該組合の法令遵守態勢やリスク管理態勢の整備に支障を来すと認められる場合には、水協法第123条の2に基づき業務改善命令を発出する。

(3) その他、上記の着眼点に照らし、改善が必要と認められる組合に関しては、必要に応じて水協法第122条に基づき報告を求めることを通じて、改善を促すものとする。また、重大な問題があると認められる場合には、水協法第123条の2に基づき業務改善命令を発出するものとする。

(4) なお、検査結果、オフサイト・モニタリング等に基づき、有価証券報告書の虚偽記載等に該当することが明らかなきには、その旨を監督部局へ連絡する。

Ⅲ－４－９ 合併等

(1) 組合が、合併等を公表したときには、合併等に係る作業のスケジュール(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成14年法律第190号。以下

「組織再編成法」という。)における経営基盤強化計画の認定の申請を行う場合には申請作業スケジュール等を含む。)及びその進捗状況について、必要に応じ、水協法第122条に基づく報告等により把握を行うものとする。

- (2) 合併等の認可(予備審査を含む。)申請に係る事情の調査に当たっては、当該組合が組織再編成法における経営基盤強化計画の認定(予備審査を含む。)を申請し、又は金融機能の強化のための特別措置に関する法律(以下「金融機能強化法」という。)に基づく株式等の引受け等に係る申込みを行った場合には、当該申請又は申込みの内容をヒアリングの上、合併等の認可申請内容との整合性が図られているかを確認するものとする。

Ⅲ-4-10 利用者等の利益の保護のための体制整備

Ⅲ-4-10-1 意義

金融機関の提供するサービスの多様化や、業態を跨ぐ形での国際的なグループ化の進展に伴い、金融機関内又は金融グループ内において、競合・対立する複数の利益が存在し、利益相反が発生するおそれが高まっている。こうした状況を踏まえ、組合においても、利用者の利益が不当に害されることのないよう、組合及びグループ会社の業務の内容・特性・規模等に応じ、利益相反のおそれのある取引を管理することが求められている。

こうしたことから、水協法第11条の16に基づき、組合が自組合及びその子金融機関等における適切な利益相反管理体制を整備することが重要である。

利益相反の弊害は、組合の部門間、組合を所属組合とする特定信用事業代理業者又は組合の子金融機関等のいずれの間でも起こりうる問題であり、組合グループ内において行う全ての業務に関して生じ得る利益相反に留意した経営管理を行うことが望ましい。また、情報管理体制が整備されていること等一定の条件の下で、非公開情報をその子法人等と授受することが認められていることを踏まえれば、従前以上に利益相反管理の重要性を認識し、適切な経営管理態勢を構築する必要がある。

したがって、より広範な業務を展開する組合にあつては、組合、組合を所属組合とする特定信用事業代理業者又は組合の子金融機関等における利益相反による弊害を防止するため、自己責任に基づく規律付けをもって内部統制を行う必要がある。なお、利益相反を管理するためのルール等は、組合が自主的な努力により適切な経営管理態勢やコンプライアンス態勢を構築することで、有効に機能するものであることに留意する必要がある。

また、利益相反管理態勢を整備するにあつては、組合、組合を所属組合とする特定信用事業代理業者又は組合の子金融機関等の営む業務内容や規模、特性等を勘案するとともに、組合、組合を所属組合とする特定信用事業代理業者又は組合の子金融機関等におけるレピュテーション・リスク(評価を低下させる風評など評判に関わるリスク全般)についても配慮する必要がある。

一方、組合を所属組合とする特定信用事業代理業者又は組合の子金融機関等の中には、当該組合の利用者等とは無関係の業務を行っているものがあり得ることも踏まえれば、組合が行う利益相反管理の水準・深度は、必ずしも同一である必要はな

いと考えられる。このように、組合が組合、組合を所属組合とする特定信用事業代理業者又は組合の子金融機関等で利益相反管理の水準・深度に差異を設ける場合には、対外的に十分な説明が求められることに留意する必要がある。

Ⅲ－４－１０－２ 主な着眼点

(1) 利益相反のおそれのある取引の特定等

- ① 利益相反を管理・統括する部署（以下「利益相反管理統括部署」という。）の関与のもと、利益相反のおそれのある取引（注）をあらかじめ特定・類型化するとともに、継続的に評価する態勢を整備しているか。

（注）2022年に、銀証ファイアーウォール規制の緩和が行われたことに伴い、利益相反管理を適切かつ厳格に行う必要があるところ、「利益相反のおそれのある取引」の具体的な例は、各組合のビジネスモデルの実態や、組合グループ内の他の金融機関の業態等に応じて適切に特定されるべきことに留意する。また、「金融商品取引業者向けの総合的な監督指針」の「Ⅳ－１－３ 利益相反管理体制の整備（２）①」等も参照のうえ、組合グループ内の証券会社において特定・類型化されている利益相反のおそれのある取引と整合的な取り扱いとすることに留意する。

- ② 利益相反を特定するプロセスは、組合や組合を所属組合とする特定信用事業代理業者又は組合の子金融機関等の業務内容、規模・特性を反映したものとなっているか。

また、特定された利益相反のおそれのある取引について、新規の業務活動や法規制・業務慣行の変更等に的確に対応し得るものとなっているか。

(2) 利益相反管理の方法

- ① 利益相反のおそれのある取引については、当該取引の遂行前に適切に特定することができる態勢となっているか。また、当該取引の特性に応じ、例えば以下のような管理方法を選択し、又は組み合わせることができる態勢となっているか。なお、これらの管理方法の選択に際しては、利益相反管理統括部署の確認を受けるなど適切な管理方法を選択することができる態勢となっているか。

イ 部門の分離（情報共有先の制限）

情報共有先の制限を行うにあたっては、利益相反を発生させる可能性のある部門間において、チャイニーズウォール（Ⅱ－３－２－３－２（３）

①参照）を構築する等、業務内容や実態を踏まえた適切な情報遮断措置が講じられているか。

ロ 取引条件又は方法の変更、一方の取引の中止

取引条件又は方法の変更、若しくは一方の取引の中止を行うにあたり、子金融機関等の役員等が当該変更又は中止の判断に関与する場合を含め、当該判断に関する権限及び責任が明確にされているか。

ハ 利益相反事実の利用者等への開示

利用者等に利益相反の事実を開示する場合には、利益相反の内容、開示する方法を選択した理由（他の管理方法を選択しなかった理由を含む。）等について、当該取引に係る契約を締結するまでに、明確かつ公正に、例

例えば書面等の方法により開示した上で利用者等の同意を得るなど、利用者等の公正な取扱いを確保する態勢となっているか。また、開示内容の水準は対象となる利用者等の属性に十分に適合したものとなっているか。

二 情報を共有する者の監視

情報を共有する者を監視する方法による管理を行う場合には、独立した利益相反統括部署等において、当該者の行う取引を適切に監視しているか。

- ② 組合及び子金融機関等が新規の取引を行う際には、当該取引との間で利益相反が生じることとなる取引の有無について、利益相反管理統括部署の関与のもと、必要な確認が図られる態勢となっているか。
- ③ 利益相反管理の方法について、その有効性を確保する観点から、定期的な検証が行われる態勢となっているか。また、利益相反のおそれのある取引の特定並びに利益相反管理の方法の選択及び実施が適切に行われていることについて、事後的な検証が可能になるよう、適切に記録を作成・保存しているか。

(3) 利益相反管理態勢等

- ① 組合及びその子金融機関等の経営陣は、利益相反管理の重要性を認識し、組合グループ内の他の金融機関とも連携する等して、その実践に誠実にかつ率先垂範して取り組んでいるか。また、利用者に重大な影響を及ぼす可能性があるなど、経営上重要なものについては、適切な利益相反管理の方法の選択といった対応方法の意思決定に経営陣が適切に関与しているか。
- ② 利益相反管理方針（信用事業命令第25条の3第1項第3号に規定する方針をいう。以下同じ。）を踏まえた業務運営の手続が書面等（内部規則を含む。）において明確化されているか。また、組合及びその子金融機関等の役員に対し、利益相反管理方針及び当該手続に関する研修・教育の実施等により、利益相反管理についての周知徹底が図られているか。
- ③ 利益相反管理統括部署を設置するなど、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を一元的に行う態勢となっているか。
- ④ 利益相反管理統括部署は、利益相反管理方針に沿って、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を的確に実施するとともに、その有効性を適切に検証しているか。
- ⑤ 利益相反管理統括部署は、事業部門からの独立性を確保し、事業部門に対し十分なけん制を働かせているか。事業部門が利益相反管理業務に関与する場合であっても、利益相反のおそれのある取引への該当性の判断や利益相反管理の方法の決定に当たって利益相反管理統括部署が主体的に意思決定を行うことができる体制となっているか。
- ⑥ 利益相反管理統括部署は、その子金融機関等の取引を含め、利益相反管理に必要な情報を集約し、適切な利益相反管理を行う態勢を整備しているか。
- ⑦ 独立した内部監査部門において、利益相反管理に係る人的構成及び業務運営体制について、定期的に検証する態勢となっているか。組合グループ全体で統一的な利益相反管理が行われている場合、組合グループ内の他の金融機関の内部監査部門等との連携が図られているか。

(4) 利益相反管理方針の策定及びその概要の公表

- ① 利益相反管理方針には、利益相反のおそれのある取引の種類、主な取引例及び当該取引の特定のプロセス、利益相反管理の方法（利益相反管理の水準・深度に差異を設ける場合は、その内容及び理由を含む。）、利益相反管理体制（利益相反管理統括部署の職責及びその独立性並びに利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理の方法についての検証体制）並びに利益相反管理の対象となる会社の範囲等が明確化されているか。この場合において、利益相反のおそれのある取引の種類、取引例及び利益相反管理の方法は、対応して記載されているか。また、当該管理方針は、組合を所属組合とする特定信用事業代理業者又は組合の子金融機関等の営む業務活動の内容や規模等が十分に反映されているか。
- ② 利益相反管理方針の概要を公表するに際しては、利益相反のおそれのある取引の種類、利益相反管理の方法、利益相反管理体制及び利益相反管理の対象となる会社の範囲を分かりやすく記載したものとなっているか。また、公表方法は、例えば、店頭でのポスター掲示やホームページへの掲載など、利用者等に対して十分に伝わる方法となっているか。

Ⅲ－４－１０－３ 監督手法・対応

検査結果、不祥事件等届出書等により、利用者等の利益の保護のための態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じて水協法第122条に基づき報告を求めるものとする。その結果、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題があると認められる場合等には、水協法第123条の2に基づく業務改善命令の発出を検討するものとする。

その際、利益相反による弊害の発生を認識しているにもかかわらず、その解消に向けた具体的な取組みを行わないなど、内部管理態勢が極めて脆弱であり、その内部管理態勢の改善等に専念させる必要があると認められるときは、水協法第123条の2に基づく（業務改善に要する一定期間に限った）業務の一部停止命令の発出を検討するものとする。

Ⅲ－４－１１ 金融機能強化法に関する留意事項

金融機能強化法に基づき資本参加等を行う場合の運用に当たっては、特に以下の点に留意するものとする。

Ⅲ－４－１１－１ 経営強化計画の記載事項に関する留意事項

- (1) 農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令（平成16年内閣府・農林水産省令第7号。以下Ⅲ－４－11において「金融機能強化命令」という。）第5条第1項第2号及び第3号に規定する「主要な取引先」については、顧問契約等の継続的な契約の相手方は「主要な取引先」に該当するものとする。
- (2) 金融機能強化命令第9条第2号ハに規定する「農林漁業者その他の中小企業

者」、「地元の事業者」及び「信用供与」については、以下の点に留意するものとする。

- ① 「農林漁業者その他の中小企業者」とは、信用事業命令第48条第1項第1号ハ(3)の表における「中小企業等」から個人事業者以外の個人を除いたものとする。
- ② 「地元の事業者」とは、農水産業協同組合等（金融機能強化命令第51条第2号イに規定する「農水産業協同組合等」をいう。以下同じ。）が主として業務を行っている地域が属する都道府県内の事業者（個人事業者を含む。）とする。
- ③ 「信用供与」については、以下のものを除外したものとする。
 - イ. 政府出資主要法人向け貸出及び特殊法人向け貸出
 - ロ. 土地開発公社向け貸出、地方住宅供給公社向け貸出及び地方道路公社向け貸出
 - ハ. 大企業が保有する各種債権又は動産・不動産の流動化スキームに係るSPC向け貸出
 - ニ. 自組合の子会社向け貸出
 - ホ. 個人向け貸出
 - ヘ. 上記のほか金融機能強化法の趣旨に反するような貸出

(3) 金融機能強化命令別紙様式第一号（記載上の注意）7. (1)及び別紙様式第二号（記載上の注意）8. (1)に規定する「経営改善支援等取引先企業（個人事業者を含む。）の数の取引先の企業（個人事業者を含む。）の総数に占める割合その他の地域経済の活性化への貢献の状況を示す指標」については、以下の点に留意するものとする。

なお、「経営改善支援等取引先企業」及び「取引先の企業（個人事業者を含む。）」には、中小漁業者等を含め、個人ローン又は住宅ローンのみの取引先は含まないものとする。

また、「経営改善支援等取引先」とは、経営強化計画に記載した以下の方策に基づき、経営改善支援等に取り組んでいる取引先とする。

- ① 創業（新規就業等）又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策
- ② 経営に関する相談その他の取引先の中小漁業者等に対する支援に係る機能の強化のための方策
- ③ 早期の事業再生に資する方策
- ④ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策
- ⑤ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

(注1) 上記「経営改善支援等取引先」の具体例は以下のとおり。

- ① 創業（新規就業等）又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策
 - イ. 政府及び都道府県等の制度資金融資又は政府系金融機関と協調した投融資等を行った取引先
 - ロ. 創業支援融資商品による融資を行った取引先
 - ハ. 企業育成ファンドの組成・出資等を行った取引先 等

② 経営に関する相談その他の取引先の中小漁業者等に対する支援に係る機能の強化のための方策

イ. コンサルティング機能、情報提供機能等を活用して、財務管理手法等の改善、経費節減、資産売却、業務再構築、組織再編・M&A等の助言を行った取引先

ロ. 取引先との長期的な密度の高い関係（コミュニケーション）から得られる情報を活用しつつ、公的制度等に係る情報提供、資金繰りや売上げ等に係る経営改善指導、財務書類の作成や後継者育成等に係る助言など、事業者の幅広い情報提供・経営指導・相談のニーズへの対応を継続して行っている先

ハ. 紹介した外部専門家（経営コンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士等）が業務再構築等の助言を行った取引先等

③ 早期の事業再生に資する方策

イ. 人材を派遣して再建計画策定その他の支援等を行った取引先

ロ. プリパッケージ型事業再生（民事再生法（平成11年法律第225号）等の活用）（注）及び私的整理ガイドライン手続の中で再生計画等の策定に関与した取引先

（注）再生型法的整理（民事再生法、会社更生法（平成14年法律第154号）等）において議決権を行使したに過ぎない場合は含まれない。

ハ. 企業再生ファンドの組成による企業再生のため当該ファンドに出資（現物出資）した取引先

ニ. 企業再生に当たり、デット・エクイティ・スワップ（DES）、デット・デット・スワップ（DDS）、DIPファイナンス等の手法を活用した取引先

ホ. 「中小企業再生型信託スキーム」等RCCの信託機能を活用して再建計画の策定に関与した取引先

ヘ. 中小企業活性化協議会と連携し再生計画の策定に関与した取引先等

④ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

相続対策のコンサルティングに加え、MBO、EBO等を含む株式買取に関する資金面の支援やM&Aのマッチング支援を行った取引先等

⑤ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

イ. スコアリングモデルを活用した商品による融資を行った取引先

ロ. 財務制限条項を活用した商品による融資を行った取引先

ハ. 財務諸表の精度が相対的に高い中小企業者に対する特別な融資プログラムによる融資を行った取引先

ニ. 「十分な資本的性質が認められる借入金」の融資を行った取引先等

なお、経営改善支援等の具体的な取組は、信漁連において自らの規模・特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえ、自主的な経営判断により決定されるべきものであり、一律・網羅的な対応を求めるものではないことに留意する。また、経営強化計画において、「経営改善支援等取組先」の内容が記載されているか確認する。

（注2）上記「経営改善支援等取組先」のうち②及び③については、重点的に経営改善を支援する対象との位置付けを明確にし、当該取組先の経営の実態に応

じて、例えば、イ. 経営改善支援の専担組織・専担者の支援の対象先として
いる、ロ. 本所・本店と支所・支店等が連携して支援を行うこととしている
等、経営改善支援の対象としていることについて客観的な裏付けがある場合
に限る。したがって、単なる与信管理、貸出条件の緩和等の契約更改（経営
改善の支援を目的としないものに限る。）、回収強化、金融支援等を行って
いる先は、「経営改善支援等取組先」には含まれないことに留意する。

Ⅲ－４－１１－２ 株式等の引受け等の決定に関する留意事項

金融機能強化法第5条第1項及び第17条第1項に規定する株式等の引受け等の決
定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意す
るものとする。

- (1) 金融機能強化法第5条第1項第2号及び第17条第1項第2号に規定する要件
審査に当たっては、経営の改善の目標を達成するための方策として、地域密
着型金融に関する取組み等による収益性の確保及び業務の効率化が実行されて
いるか、又は、実行されることが確実に見込まれるかどうかを確認する。
また、併せて、当該方策が合理的なものか、説明力が十分かを確認する。
- (2) 金融機能強化法第5条第1項第3号及び第17条第1項第4号イに規定する要
件
「中小規模事業者等向け信用供与円化計画」を適切かつ円滑に実施するため
の方策の審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。
 - ① 毎年9月末日及び3月末日（以下「報告基準日」という。）における「中
小規模事業者等向け貸出比率」（農林漁業者その他の中小企業者又は地元の
事業者（以下「中小規模事業者等」という。）に対する信用供与の残高の総
資産に占める割合をいう。以下同じ。）の水準を、当該経営強化計画の始期
における中小規模事業者等向け貸出比率の水準と同等の水準又はそれを上回
る水準とすることが確実に見込まれるか。
 - ② 報告基準日における「中小規模事業者等に対する信用供与の残高の見込
み」が合理的な水準となっているか。
- (3) 金融機能強化法第5条第1項第4号及び第17条第1項第3号に規定する要件
審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。
 - ① 部門別の損益管理が実施されている等、経営強化計画が適切に実施される
ための経営管理態勢が構築されていること。
 - ② 減資等により繰越欠損金の処理がなされている等、公的資金の配当の確保
に向けた準備が整っていること。
 - ③ 員外監事の選任・拡充を図る場合に当該監事予定者の就任承諾を得ている
等、責任ある経営体制の確立に向けた準備が整っていること。
 - ④ 労使間で十分な協議を行うこと、かつ、経営強化計画の実施に際して雇
用の安定等に十分な配慮を行うことが見込まれる等、経営強化計画の実施によ
り職員の地位が不当に害されないものであること（金融機能強化法第17条第
1項第3号に規定する要件に限る。）。

⑤ 基準適合金融機関等でないときは、金融機能強化令第5条第5号に規定する従前の経営に関する分析結果の内容及びそれに基づく経営管理に係る体制の改善を図るための方策（当該分析結果により、経営者の責めに帰すべき事由により基準適合金融機関等でなくなったと認められる場合には、経営責任の明確化を含めた経営管理に係る体制の抜本的な改善を図るための方策を含む。）が妥当なものであること。例えば、当該分析結果の内容を検証した結果、業務執行やリスク管理がずさんな経営管理体制が維持される場合には、計画の円滑・的確な実施が見込まれないものとして、国の資本参加の基準を満たさないこととする。

(4) 金融機能強化法第5条第1項第8号及び第17条第1項第4号へに規定する要件

審査に当たっては、「経営強化計画の実施のために必要な範囲であること」との要件について、金融市場の急激な変動その他の経済情勢の大幅な変動が生じた場合でも、信漁連の財務基盤の安定を確保し、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮できるようにするなど、当該信漁連が主として業務を行っている地域で金融機能を発揮するために十分な自己資本の水準かどうかを確認する。

(5) 金融機能強化法第5条第1項第11号及び第17条第1項第8号に規定する要件

審査に当たっては、経営強化計画に添付される貸借対照表等の財務諸表が、直近の行政庁検査の内容を的確に踏まえたものであるか、又は監査法人等との協議を経たものであるかを確認する。

(6) 金融機能強化法第17条第1項第6号ハに規定する要件

審査に当たっては、「金融組織再編成の実施のために必要な範囲を超えないこと」との要件について、第15条第1項の申込みに係る株式等の引受け等が、資本参加を受ける組合の自己資本比率を、経営強化計画を提出した組合の直近の自己資本比率の水準にまで回復するために必要な額（以下「障壁除去に必要な額」という。）を超えないことを確認する。

Ⅲ－４－１１－３ 経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等

金融機能強化法第11条及び第21条に規定する計画等変更命令及び監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。

(1) 計画等変更命令

予見し難い経済情勢の変化や経営体制の不備等により、経営強化計画の円滑かつ確実な実施が見込まれなくなるなど、公的資金の適切な活用やその確実な返済見通しを確保することが困難と認められる場合には、当該計画の内容の見直しを求め、フォローアップを行うこととする。

(2) 経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置

① 経営の改善の目標に係る監督上の措置

イ 経営強化計画の実施期間中

経営強化計画の始期となる事業年度の翌事業年度末以降において、報告基準日におけるコア業務純益の実績（コア業務純益ROAを選択した場合はその実績）が経営強化計画の始期の水準を下回った場合には、その理由及び収益性の向上に係る改善策について報告を求め、フォローアップを行うものとする。

ロ 経営強化計画の終期

経営強化計画の終期において、コア業務純益の実績（コア業務純益ROAを選択した場合はその実績）が経営強化計画に記載された目標を3割以上下回った場合、又は業務粗利益経費率の実績が経営強化計画の始期の水準を上回った場合には、その理由及び収益性又は業務の効率の向上に向けた抜本的な改善策について報告を求め、必要に応じ、当該改善策の実行を求める命令の発動を検討するものとする。

(注1) 上記ロにおいて、業務粗利益経費率については、経営強化計画の終期の実績が計画の始期の水準を上回った場合であっても、機械的には監督上の措置を講じないこととする。改善策の実行を求める命令の必要性の有無を検討するに際しては、まずは、上記の場合に至った要因がやむを得ない事情に基づくものであるかどうか、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策等が確実に履行されているかどうかなどを十分検証する。

(注2) 上記ロに係る改善策の実行を求める命令が発動された場合は、翌年度以降改善状況のフォローアップを行い、なお状況の改善が図られていないと認められるときには、原則として、責任ある経営体制の確立を含む抜本的改善策の提出及びその実行を求める命令の発動を検討する等、厳正に対応するものとする。

(①全体注) 障壁除去に必要な額を超えない範囲で資本参加を受ける信漁連については、原則として、本措置は適用しないものとする。

② 責任ある経営体制の確立に関する事項に係る監督上の措置

1名以上の独立員外監事を含む2名以上の員外監事を選任していないとき、又は、選任されている員外監事が、監査体制の中立性・独立性を一層高め、適切な経営管理と業務運営を確保する観点からその選任が義務付けられていることを自覚し、客観的に監査意見を表明することが特に期待されていることを認識し、監査を実施していると認められず、業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認められるときは、員外監事の適格性や経営管理の遂行状況、それらについての信漁連の認識、及び員外監事の選任議案の決定プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には報告を求めるものとする。また、報告徴求の結果、自主的な改善努力に委ねたのでは、業務の健全かつ適切な運営に支障を来すおそれがあると認められる場合には、責任ある経営体制の確立に向けた抜本的な改善策について報告を求め、必要に応じ、当該改善策の実行を求める命令の発動を検討するものとする。

③ 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策に係る監督上の措置

- イ a 報告基準日における「中小規模事業者等向け貸出比率」及びb 報告基準日における「中小規模事業者等に対する信用供与の残高」の実績、又はc 報告基準日における「経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合その他の地域経済の活性化への貢献の状況を示す指標」の実績が、経営強化計画の始期（季節変動要因等を考慮すべき場合は始期直前の同期）の水準を下回った場合には、その理由について報告を求め、さらに、当該指標の改善に向けた実効性のある施策が十分に講じられたと認めがたい場合には、当該指標に係る改善策の提出を求め、必要に応じ、当該改善策の実行を求める命令の発動を検討するものとする。
- ロ 経営強化計画の始期となる事業年度の翌事業年度以降において、上記イのa及びbの実績、又はcの実績が2期連続で経営強化計画の始期（季節変動要因等を考慮すべき場合は始期直前の同期）の水準を下回った場合には、その理由及び抜本的改善策について報告を求めるとともに、原則として当該改善策の実行を求める命令の発動を検討するものとする。

④ その他の場合の監督上の措置

上記の場合のほか、経営強化計画の履行状況に照らして必要があると認められる場合には、当該経営強化計画の履行を確保するため、監督上必要な措置を講じるものとする。

(注) なお、協定銀行が引き受けた優先出資に所定の配当がなされない場合には、金融機能強化法に基づき、所定の配当がなされない理由、当該優先出資の消却に対応することができる財源が従前どおり確保されることが十分担保されるような抜本的収益改善策等の報告を求め、必要に応じ、当該改善策等の実行を求める命令の発動を検討する等、厳正に対応するものとする。

Ⅲ－４－１１－４ 特例金融機関等、又は、特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等における株式等の引受け等の決定に関する留意事項

特例金融機関等、又は、特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等が経営強化計画を提出する場合における金融機能強化法第5条第1項及び第17条第1項に規定する株式等の引受け等の決定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。

(1) 金融機能強化法第34条の9の2第1項、又は、34条の9の3第1項に基づく株式等の引受け等に関する要件

金融機能強化命令第59条の2第1項第1号、第59条の6第1項第7号イに基づいて提出される理由書の審査に当たっては、当該金融機関等が特例金融機関等、又は、特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等である旨が記載されているか確認する。

また、当該金融機関等における特定事態（金融機能強化法第34条の9の2第1項に規定する特定事態をいう。以下同じ。）の影響を受けた者への信用供与の状況が記載されているか確認する。

(2) 金融機能強化法第5条第1項第4号及び第17条第1項第3号に規定する要件審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。

- ① 部門別の損益管理が実施されている等、経営強化計画が適切に実施されるための経営管理態勢が構築されていること。
- ② 減資若しくは準備金の減少等による繰越欠損金の処理がなされている、又は、当該処理が計画に盛り込まれている等、公的資金の配当の確保に向けた態勢が整っていること。
- ③ 員外監事の選任・拡充を図る場合に当該監事予定者の就任承諾を得ている等、責任ある経営体制の確立に向けた準備が整っていること。
- ④ 労使間で十分な協議を行うこと、かつ、経営強化計画の実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うことが見込まれる等、経営強化計画の実施により職員の地位が不当に害されないものであること（金融機能強化法第17条第1項第3号に規定する要件に限る。）。

(3) 金融機能強化法第5条第1項第8号及び第17条第1項第4号ホに規定する要件

審査に当たっては、「経営強化計画の実施のために必要な範囲であること」との要件について、特定事態による特例金融機関等の財務基盤への潜在的な影響も踏まえ、当該特例金融機関等の財務基盤の安定を確保し、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮できるようにするなど、当該特例金融機関等が主として業務を行っている地域で金融機能を発揮し、特定事態による影響を受けた地域の復興又は地域経済の再生に継続的に貢献するために十分な自己資本の水準かどうかを確認する。

(4) 金融機能強化法第5条第1項第11号及び第17条第1項第8号に規定する要件
審査に当たっては、経営強化計画に添付される貸借対照表等の財務諸表が、直近の行政庁検査の内容を的確に踏まえたものであるか、監査法人等との協議を経たものであるかを確認する。

Ⅲ－４－１１－５ 特例金融機関等、又は、特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等における経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等

(1) 金融機関等に対する資本増強に関する特別措置に係る監督上の措置

特例金融機関等、又は、特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等が経営強化計画を提出する場合における金融機能強化法第10条及び第11条並びに第20条及び第21条に規定する計画等変更命令及び監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。

① 経営強化計画履行状況のフォローアップ

経営強化計画の履行状況についてフォローアップを行うに当たっては、履行状況報告において、経営強化計画に掲げられた各種施策の実施状況が実績計数を含め具体的に記載されているか検証するものとする。

② 計画等変更命令

予見し難い経済情勢の変化や経営体制の不備等により、経営強化計画の円滑かつ確実な実施が見込まれなくなるなど、公的資金の適切な活用やその確実な返済見通しを確保することが困難と認められる場合には、当該計画の内容の見直しを求め、フォローアップを行うこととする。

③ 経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置

履行状況報告に記載された、計画に掲げられた施策の実施状況（実績計数を含む。）を十分に検証した上で、当該特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の復興状況等を勘案し、特に必要があると認められる場合には、当該計画の履行を確保するため、監督上必要な措置を講じるものとする。

また、責任ある経営体制の確立に関する事項に関しては、1名以上の独立員外監事を含む2名以上の員外監事を選任していないとき、又は、選任されている員外監事が、監査体制の中立性・独立性を一層高め、適切な経営管理と業務運営を確保する観点からその選任が義務付けられていることを自覚し、客観的に監査意見を表明することが特に期待されていることを認識し、監査を実施していると認められず、業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認められるときは、員外監事の適格性や経営管理の遂行状況、それらについての信漁連の認識、及び員外監事の選任議案の決定プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には報告を求めるものとする。また、報告徴求の結果、自主的な改善努力に委ねたのでは、業務の健全かつ適切な運営に支障を来すおそれがあると認められる場合には、責任ある経営体制の確立に向けた抜本的な改善策について報告を求め、必要に応じ、当該改善策の実行を求める命令の発動を検討するものとする。

(注) なお、協定銀行が引き受けた優先出資に所定の配当がなされない場合には、金融機能強化法に基づき、所定の配当がなされない理由及び収益改善策等について報告を求めるものとする。

当該報告等により、上記の場合に至った要因がやむを得ない事情に基づくものであるかどうか、特定事態による影響を受けた地域の復興又は地域経済の再生に資する方策が適切に履行されているかどうか、当該特例金融機関等が主として業務を行っている地域の収益環境が回復しているかどうか等を十分に検証した上で、特に必要があると認められる場合には、当該改善策等の実行を求める命令の発動を検討するものとする。

Ⅲ－４－11－６ 申請金融機関等が提出する組織再編成等実施計画等の認定等に関する留意事項

金融機能強化法第34条の10に規定する組織再編成等実施計画及び第34条の15に規定する基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画（以下「組織再編成等実施計画等」という。）の認定審査等に当たっては、以下の点に留意するものとする。

(1) 意義

地域金融機関には、地域経済を支える「要」としての役割が期待されている。しかしながら、人口減少や少子高齢化など、地域金融機関を取り巻く経営環境は厳しく、特に、人口減少地域では将来的にその役割を十分に果たせなく

なるおそれがある。

このため、地域金融機関がこうした役割を持続的に果たせるよう、地域金融機関が事業の抜本的な見直しを行う際の時限の支援措置として、令和3年に「資金交付制度」が創設された。

その後令和8年には、それまでの活用実績や趨勢的な人口減少等を踏まえつつ、より効果的に地域金融機関等の経営基盤強化に向けた取組を後押ししていくとともに、合併・経営統合に限らず、事務の共同化を含めた業務の効率化を一層強化していく観点から、申請期限の延長・制度の拡充が行われた。

組織再編成等実施計画等の認定を受けた金融機関等（以下「認定組織再編成等金融機関等」という。）においては、上記の制度趣旨を踏まえて、認定を受けた組織再編成等実施計画等を着実に履行することにより、地域における基盤的金融サービスの提供を維持するとともに、地域経済の再生・活性化に貢献していくことが求められる。

（２）組織再編成等実施計画等の記載事項に関する留意事項

① 金融機能強化命令第64条に規定する「信用供与」「中小規模事業者等」については、以下の点に留意するものとする。

イ 「信用供与」については、以下のものを除外したものとする。

- a 政府出資主要法人向け貸出、及び特殊法人向け貸出
- b 土地開発公社向け貸出、地方住宅供給公社向け貸出、及び地方道路公社向け貸出
- c 大企業が保有する各種債権又は動産・不動産の流動化スキームに係るSPC向け貸出
- d 自信漁連の子会社向け貸出
- e 個人向け貸出
- f 上記のほか金融機能強化法の趣旨に反するような貸出

ロ 「中小規模事業者等」とは、農林漁業者その他の中小企業者又は地元の事業者とする（Ⅲ-4-11-1（2）①及び②参照）。

② 金融機能強化命令別紙様式第十号第5. 1（記載上の注意）に規定する「経営改善支援等取組先企業（個人事業者を含む。）の数の取引先の企業（個人事業者を含む。）の総数に占める割合その他の地域経済の活性化への貢献の状況を示す指標」については、以下の点に留意するものとする。

なお、「経営改善支援等取組先企業」及び「取引先の企業」には、中小漁業者等を含め、個人ローン又は住宅ローンのみの取引先は含まないものとする。

また、「経営改善支援等取組先」とは、組織再編成等実施計画等に記載した、例えば、以下の方策に基づき、経営改善支援等に取り組んでいる取引先とする（Ⅲ-4-11-1（3）（注1）及び（注2）参照）。

- イ 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策
- ロ 経営に関する相談その他の取引先の中小漁業者等に対する支援に係る機能の強化のための方策
- ハ 事業の改善・継続に資する早期の事業再生等に対する支援に係る機能の強化のための方策
- ニ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策
- ホ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の

需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

(3) 組織再編成等実施計画等の認定に関する留意事項

金融機能強化法第34条の10第3項（法第34条の15第2項で準用する場合を含む。）に規定する組織再編成等実施計画等の認定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。

① 金融機能強化法第34条の10第3項第1号に規定する要件

審査に当たっては、組織再編成等実施計画等の添付書類として提出を受けた財務諸表を基に確認するものとする。

② 金融機能強化法第34条の10第3項第2号に規定する要件

審査に当たっては、申請金融機関等（経営基盤強化実施金融機関等に限る。）が主として業務を行っている地域における中小規模の事業者に対する信用供与や本業支援その他の基盤的金融サービスの提供状況等を踏まえて、申請金融機関等（経営基盤強化実施金融機関等に限る。）が当該地域の経済にどの程度寄与しているかについて確認するものとする。

③ 金融機能強化法第34条の10第3項第3号に規定する要件

審査に当たっては、特に以下の点を確認するものとする。

イ 申請金融機関等（経営基盤強化実施金融機関等に限る。）が、主として業務を行っている地域の全部又は相当部分において、例えば生産年齢人口や事業所数の減少が継続するなど、基盤的金融サービスに対する需要の持続的な減少が生じていると考えられるか。

ロ 申請金融機関等（経営基盤強化実施金融機関等に限る。）の店舗等の営業拠点の全部又は相当部分において、例えば基盤的金融サービスからの収益で当該サービスに係る経費を賄えない状況が生じることにより、経営基盤の強化のための措置が行われな限り、基盤的金融サービスを将来にわたって持続的に提供することが困難となるおそれがあると考えられるか。

（注）貸出や役務取引に係る利益が継続して又は傾向として赤字であること（貸出に係る信用コストについても、適切な方法で勘案することとする。）を確認するほか、足元で貸出や役務取引に係る利益が継続して又は傾向として赤字でない場合には経営基盤の強化のための措置が講じられなければ将来的にこれらの利益について減少傾向に転じる又は継続するおそれがあること等を確認するものとする。その場合に人口動態に係る合理的なストレスシナリオ（出生率にかかる低位シナリオ等）等を設定することも妨げない。

④ 金融機能強化法第34条の10第3項第5号に規定する要件

審査に当たっては、特に以下の点を確認するものとする。

イ 組織再編成等実施計画等において、経営基盤の強化のための措置を実施することによる基盤的金融サービスに係る事業の改善に向けた方策及びその効果が具体的に示されているか。

（注）経営基盤の強化のための措置を行うことにより、持続的な提供が困難となるおそれがあるとしていた基盤的金融サービスが、どのような水準で維持・改善されていくのか等を確認するほか、コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）が、基盤的金融サービスの提供を維持できるだけの水準を将来も含めて確保できているか、例えば人口減少

等を加味したコア業務純益（投資信託解約損益を除く。）が組織再編成等実施計画等初期に赤字基調又は実施計画等期間中に減少基調となるおそれがあったとしても、終期において増加基調に転じる見込みとなっているか等を確認するものとする。

- 店舗統廃合等を行うことが見込まれる場合には、利用者利便の観点から、基盤的金融サービスが大きく低下することがないか。
- ⑤ 金融機能強化法第34条の10第3項第6号に規定する要件
審査に当たっては、預金保険機構から交付された資金を活用して事業者等への不適切な利益供与を行うなどの金融機関間の適正な競争関係を阻害する行為等が行われることなく、経営基盤の強化のための措置が地域における基盤的金融サービスの提供の維持という本制度の目的のために実施され、また、同資金が当該措置に使用されることを確認するものとする。
- ⑥ 金融機能強化法第34条の10第3項第7号に規定する要件
「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画」を適切かつ円滑に実施するための方策の審査に当たっては、特に以下の点を確認するものとする。
 - イ 毎年9月末日及び3月末日における「中小規模事業者等向け貸出比率（中小規模事業者等に対する信用供与の残高の総資産に占める割合をいう。以下同じ。）」の水準について、人口動態等を考慮した場合に当該組織再編成等実施計画等の始期における水準と実質的に同等の水準を維持することが確実に見込まれるか。
 - 毎年9月末日及び3月末日における「中小規模事業者等に対する信用供与の残高の見込み」が、人口動態等を考慮した場合に合理的な水準となっているか。
- ⑦ 金融機能強化法第34条の10第3項第8号及び第9号に規定する要件
「申請金融機関等が当該組織再編成等実施計画に記載された組織再編成等を実施すると見込まれることその他当該組織再編成等実施計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること」等を審査するに当たっては、特に以下の点を確認するものとする。
 - イ 申請金融機関等が当該組織再編成等実施計画等に記載された組織再編成等を実施することが見込まれるか。また、金融機能強化法第34条の10第1項第8号に基づき認定を受けようとする申請金融機関等は、組織再編成等実施計画に掲げられた施策等を実施することにより、申請金融機関等の単体で、組織再編成等実施計画の終期の属する事業年度の末日及び当該事業年度の直前の2事業年度の末日における当該金融機関等の修正業務粗利益経費率の平均値が、当該組織再編成等実施計画の始期の属する事業年度の直前の3事業年度の末日における水準の平均値よりも▲15%ポイント以上低下すると見込まれるか。

(注1) 資本増強に関する業務改善命令を受けた金融機関等を当事者とする組織再編成等を実施する場合には自己資本比率等の健全性がどのように改善されていくかを確認するものとする。

(注2) 金融グループ全体としての財務の健全性にも留意する観点から、申請金融機関等本体と子会社等との間において、修正業務粗利益経費率の削減の達成を目的とした利益や経費の過度な移転が行われていないかなどについても確認するものとする。

- ロ 部門別の損益管理が実施されている等、組織再編成等実施計画等が適切に実施されるための経営管理態勢が構築されているか。
- ハ 員外監事の選任・拡充を図る場合に当該監事予定者の就任承諾を得ている等、責任ある経営体制の確立に向けた準備が整っているか。
- ニ 労使間で十分な協議を行うこと、かつ、組織再編成等実施計画等の実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うことが見込まれる等、組織再編成等実施計画等の実施により職員の地位が不当に害されることがないか。
- ホ 業務執行に対する監査又は監督態勢の強化や、不良債権の適切な管理を含むリスク管理態勢、各種法令遵守態勢の構築が図られているか。
- ヘ 資金交付を受けて行うシステムの導入及び整備並びにそれらの業務運営が安定的かつ効率的に実施されることも含め、リスク管理やシステム業務運営等が的確に実施されるための態勢が構築されているか。
- ト 預金保険機構から交付された資金が適切に執行されているかを監査できる態勢が整備されているか。
- チ 利用者に対し、経営基盤の強化のための措置の実施や申請金融機関等の取組に関して充実した情報開示がなされることとされているか。
- リ 経営陣は、上記イからチを含め、組織再編成等実施計画等を円滑かつ確実に実施する上で重要と考えられる事項を決定・管理しているか。

(4) 組織再編成等実施計画等の履行を確保するための監督上の措置等

金融機能強化法第34条の12（法第34条の15第2項で準用する場合を含む。）に規定する「監督上必要な措置」については、以下の点について留意するものとする。

① 組織再編成等実施計画等の履行状況の報告及び同報告書の公表

本制度は、組織再編成等実施計画等に記載された施策の実施により、地域における基盤的金融サービスの提供の維持が図られることを目的とするものであることから、金融機能強化法第34条の10第3項に基づき認定を受けた組織再編成等実施計画等について、認定組織再編成等金融機関等による適切な履行を確保していくことが重要である。

こうした観点から、金融機能強化法第34条の10第3項に基づく組織再編成等実施計画等の認定後、毎年9月末日及び3月末日（以下「報告基準日」という。）から3か月以内に、当該報告基準日までの半期毎の金融機能強化法第34条の10第2項第3号から第8号までに規定する組織再編成等実施計画等の施策等の履行状況について、報告を求めるものとする。

なお、組織再編成等実施計画等の履行状況について報告を受けたときは、当該報告に係る報告基準日、当該報告を行った認定組織再編成等金融機関等の商号又は名称及び当該報告の内容を公表するものとする。

② 組織再編成等実施計画等の履行状況のフォローアップ

組織再編成等実施計画等の履行状況報告書が提出された場合は、組織再編成等実施計画等の認定時の審査結果等も踏まえて、特に、以下の点に留意しつつ、フォローアップを行うものとする。

イ 事業の抜本的な見直しとして実施する経営基盤の強化のための措置が組織再編成等実施計画等に沿って進捗しているかを確認する。

ロ 組織再編成等実施計画等に記載された事業の抜本的な見直しを通じて、

認定組織再編成等金融機関等が基盤的金融サービスの提供の維持を図ることが見込まれるか検証する。

- ハ 組織再編成等実施計画等に記載された中小規模の事業者に対する金融の円滑化その他の認定組織再編成等金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策が着実に履行されているかどうかを検証する。

(注) 組織再編成等実施計画等における中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画に関し、計画実施地域の全部についての記載に加え相当部分についての記載があった場合、履行の確認にあたっては当該相当部分についての記載のみで判断せず計画実施地域の全部についての記載で判断する。

- ニ 組織再編成等実施計画等に記載された経営基盤強化のための措置に要する費用のうち資金交付の対象となる経費の支出金額、その適切性及び支出時期を確認する。

③ 組織再編成等実施計画等の履行に向けた監督上の措置等

組織再編成等実施計画等の履行状況を十分に検証した上で、例えば主として業務を行っている地域における基盤的金融サービスの提供の維持が図られなくなると見込まれる場合や中小規模の事業者に対する金融の円滑化や地域経済の活性化に向けた取組が進展していないと認められる場合には、対話等を通じた継続的なモニタリングを実施した上で、必要があると認められる場合には、当該組織再編成等実施計画等の履行を確保するための監督上必要な措置を講じるものとする。

④ 認定組織再編成等実施計画等の認定の取消し

組織再編成等実施計画等に記載されている組織再編成等が行われない場合については、計画の認定を取り消すものとする。

(注1) 金融機能強化法第34条の10第1項第8号に基づき認定を受けた金融機関等は、金融機能強化令第62条に規定する要件を満たさない場合は組織再編成等が行われないことから認定取消しの対象となる。なお、金融機能強化令第62条に規定する要件を充たすために、認定組織再編成等金融機関等本体と子会社等との間において、利益や経費の過度な移転が行われていないかについても留意するものとする。

(注2) 金融機能強化法第34条の10第1項第8号に基づき認定を受けた金融機関等は、「業務の効率の向上が図られ、その収益性が大きく向上すると見込まれるもの」とされており、例えば、収益の計上区分の変更により修正業務粗利益が大幅に変動するなど、当該金融機関固有の一時的な要因が修正業務粗利益経費率の削減に大きく寄与している場合等は、本制度の趣旨にそぐわないことに留意するものとする。

Ⅲ-4-11-7 申請金融機関等が提出する共同化措置実施計画の認定等に関する留意事項

金融機能強化法第34条の16第1項に規定する共同化措置実施計画の認定審査等に当たっては、以下の点に留意するものとする。

(1) 意義

令和8年に行われた資金交付制度の拡充において、中小の地域金融機関については、地域経済の活性化に向けた取組を行うことを前提に、業務の効率化に資する勘定系システムの共同化に関する資金交付の枠組みが整備された。

共同化措置実施計画の認定を受けた金融機関等（以下「認定共同化金融機関等」という。）においては、上記の制度趣旨を踏まえて、認定を受けた共同化措置実施計画を着実に履行することにより、地域経済の活性化に貢献していくことが求められる。

（２）共同化措置実施計画の記載事項に関する留意事項

① 金融機能強化命令第74条の9に規定する「信用供与」「中小規模事業者等」については、以下の点に留意するものとする。

イ 「信用供与」については、以下のものを除外したものとする。

- ・ 政府出資主要法人向け貸出及び特殊法人向け貸出
- ・ 土地開発公社向け貸出、地方住宅供給公社向け貸出及び地方道路公社向け貸出
- ・ 大企業が保有する各種債権又は動産・不動産の流動化スキームに係るSPC向け貸出
- ・ 自組合の子会社向け貸出
- ・ 個人向け貸出
- ・ 上記のほか金融機能強化法の趣旨に反するような貸出

ロ 「中小規模事業者等」とは、農林漁業者その他の中小企業者又は地元の事業者とする（Ⅲ-4-11-1（2）①及び②参照）。

② 金融機能強化命令別紙様式第十二号第3.1（記載上の注意）に規定する「経営改善支援等取組先企業（個人事業者含む。）の数の取引先の企業（個人事業者含む。）の総数に占める割合」については、以下の点に留意するものとする。

なお、「経営改善支援等取組先企業」及び「取引先の企業」には、個人ローン又は住宅ローンのみの取引先は含まないものとする。

また、「経営改善支援等取組先」とは、共同化措置実施計画に記載した、例えば、以下の方策に基づき、経営改善支援等に取り組んでいる取引先とする（Ⅲ-4-11-1（3）（注1）及び（注2）参照）。

- イ 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策
- ロ 経営に関する相談その他の取引先の中小漁業者等に対する支援に係る機能の強化のための方策
- ハ 事業の改善・継続に資する早期の事業再生等に対する支援に係る機能の強化のための方策
- ニ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策
- ホ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

（３）共同化措置実施計画の認定に関する留意事項

金融機能強化法第34条の16第4項に規定する共同化措置実施計画の認定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。

- ① 金融機能強化法第34条の16第4項第1号に規定する要件
審査に当たっては、共同化措置実施計画の添付書類として提出を受けた財務諸表を基に確認するものとする。
- ② 金融機能強化法第34条の16第4項第3号に規定する要件
審査に当たっては、以下のいずれかが共同化措置（金融機能強化命令第74条の11第4号に規定するものを含む。以下同じ。）により図られると見込まれることを確認するものとする。
- イ 共同化措置の対象となるシステムに係るランニングコストが減少すること。
- （注1）ランニングコストは、共同化措置の開始前の期間と開始後の期間（実施期間中や実施終了後を始期とすることを妨げない）それぞれの一定期間（契約期間等）において平均したものを比較するものとする。
- （注2）ランニングコストを比較する際、物価上昇分や銀行間決済システムの変更に対応するために生じる費用を合理的に区分して説明できる場合については、これらを差し引いたものを比較できるものとする。また、共同システムの加盟金融機関数が、各加盟金融機関が支払うランニングコストに影響を及ぼす場合には、当該影響を差し引いたものを比較するものとする。
- ロ 修正業務粗利益経費率が▲6%以上低下すること。
- （注）共同化措置実施計画の終期の属する事業年度の末日及び当該事業年度の直前の2事業年度の末日における当該金融機関等の修正業務粗利益経費率の平均値と、当該共同化措置実施計画の始期の属する事業年度の直前の3事業年度の末日における水準の平均値を比較するものとする。
- ③ 金融機能強化法第34条の16第4項第4号に規定する要件
審査に当たっては、預金保険機構から交付された資金を活用して事業者等への不適切な利益供与を行うなどの金融機関間の適正な競争関係を阻害する行為等が行われることなく、共同化措置が共同システム利用金融機関等の業務の合理化及び収益性の向上に資するという本制度の目的のために実施され、また、同資金が当該措置に使用されることを確認するものとする。
- ④ 金融機能強化法第34条の16第4項第5号に規定する要件
「共同システム利用金融機関等関係中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画」を適切かつ円滑に実施するための方策の審査に当たっては、特に以下の点を確認するものとする。
- イ 毎年9月末日及び3月末日における「各共同システム利用金融機関等の中小規模事業者等向け貸出比率（中小規模事業者等に対する信用供与の残高の総資産に占める割合をいう。以下同じ。）」の水準について、人口動態等を考慮した場合に当該共同化措置実施計画の始期における水準と実質的に同等の水準を維持することが確実に見込まれるか。
- ロ 毎年9月末日及び3月末日における「各共同システム利用金融機関等による中小規模事業者等に対する信用供与の残高の見込み」が、人口動態等を考慮した場合に合理的な水準となっているか。
- ⑤ 金融機能強化法第34条の16第4項第7号及び第8号に規定する要件

「申請金融機関等が当該共同化措置実施計画に記載された共同化措置を実施すると見込まれることその他当該共同化措置実施計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること」等を審査するに当たっては、特に以下の点を確認するものとする。

- イ 申請金融機関等が当該共同化措置実施計画に記載された共同化措置を実施することが見込まれるか。
- ロ 部門別の損益管理が実施されている等、共同化措置実施計画が適切に実施されるための経営管理態勢が構築されているか。
- ハ 員外監事の選任・拡充を図る場合に当該員外監事予定者の就任承諾を得ている等、責任ある経営体制の確立に向けた準備が整っているか。
- ニ 業務執行に対する監査又は監督態勢の強化や、不良債権の適切な管理を含むリスク管理態勢、各種法令遵守態勢の構築が図られているか。
- ホ 資金交付を受けて行う共同化措置及びそれらの業務運営が安定的かつ効率的に実施されることも含め、リスク管理やシステム業務運営等が的確に実施されるための態勢が構築されているか。
- ヘ 預金保険機構から交付された資金が適切に執行されているかを監査できる態勢が整備されているか。
- ト 利用者に対し、共同化措置の実施や申請金融機関等の取組に関して充実した情報開示がなされることとされているか。
- チ 経営陣は、上記イからトを含め、共同化措置実施計画を円滑かつ確実に実施する上で重要と考えられる事項を決定・管理しているか。

(4) 共同化措置実施計画の履行を確保するための監督上の措置等

金融機能強化法第34条の18に規定する「監督上必要な措置」については、以下の点について留意するものとする。

① 共同化措置実施計画の履行状況の報告及び同報告書の公表

本制度は、共同化措置実施計画に記載された施策の実施により、金融機関等の業務の合理化及び収益性の向上に資することを目的とするものであることから、金融機能強化法第34条の16第4項に基づき認定を受けた共同化措置実施計画について、認定共同化金融機関等による適切な履行を確保していくことが重要である。

こうした観点から、金融機能強化法第34条の16第4項に基づく共同化措置実施計画の認定後、毎年9月末日及び3月末日（以下「報告基準日」という。）から3か月以内に、当該報告基準日までの半期毎の金融機能強化法第34条の16第3項第3号から第9号までに規定する共同化措置実施計画の施策等の履行状況について、報告を求めるものとする。

なお、共同化措置実施計画の履行状況について報告を受けたときは、当該報告に係る報告基準日、当該報告を行った認定共同化金融機関等の商号又は名称及び当該報告の内容を公表するものとする。

② 共同化措置実施計画の履行状況のフォローアップ

共同化措置実施計画の履行状況報告書が提出された場合は、共同化措置実施計画の認定時の審査結果等も踏まえて、特に、以下の点に留意しつつ、フォローアップを行うものとする。

- イ 共同化措置が共同化措置実施計画に沿って進捗しているかを確認する。

- ロ 共同化措置実施計画に記載された共同化措置を通じて、認定共同化金融機関等が業務の合理化及び収益性の向上を図ることが見込まれるか検証する。
- ハ 共同化措置実施計画に記載された中小規模の事業者に対する金融の円滑化その他の認定共同化金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策が着実に履行されているかどうかを検証する。
- ニ 共同化措置実施計画に記載された共同化措置に要する費用のうち資金交付の対象となる経費の支出金額、その適切性及び支出時期を確認する。
- ③ 共同化措置実施計画の履行に向けた監督上の措置等
共同化措置実施計画の履行状況を十分に検証した上で、例えば業務の合理化及び収益性の向上が図られなくなると見込まれる場合や中小規模の事業者に対する金融の円滑化や地域経済の活性化に向けた取組が進展していないと認められる場合には、対話等を通じた継続的なモニタリングを実施した上で、必要があると認められる場合には、当該共同化措置実施計画の履行を確保するための監督上必要な措置を講じるものとする。
- ④ 共同化措置実施計画の認定の取消し
共同化措置実施計画に記載されている共同化措置が行われない場合については、計画の認定を取り消すものとする。
- (注) 共同化措置が実施された場合でも共同化措置実施計画に記載された業務の合理化及び収益性の向上が図られない場合は認定取消しの対象となる。
なお、Ⅲ－４－１１－７（３）②に掲げる要件を満たすために、例えば、ランニングコストの比較対象となるシステムの範囲が異なる場合や、収益の計上区分の変更により修正業務粗利益が大幅に変動するなど、当該金融機関固有の一時的な要因が修正業務粗利益経費率の削減に大きく寄与している場合等は、本制度の趣旨にそぐわないことに留意するものとする。

Ⅲ－４－１２ 常勤役員等の兼職・兼業制限

組合を代表する理事（経営管理委員会を置く組合を代表する理事を除く。）、組合の常務に従事する役員（経営管理委員会を置く組合の理事及び経営管理委員を除く。）及び参事（以下「常勤役員等」という。）について、水協法第34条の5第1項ただし書（水協法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による兼職又は兼業（以下「兼職等」という。）の認可に係る審査基準は次のとおりとする。

Ⅲ－４－１２－１ 審査要領

組合の常勤役員等に関し、水協法第34条の5第1項ただし書の規定による認可を行う場合は、責任ある業務執行体制が確保されていることを前提として、次の条件がすべて満たされているか慎重に審査することとする。

- (1) 常勤役員等の兼職等が真にやむを得ないものであるか。
- (2) 当該組合の業務に支障を与えるおそれがないか。

(3) 当該組合と兼職等先との間において健全な取引が阻害されるおそれがないか。

(注1) 水協法第34条の5第1項に規定する「法人」の範囲は、法人格を有するものすべてが対象となる。

(注2) 水協法第34条の5第1項に規定する「常務に従事する」とは、継続的に業務等に携わることであり、職務上の名称により形式的に判断することなく、あくまでも個別の実態により常務に従事しているかどうかを判断することとする。

(注3) 水協法第34条の5第1項に規定する「事業を営む」とは、営利の目的を持って継続的に経済的活動を行うことであり、取引上の名義等により実態的に判断するものとするが、他法令において事業活動が許認可等により規制されている場合には、当該許認可等の名義人は事業者として取り扱うものとする。

(注4) 本項の「責任ある業務執行体制が確保されている」とは、次に掲げる例が該当するものと考えられる。

① 当該組合に常務に従事する理事（兼職等の認可を受けていない者に限る。）を置いている場合

② 代表理事に選任された漁業者が、漁業の形態等から当該組合の常務に従事することが可能な場合

(注5) 本項(1)の「真にやむを得ない」場合とは、当該組合の所在地の現状、組合員の構成、沿革等から見て、次のすべての条件を満たす場合をいう。

① その者を除いて他に人材がなく、その者が当該組合の役員として従事しなければ、当該組合の経営に支障を来すおそれがある場合

② 兼職等先の状況から見て、その者を除いて他に人材がなく、その者が当該兼職等先の常務に従事しなければ、当該兼職等先の経営に支障を来すおそれがある場合

Ⅲ－４－１２－２ 期限の付与

兼職等の認可に当たっては、水協法第126条の2の規定に基づき、兼職等の状態が真にやむを得ないと認められる期限をつけるものとする。

なお、この期限については、原則として、組合の常勤役員等の終任の日又は兼職等先の地位の終任の日のいずれか早期に到来する日までとする。

Ⅲ－４－１３ 員外貸付け

水協法第11条第8項及び第9項、第87条第11項及び第12項、第93条第7項及び第8項並びに第97条第7項及び第8項における員外者に対する貸付けの限度は、次によるものとし、その正確性等に問題がある場合には、その内容を通知し、注意を喚起することとする。

(1) 漁協の場合

一事業年度において、組合員以外の者に対する資金の貸付け（水協法第11条

第10項各号及び第93条第9項各号に掲げる貸付けを除く。)及び手形の割引の額の合計額は、次のイ及びロによる資金の貸付け及び手形の割引の合計額を超えないものとする。

イ. 組合員に対する資金の貸付け及び手形の割引

ロ. 組合員と世帯を同じくする者又は営利を目的としない法人に対する貯金又は定期積金を担保とする貸付け

(2) 信漁連の場合

一事業年度において、所属員以外の者（水協法第87条第13項各号及び第97条第9項各号に掲げる貸付けを除く。）に対する資金の貸付け及び手形の割引の額の合計額（以下「会員外貸出し」という。）は、次のイ及びロによる資金の貸付け及び手形の割引の額の合計額を超えないものとする。

イ. 所属員に対する資金の貸付け及び手形の割引

ロ. 所属員と世帯を同じくする者又は営利を目的としない法人に対する貯金又は定期積金を担保とする貸付け

Ⅲ－４－１４ 信託業務の兼営

Ⅲ－４－１４－１ 信託兼営組合の監督事務の取扱い

Ⅲ－４－１４－１－１ 信託兼営認可申請の処理

組合から、金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律（昭和18年法律第43号。以下「兼営法」という。）第1条第1項に基づく信託兼営の認可申請があったときは、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和57年大蔵省令第16号。以下「兼営法施行規則」という。）第33条の規定により、事情を調査の上、財務局の意見を付して、監督局長に進達するものとする。

Ⅲ－４－１４－１－２ 行政報告

財務局長は、信託兼営組合に関し、次に掲げる委任事項についての行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく監督局長に報告するものとする。

① 兼営法第5条及び第5条の3の規定による認可

② 兼営法第4条において準用する信託業法（平成16年法律第154号）第42条第1項及び第2項の規定による報告又は資料の提出の命令

③ 兼営法第8条の2の規定による命令

④ 兼営法第8条の3の規定による信託業務の停止命令

Ⅲ－４－１４－１－３ 監督体制

信託兼営組合の監督については、兼営法が組合への認可制に立脚している趣旨にかんがみ、原則として、当該組合の水協法に基づく監督を担当する者が併せて実施するものとする。なお、やむを得ず担当を分ける場合においては、十分な連携の下に事務を実施するものとする。

Ⅲ－４－１４－２ 信託兼営認可申請書の審査に際しての留意事項

組合より、兼営法第１条第１項に基づく兼営の認可の申請があった場合には、以下の点に留意するものとする。

(注) 兼営法の趣旨にかんがみ、兼営法第１条第１項各号に掲げる業務のみを行うことは認められないことに留意する。

Ⅲ－４－１４－２－１ 添付書類の受理に当たっての留意事項

兼営法施行規則第１条第１項第12号に掲げる「その他信託業法第１条第３項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類」とは、具体的には以下のとおり取り扱うものとする。

- ① 信託業務に関する知識を有する者並びに信託業務及び信託関係法令に関する知識を有する者の知識を習得した方法（知識を有することを証する書面がある場合には当該書面を含む。）並びに当該者の配置予定先を記載した書面
- ② 信託業務に携った経験を有する者及び管理及び処分を行う財産の管理・処分業務に携った経験を有する者の経歴並びに当該者の配置予定先を記載した書面
- ③ 業務の執行方法を定めた内部規則
- ④ 取組みを予定している信託スキームの概要図
- ⑤ 信託業務の一部を第三者に委託する場合（委託先が確定していない場合を除く。）には、委託先の業務遂行能力が確保されていることを明らかにした書面及び委託先の業務遂行能力を継続的に確認するための体制（委託先の業務遂行能力に問題がある場合における対応策を含む。）を明らかにした書面
- ⑥ その他審査の参考となる書類

Ⅲ－４－１４－２－２ 業務の種類及び方法書の審査

兼営法施行規則第４条第１項に規定する業務の種類及び業務方法書については、同項各号に掲げる必要記載項目ごとに以下の点に留意するものとする。

- (1) 兼営法第５条の４の規定による元本の補てん又は利益の補足に関する事項
以下の項目が記載されているか。
 - ① 元本の補てん又は利益の補足をすることのある金銭信託の種類
 - ② 元本の補てん又は利益の補足をする場合及びその程度
 - ③ 元本の補てん又は利益の補足の時期
 - ④ 元本の補てん又は利益の補足の計算方法及びその額
 - ⑤ 信託財産の評価損益の処理方法
- (2) 併せ営む兼営法第１条第１項各号に掲げる業務の種類（信託受益権販売業を営む場合には、当該業務の実施体制を含む。）
兼営法第１条第１項各号の区分により記載されているか。
また、信託受益権販売業を営む場合には、当該業務の実施体制について、信託会社等に関する総合的な監督指針（平成16年12月28日。以下「信託会社等監

督指針」という。) 10-2-4 (1) ②に準じ、原則として「信託事務の実施体制」に併せて記載されているか。

- (3) 上記(1)及び(2)以外の必要記載項目
信託会社等監督指針3-2-2に準じるものとする。

Ⅲ-4-14-2-3 財産的基礎の審査

兼営法第1条第3項第1号に掲げる信託業務を健全に遂行し得る財産的基礎を有しているか否かの審査に当たっては、収支見込みの根拠となる諸条件について十分に精査するものとする。また、信託報酬は確実かつ将来にわたり安定的と見込まれるか、収支見込みの前提となる諸条件が見込みを下回った場合でも経常経費を賄う程度の収益を見込めるか等についても審査することに留意するものとする。

Ⅲ-4-14-2-4 人的構成に照らした業務遂行能力の審査

組合が兼営法第1条第3項第1号並びに兼営法施行規則第1条第2項第2号及び第3項第4号に掲げる業務遂行能力等に関する基準を満たしているか否かについては、業務の種類及び方法書の記載内容に照らして、以下により判断することとする。なお、これらはあくまでも例示であり、その行うべき体制整備等は当該組合が行おうとする信託業務の規模、特性により異なることに留意し、組合が以下の基準を満たしていない場合には、満たす必要がない合理的理由について聴取することとする。

- (1) 利用者保護の観点からの信託業務の執行方法の審査
信託会社等監督指針3-2-4(1)に準じるものとする。
- (2) 経営体制等に照らした業務遂行能力の審査
信託会社等監督指針3-2-4(2)に準じるものとするが、更に以下の点について確認することとする。
- ① 兼営法第4条第1項において準用する信託業法第29条第2項各号に掲げる取引を行おうとする場合には、内部規則において、当該取引を行う旨、当該取引の概要(態様及び条件を含む。)及び信託財産に損害を与えるおそれがないことの客観的・合理的な理由付け・疎明が、具体的に検証できる形で定められているか。
 - ・ 例えば、信託勘定から組合本体勘定への運用(いわゆる「銀行勘定貸貸」)に際し、受託者たる組合の信用リスクを適切に評価することとしているか。特に、受託者たる組合の自己資本比率の大幅な低下等、受託者の財務の健全性低下が懸念される場合におけるいわゆる「銀行勘定貸」について、上記の客観的・合理的な理由付け・疎明を行うにはより慎重かつ保守的な検証が必要であることを踏まえた内部規則となっているか。
 - ・ 当該取引を実施する部門から独立した内部監査部門による定期的かつ実効性のある検証・監査ができる体制が整備されているか。
 - ② 信託兼営組合が元本補てん契約付信託商品を取り扱うこととしている場合

には、組合本体勘定に与えるリスクにかんがみ、適切なリスク管理を行える体制とすることとなっているかについても確認することとする。

Ⅲ－４－１４－３ 監督に係る事務処理上の留意事項

Ⅲ－４－１４－３－１ 営業保証金に係る留意事項

信託会社等監督指針 3－3－1 に準じるものとする。

Ⅲ－４－１４－３－２ 信託業務の委託

信託会社等監督指針 3－3－5 に準じるものとする。

Ⅲ－４－１４－３－３ 業務の種類及び方法の変更認可

兼営法第5条に規定する業務の種類及び方法の変更認可については、以下の点に留意するものとする。また、審査に当たっては、その変更内容に応じて、兼営認可の審査基準を満たさないこととならないかどうか留意するものとする。

- (1) 兼営法施行規則第24条第1項第4号に掲げる「その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類」については、業務の種類及び方法の変更内容に応じて、Ⅲ－４－１４－２－1 に記載した書類の提出を求めるものとする。
- (2) 信託業務の一部を第三者に委託しようとする信託兼営組合が、委託先が確定していないため、業務の種類及び方法書に委託先の選定に係る基準及び手続を記載した場合であって、当該基準及び手続に従った選定により委託先が確定した場合には、委託先の確定に伴う業務の種類及び方法の変更認可は不要であることに留意するものとする。

Ⅲ－４－１４－３－４ 信託業務のみを営む支店等の設置

兼営法施行規則第31条第2項第1号に掲げる信託業務の全部若しくは一部のみを営む支店その他の営業所若しくは事務所（以下「信託業務のみを営む支店等」という。）の設置に当たっては、以下の点に留意するものとする。

- ① 信用事業を営まないことにより利用者の利便に支障が生じないように、取り扱う業務内容の実効的な周知を行う必要があること。
- ② 信託業務のみを営む支店等においては、兼営法第1条第1項各号に掲げる業務のみを行うことはできないこと。
- ③ 信託業務のみを営む支店等においては、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成5年政令第31号。以下「兼営法施行令」という。）第3条各号に掲げる金融機関が営むことができない業務については、行えないこと。
- ④ 信託業務のみを営む支店等を他の組合、金融機関、信託会社、外国信託会

社、信託契約代理店又は信託受益権販売業者の本店その他の営業所、事務所若しくは代理店と同一の建物に設置する場合には、利用者が当該信託業務のみを営む支店等を当該他の組合、金融機関、信託会社、外国信託会社、信託契約代理店又は信託受益権販売業者であると誤認することを防止する体制を整備する必要があること。

Ⅲ－４－１４－３－５ 議決権の取得制限

- (1) 信託兼営組合が有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和61年法律第74号）第24条第1項の認可を受けた投資顧問業者である場合には、投資一任契約に基づき利用者のために議決権を行使し又は議決権の行使について指図を行う株式等に係る議決権は、水協法第17条の15等において信託兼営組合が取得し又は保有する議決権に含まれるものではないことに留意する。
- (2) 信託兼営組合が信託財産として議決権を保有することについては、元本の補てんのある信託における議決権の行使権限が組合側に留保される場合には、水協法等による規制がなされていることに留意する（水協法第17条の15（同法第96条第1項において準用する場合を含む。）及び第87条の3（同法第100条第1項において準用する場合を含む。）関係）。

Ⅲ－４－１４－４ 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項

信託兼営組合の業務運営の適切性、健全性に疑義が生じた場合には、必要に応じ、兼営法第4条第1項において準用する信託業法第42条により報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、兼営法第8条の2に基づく命令を行う必要がある。その際の着眼点については、法令及び本監督指針に規定する認可申請の際の審査基準を満たしているか、法令、定款、業務の種類及び方法書、内部規則等を遵守した適切な業務運営が行われているか否か、信託会社等監督指針3－4に記載されている事項のほか、以下の点にも留意するものとする。

Ⅲ－４－１４－４－１ 元本補てん付信託勘定に係る留意事項

元本補てん付信託勘定については、組合本体勘定の有するリスクが、信託法の趣旨や信託約款を踏まえ、明確に元本補てん契約の範囲に限定されるとともに、適切な業務運営が行われているか。

Ⅲ－４－１４－４－２ 財産の取得、処分又は貸借に関する代理又は媒介に係る留意事項

不動産を信託財産とする信託の引受け又は不動産を信託財産とする信託の受益権の売買の代理及び媒介を行うに当たっては、兼営法施行令第3条第3号の規定の趣旨を踏まえ、実質的に不動産の売買及び貸借の代理及び媒介を業として営むこととならないよう、法令等遵守の観点から事前に十分な検討・検証を行うこととしているか。

Ⅲ－４－１４－５ 業務停止命令及び認可の取消しに係る留意事項

信託会社等監督指針３－５（３－５－２を除く。）に準じるものとする。

Ⅲ－４－１４－６ 検査部局との連携

本監督指針Ⅲ－１－３に準じるものとする。

Ⅲ－４－１５ 業務代理の認可審査

Ⅲ－４－１５－１ 業務代理の認可審査に当たっての着眼点

漁協が農林中央金庫又は信漁連（以下「農林中金等」という。）の業務の代理を行うに当たっては、当該代理業務を定款で定める必要があるとともに、農林中金等がその業務を漁協に代理で行わせることについては、再編強化法第42条第3項に基づく主務大臣の認可が必要である。

上記の定款に係る変更認可及び同項に定める認可に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 代理業務の内容が、次に想定されるような組合員等利用者にとって必要性が高く、業務代理店舗において取り扱うことが必須であると考えられるものであるか。
 - ① 貯金・定期積金、当座貯金の受入れ
 - ② 貸付業務（定型ローン等の取次ぎ、当座貸越（営漁貸越、組合員勘定等）の管理）
 - ③ 内国為替業務等（水産物販売代金決済業務、資材購入代金の決済、ガス代・電気料金等公共料金の振替、送金、給与・年金等の受入れ、金銭収納事務の取扱い等）
- (2) 代理業務の実施状況について、農林中金等が適切に把握し得る体制となっているか。
 - ① 当該業務に係る一切の権利義務が農林中金等に帰属することとなっているか（（1）の①の場合にあっては貯金・定期積金の勘定は農林中金等にあること、（1）の②の場合にあっては与信枠の設定・融資判断は農林中金等が行うこととなっているか。）。
 - ② 漁協の支所・支店等においても、農林中金等の業務の代理が行われる場合には、当該支所・支店等における業務の実施状況について、農林中金等が適切に把握できる体制が整備されているか。
- (3) 特定の業務を代理として行うこと及びその方法が、水協法以外の法令に抵触しないか。

Ⅲ－４－１５－２ 予備審査

農林中金等が、業務代理に当たって、再編強化法第42条第3項の規定に基づく認可を受けようとする場合において、当該認可を申請する際に提出すべき書類に準じた書類を行政庁に提出して予備的審査を求めたときには、行政庁はこれに応ずることとする。

Ⅲ－４－１６ 再編強化法に関する留意事項

再編強化法に基づき貯金保険機構が特定優先出資等（再編強化法附則第3条第1項に規定する特定優先出資等をいう。以下同じ。）の取得を行う場合の運用に当たっては、特に以下の点に留意するものとする。

Ⅲ－４－１６－１ 震災特例組合等に係る特定優先出資等の取得の決定に関する留意事項

震災特例組合等（再編強化法附則第3条第1項に規定する震災特例組合等をいう。以下同じ。）が信用事業強化計画（再編強化法附則第3条第1項に規定する信用事業強化計画をいう。以下同じ。）を提出する場合における再編強化法附則第5条第1項に規定する特定優先出資等の取得の決定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。

（１）再編強化法附則第4条第1項に基づく特定優先出資等の取得の申込みを行うことに関する要件

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成9年大蔵省・農林水産省令第1号）附則第3条第1号に基づき特定農水産業協同組合等（再編強化法第2条第1項に規定する特定農水産業協同組合等をいう。以下同じ。）が提出する理由書の審査に当たっては、当該特定農水産業協同組合等が震災特例組合等である旨が記載されているか確認する。

また、当該震災特例組合等における東日本大震災の被災者への信用供与の状況が記載されているか確認する。

（２）再編強化法附則第5条第1項第1号二に規定する要件

審査に当たっては、「信用事業強化計画の実施のために必要な範囲であること」との要件について、震災特例組合等の信用事業に係る経営基盤が東日本大震災の著しい影響を受けたことを踏まえ、当該震災特例組合等の財務基盤の安定を確保し、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮できるようにするなど、当該震災特例組合等が主として事業を行っている地域で金融機能を発揮し、東日本大震災からの復興に継続的に貢献するために十分な自己資本の水準かどうかを確認する。

（３）再編強化法附則第5条第1項第3号ロに規定する要件

審査に当たっては、農林中央金庫が当該震災特例組合等から必要な報告を受

けモニタリング（オンサイトによるものを含む。）を実施し、その結果に基づき必要な指導及び助言を行うことを内容としたものであることを確認する。

Ⅲ－４－１６－２ 特別対象組合等に係る信用事業が改善した旨の認定に関する留意事項

特別対象組合等（再編強化法附則第11条第1項に規定する特別対象組合等をいう。以下同じ。）が特別信用事業強化計画（再編強化法附則第16条第1項に規定する特別信用事業強化計画をいう。以下同じ。）を提出する場合における再編強化法附則第16条第3項に規定する信用事業が改善した旨の認定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。

（１）再編強化法附則第16条第3項第3号に規定する要件

再編強化法附則第16条第1項に規定する信用事業が改善したことを示すために必要な書類には、信用事業が改善していることが具体的に確認できる内容が含まれていることを確認する。

（２）再編強化法附則第16条第3項第5号に規定する要件

審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。

- ① 部門別の損益管理が実施されている等、特別信用事業強化計画が適切に実施されるための経営管理態勢が構築されていること。
- ② 準備金の減少等による繰越欠損金の処理がなされている、又は、当該処理が計画に盛り込まれている等、貯金保険機構が取得を行った特定優先出資等の配当の確保に向けた態勢が整っていること。

Ⅲ－４－１６－３ 特別対象組合等に係る信用事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定に関する留意事項

特別対象組合等が資本整理等実施要綱（再編強化法附則第17条第1項に規定する資本整理等実施要綱をいう。）を提出する場合における再編強化法附則第17条第2項に規定する信用事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。

（１）再編強化法附則第17条第2項第2号に規定する要件

審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。

- ① 信用事業再構築（再編強化法附則第17条第1項に規定する信用事業再構築をいう。以下同じ。）の内容が、特別対象組合等の事業及び財務の状況並びに主として事業を行っている地域の状況を踏まえた適切なものであること。
- ② 信用事業再構築後に貯金保険機構が引き続き特別対象組合等に係る特定優先出資等を保有する場合には、以下に掲げる事項
 - イ. 当該特別対象組合等の事業を引き継ぐ特定農水産業協同組合等が、農林中央金庫の適切な経営指導を引き続き受けることになっていること。
 - ロ. 部門別の損益管理が実施されている等、適切に事業を継続するための経営管理態勢が構築されていること。

ハ. 準備金の減少等による繰越欠損金の処理がなされている、又は、当該処理が計画に盛り込まれている等、貯金保険機構が取得を行った特定優先出資等の配当の確保に向けた態勢が整っていること。

③ 信用事業再構築の内容が合併又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡である場合には以下に掲げる事項

イ. 特別対象組合等の事業を継承する特定農水産業協同組合等において、信用事業再構築後、当該特別対象組合等が主として事業を行っている地域で継続的に事業を行う体制を整備することが見込まれること。

ロ. 特別対象組合等の事業を継承する特定農水産業協同組合等において、信用事業再構築後、当該特別対象組合等が主として事業を行っている地域における金融機能を維持又は強化するために十分な自己資本その他の財務基盤を持つことが見込まれること。

ハ. 労使間で十分な協議を行うこと、かつ、信用事業再構築の実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うことが見込まれる等、信用事業再構築の実施により職員の地位が不当に害されないものであること。

④ 信用事業再構築の内容が合併又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡を伴わないものである場合には、以下に掲げる事項

イ. 会員若しくは組合員からの出資その他の指定支援法人（再編強化法第32条第2項に規定する指定支援法人をいう。）以外の者からの支援の受入れの時期、内容等が具体的であるなど、その実現が確実であると認められること。

ロ. 信用事業再構築後の特別対象組合等が主として事業を行っている地域における金融機能を維持又は強化するために十分な自己資本その他の財務基盤を持つことが見込まれること。

ハ. 部門別の損益管理が実施されている等、適切に事業を継続するための経営管理態勢が構築されていること。

(2) 再編強化法附則第17条第2項第3号に規定する要件

審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。

① 資本整理（再編強化法附則第17条第1項に規定する資本整理をいう。以下同じ。）を行うに当たり当該特別対象組合等において適切に資産査定がなされること。

② 資本整理の内容が、予定している信用事業再構築の実現に対し必要かつ適切なものであること。

(3) 再編強化法附則第17条第2項第4号に規定する要件

審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。

① 再編強化法附則第17条第1項第3号に規定する貯金保険機構からの金銭の贈与又は損失の補填（以下「金銭の贈与等」という。）が信用事業再構築に伴う資本整理を行うに当たって必要不可欠であること。

② 金銭の贈与等の額の算定根拠が合理的であり、かつ、資本整理を実施するまでの間、資産の劣化が進まないよう適切に管理するなど必要な措置をとっていること。

Ⅲ－４－１６－４ 信用事業強化計画等の履行を確保するための監督上の措置

- (1) 震災特例組合等が信用事業強化計画を提出する場合における監督上の措置
震災特例組合等が信用事業強化計画を提出する場合における再編強化法附則第8条及び第9条に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。
- ① 信用事業強化計画の履行状況のフォローアップ
信用事業強化計画の履行状況についてフォローアップを行うに当たっては、履行状況報告において、信用事業強化計画に掲げられた各種施策の実施状況が実績計数を含め具体的に記載されているか検証するものとする。
- ② 監督上の措置
履行状況報告に記載された、信用事業強化計画に掲げられた施策の実施状況（実績計数を含む。）を十分に検証した上で、当該震災特例組合等が主として事業を行っている地域における経済の復興状況等を勘案し、特に必要があると認められる場合には、当該信用事業強化計画の履行を確保するため、監督上必要な措置を講じるものとする。
- (注) なお、貯金保険機構が取得を行った特定優先出資等に所定の配当がなされない場合には、再編強化法に基づき、当該震災特例組合等に対し、所定の配当がなされない理由及び収益改善策等について報告を求めることを検討するものとする。
当該検討に際しては、計画に掲げた配当に対する方針に沿ったものとなっているか、当該震災特例組合等が主として事業を行っている地域の収益環境が回復しているかどうか等を十分に勘案するものとする。
- (2) 特別対象組合等が再編強化法附則第16条第3項の認定を受けた場合における監督上の措置
特別対象組合等が再編強化法附則第16条第3項の信用事業が改善した旨の認定を受けた場合における、再編強化法附則第8条及び第9条に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。
- ① 特別信用事業強化計画の履行状況のフォローアップ
特別信用事業強化計画の履行状況についてフォローアップを行うに当たっては、履行状況報告において、特別信用事業強化計画に掲げられた各種施策の実施状況が実績計数を含め具体的に記載されているか検証するものとする。
- ② 監督上の措置
履行状況報告に記載された、特別信用事業強化計画に掲げられた施策の実施状況（実績計数を含む。）を十分に検証した上で、当該特別対象組合等が主として事業を行っている地域における経済の復興状況等を勘案し、特に必要があると認められる場合には、当該特別信用事業強化計画の履行を確保するため、監督上必要な措置を講じるものとする。
- (注) なお、貯金保険機構が取得を行った特定優先出資等に所定の配当がなされない場合には、再編強化法に基づき、当該特別対象組合等に対し、所定の配当がなされない理由及び収益改善策等について報告を求めるものとする。

当該報告等により、上記の場合に至った要因がやむを得ない事情に基づくものであるかどうか、東日本大震災からの復興に資する方策が適切に履行されているかどうか、当該特別対象組合等が主として事業を行っている地域の収益環境が回復しているかどうか等を十分に検証した上で、特に必要があると認められる場合には、当該改善策等の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。

Ⅲ－４－１７ 暗号資産に関する留意事項

Ⅲ－４－１７－１ 意義

暗号資産の設計・仕様は様々であるところ、移転記録が公開されず、取引の追跡困難な暗号資産が存在する等、マネー・ローンダリングやテロ資金供与に利用されるリスクが高いものも存在する。また、一般的に、暗号資産は、その価値の裏付けとなる資産等がないため本源的な価値を観念し難く、価格の変動が大きいことを踏まえると、組合グループが暗号資産を保有する際にはその価格変動リスクについての検討が必要となる。加えて、暗号資産の管理については、システムの誤作動やサイバー攻撃などのシステムリスクも存在する。

以上のほか、これらのリスクが顕在化した場合のレピュテーション・リスク等も考慮すれば、組合グループによる暗号資産の取得は必要最小限度の範囲とする必要があり、かつ、組合グループの業務において、暗号資産の取得、保有又は処分等（暗号資産を実質的な投資対象とするファンドに対する出資等の間接的な方法によるものを含む。以下「暗号資産の取得等」という。）が生じる場合には、組合の固有業務の運営への支障や組合グループとして重大な損害等が生じるおそれがないよう、十分な態勢整備が行われている必要がある

Ⅲ－４－１７－２ 主な着眼点

組合グループにおける暗号資産の取得等については、上述のとおり、信用事業命令第12条の7第2項及び第12条の8第2項に基づく態勢整備がなされている必要がある。かかる態勢整備について、具体的には、以下の点に留意する必要がある。

（１）暗号資産の特性等を踏まえたリスクの特定・評価・低減

暗号資産の仕組み（発行者、管理者その他の関係者や当該暗号資産と密接に関連するプロジェクトの内容等を含む。）、想定される用途、流通状況及び当該暗号資産に使用される技術その他当該暗号資産の特性（以下「暗号資産の特性等」という。）等を踏まえ、暗号資産のリスクの特定・評価について十分な検討が行われ、以下の（２）から（４）の措置を含め、当該リスクを適切に低減するための内部管理態勢が整備されているか。また、これらについて定期的な検証及び見直しが実施されているか。

（２）マネー・ローンダリング及びテロ資金供与への対応

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に利用されるおそれが高い場合においては、暗号資産の取得等の適否を慎重に判断することとしているか。例え

ば、移転記録の追跡が著しく困難である暗号資産については、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に利用されるおそれが特に高いことから、暗号資産の取得等を行うことがないよう留意する。

また、暗号資産の取得等の相手方のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の状況等にも留意するなど、マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン記載の措置に沿った対策が適切に講じられているか。特に、暗号資産の取得等に関して、海外に居住若しくは所在する者から又はこれらの者への暗号資産の移転を伴う可能性がある場合には、Ⅱ－３－１－３－１－２（４）に準じた対策が適切に講じられているか。

（３）財務の健全性確保を図るための措置

組合グループの業務において暗号資産の取得が必要となる場合であっても、健全性の確保の観点から、取得する暗号資産の量については当該業務のために必要最小限度の範囲とする等、適切な方針が定められているか。また、暗号資産の保有についても、当該暗号資産の市場リスク、流動性リスク等を考慮の上で、速やかに売却する等により適切な処分を図ることが可能な態勢となっているか。

なお、組合グループにおいては、投資の目的をもってする暗号資産の取得等を行わないこととしているか。

（４）暗号資産の取得等に係る安全管理措置

① 暗号資産の管理を担当する部署及び責任者を明確にしているか（複数の部署で暗号資産の管理を担当する場合には、部署間の担当と責任が明確になっているか。）。また、取り扱う暗号資産の特性等に関して十分な知識・経験を有する者を配置しているか。

② 暗号資産の管理、流出時の対応その他暗号資産に係る内部規程を適切に整備し、役職員に対する周知、徹底を図っているか。また、当該内部規程について、定期的な検証及び見直しが行われているか。

③ 不正アクセス等による暗号資産の流出の防止のための対策等、取り扱う暗号資産の管理に関するシステムリスク管理態勢が十分に構築されているか。また、当該システムリスク管理態勢について、専門家による定期的な検証及び見直しが行われているか。

Ⅲ－５ 行政指導等を行う際の留意点等

Ⅲ－５－１ 行政指導等を行う際の留意点

組合に対して、行政指導等（行政指導等とは行政手続法第２条第６項にいう行政指導に加え、行政指導との区別が必ずしも明確ではない情報提供、相談、助言等の行政行為を含む。）を行うに当たっては、行政手続法等の法令等に沿って適正に行うものとする。特に行政指導を行う際には、以下の点に留意する。

（１）一般原則（行政手続法第32条）

① 行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されて

いるか。

例えば、以下の点に留意する。

イ. 行政指導の内容及び運用の実態、担当者の対応等について、相手方の理解を得ているか。

ロ. 相手方が行政指導に協力できないとの意思を明確に表明しているにもかかわらず、行政指導を継続していないか。

② 相手方が行政指導に従わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはいないか。

イ. 行政指導に従わない事実を法律の根拠なく公表すること、公表することにより経済的な損失を与えるなど相手方に対する社会的制裁として機能するような状況の下では、「不利益な取扱い」に当たる場合があることに留意する。

ロ. 行政指導を行う段階においては処分権限を行使するか否かは明確でなくても、行政指導を行った結果等の状況によっては処分権限行使の要件に該当し、当該権限を行使することがあり得る場合に、そのことを示して行政指導をすること自体を否定するものではない。

(2) 申請に関連する行政指導（行政手続法第33条）

申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしていないか。

① 申請者が、明示的に行政指導に従わない旨の意思表示をしていない場合であっても、行政指導の経緯や周囲の客観情勢の変化等を勘案し、行政指導の相手方に拒否の意思表示がないかどうかを判断する。

② 申請者が行政指導に対応している場合でも、申請に対する判断・応答が留保されることについても任意に同意しているとは必ずしもいえないことに留意する。

③ 例えば、以下の点に留意する。

イ. 申請者が行政指導に従わざるを得ないようにさせ、申請者の権利の行使を妨げるようなことをしていないか。

ロ. 申請者が行政指導に従わない旨の意思表示を明確には行っていない場合、行政指導を行っていることを理由に申請に対する審査・応答を留保していないか。

ハ. 申請者が行政指導に従わない意思を表明した場合には、行政指導を中止し、提出された申請に対し、速やかに適切な対応をしているか。

(3) 許認可等の権限に関連する行政指導（行政手続法第34条）

許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合にもかかわらず、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従う事を余儀なくさせていないか。

例えば、以下の点に留意する。

① 許認可等の拒否処分をすることができないにもかかわらず、できる旨を示して一定の作為又は不作為を求めているか。

- ② 行政指導に従わなければすぐにでも権限を行使することを示唆したり、何らかの不利益な取扱いを行ったりすることを暗示するなど、相手方が行政指導に従わざるを得ないように仕向けてはいないか。

(4) 行政指導の方式（行政手続法第35条）

- ① 行政指導を行う際には、相手方に対し、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示しているか。
 - 例えば、以下の点に留意する。
 - イ. 相手方に対して求める作為又は不作為の内容を明確にしているか。
 - ロ. 当該行政指導をどの担当者の責任において行うものであるかを示しているか。
 - ハ. 個別の法律に根拠を有する行政指導を行う際には、その根拠条項を示しているか。
 - ニ. 個別の法律に根拠を有さない行政指導を行う際には、当該行政指導の必要性について理解を得るため、その趣旨を伝えているか。
- ② 行政指導について、相手方から、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を記載した書面の交付を求められた時は、行政上特別の支障がない限り、原則としてこれを交付しているか（ただし、行政手続法第35条第3項各号に該当する場合を除く。）
 - イ. 書面の交付を求められた場合には、できるだけ速やかに交付することが必要である。
 - ロ. 書面交付を拒み得る「行政上の特別の支障」がある場合とは、書面が作成者の意図と無関係に利用、解釈される等により行政目的が達成できなくなる場合等、その行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を書面で示すことが行政運営上著しい支障を生じさせる場合をいう。
 - ハ. 単に処理件数が大量であるだけの場合や単に迅速に行う必要がある場合であることをもって、「行政上特別の支障」がある場合に該当するとはいえないことに留意する。

Ⅲ－５－２ 面談等を行う際の留意点

職員が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する組合の相手方との面談等（面談、電話、電子メール、ファックス等によるやりとりをいう。以下同じ。）においては、下記の事項に留意するものとする。

- (1) 面談等に参加する職員は、常に綱紀及び品位を保持し、穏健冷静な態度で臨んでいるか。
- (2) 面談等の目的、相手方の氏名・所属等を確認しているか。
- (3) 面談等の方法、面談等を行う場所、時間帯、参加している職員及び相手方が、面談等の目的・内容からみてふさわしいものとなっているか。
- (4) 面談等の内容・結果について双方の認識が一致するよう、必要に応じ確認し

ているか。特に、面談等の内容・結果が守秘義務の対象となる場合には、そのことが当事者双方にとって明確となっているか。

- (5) 面談等の内容が上司の判断を仰ぐ必要のある場合において、状況に応じあらかじめ上司の判断を仰ぎ、又は事後に速やかに報告しているか。また、同様の事案について複数の相手方と個別に面談等を行う場合には、行政の対応の統一性・透明性に配慮しているか。

Ⅲ－５－３ 連絡・相談手続

都道府県にあつては、面談等を通じて行政指導等を行うに際し、行政手続法に照らし、行政指導等の適切性について判断に迷った場合等には、水産庁漁政部水産経営課に連絡し、必要に応じその対応を協議することとする。

Ⅲ－６ 行政処分を行う際の留意点

Ⅲ－６－１ 行政処分（不利益処分）に関する基本的な事務の流れについて

Ⅲ－６－１－１ 行政処分

監督部局が行う主要な不利益処分（行政手続法第２条第４号にいう不利益処分をいう。以下同じ。）としては、①水協法第123条の２に基づく業務改善命令又は水協法第124条に基づく必要な措置をとるべきの命令、②水協法第123条の２に基づく業務停止命令、③水協法第124条に基づく業務停止命令、④水協法第124条の２に基づく解散命令があるが、これらの発動に関する基本的な事務の流れを例示すれば、以下のとおりである。

(1) 水協法第122条に基づく報告命令

- ① オンサイトの立入検査や、オフサイト・モニタリング（ヒアリング、不祥事件等届出書など）を通じて、組合のリスク管理態勢、法令等遵守態勢、経営管理態勢等に問題があると認められる場合においては、水協法第122条に基づき、当該事項についての事実認識、発生原因分析、改善・対応策その他必要と認められる事項について、報告を求めることとする。
- ② 報告を検証した結果、さらに精査する必要があると認められる場合においては、水協法第122条に基づき、追加報告を求めることとする。

(2) 水協法第122条に基づき報告された改善・対応策のフォローアップ

- ① 上記報告を検証した結果、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題が発生しておらず、かつ、組合の自主的な改善への取組みを求めることが可能な場合においては、任意のヒアリング等を通じて上記（１）において報告された改善・対応策のフォローアップを行うこととする。
- ② 必要があれば、水協法第122条に基づき、定期的なフォローアップ報告を求める。

(3) 水協法第123条の２に基づく業務改善命令又は水協法第124条に基づく必要な

措置をとるべき命令等

上記（１）の報告（追加報告を含む。）を検証した結果、例えば、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題が認められる場合、又は、組合の自主的な取り組みでは業務改善が図られないと認められる場合などにおいては、水協法第123条の2に基づき、業務の改善計画の提出とその実行又は必要な措置をとるべき旨を命じることを検討する。

なお、単独で、又は、下記（４）若しくは（５）の行政処分と同時に、制度改革等により可能となった新規業務への進出を一定期間行わせないこととする等の措置を命ずることが検討される場合がある。

（４）法第123条の2に基づく業務停止命令

上記（３）の業務改善命令を発出する際、業務の改善に一定期間を要し、その間、当該業務改善に専念させる必要があると認められる場合においては、法第123条の2に基づき、改善期間を勘案した一定の期限を付して当該業務の停止を命じることを検討する。

（５）水協法第124条に基づく業務停止命令

上記（１）の報告（追加報告を含む。）を検証した結果、重犯性や故意性・悪質性が認められる等の重大な法令等の違反又は公益を害する行為などに対しては、水協法第124条に基づき、当該業務の停止を命じることを検討する。併せて、水協法第123条の2に基づき、法令等遵守態勢に係る内部管理態勢の確立等を命じることを検討する。

（６）水協法第124条の2に基づく解散命令

上記（１）の報告（追加報告を含む。）を検証した結果、重大な法令等の違反又は公益を害する行為が多数認められる等により、今後の業務の継続が不適当と認められる場合においては、水協法第124条の2に基づく解散命令を検討する。

なお、（３）から（６）の行政処分を検討する際には、以下の①から③までに掲げる要因を勘案するとともに、それ以外に考慮すべき要素がないかどうかを吟味することとする。

① 当該行為の重大性・悪質性

イ. 公益侵害の程度

組合が、例えば、利用者の財務内容の適切な開示という観点から著しく不適切な商品を組成・提供し、金融市場に対する信頼性を損なうなど公益を著しく侵害していないか。

ロ. 利用者被害の程度

広範囲にわたって多数の利用者が被害を受けたかどうか。個々の利用者が受けた被害がどの程度深刻か。

ハ. 行為自体の悪質性

例えば、利用者から多数の苦情を受けているにもかかわらず、引き続き同様の商品を販売し続けるなど、組合の行為が悪質であったか。

ニ. 行為が行われた期間や反復性

当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。

反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の行為が行われたことがあるか。

ホ. 故意性の有無

当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失によるものか。

ヘ. 組織性の有無

当該行為が現場の事業担当者個人の判断で行われたものか、あるいは管理者も関わっていたのか。更に役員の関与があったのか。

ト. 隠蔽の有無

問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。

チ. 反社会的勢力との関与の有無

反社会的勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。

② 当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性

イ. 代表理事や理事会の法令等遵守に関する認識や取組みは十分か。

ロ. 内部監査部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

ハ. コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

ニ. 事業担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、組合内教育が十分になされているか。

③ 軽減事由

以上の他に、行政による対応に先行して、組合自身が自主的に利用者保護のために所要の対応に取り組んでいる、といった軽減事由があるか。

(7) 標準処理期間

上記(3)から(6)までの行政処分をしようとする場合には、上記(1)の報告書又は不祥事件等届出書(水協法第122条に基づく報告徴求を行った場合は、当該報告書)を受理したときから、原則としておおむね1か月(処分が財務局を經由して農林水産省及び金融庁において行われる場合、処分が財務局において行われるが農林水産省及び金融庁との調整を要する場合又は処分が他省庁との共管法令に基づく場合はおおむね2か月)以内を目途に行うものとする。

(注1) 「報告書を受理したとき」の判断においては、以下の点に留意する。

① 複数回にわたって水協法第122条に基づき報告を求める場合(直近の報告書を受理したときから上記の期間内に報告を求める場合に限る。)には、最後の報告書を受理したときを指すものとする。

② 提出された報告書に関し、資料の訂正、追加提出等(軽微なものは除く。)を求める場合には、当該資料の訂正、追加提出等が行われたときを指すものとする。

(注2) 弁明・聴聞等に要する期間は、標準処理期間には含まれない。

(注3) 標準処理期間は、処分を検討する基礎となる情報ごとに適用する。

Ⅲ-6-1-2 水協法第123条の2に基づく業務改善命令の履行状況の報告義務の

解除

水協法第123条の2に基づき業務改善命令を発出する場合には、当該命令に基づく組合の業務改善に向けた取組みをフォローアップし、その改善努力を促すため、原則として、当該組合の提出する業務改善計画の履行状況の報告を求めることとなっているが、以下の点に留意するものとする。

- (1) 水協法第123条の2に基づき業務改善命令を発出している組合に対して、当該組合の提出した業務改善計画の履行状況について、期限を定めて報告を求めている場合には、期限の到来により、当該組合の報告義務は解除される。
- (2) 水協法第123条の2に基づき業務改善命令を発出している組合に対して、当該組合の提出した業務改善計画の履行状況について、期限を定めることなく継続的に報告を求めている場合には、業務改善命令を発出する要因となった問題に関して、業務改善計画に沿って十分な改善措置が講じられたと認められるときには、当該計画の履行状況の報告義務を解除するものとする。その際、当該報告やⅢ－1－3－3（2）（3）により説明を受けた検査結果等により把握した改善への取組状況に基づき、解除の是非を判断するものとする。

Ⅲ－6－2 行政手続法との関係等

(1) 行政手続法との関係

- ① 申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合には、行政手続法第8条に基づき、当該処分の理由を示さなければならないことに留意する。

その際、単に根拠規定を示すだけでなく、いかなる事実関係に基づき、いかなる法令・基準を適用して当該処分がなされたかを明らかにすること等が求められることに留意する。

- ② 不利益処分を行う場合には、行政手続法第13条第1項の規定に基づき、同条第2項に該当するときを除き、聴聞又は弁明の機会の付与の手続を執らなければならないことに留意する。具体的には、上記Ⅲ－6－1－1（6）の解散命令その他の同条第1項第1号に該当する不利益処分をしようとする場合には聴聞を行い、上記Ⅲ－6－1－1（3）から（5）までの命令その他の同項第2号に該当する不利益処分をしようとする場合には弁明の機会を付与しなければならないことに留意する。

また、いずれの場合においても、不利益処分をする場合には、同法第14条に基づき、当該処分の理由を示さなければならないことに留意する。

その際、単に根拠規定を示すだけでなく、いかなる事実関係に基づき、いかなる法令・基準を適用して当該処分がなされたかを明らかにすること等が求められることに留意する。

(2) 行政不服審査法との関係

上記Ⅲ－6－1－1（1）、（3）から（6）までの処分その他の不服申立てをすることができる処分をする場合には、行政不服審査法（平成26年法律第

68号)第82条に基づき、不服申立てをすることができる旨等を書面で教示しなければならないことに留意する。

(3) 行政事件訴訟法との関係

上記Ⅲ-6-1-1(1)、(3)から(6)までの処分その他の取消訴訟を提起することができる処分をする場合には、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条に基づき、取消訴訟の提起に関する事項を書面で教示しなければならないことに留意する。

Ⅲ-6-3 意見交換制度

(1) 意義

不利益処分(行政手続法第2条第4号に掲げる不利益処分をいう。)を行おうとする場合、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続の前に、組合からの求めに応じ、監督行政庁と組合との間で、複数のレベルにおける意見交換を行うことで、行おうとする処分の原因となる事実及びその重大性等についての認識の共有を図ることが有益である。

(2) 監督手法・対応

水協法第122条に基づく報告徴求に係るヒアリング等の過程において、自組合に対して不利益処分が行われる可能性が高いと認識した組合から、監督行政庁の幹部(注1)と当該組合の幹部との間の意見交換の機会の設定を求められた場合(注2)であって、監督行政庁が当該組合に対して聴聞又は弁明の機会の付与を伴う不利益処分を行おうとするときは、緊急に処分をする必要がある場合を除き、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行う前に、行おうとする不利益処分の原因となる事実及びその重大性等についての意見交換の機会を設けることとする。

(注1) 監督行政庁の幹部：金融庁・財務局・水産庁・都道府県の担当課室長以上

(注2) 組合からの意見交換の機会の設定の求めは、監督行政庁が、当該不利益処分の原因となる事実についての水協法第122条に基づく報告書等を受理したときから、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行うまでの間になされるものに限る。

Ⅲ-6-4 関係当局等との連携及び連絡

上記Ⅲ-6-1-1(1)から(6)までの不利益処分等をしようとする場合には、水産庁漁政部水産経営課及び財務局金融監督担当課は金融庁監督局総務課協同組織金融室との十分な連携によりこれらの事務を行うものとする。

また、必要に応じて、財務局間において密接な連携に努め、さらに、必要に応じて、関係当局等への連絡を行うものとする。

Ⅲ-6-5 不利益処分の公表に関する考え方

上記Ⅲ-6-1-1(3)から(6)までの不利益処分については、他の金融機

関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象組合等の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものを除き、処分の原因となった事実及び処分の内容等を公表することとする。

Ⅲ－７ その他の留意点

Ⅲ－７－１ 株式会社日本政策金融公庫資金の取扱いについて

株式会社日本政策金融公庫資金（以下「公庫資金」という。）に関する費用徴収の取扱いについて、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が以下の措置を講じることとしたことに十分留意した上で貸付けが行われているか。

（１）委託貸付け及び事務委任貸付け

① 融資時の借受者への説明

「公庫資金のしおり」により、借入手続きにおいて、債務者として負担すべき抵当権設定費用等の債権保全費や印紙代を除き、いかなる名目であっても費用の負担がないことについて、借受者に対する説明を義務付けることとする。

② 借用証書一般特約条項への借受者負担費用の明記

借用証書一般特約条項において、借受者が負担すべき費用をすべて明記し、それ以外の費用負担の必要がないことを明確にする。

（２）転貸（漁業資金に限る）

① 費用徴収の禁止

事務委任貸付けと転貸の場合の借受者の費用負担の不公平を解消するため、今後の転貸については、委託貸付け及び事務委任貸付けと同様の取扱いとし、債務者が支払うべき債権保全関係費用等を除き、いかなる名目であっても転貸組合が転貸先から費用を徴収することを禁止する。

② 融資時の転貸先への説明

受託金融機関は、「公庫資金のしおり(転貸先用)」を使用して、公庫資金の借入れに際しては、転貸先が支払うべき債権保全関係費用等を除き、転貸先から費用を徴収することがないことについて説明を行うよう、転貸組合を指導する。

③ 借用証書一般特約条項への転貸先負担費用の明記

転貸子債権の借用証書一般特約条項において、転貸先が負担すべき費用をすべて明記し、それ以外の費用負担の必要がないことを明確にする。

また、転貸親債権の借用証書一般特約条項において、転貸先が支払うべき債権保全関係費用等を除き、転貸組合が転貸先から費用を徴収しないことを明記する。

④ 転貸組合に対する受託金融機関からの経費の支払い

転貸により受託金融機関の受託事務の負担軽減（公庫に対する保証責任の軽減等）が図られることから、受託金融機関から転貸組合に対する経費の支払いを行うことを基本とする旨受託金融機関に対して指導する。

⑤ 転貸組合の調査権限確認

貸付先調査の調査対象に、転貸組合の費用徴収状況を加えることとする。そのため、転貸親債権の借用証書一般特約条項の調査対象条項に、転貸事務に伴う費用徴収に関する事務を明記する。

IV 特定信用事業代理業

IV-1 意義

(1) 特定信用事業代理業とは、組合のために、①資金の貸付けを内容とする契約の締結の代理又は媒介、②貯金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介、③手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介、④為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介のいずれかを行う事業をいい、特定信用事業代理業者（特定信用事業代理業の再委託を行った者（以下「特定信用事業代理業再委託者」という。）及び特定信用事業代理業再委託者から特定信用事業代理業の再委託を受けた者（以下「特定信用事業代理業再受託者」という。）を含む。以下同じ。）とは、水協法第106条第1項の主務大臣の許可を受けて特定信用事業代理業を行う者をいう。

所属組合とは、特定信用事業代理業者が行う契約の締結の代理又は媒介によって、①資金の貸付け、②貯金又は定期積金の受入れ、③手形の割引、④為替取引を締結する組合のことをいう。

(2) 特定信用事業代理業者は、自ら特定信用事業代理業を行う者として、その行う特定信用事業代理業に関し、健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならないが、所属組合及び特定信用事業代理業再委託者もまた、その委託する特定信用事業代理業者が行う特定信用事業代理業に関して、健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じる責任を負うこととされている。

水協法が、所属組合及び特定信用事業代理業再委託者にこのような責任を負わせた趣旨は、特定信用事業代理業者が行う特定信用事業代理業に係る業務の健全かつ適切な運営の確保の責任は、第一義的には所属組合が（再委託を行う場合には特定信用事業代理業再委託者と連携して）果たさなければならないということを宣言したものであり、特定信用事業代理業者の監督に当たっても、所属組合の第一義的な責任に十分に留意しなければならない。

IV-2 基本的な考え方

IV-2-1 特定信用事業代理業制度導入の経緯とその趣旨

特定信用事業代理業制度は、平成18年4月1日施行の銀行法等の一部を改正する法律により、新たに創設された。

これに伴い、一般事業者の特定信用事業代理業への参入が可能となることなどによって、利用者の金融サービスに対するアクセスの確保・向上及び金融機

関の多様な販売チャネルの効率的な活用が期待されるが、その一方で、一般事業者としての取引関係を利用した不公正な取引が行われることのないよう、特定信用事業代理業の健全かつ適切な運営が確保されなくてはならない。

そこで、特定信用事業代理業者を監督するに当たっては、特定信用事業代理業への参入を許可制とし兼業について個別承認制とした趣旨にかんがみ、特定信用事業代理業の適正・確実な遂行を確保するために、特定信用事業代理業者及び所属組合に対し適時適切な監督を行っていく必要がある。特に、既存の一般事業者が特定信用事業代理業へ参入した場合など、特定信用事業代理業者が他業を兼業する場合には、抱き合わせ販売（融資）、情実融資及び顧客情報の流用等の不適切な取扱いが生ずることのないよう、特定信用事業代理業者の業務運営態勢の整備等が強く求められることに留意する必要がある。

IV-2-2 所属組合を通じた監督

(1) 所属組合が信漁連の場合

IV-1(2)のとおり、特定信用事業代理業者が行う特定信用事業代理業に関しては、所属組合が健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じる責任を負うこととされていることに鑑み、特定信用事業代理業者の監督に当たっては、特定信用事業代理業者自身への監督の重要性もさることながら、所属組合本体に対する監督に重点を置き、まずは所属組合への監督を通じて、特定信用事業代理業者が行う特定信用事業代理業に係る業務の健全かつ適切な運営が確保されるよう監督を行う必要がある。

(2) 所属組合が漁協の場合

IV-1(2)のとおり、特定信用事業代理業者が行う特定信用事業代理業に関しては、所属組合が健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じる責任を負うこととされていることに鑑み、特定信用事業代理業者の監督に当たっては、特定信用事業代理業者自身への監督の重要性もさることながら、所属組合本体に対する監督権限を有する都道府県と十分な連携を図り、所属組合に関する様々な情報についても把握するよう努めることにより、特定信用事業代理業者が行う特定信用事業代理業に係る業務の健全かつ適切な運営が確保されるよう監督を行う必要がある。

(3) ただし、特定信用事業代理業者に固有の問題がある場合や特定の特定信用事業代理業者の間に共通の問題がある場合など、当局が直接に特定信用事業代理業者を指導・監督する必要がある場合には、当該特定信用事業代理業者の規模や特性を十分に踏まえ、事務負担の軽減に留意する必要がある。

(注) 特定信用事業代理業者の小規模な営業所等に関して、所属組合や特定信用事業代理業者に報告や資料提出等を求める場合には、取り扱うサービスや商品などに関する当該営業所等の特性を十分に踏まえ、業務の円滑な遂行に支障が生じないように配慮する。

IV-3 特定信用事業代理業者の監督に係る事務処理

IV-3-1 一般的な事務処理

IV-3-1-1 特定信用事業代理業者の監督に係る一般的な事務処理の流れ 監督上の事務処理の流れを示すと別紙2のとおりである。

IV-3-1-2 所属組合を通じた監督上の対応

(1) 監督手法

① 所属組合が信漁連の場合

特定信用事業代理業者の監督に当たっては、Ⅲ-1-1-2のオフサイト・モニタリングにおいて、必要に応じ、所属組合が特定信用事業代理業を委託する特定信用事業代理業者に関する事項を含めるとともに、特定信用事業代理業者に対してヒアリングを行う場合にも、併せて所属組合に対してヒアリングを行うなどの対応をとることにより、特定信用事業代理業者の健全かつ適切な業務運営の確保の状況及び所属組合の経営管理態勢を確認することとする。

その際には、IV-1及びIV-2を踏まえ、特に、特定信用事業代理業者が他業を兼業する場合における抱き合わせ販売（融資）や情実融資等の不適切な取引方法を防止するための措置、顧客情報を適正に管理するための措置及び反社会的勢力との関係を遮断するための措置等が適切に講じられているか等について重点的にモニタリングを実施することとする。

また、所属組合から提出される届出の記載事項などからも、所属組合による特定信用事業代理業者の実効性ある指導・監督が行われているか等を確認することとする。

② 所属組合が漁協の場合

特定信用事業代理業者の監督に当たっては、都道府県が所属組合に行うⅢ-1-1-2のオフサイト・モニタリングにおいて、必要に応じ、所属組合が特定信用事業代理業を委託する特定信用事業代理業者に関する事項を含めるよう努めるものとし、特定信用事業代理業者に関する事項を農林水産大臣及び財務局長へ報告するものとする。

また、水産庁漁政部水産経営課及び財務局が、特定信用事業代理業者に対してヒアリングを行う場合には、併せて都道府県と連携して所属組合に対してヒアリングを行うなどの対応を努めることにより、特定信用事業代理業者の健全かつ適切な業務運営の確保の状況及び所属組合の経営管理態勢を確認することとする。

その際には、IV-1及びIV-2を踏まえ、特に、特定信用事業代理業者が他業を兼業する場合における抱き合わせ販売（融資）や情実融資等の不適切な取引方法を防止するための措置、顧客情報を適正に管理するための措置及び反社会的勢力との関係を遮断するための措置等が適切に講じられているか等について重点的にモニタリングを実施することとする。

また、所属組合から提出される届出の記載事項などからも、所属組合による特定信用事業代理業者の実効性ある指導・監督が行われているか等を

確認することとする。

(2) 監督上の対応

① 所属組合が信漁連の場合

イ 上記(1)①のオフサイト・モニタリング及び通常の監督事務等を通じた検証の結果、特定信用事業代理業者の業務の健全かつ適切な運営又は所属組合による特定信用事業代理業者の指導等に疑義が認められる場合には、必要に応じ、所属組合に対し臨機のヒアリングや水協法第122条第1項に基づく報告徴求などにより事実関係の確認を行うなど、問題点の把握に努めるとともに、問題がある場合には改善に向けた取組を促す。

ロ また、所属組合からのヒアリング等において特定信用事業代理業者に問題があると考えられる場合には、必要に応じ特定信用事業代理業者に対してもヒアリングや水協法第108条において読み替えて準用する銀行法（以下IVにおいて「準用銀行法」という。）第52条の53に基づく報告を求めるなどにより事実関係の確認を行うなど、問題点の把握に努めるとともに、問題がある場合には改善に向けた取組を促す。

ハ 報告を検証した結果、特定信用事業代理業者の業務遂行態勢等に重大な問題があると認められる場合は、準用銀行法第52条の55に基づく業務改善命令又は同法第52条の56に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする。

ニ また、所属組合の特定信用事業代理業者に対する指導・監督に係る態勢整備が不十分であるなど、重大な問題が認められる場合には、所属組合に対して、水協法第123条の2に基づく業務改善命令等の発出を検討するものとする。

② 所属組合が漁協の場合

イ 上記(1)②のオフサイト・モニタリング及び通常の監督事務等を通じた検証の結果、知事が、所属組合の監督上必要があると認めた場合には、所属組合に対して臨機のヒアリングや水協法第122条第1項に基づく報告徴求などにより事実関係の確認を行うよう努めるなど、問題点の把握に努めるとともに、必要に応じ、特定信用事業代理業者に対してもヒアリングを行ったり、水協法第122条第2項に基づく報告を求めるよう努め、問題がある場合には改善に向けた取組を促すことができる。なお、知事が求めた報告等の結果については、農林水産大臣及び財務局長に報告するものとする。

ロ また、上記(1)②のオフサイト・モニタリング、通常の監督事務及び上記イによる知事からの報告等を通じた検証の結果、農林水産大臣及び財務局長が、特定信用事業代理業者の業務の健全かつ適切な運営に問題があると認めた場合には、必要に応じ特定信用事業代理業者に対してもヒアリングや準用銀行法第52条の53に基づく報告徴求などにより事実関係の確認を行うなど、問題点の把握に努めるとともに、問題がある場合には改善に向けた取組を促す。なお、農林水産大臣及び財務局長が求めた報告等の結果については、知事に通知するものとする。

ハ 農林水産大臣及び財務局長が、特定信用事業代理業者の業務遂行態勢等に重大な問題があると認められる場合は、準用銀行法第52条の55に基づく業務改善命令又は同法第52条の56に基づく業務停止命令等の発出を

検討するものとする。

- ニ また、知事が、所属組合の特定信用事業代理業者に対する指導・監督に係る態勢整備が不十分であるなど、重大な問題が認められる場合には、知事は、所属組合に対して、水協法第123条の2に基づく業務改善命令等の発出を検討するものとする。

なお、知事は業務改善命令等を発出した場合には、農林水産大臣及び財務局長に報告するものとする。

IV-3-1-3 監督部局間の連携

- (1) 農林水産省及び財務局は、特定信用事業代理業の許可申請がなされた（又は申請する意向を把握した）場合や、所属組合等・特定信用事業代理業者の内部管理態勢や特定信用事業代理業者に対する指導監督態勢等に問題が認められる場合などには、速やかに申請等の内容や問題の状況等を相互に情報提供し、これを受けた側は、必要に応じ所属組合等・特定信用事業代理業者の内部管理態勢、特定信用事業代理業者への指導監督態勢等を確認することとする。このほか、行政処分又は許認可等を行う場合やその他監督上参考となる情報を把握した場合には、相互に情報提供を行い、又は意見を求めるなど、密接な連携に努めるものとする。

(注1) 所属組合等とは、信用事業命令第50条の13第2項に規定する所属組合をいう。以下同じ。

(注2) 特定信用事業代理業者には、新たな特定信用事業代理業許可申請により特定信用事業代理業者になろうとする者を含む。なお、当該許可申請により特定信用事業代理業再委託者になろうとする者にあつては、当該許可を受ける前の段階では特定信用事業代理業者に対する指導等義務は課されないが、許可を受けた段階で義務が課されること、所属組合には特定信用事業代理業を含む業務の外部委託全般について監督義務があること（準用銀行法第12条の2第2項）から、農林水産省及び財務局は、必要に応じ、当該許可前の段階においても、IV-4-2-6、IV-5に則り特定信用事業代理業者の業務の適切性等を確保するための措置が講じられているか等について検証するものとする。

- (2) 特定信用事業代理業の再委託を行う場合、特に、いわゆるフランチャイズ形式などにより多数又は広範囲に業務を展開する場合には、所属組合及び特定信用事業代理業再委託者により適切な指導監督がなされているか等の観点から、農林水産省及び財務局はより密接に連携する必要があることに留意すること。

なお、特定信用事業代理業の再委託を行うことにより多数又は広範囲に業務を展開する意向を把握した場合には、速やかに相互に連絡するものとする。

- (3) 情報提供に当たっては、その方法を問わず、速やかに行うよう努めるものとする。

IV-3-1-4 管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長等への内部委任

特定信用事業代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にある場合においては、管轄財務局長に委任した権限は、財務局長の判断により当該財務事務所長又は出張所長に内部委任することができるものとする。なお、これらの事項に関する申請書、届出書等は、管轄財務局長あて提出させるものとする。

IV-3-1-5 行政報告

(1) 財務局長は、各四半期末現在における特定信用事業代理業者の状況について、翌月20日までに金融庁監督局長へ報告することとする。

(参考) 参考様式4-14

(2) 農林水産大臣及び財務局長は、特定信用事業代理業者の監督に関し、次の①から⑦までに掲げる場合には、その内容を遅滞なく、農林水産大臣にあっては、所属組合が漁協の場合、知事に報告することとし、財務局長にあっては、金融庁監督局長に報告するものとする。①及び③の場合における報告は、参考様式4-14によることとする。

- ① 水協法第106条第1項による許可を行った場合
- ② 準用銀行法第52条の42第1項による兼業の承認を行った場合
- ③ 準用銀行法第52条の52による廃業等の届出を受理した場合
- ④ 準用銀行法第52条の53により報告及び資料の提出を求めた場合
- ⑤ 準用銀行法第52条の54による立入検査の結果を受領した場合
- ⑥ 準用銀行法第52条の55による業務改善命令等を行った場合
- ⑦ 準用銀行法第52条の56による監督上の処分を行った場合

IV-3-1-6 監督指針の準用

特定信用事業代理業者の監督に当たっては、以下に掲げるほか、適宜、必要に応じて、Ⅱ及びⅢ並びに様式・参考資料編を準用する。

(1) 特定信用事業代理業者に関する苦情・情報提供等についてはⅢ-2に、法令解釈等の照会を受けた場合の対応についてはⅢ-3に、行政指導等を行う際の留意点等についてはⅢ-5に、それぞれ準じるものとする。

(2) 特定信用事業代理業者に対し行政処分を行うに当たっては、Ⅲ-6に準じるほか、所属組合が特定信用事業代理業者の行う特定信用事業代理業に係る業務の指導その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずる責任を負っていることにかんがみ、IV-3-1-2及びIV-3-1-3に記載する事項に留意するものとする。

IV-3-2 許可申請に係る事務処理

IV-3-2-1 許可申請に当たっての留意点

IV-3-2-1-1 許可の要否

(1) 許可の要否の判断基準等

許可の要否については、資金の貸付け、貯金又は定期積金の受入れ、手形の割引、若しくは為替取引を内容とする契約（以下「資金の貸付け等を内容とする契約」という。）の成立に向けた一連の行為における当該行為の位置付けを踏まえた上で総合的に判断する必要がある、一連の行為の一部のみを取り出して、直ちに許可が不要であると判断することは適切でないことに留意する。

(2) 許可が必要である場合

例えば、以下の①から⑤のいずれか一つの行為でも業務として行う者は、原則として、水協法第106条第1項に規定する特定信用事業代理業の許可を受ける必要があることに留意する。

- ① 資金の貸付け等を内容とする契約の締結の勧誘
- ② 資金の貸付け等を内容とする契約の勧誘を目的とした商品説明
- ③ 資金の貸付け等を内容とする契約の締結に向けた条件交渉
- ④ 資金の貸付け等を内容とする契約の申込みの受領（単に契約申込書の受領・回収又は契約申込書の誤記・記載漏れ・必要書類の添付漏れの指摘のみを行う場合を除く。）
- ⑤ 資金の貸付け等を内容とする契約の承諾

(3) 許可が不要である場合

- ① 顧客のために、資金の貸付け等を内容とする契約の代理又は媒介を行う者については、特定信用事業代理業の許可は不要である。

ただし、例えば、組合と当該者との間で合意された契約上又はスキーム上は顧客のために行うこととされている場合でも、当該者が実務上、その契約若しくはスキームに定められた範囲を超えて又はこれに反し、実質的に組合のために代理・媒介業務を行っている場合には、許可が必要となる場合があることに十分留意する必要がある。

（注）「顧客のために」とは、顧客からの要請を受けて、顧客の利便のために、顧客の側に立って助力することをいう。

- ② 媒介に至らない行為を組合から受託して行う場合には、特定信用事業代理業の許可を得る必要はない。例えば、以下のイからニに掲げる行為の事務処理の一部のみを組合から受託して行うに過ぎない者は、特定信用事業代理業の許可が不要である場合もあると考えられる。

イ. 商品案内チラシ・パンフレット・契約申込書等の単なる配布・交付

（注）このとき、単に取扱組合名や同組合の連絡先等を伝えることは差し支えないが、配布又は交付する書類の記載方法等の説明をする場

合には、媒介に当たることがあり得ることに留意する。

ロ. 契約申込書及びその添付書類等の受領・回収（記載内容の確認等をする場合を除く。）

（注）このとき、単なる契約申込書の受領・回収又は契約申込書の誤記・記載漏れ・必要書類の添付漏れの指摘を超えて、契約申込書の記載内容の確認等まで行う場合は、媒介に当たることがあり得ることに留意する。

ハ. 金融商品説明会における一般的な組合取扱商品の仕組み・活用法等についての説明

ニ. 勧誘行為をせず、単に利用者を組合に紹介する業務

（注）上記「紹介」には、以下の行為を含む。

- a. 当該業者の店舗に、組合が自らを紹介する宣伝媒体を据え置くこと又は掲示すること。
- b. 当該業者と組合の関係又は当該組合の業務内容について説明を行うこと。
- c. 組合のサイトへの単なるリンクの設定のみを行い、契約の締結に至る交渉や手続は当該組合と利用者との間で行い、当該契約締結に当たり当該業者は関与をもたないこと。

③ 組合から委託を受けて、営業所又は事務所内にATMのみを設置する行為については、当該ATMが無人の設備（職員が継続的に配置されない設備）である場合には、特定信用事業代理業の許可は不要である。

IV-3-2-1-2 許可申請書の受理に当たっての留意事項

IV-3-2-1-2-1 許可申請書の受理手続

（1）許可申請書の提出先

特定信用事業代理業の許可申請者から許可申請書の提出を受けたときは、その提出先が農林水産大臣及び当該申請者の主たる営業所又は事務所を管轄する財務局長となっているかを確認する。

（2）許可申請に係る代理申請について

- ① 許可申請に係る代理申請が行われた場合には、委任状等により代理権の有無及び代理権の範囲について確認することとする。
- ② 代理申請が行われた場合でも、必要に応じ、申請者本人に対するヒアリングなどを行い、申請者本人が特定信用事業代理業者としての業務遂行能力等を有しているかについて十分に検証する必要があることに留意する。

IV-3-2-1-2-2 許可申請書の記載事項

許可申請書の記載事項等の確認に際しては、以下の点に留意することとする。

（参考）参考様式 4-1及び4-2

- (1) 「商号、名称又は氏名」(準用銀行法第52条の37第1項第1号)
申請者が個人である場合は、当該申請者が商号登記をしているときにはその商号を、屋号を使用しているときにはその屋号を、「商号又は名称」として記載しているかを確認する。
- (2) 「特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地」(準用銀行法第52条の37第1項第3号)
許可申請書に記載する「営業所又は事務所」とは、特定信用事業代理業の全部又は一部を行うために開設する一定の施設を指し、特定信用事業代理業に関する事業以外の用に供する施設は除くものとする。
- (3) 「他に業務を営むときは、その業務の種類」(準用銀行法第52条の37第1項第5号)
他に営む業務の種類は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」(平成14年3月7日総務省告示第139号)に定める日本標準産業分類(以下「日本標準産業分類」という。)に掲げる中分類(大分類J—金融、保険業に属する場合にあっては細分類)に則って記載されているかを確認する。

IV-3-2-1-2-3 添付書類

添付書類の確認に際しては、以下の点に留意することとする。

- (1) 「定款」(準用銀行法第52条の37第2項第1号)
定款の目的に、特定信用事業代理業に係る業務が定められているか。
- (2) 「特定信用事業代理業の業務の内容及び方法として主務省令で定めるものを記載した書類」(準用銀行法第52条の37第2項第2号)
- ① 「特定信用事業代理業の業務の内容及び方法として主務省令で定めるものを記載した書類」の記載事項のうち、「取り扱う法第106条第2項各号に規定する契約の種類」(信用事業命令第50条の3第1項第1号)は、以下に掲げるところにより記載されているか。
- イ. 「貯金の種類」として、例えば、円貨・外貨の区分ごとの当座貯金・普通貯金・貯蓄貯金・通知貯金・定期貯金・定期積金・譲渡性貯金の別が記載されているか。
- ロ. 「貸付先の種類」として、例えば、消費者・事業者の別が記載されているか。
- ハ. 「貸付けに係る資金の用途」として、特定の用途がある場合は当該用途(生活費、住宅購入資金、自動車購入資金、教育費など)が、用途が特定されていないものについてはその旨が、記載されているか。
- ④ 「特定信用事業代理業の業務の内容及び方法として主務省令で定めるものを記載した書類」の記載事項のうち、「特定信用事業代理業の実施

体制」（信用事業命令第50条の3第1項第3号）は、信用事業命令第50条の3第2項各号に掲げる体制を含むものであるが、それら実施体制の状況を把握するために必要な場合には、信用事業命令第50条の4第1項第13号の付近見取図及び間取図を参考にするほか、適宜、当該実施体制に関する体制図及び組織図等の提出を求めることとする。

(3) 「履歴書」（信用事業命令第50条の4第1項第1号イ）及び「役員の履歴書」（同項第2号イ）

- ① 「履歴書」（申請者が個人の場合）又は「役員の履歴書」（申請者が法人の場合）の現住所が住民票の抄本記載の住所と一致しない場合には、その理由を確認するとともに、「履歴書」又は「役員の履歴書」に、両住所が併記されているかを確認する。
- ② 「履歴書」又は「役員の履歴書」に記載されている氏名に用いられている漢字が、住民票の抄本記載の氏名に用いられている漢字に統一されているかを確認する（例えば、住民票の抄本で用いられている漢字が旧漢字の場合は、「履歴書」又は「役員の履歴書」でも旧漢字を用いることとする。）。

(4) 「住民票の抄本」（信用事業命令第50条の4第1項第1号イ及び第2号イ）

「住民票の抄本」は、次の項目が記載されているものを提出させるものとする。

- ① 住所
- ② 氏名
- ③ 生年月日
- ④ 本籍

(5) 「これに代わる書面」（信用事業命令第50条の4第1項第1号イ及び第2号イ）

国内に居住しない外国人が提出した本国の住民票に相当する書面の写し又はこれに準ずる書面は、信用事業命令第50条の4第1項第1号イ及び第2号イの「これに代わる書面」に該当する。

(6) 「第50条の7第4号に該当しないことを誓約する書面」（信用事業命令第50条の4第1項第1号イ）

「第50条の7第4号に該当しないことを誓約する書面」には、同号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、準用銀行法第52条の56第1項第2号に掲げる事由に該当することを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。

(7) 「第50条の7第5号に該当しないことを誓約する書面」（信用事業命令第50条の4第1項第2号イ）

「第50条の7第5号に該当しないことを誓約する書面」には、同号イか

ら二までのいずれにも該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、準用銀行法第52条の56第1項第2号に掲げる事由に該当することを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。

- (8) 「役員が第50条の7第4号に該当しない者であることを当該役員が誓約する書面」(信用事業命令第50条の4第1項第2号イ)

「役員が第50条の7第4号に該当しない者であることを当該役員が誓約する書面」には、同号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、準用銀行法第52条の56第1項第2号に掲げる事由に該当することを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。

- (9) 常務に従事している他の法人等の商号又は名称(信用事業命令第50条の4第1項第1号ハ及びニ並びに第2号ハ及びニ)

常務に従事している他の法人等の商号又は名称は、例えば「(株)〇〇」等と略さずに、「株式会社〇〇」又は「〇〇株式会社」などの正式名称が記載されたものを提出させるものとする。

- (10) 「委託契約書の案」(信用事業命令第50条の4第1項第3号及び第4号)

① 「委託契約書の案」には、信用事業命令第50条の5第1項各号所定の事項が規定されているか。

② 信用事業命令第50条の29第1項各号所定の措置に関する規定は、委託契約書の案の記載事項に係る「その他必要と認められる事項」(信用事業命令第50条の5第1項第9号)に該当する。

- (11) 「特定信用事業代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書面」(信用事業命令第50条の4第1項第5号)

① 「特定信用事業代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書面」には、以下の事項が記載されているかを確認する。

イ. その行う特定信用事業代理業の業務に関する十分な知識を有する者(信用事業命令第50条の7第3号イ及びロ)及びその知識を有する者が当該知識を習得した方法(当該知識を有することを証する書面がある場合には当該書面を含む。)並びに当該者の配置予定先

(注1) その行う特定信用事業代理業の業務に関する十分な知識とは、当該業務を健全かつ適切に運営する上で必要となる知識のことをいい、例えば、その行う特定信用事業代理業の業務の実務に関する知識、水協法、個人情報保護法、犯収法、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。)等の法令に関する知識が考えられる。

(注2) その行う特定信用事業代理業の業務に関する十分な知識を有する者は、「その行う特定信用事業代理業の業務に係る法令等の遵守を

確保する業務に係る責任者」（信用事業命令第50条の7第3号ロ）又は「法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者」

（同）として配置されることから、上記法令等についての専門的な知識が必要となるほか、次に掲げる知識も必要となることに留意する。

a 「その行う特定信用事業代理業の業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者」の場合

上記法令のほか民法、商法（明治32年法律第48号）、会社法（平成17年法律第86号）、刑法（明治40年法律第45号）等の基本法につき、当該特定信用事業代理業の業務に関連する部分についての専門的な知識

b 「法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者」の場合

a に記載するほか、民法、商法、会社法、刑法等の基本法につき、当該特定信用事業代理業の業務に関連する部分のみならず広くコンプライアンスにかかわる事項についての専門的な知識

ロ. その行う特定信用事業代理業の業務に携った経験を有する者の経歴（当該経験を有することを証する書面がある場合には当該書面を含む。）及び当該者の配置予定先

② その行う特定信用事業代理業に係る業務に携った経験を有する者の経歴は、勤務先、部署、役職、配属年月日、在籍期間、担当業務等当該者の経験を正確に把握するために必要な記載がなされているかを確認する。

(12) 「財産に関する調書」（信用事業命令第50条の4第1項第6号）

「財産に関する調書」には、必要に応じ、適宜、貯金残高証明書、固定資産税評価証明書その他の財産の額を証する書面が添付されているかを確認する。

(13) 「保証を証する書面」（信用事業命令第50条の4第1項第10号）

「保証を証する書面」には、例えば、保証契約書、念書などがある。

(14) 「兼業業務の内容及び方法を記載した書面」（信用事業命令第50条の4第1項第11号）

「兼業業務の内容及び方法を記載した書面」には、日本標準産業分類に掲げる中分類（大分類J—金融、保険業に属する場合にあっては細分類）に則って兼業業務の分類が記載されているかを確認する。

(15) 「前各号に掲げるもののほか準用銀行法第52条の38第1項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面」（信用事業命令第50条の4第1項第14号）

特定信用事業代理業の許可についての審査（準用銀行法第52条の38第1項）をするため参考となるべき書面には、例えば、貯金残高証明書・固定資産税評価証明書（上記（12））などがあるが、そのほかにも、審査をするために必要な参考書類がある場合は、適宜申請者にその提出を求めるこ

とにより、審査を適正かつ迅速に行うよう努めることとする。

IV-3-2-2 許可の審査に当たっての留意点

- (1) 特定信用事業代理業の許可の審査に際しては、以下に掲げる留意事項のほか、水協法、水協法施行令、信用事業命令及び監督指針において示されている特定信用事業代理業者としての業務遂行能力等が備わっているかについて着目して審査するものとする。
- (2) 審査において問題点が把握された場合には、所属組合又は特定信用事業代理業再委託者による指導等に問題があるおそれがあることから、IV-3-1-3(1)に則り農林水産省及び財務局が連携する必要があることに留意する。
また、いわゆるフランチャイズ形式など、特定信用事業代理業の再委託を行うことにより多数又は広範囲に業務を展開する者による申請の審査において問題点が把握された場合には、同様の問題が他の申請者においても生じているおそれがあることから、農林水産省及び財務局の連携がより重要となることに留意する。なお、このような場合には、速やかに相互に連絡するものとする。

IV-3-2-2-1 財産的基礎に関する審査

準用銀行法第52条の38第1項第1号の財産的基礎の審査は、信用事業命令第50条の7第2号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。その主な留意点は、例えば、以下の(1)及び(2)のとおりである。

審査は、許可申請書、準用銀行法第52条の37第2項、信用事業命令第50条の4第1項第6号から第10号まで及び第14号のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じて、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。

- (1) 貸借対照表その他の書類又は資料を精査し、純資産額が正確に算出されているか。
- (2) 収支及び財産の状況の見込み対象期間における純資産額の審査においては、収支及び財産の状況の見込みの根拠となる諸条件について十分に精査すること。また、収支及び財産の状況の見込みの前提となる諸条件が見込みを下回った場合でも経常費用を賄う程度の収益を見込めるか等についても審査する。

IV-3-2-2-2 業務遂行能力に関する審査

準用銀行法第52条の38第1項第2号の「特定信用事業代理業を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力」の審査は、信用事業命令第50条の7第3号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。

審査は、許可申請書、準用銀行法第52条の37第2項、信用事業命令第50条の4第1項第1号から第5号まで、第9号、第12号から第14号までのほか、適

宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。

- (1) 申請者が個人（二以上の事業所で特定信用事業代理業を行う者を除く。以下同じ。）であるときに必要な人員の配置（信用事業命令第50条の7第3号イ）

申請者が個人であるときは、「その行う特定信用事業代理業の業務に関する十分な知識」として、IV-3-2-1-2-3(11)①イ（注1）及び（注2）に記載する知識を有する必要があることに留意する。

- (2) 「定型的な貸付契約」（信用事業命令第50条の7第3号イ）

「定型的な貸付契約」とは、契約締結の可否や契約条件の設定の手続き等が定型化されているために、融資担当者の裁量の余地の乏しい貸付けをいう。

（注）（3）の「規格化された貸付商品」に係る貸付契約は、この「定型的な貸付契約」に含まれる。

- (3) 「規格化された貸付商品」（信用事業命令第50条の7第6号ハ及び第7号ロ）

「規格化された貸付商品」とは、資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいうが、ここでいう「財務情報」とは、財務諸表の各勘定科目など、資金需要者の財務に関連するデータで、融資担当者の裁量の働く余地のないものを指す。

- (4) 資金の貸付業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者（信用事業命令第50条の7第3号イ及びロ）

① 資金の貸付業務に従事したことのある者とは、例えば、金融機関や貸金業者等において融資業務に従事したことのある者のことをいう。なお、「資金の貸付業務」とは、単に書類の取次ぎ等のみを行うことを指すものではなく、申請者が特定信用事業代理業として取り扱う貸付業務に応じた内容である必要があることに留意する。

② 資金の貸付業務に従事したことのある者と同等以上の能力を有すると認められる者については、例えば、公認会計士、税理士、財務コンサルタント、投資銀行業務担当者、商工会議所等の経営相談員等として企業財務の分析等に従事した経験を有する者はこれに該当すると判断できる場合があること、並びに申請者が特定信用事業代理業として取り扱う貸付業務に応じた知識及び経験について資格・業務経歴に照らして判断する必要があることに留意する。

③ 資金の貸付業務に従事したことのある者及びこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者であっても、当該特定信用事業代理業の業務に関する十分な知識を有する必要があることに留意する。

- (5) 申請者が法人（二以上の事業所で特定信用事業代理業を行う個人を含

む。以下同じ。) であるときに必要な人員の配置(信用事業命令第50条の7第3号ロ)

申請者が法人であるときに配置が必要な「その行う特定信用事業代理業の業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者」及び「法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者」については、前者は、IV-3-2-1-2-3(11)①イ(注1)及び(注2)aに記載する知識を、後者は、IV-3-2-1-2-3(11)①イ(注1)及び(注2)に記載する知識を、それぞれ有する必要があることに留意する。

(6) 内部規則に係る主な留意点(信用事業命令第50条の7第3号ニ)

特定信用事業代理業者は、特定信用事業代理業に関する内部規則を定める必要があるが、許可の審査において内部規則の内容を確認するに際しては、例えば、以下の①から⑧につき留意することとする。

① 財産の分別管理の方法

内部規則に、特定信用事業代理業に係る業務に関して顧客から交付を受ける財産の分別管理の方法が具体的に定められており、当該交付を受ける財産が自己の固有財産であるか、又はどの所属組合等に係るものであるかが直ちに判別できる状態で管理できるとされているか。また、その遵守状況について適切に検証する方法等が定められているか。

(注) 金銭の分別管理については、物理的にも分別管理されていることが望ましいが、少なくとも勘定上分別管理されていることが必要である。

② 契約の締結の勧誘及び契約の内容の明確化の方法

内部規則に、顧客への勧誘、契約の内容の明確化及び説明並びに契約締結時の書面交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の方法が具体的に定められており、法令等を遵守した適切な業務を行うこととしているか。また、それら法令等の遵守状況について適切に検証する方法等が具体的に定められているか。

③ 帳簿書類の作成及び保存の方法

内部規則に、信用事業命令第50条の24に掲げる帳簿書類の作成及び保存の方法が具体的に定められているか。

④ 研修の実施方法

内部規則に、法令等を遵守し、金融商品の適切な勧誘、説明及び書面交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供を顧客に行えるよう事業の担当者等に適切に研修等を実施できる体制整備に関する規定が具体的に定められているか。

⑤ 取引時確認の方法

内部規則に、犯収法及び外為法に基づく本人特定事項の確認並びに犯収法に基づく取引時確認及び疑わしい取引の届出が適切に行われる体制整備について具体的に定められているか。

⑥ 内部管理態勢の整備

内部規則に、内部管理に関する業務の具体的な運営方法及び内部における責任体制が明確に記載されているか。

⑦ 顧客情報の管理

イ. 内部規則に、顧客情報を適正に管理するための方法や体制（組織・担当者の分離、設備上・システム上の情報障壁の設置、情報の遮断等）その他Ⅱ－3－2－3に準じた取扱いについて、具体的に定められているか。

ロ. 内部規則に、非公開金融情報及び非公開情報（信用事業命令第50条の18に規定するものをいう。以下同じ。）の取扱いに関し、事前に顧客の同意を得るための措置について、具体的に定められているか。

⑧ 内部規則の周知方法

内部規則の内容を特定信用事業代理業務に携わる全役職員に周知徹底することとしているか。

（7）「人的構成、資本構成、組織等により、特定信用事業代理業を的確、公正かつ効率的に遂行することについて支障が生じるおそれがあると認められないこと。」（信用事業命令第50条の7第3号ホ）

業務遂行能力に関する審査を行うに際しては、その人的構成、資本構成、組織等に鑑み、当該申請者に重大な影響力を及ぼしている法人又は個人の有無、その影響力の程度等についても勘案して許可の可否を判断することとする。

（注）例えば、申請者に親会社がある場合や、申請者の取締役の過半数を派遣している会社がある場合は、申請者に重大な影響力を及ぼしている法人があると認められる場合の典型例であるが、これらに限らない。

Ⅳ－3－2－2－3 社会的信用に関する審査

準用銀行法第52条の38第1項第2号の「十分な社会的信用を有する者であること」の審査は、信用事業命令第50条の7第4号及び第5号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。

審査は、許可申請書、信用事業命令第50条の4第1項第1号、第2号及び第14号のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。

Ⅳ－3－2－2－4 他業の兼業に関する審査

準用銀行法第52条の38第1項第3号の他業の兼業に関する審査は、信用事業命令第50条の7第6号に掲げる事項に配慮して行う必要がある。その主な留意点は、例えば、以下の（1）から（6）のとおりである。審査は、許可申請書、準用銀行法第52条の37第2項に基づく書類並びに信用事業命令第50条の4第1項第3号、第4号及び第11号から第14号までに基づく書類のほか、適宜、その他の書類又は資料を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。

なお、主たる兼業業務の内容と特定信用事業代理業に係る業務との関係については、信用事業命令第50条の7第6号ハ、二等に規定されているところであ

るが、これらを整理すると別紙3のとおりとなる（ただし、他業の兼業に関する審査を行う場合には、必ずしも別紙3を機械的に適用するのではなく、個々のケースに即して、当該申請者が兼業を行うことにより特定信用事業代理業の適正かつ確実な運営に支障を及ぼすおそれがないかについて、十分に検証しなければならないことに留意する。）。

- (1) 水協法第106条第2項各号に掲げる行為を行う事業に通常附帯して行われる業務（例えば、貸付金の弁済の受領、貯金の払戻しの代理又は媒介等）については、債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）に基づく債権管理回収業など他の法令において免許、許可、登録等が必要とされている業務に該当する場合を除いて、原則として、準用銀行法第52条の38第1項第3号に規定する他業に該当しないことに留意する。

（注）したがって、この場合、許可審査の対象となる兼業業務に該当せず、また兼業の承認も必要がない。

- (2) 「規格化された貸付商品」（信用事業命令第50条の7第6号ハ及びニ（2））

「規格化された貸付商品」とは、資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいうが、ここでいう「財務情報」とは、財務諸表の各勘定科目など、資金需要者の財務に関連するデータで、融資担当者の裁量の働く余地のないものを指す。

- (3) 「貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るもの」（信用事業命令第50条の7第6号ニ（1））

「貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約」には、例えば、住宅ローン（貸付資金で購入する住宅に対する抵当権の設定）、自動車ローン（貸付資金で購入する自動車に対する譲渡担保権の設定、所有権の留保等）が含まれる。

- (4) 「兼業業務の内容が特定信用事業代理業者としての社会的信用を損なうおそれがあること」（信用事業命令第50条の7第6号ロ）

兼業業務の内容が特定信用事業代理業者としての社会的信用を損なうおそれがある場合とは、例えば、特定信用事業代理業者が、善良な風俗や公共の平穩を損なうおそれのある業務、公序良俗に反する業務、反社会的な業務などを兼業する場合が考えられるが、その判断は、当該兼業業務の性質及び態様、取引の相手方、社会に与える影響などを総合的に勘案して行うものとする。

- (5) 「主たる兼業業務の内容」（信用事業命令第50条の7第6号ニ）

特定信用事業代理業者の行う兼業業務が「主たる」兼業業務に該当するか否かは、当該業務に係る費用・売上・収益、従事する人員の役職・人数及び当該業務に要する時間など当該兼業業務の規模を総合的に勘案し判断するものとする。

(6) 「兼業業務による取引上の優越的地位を不当に利用」する行為（信用事業命令第50条の7第6号ホ）

「兼業業務による取引上の優越的地位を不当に利用」する行為については、「金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について」（平成16年12月1日：公正取引委員会（再掲））も参考とするが、例えば、次に掲げる行為は、兼業業務による取引上の優越的地位を不当に利用する行為に該当し得る。

- ① 顧客に対し、特定信用事業代理業として代理又は媒介する貯金の受入れを内容とする契約（その他水協法第106条第2項各号に掲げる行為についても同様。②から④において同じ。）の締結に応じない場合には兼業業務に係る取引を取りやめる旨又は兼業業務に関し不利な取扱いをする旨を示唆し、貯金の受入れを内容とする契約を締結することを事実上余儀なくさせること。
- ② 顧客に対する兼業業務の取引を行うに当たり、特定信用事業代理業として代理又は媒介する資金の貸付け等を内容とする契約の締結を要請し、これに従うことを事実上余儀なくさせること。
- ③ 顧客に対し、特定信用事業代理業に係る業務として行う業務の競争者と取引する場合には兼業業務の取引を取りやめる旨又は兼業業務に関し不利な取扱いをする旨を示唆し、自己の競争者（組合及び特定信用事業代理業者を含む。④において同じ。）と貯金の受入れを内容とする契約を締結することを妨害すること。
- ④ 顧客に対する兼業業務の取引を行うに当たり、自己の競争者と貯金の受入れを内容とする契約を行わないことを要請し、これに従うことを事実上余儀なくさせること。

IV-3-2-3 その他

IV-3-2-3-1 許可の場合の取扱い

IV-3-2-3-1-1 許可番号

(1) 特定信用事業代理業者の許可番号は次のとおりとする（特定信用事業代理業再受託者も合わせて通し番号を付す。）。

〇〇財務（支）局長（水特代）第〇〇号
農林水産大臣（水特代）第〇〇号

(2) 許可番号の取扱い

- ① 許可番号は、農林水産大臣及び各財務局長がそれぞれに一連番号を付すものとする。
なお、財務局長については、各財務局長ごとに一連番号を付すものとする。
- ② 許可がその効力を失った場合の許可番号は欠番とし、補充は行わない

ものとする。

③ 許可番号を参考様式 4-14 により管理するものとする。

IV-3-2-3-1-2 許可申請者への通知

特定信用事業代理業を許可した場合は、許可書を許可申請者に交付するものとする。

IV-3-2-3-2 不許可の場合の取扱い

不許可にする場合は、不許可の理由並びに金融庁長官及び農林水産大臣に対する審査請求をすることができる旨を記載した不許可通知書を許可申請者に交付するものとする（Ⅲ-6-2 参照）。

IV-3-3 届出の受理に係る留意事項

(1) 一般に、準用銀行法第52条の39、第52条の52、第53条第4項等及び水協法第106条、信用事業命令第50条の9、第50条の27、第50条の31等法令に基づく届出を受理した場合には、届出の内容を十分精査し、当該届出が法令に違反することとならないか、業務運営の適切性、健全性に問題が生じることとならないか等について確認する必要がある。確認の結果、問題があると認められるときは、準用銀行法第52条の53に基づく報告徴求や準用銀行法第52条の55に基づく業務改善命令等の措置を適切に講じることとする。

(2) 準用銀行法第52条の39及び信用事業命令第50条の9に規定する変更の届出を受理した場合で、「他に行う業務の種類の変更」につき届出があったときは、上記IV-3-3(1)のほか、変更後の業務が日本標準産業分類に掲げる中分類（大分類J-金融、保険業に属する場合にあっては細分類）における分類上変更前の業務と別分類となるかを確認するとともに、別分類となる場合には、準用銀行法第52条の42第1項の承認を受ける必要があることに留意する。

(参考) 参考様式 4-4、4-9～4-12

IV-3-4 兼業承認申請に係る事務処理

IV-3-4-1 兼業承認に当たっての留意点

IV-3-4-1-1 兼業承認の要否

既に兼業承認を受けている特定信用事業代理業者が、日本標準産業分類に掲げる中分類（大分類J-金融、保険業に属する場合にあっては細分類）における分類上変更前の業務と別分類となる業務を開始する場合には、改めて当該新たな業務について準用銀行法第52条の42第1項の兼業承認を得る必要がある。

IV-3-4-1-2 兼業承認申請書の受理に当たっての留意事項

IV-3-2-1-2に準じるほか、兼業承認申請書の記載事項については、参考様式4-3によることとする。

IV-3-4-2 兼業承認の審査に当たっての留意事項

IV-3-2-2に準ずる。

IV-3-4-3 その他

IV-3-4-3-1 承認の場合の取扱い

兼業を承認した場合は、兼業承認書を申請者に交付するものとする。

IV-3-4-3-2 不承認の場合の取扱い

準用銀行法第52条の42第2項に基づき不承認にする場合は、不承認の理由並びに金融庁長官に対する審査請求及び農林水産大臣に対する異議申立てをすることができる旨を記載した不承認通知書を申請者に交付するものとする。

IV-4 特定信用事業代理業者

IV-4-1 意義

特定信用事業代理業とは、組合のために、①資金の貸付けを内容とする契約の締結の代理又は媒介、②貯金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介、③手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介、④為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介のいずれかを行う事業をいい、特定信用事業代理業者とは、水協法第106条第1項の主務大臣の許可を受けて特定信用事業代理業を行う者をいうが、特定信用事業代理業者は、自ら特定信用事業代理業を行う者として、その行う特定信用事業代理業に関し、健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

IV-4-2 主な着眼点

- (1) 特定信用事業代理業者の業務の適切性等の監督については、特定信用事業代理業者の性質、業務内容等にかんがみ、必要に応じⅡ-3に準じるほか、以下IV-4-2-1からIV-4-2-7までに掲げるとおりとする。
- (2) 特定信用事業代理業者に係る問題点が把握された場合には、所属組合又は特定信用事業代理業再委託者による指導等に問題があるおそれがあることから、IV-3-1-3(1)に則り農林水産省及び財務局が連携する必要があること

に留意する。

また、いわゆるフランチャイズ形式など、特定信用事業代理業の再委託を行うことにより多数又は広範囲に業務を展開する者に係る問題点を把握した場合には、同様の問題が他の特定信用事業代理業者においても生じているおそれがあることから、農林水産省及び財務局の連携がより重要となることに留意する。なお、このような場合には、速やかに相互に連絡するものとする。

IV-4-2-1 特定信用事業代理業者の禁止行為、不適切な取引等

(1) 「特定信用事業代理業者としての取引上の優越的地位を不当に利用」する行為（信用事業命令第50条の23第3号）

「特定信用事業代理業者としての取引上の優越的地位を不当に利用」する行為については、「金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について」（平成16年12月1日：公正取引委員会（再掲））も参考とするが、例えば次に掲げる行為は、特定信用事業代理業者としての取引上の優越的地位を不当に利用する行為に該当し得る（なお、このうち、①及び②は、信用事業命令第50条の23第2号に規定する「顧客に対し、不当に、自己又は自己の指定する事業者と取引を行うことを条件として、水協法第106条第2項各号に規定する契約の締結の代理又は媒介をする行為」にも該当し得る。）。

① 顧客に対し、自己が兼業業務として行う業務について自己と取引しない場合には資金の貸付け等を内容とする契約（その他水協法第106条第2項各号に掲げる行為を含む。以下②から④において同じ。）の代理又は媒介を取りやめる旨又は資金の貸付け等を内容とする契約の代理又は媒介に関し不利な取扱いをする旨を示唆し、兼業業務で取り扱う商品を購入することを事実上余儀なくさせること。

② 顧客に対する資金の貸付けを内容とする契約の代理又は媒介に当たり、兼業業務で取り扱う商品の購入を要請し、これに従うことを事実上余儀なくさせること。

③ 顧客に対し、自己が兼業業務として行う業務の競争者と取引する場合には資金の貸付けを内容とする契約の代理又は媒介を取りやめる旨又は資金の貸付けを内容とする契約の代理又は媒介に関し不利な取扱いをする旨を示唆し、自己の兼業業務における競争者からの商品の購入を妨害すること。

④ 顧客に対する資金の貸付けを内容とする契約の代理又は媒介を行うに当たり、自己の兼業業務における競争者から商品の購入を行わないことを要請し、これに従うことを事実上余儀なくさせること。

(2) 兼業業務における取引上の優越的地位を不当に利用する行為（信用事業命令第50条の23第5号）

兼業業務における取引上の優越的地位を不当に利用する行為については、「金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について」（平成16年12月1日：公正取引委員会（再掲））も参考とするが、例えば、IV-3-2-2-4 (6) に掲げる行為は、兼業業務にお

ける取引上の優越的地位を不当に利用する行為に該当し得る（なお、このうち①及び②は、信用事業命令第50条の23第4号に規定する「顧客に対し、不当に、法第106条第2項各号に規定する契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として、自己又は自己の指定する事業者と取引をする行為」にも該当し得る。）。

(3) 準用銀行法第52条の45及び信用事業命令第50条の23に規定する禁止行為を防止するための態勢整備に関しては、以下の点に留意することとする。

- ① 禁止行為を防止するための措置を講ずる責任を有する部署又は担当者を配置し、かつ、それらの部署又は担当者によって禁止行為の防止措置が適切に講じられているかを検証するための内部管理態勢が整備されているか。
- ② 禁止行為を防止するために必要な研修の実施等の体制、顧客からの苦情に対応するための体制等に関する内部規則の策定及び内部周知が行われているか。
- ③ 禁止行為を防止するため、特定信用事業代理業に関する法令についての知識及び実務経験を有する者による定期的かつ必要に応じた研修を適宜実施しているか。
- ④ 禁止行為に係る顧客からの苦情受付窓口の明示、苦情処理担当部署の設置、苦情案件処理手順の策定等の苦情対応態勢が整備されているか。

(4) 上記(1)から(3)までのほか、不適切な取引等の防止に関してはⅡ-3-1-7に準じるものとする。

Ⅳ-4-2-2 法令等遵守（特に重要な事項）

取引時確認、疑わしい取引の届出義務及び反社会的勢力との関係遮断に関する監督手法・対応に関しては、以下の(1)及び(2)によるほか、Ⅱ-3-1に準じるものとする。

(1) 検査結果、不祥事件等届出書等により、取引時確認義務及び疑わしい取引の届出義務を確実に履行するための内部管理態勢又は反社会的勢力との関係を遮断するための態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ準用銀行法第52条の53に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、準用銀行法第52条の55に基づき、業務改善命令等を発出するものとする。

(2) さらに、取引時確認義務及び疑わしい取引の届出義務に違反するなど法令に違反し、又は著しく公益を害したと認められる場合には、準用銀行法第52条の56に基づき、業務停止命令等を発出するものとする。また、反社会的勢力との関係を認識しているにもかかわらず適切な対応を行わなかった結果、法令に違反し又は著しく公益を害したと認められる場合も同様とする。

Ⅳ-4-2-3 利用者保護のための情報提供・相談機能等

準用銀行法第52条の44第2項及び第3項並びに信用事業命令第50条の13から第50条の23までを踏まえ、特定信用事業代理業における利用者保護のための情報提供・相談機能等に関する監督はⅡ-3-2に準じて行うほか、以下の

(1) から (3) に留意する。

(1) 優越的地位の濫用と誤認されかねない説明を防止するための態勢

特定信用事業代理業者が他業を兼業する場合には、特定信用事業代理業に係る業務及び兼業業務に係る業務を行うに際して、特に独占禁止法上問題となる優越的地位の濫用と誤認されかねない説明を防止する態勢が整備されているかを確認するものとするが、例えば、Ⅳ-3-2-2-4

(6) 及びⅣ-4-2-1(1)に掲げる行為は、優越的地位の濫用に該当する行為となり得る点に留意する必要がある。

(2) 貯金等との誤認を防止するための態勢（信用事業命令第50条の15）

特定信用事業代理業者が金融商品の販売又はその代理若しくは媒介を行う場合には、貯金等との誤認防止のための態勢整備が必要であることにも留意する。

(3) 顧客情報管理

① 顧客情報管理については、基本的にⅡ-3-2-3に準じるものとするが、特定信用事業代理業者が他業を兼業する場合には、特定信用事業代理業で得た顧客情報が顧客の同意なく兼業業務に流用されることのないよう、顧客情報を適正に管理するための方法や態勢の整備（例えば、組織・担当者の分離、設備上・システム上の情報障壁の設置、情報の遮断に関する内部規則の制定、研修等職員教育の徹底等）の整備が行われているかどうかについて留意する

② 特に、非公開金融情報及び非公開情報（なお、顧客の属性に関する情報（氏名、住所、電話番号、性別、生年月日及び職業）は個人情報であるが、非公開金融情報及び非公開情報に含まれない。）の取扱いに関する事前の同意（信用事業命令第50条の18）については、例えば以下のような適切な方法により事前に当該顧客の同意を得るための措置を講じているかどうかについて確認する。

イ. 対面の場合

事前に、書面による説明を行い、契約申込みまでに書面による同意を得る方法

ロ. 郵便による場合

事前に、説明した書面を送付し、所属組合への提供の前に、同意した旨の返信を得る方法

ハ. 電話による場合

事前に、口頭による説明を行い、その後速やかに当該提供について説明した書面を送付（電話での同意取得後対面にて顧客と応接する場合には交付でも可とする。）し、契約申込みまでに書面による同意を得る方法

ニ. インターネット等による場合

事前に、電磁的方法による説明を行い、電磁的方法による同意を得る方法

IV-4-2-4 利用者保護ルール等

以下に記載するほか、II-3-2に準じるものとする。

準用銀行法第52条の40並びに信用事業命令第50条の10及び第50条の15第2項に規定する特定信用事業代理業者による標識の掲示については、標識の形状・大きさ及び記載されている文字の明瞭さ、標識が掲示されている状況等から、顧客をして誤認混同ならしめるおそれがないかどうかについて留意する。

IV-4-2-5 二以上の所属組合等から特定信用事業代理業等を受託する場合の措置

IV-4-2-5-1 顧客に対する説明等（信用事業命令第50条の13及び第50条の16）

所属組合等が二以上ある場合には、以下の①から④に掲げる事項を、事前に、顧客に対し、明らかにしなくてはならないが、その説明方法について、例えば書面を活用するなど、できる限り顧客が理解しやすいよう説明するための態勢が整備されているかどうかについて留意する。

- ① 顧客が所属組合に支払うべき手数料と同種の契約につき他の所属組合等に支払うべき手数料が異なるときは、その旨
- ② 顧客が所属組合と締結しようとする契約と同種の契約の締結の代理又は媒介を他の所属組合等が取り扱っているときは、その旨
- ③ 顧客の求めに応じ、②の同種の契約の内容その他顧客に参考となるべき情報
- ④ 最終的に顧客の取引の相手方となる所属組合等の名称又は商号

（注）特定信用事業代理業等とは、所属組合等のために行う特定信用事業代理業、銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農林中央金庫代理業をいう。以下同じ。

IV-4-2-5-2 顧客情報管理

特定信用事業代理業者が二以上の所属組合等から特定信用事業代理業等を受託している場合は、一の所属組合等の特定信用事業代理業務等で得た顧客情報が顧客の同意なくその他の所属組合等の特定信用事業代理業務等に流用されることのないよう、顧客情報を適正に管理するための方法や態勢の整備（例えば、組織・担当者の分離、設備上・システム上の情報障壁の設置、情報の遮断に関する内部規則の制定、研修等職員教育の徹底等の顧客情報管理態勢）が行われているかどうかについて十分に検証する。

IV-4-2-6 特定信用事業代理業再委託者による特定信用事業代理業再受

託者の健全かつ適切な運営を確保するための措置

- (1) 特定信用事業代理業再委託者は、特定信用事業代理業再受託者が営む特定信用事業代理業に係る業務の指導その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じる責任を負っていることから、特定信用事業代理業再受託者の監督に当たっては、所属組合とともに特定信用事業代理業再委託者としての責任に十分に留意しなければならない。

したがって、特定信用事業代理業再受託者が営む特定信用事業代理業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するためには、特定信用事業代理業再委託者を適切に監督する必要がある。

- (2) 特定信用事業代理業再受託者又は特定信用事業代理業再受託者になろうとする者に問題点が把握された場合や、特定信用事業代理業再委託者に対するオフサイト・モニタリングを実施すること等により、特定信用事業代理業再委託者からの情報収集を行う場合には、必要に応じ、IV-5-2に準じるほか、特定信用事業代理業再受託者が再受託した特定信用事業代理業務を第三者に委託することを防止するための態勢が整備されているかについても留意するものとする。

- (3) 特定信用事業代理業再委託者において特定信用事業代理業再受託者の指導監督態勢等に係る問題点が把握された場合には、特定信用事業代理業再受託者における内部管理態勢等に問題が生じているおそれがあることから、IV-3-1-3(1)に則り農林水産省及び財務局が連携する必要があることに留意する。

また、いわゆるフランチャイズ形式など、特定信用事業代理業の再委託を行うことにより多数又は広範囲に業務を展開する者に係る問題点を把握した場合には、速やかに相互に連絡するものとする。

IV-4-2-7 その他

IV-4-2-7-1 名義貸しの禁止

準用銀行法第52条の41に規定する「自己の名義」に該当するか否かの判断に際しては、例えば、当該特定信用事業代理業者の略称等の使用を許可している場合であっても「自己の名義」に該当し得ることに留意する。

IV-4-2-7-2 特定信用事業代理業に関する報告書の縦覧に係る留意事項

準用銀行法第52条の50第2項及び信用事業命令第50条の25第5項に規定する特定信用事業代理業に関する報告書の縦覧については、次のとおり取り扱うものとする。

なお、報告書のうち、公衆の縦覧の対象から除かれる「当該特定信用事業代理業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項」には、例えば、報告書の

添付書類として提出される財産に関する調書や貸借対照表が含まれると考えられる。

また、氏を改めた者が報告書の縦覧に係る申請をする場合においては、旧氏及び名を、申請者の氏名を記載した箇所括弧書きで併せて記載することができることに留意する。

(1) 電子メール等による縦覧

- ① 電子メール等で報告書の縦覧に係る申請を受け付けた場合には、申請事項を確認のうえ、速やかに当該申請に係る報告書を電子メール等で送付する。ただし、報告書の整理その他必要がある場合は、送付が可能となった段階で、送付するものとする。
- ② 報告書の電子メール等による縦覧に係る申請は、以下の内容が記載された電子メール等によって受け付けるものとする。
 - イ. 氏名
 - ロ. 住所
 - ハ. 電話番号
 - ニ. 報告書の送付を希望するメールアドレス
 - ホ. 職業
 - ヘ. 縦覧を希望する報告書に係る特定信用事業代理業者の商号、名称又は氏名
 - ト. 縦覧を希望する報告書に係る特定信用事業代理業者に許可番号が付されている場合にあつては、当該特定信用事業代理業者の許可番号
 - チ. 縦覧の目的
- ③ 当局の指示に従わない場合は、当該申請に係る報告書の送付を拒否することができるものとする。
- ④ 財務局に対し、自らが所管しない特定信用事業代理業者に係る報告書の縦覧の申請があつた場合は、農林水産省及び当該特定信用事業代理業者を所管する財務局に対する縦覧の申請が可能である旨を申請者に伝えるものとする。

(2) 農林水産省又は財務局での縦覧

- ① 報告書の縦覧日は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日以外の日とし、縦覧時間は、農林水産大臣又は財務局長がそれぞれ指定する時間内とする。ただし、報告書の整理その他必要がある場合は、縦覧日又は縦覧時間を変更できるものとする。
- ② 縦覧の申出があつた場合には、参考様式4-15による特定信用事業代理業に関する報告書縦覧申請書に所定の事項を記入するよう求めるものとする。
- ③ 報告書は、農林水産大臣又は財務局長がそれぞれ指定する縦覧場所以外に持ち出してはならないものとする。
- ④ 縦覧者が次に該当する場合は、縦覧を停止又は拒否することができるものとする。
 - イ. 上記①から③までその他監督当局の指示に従わない者

- ロ. 報告書を汚損若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者
- ハ. 他の縦覧者等に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者
- ⑤ 財務局に対し、自らが所管しない特定信用事業代理業者に係る報告書の縦覧の申出があった場合は、農林水産省及び当該特定信用事業代理業者を所管する財務局において縦覧が可能である旨を申出者に伝えるものとする。

IV-4-2-7-3 所属組合の説明書類等の縦覧

信用事業命令第50条の26第4項に規定する「当該申請をした特定信用事業代理業者が第1項の規定による縦覧の開始を延期することについてやむを得ない理由」とは、天災地変、縦覧により第三者の正当な利益を侵害するおそれが大きい場合等を指し、当該特定信用事業代理業者の単なる自己都合は含まれないことに留意する。

IV-5 所属組合

IV-5-1 意義

- (1) 所属組合とは、特定信用事業代理業者が行う契約の締結の代理又は媒介によって、①資金の貸付け、②貯金又は定期積金の受入れ、③手形の割引、④為替取引を締結する組合のことをいう。

所属組合は、特定信用事業代理業者が行う特定信用事業代理業に関し、特定信用事業代理業に係る業務の指導その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じる責任を負っている。

- (2) 水協法が、特定信用事業代理業者のみならず、所属組合にこのような責任を負わせた趣旨は、特定信用事業代理業者が行う特定信用事業代理業に係る業務の健全かつ適切な運営の確保の責任は、第一義的には所属組合が果たさなければならないということを宣言したものであり、特定信用事業代理業者の監督に当たっても、所属組合の第一義的な責任に十分に留意しなければならない。

したがって、特定信用事業代理業者の監督に当たっては、別紙3のとおり、特定信用事業代理業者自身への監督の重要性もさることながら、所属組合に対する監督に重点を置き、まずは所属組合への監督を通じて、特定信用事業代理業者が行う特定信用事業代理業に係る業務の健全かつ適切な運営が確保されるよう監督を行う必要がある。

IV-5-2 主な着眼点

- (1) 所属組合から信用事業命令第51条第1項第18号の届出等が提出された場合や所属組合に対するオフサイト・モニタリングを実施する場合、特定信用事業代理業者又は特定信用事業代理業者になろうとする者の内部管理態勢等に問題が認められた場合などにより、所属組合からの情報収集を行う際には、

所属組合において、以下のような観点からの検証が行われているかどうかについて留意する。

- (2) 所属組合において特定信用事業代理業者の指導監督態勢等に係る問題点が把握された場合には、特定信用事業代理業者における内部管理態勢等に問題が生じているおそれがあることから、Ⅳ－3－1－3（1）に則り農林水産省及び財務局が連携する必要があることに留意する。
- また、いわゆるフランチャイズ形式など、特定信用事業代理業の再委託を行うことにより多数又は広範囲に業務を展開する者に係る問題点を把握した場合には、速やかに相互に連絡するものとする。

Ⅳ－5－2－1 特定信用事業代理業者の選定等に係る留意点

- (1) 特定信用事業代理業を委託する契約を締結する（委託した特定信用事業代理業を再委託することについて許諾することを含む。）に際して、経営管理上の位置付けや業務を委託することに伴う各種リスクの把握、リスク管理の方法等について、十分に検討が行われているか。
- (2) 特定信用事業代理業を委託しようとする者が、法令上の許可の基準に適合するものであるかどうかについて、十分に検討が行われているか。特に、特定信用事業代理業を委託しようとする者が兼業業務を行う場合にあっては、当該兼業業務の内容について、「兼業業務の内容が特定信用事業代理業者としての社会的信用を損なうおそれがないこと」（信用事業命令第50条の7第6号ロ）を踏まえた検討を行うことに留まらず、組合のレビュー等からの観点からも十分な検討が行われているか。
- (3) 特定信用事業代理業を委託しようとする者が、反社会的勢力であるか、又は反社会的勢力との関係を遮断する措置をとっているものであるかについて、反社被害防止指針の趣旨に鑑み、十分な検討が行われているか。

Ⅳ－5－2－2 所属組合による特定信用事業代理業者の業務の適切性等を確保するための措置（準用銀行法第52条の58及び信用事業命令第50条の29）

- (1) 特定信用事業代理業者の監督のための内部管理態勢の整備
- ① 特定信用事業代理業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずる責任を有する部署を設置し又は担当者を配置する等、特定信用事業代理業者の適切な監督を行うための態勢が整備されているか（特定信用事業代理業者に対する業務監査態勢を含む。）。
 - ② それらの部署又は担当者によって各特定信用事業代理業者の特定信用事業代理業に係る業務の適切性等を確保するための措置が適切に講じられているかを検証するための内部管理態勢が整備されているか。
 - ③ 特定信用事業代理業の再委託を行う場合、特に、いわゆるフランチャイズ形式などにより多数又は広範囲に業務を展開する場合には、関係者が多くな

ること等から、所属組合により適切な指導監督等が図られているかについて留意すること。また、所属組合は、特定信用事業代理業再委託者において特定信用事業代理業再受託者に対する適切な指導監督態勢等が整備されているかを検証する必要があることに留意すること。

(2) 委託契約等の内容

① 信用事業命令第50条の5第1項各号及び第50条の29第1項各号に列挙されている事項並びにそれらの遵守状況のモニタリングに関する定めが委託契約の内容とされているか。

また、所属組合が特定信用事業代理業者を指導監督するに当たっては、所属組合が契約当事者となっていない場合であっても、その場合と同様の契約内容となっているかについて検証が行われる態勢となっているか。

② 特定信用事業代理業者の内部規則等について、十分な検証が行われる態勢となっているか。また、当該内部規則等の改正に当たっては、当該特定信用事業代理業者との間で内容について十分に精査することができる態勢となっているか。

(3) 法令等を遵守させるための研修の実施（信用事業命令第50条の29第1項第1号）

① 特定信用事業代理業に関する法令等の規定を遵守させるために、水協法のみならず、犯収法、個人情報保護法その他関係法令及び特定信用事業代理業者の内部規則等について網羅的に研修が行われているか。

② 研修においては、特定信用事業代理業に関する法令についての知識及び実務経験を有する者が講師として指導にあたることとしているか。

（注）研修の講師は、知識及び実務経験を有する限り、所属組合又は特定信用事業代理業者の役職員であるか否かを問わない。

③ 定期的な研修の実施により、特定信用事業代理業者及びその特定信用事業代理業に従事する者が適時その業務遂行能力等を維持・向上できる態勢が取られているか。

④ 実施した研修等の内容に対し、特定信用事業代理業者及び特定信用事業代理業に従事する者が適切に業務を遂行するため必要な範囲で、その内容を理解しているかの検証を行っているか。

(4) 特定信用事業代理業者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置（信用事業命令第50条の29第1項第2号）

① 信用事業命令第50条の29第1項第2号に基づく監督等が適切に実施され、その実施状況についてモニタリングが行われているか。

② 上記モニタリングの結果等について、組合内の責任ある部署において検証が行われ、必要に応じて経営陣に報告が行われ、組合の適切な業務指導や特定信用事業代理業者の適切な業務運営に反映させるなどの態勢整備が図られているか。

(5) 必要に応じて特定信用事業代理業委託契約を解除することができるため

の措置（信用事業命令第50条の29第1項第3号）

特定信用事業代理業者に対するモニタリングの結果、問題が発見された場合には、特定信用事業代理業者への指導、委託契約の解除等適切な措置を講じる態勢が整備されているか。また、委託契約の解除を行う際には、適切な顧客保護が図られる態勢が整備されているか。

（6）所属組合自らが審査を行うための措置（信用事業命令第50条の29第1項第4号）

特定信用事業代理業者が行う資金の貸付けの審査について、必要に応じて所属組合自らが審査を行うことができるよう、所属組合への事前報告・承認等を必要とする場合の基準、態勢等が整備されているか。

（7）顧客情報の適切な管理及び犯罪を防止するための措置（信用事業命令第50条の29第1項第5号及び第7号）

① 特定信用事業代理業者における顧客情報の適正な管理を確保するための態勢整備及び特定信用事業代理業者の営業所又は事務所における特定信用事業代理業に係る業務に関する犯罪防止措置については、物的設備、人員の配置、システムのセキュリティ対策等、所属組合が自らの顧客情報管理及び自組合の支所等における犯罪防止に関し講じているのと同程度の態勢整備を行うことができるよう、適切な指導やノウハウの提供等が行われているか。

② 特定信用事業代理業者に対して、犯収法及び外為法の規定の理解を促すとともに、貯金口座等が組織犯罪等に利用されることを防止する態勢が整備されているか。

③ 特定信用事業代理業者に対して、反社被害防止指針の理解を慫慂し、同指針の趣旨に沿った態勢を整備させるなど、反社会的勢力との関係を遮断する態勢が整備されているか。

（8）特定信用事業代理業者の営業所又は事務所廃止に当たっての措置（信用事業命令第50条の29第1項第8号）

特定信用事業代理業者の特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所の廃止に当たり、顧客に係る取引を所属組合の事務所、他の金融機関又は他の特定信用事業代理業者等へ支障なく引き継ぐためのスケジュールや業務移管の方法、顧客への通知方法その他顧客に著しい影響を及ぼさないための処理を円滑に実施するための態勢整備が行われているか。

（9）苦情処理のための措置（信用事業命令第50条の29第1項第9号）

特定信用事業代理業者が行う特定信用事業代理業に係る顧客からの苦情受付窓口の明示、苦情処理担当部署の設置、苦情案件処理手順の策定等の苦情対応態勢が整備されているか。

IV-5-2-3 特定信用事業代理業者の原簿の閲覧に係る留意事項

準用銀行法第52条の60に基づき貯金者等その他の利害関係人から特定信用事

業代理業者に関する原簿の閲覧請求があったときは、原則として閲覧に応じる必要があることに留意する。その際、可能な限りインターネットを利用して表示するよう促すものとする。

V 特定信用事業電子決済等代行業

V-1 意義

- (1) 特定信用事業電子決済等代行業とは、水協法第110条第2項第1号及び同項第2号に定める行為のいずれかを行う営業をいう。
- (2) 特定信用事業電子決済等代行業者とは、水協法第110条第1項の登録を受けて特定信用事業電子決済等代行業を営む者をいう。
- (3) 銀行法等の一部を改正する法律（平成29年法律第49号。以下V-2-2（1）において「改正法」という。）により水協法の改正を行い、特定信用事業電子決済等代行業を営む者の登録制度が導入されたことを踏まえ、特定信用事業電子決済等代行業者の監督に係る基本的な考え方等を定めるものである。

V-2 基本的な考え方

V-2-1 特定信用事業電子決済等代行業者の監督に関する基本的な考え方

特定信用事業電子決済等代行業を営む者の登録制度については、他の金融関連の諸制度とは異なり、人的構成要件は求めておらず、財産的基礎も純資産額が負でないことのみを求めているなど、新規参入のハードルは非常に低く設定されており、個人や中小・零細企業が申請してくることも想定して制度設計がなされている。その趣旨は、IT企業等を含む多様な参加者による金融サービスのイノベーションを促進する観点にあり、規制は利用者保護を図る観点から必要最小限のものとなっている。

他方で、特定信用事業電子決済等代行業は、利用者と組合との中間に位置し、決済指図の伝達や口座情報の取得・顧客への提供を行うことから、利用者保護を図るため、システムの安定性が求められる。

このため、特定信用事業電子決済等代行業者の監督においても、利用者保護を図る観点から、主要なリスクにフォーカスし、業容拡大に伴う体制の充実に向けた取組についてモニタリングを行っていくものとする。

特定信用事業電子決済等代行業は基本としてITを活用した業務であり、その主要なリスクは、システムリスクとなる。また、特定信用事業電子決済等代行業者と組合間の連携（さらに特定信用事業電子決済等代行業再委託者が介在するケースもある。）に伴うリスクも存在することから、事業者間の利用者保護のための取組も重要となる。したがって、特定信用事業電子決済等代行業者の監督に当たっては、システムリスク管理態勢及び利用者保護を図るための取組態勢を中心にモニタリングを実施し、特定信用事業電子決済等代行業者が、システムの安定性や利用者保護を確保しつつ、技術の進展をリードし、利用者利便の向上に資するサービスを提供

することを促していくものとする。

V-2-2 監督に係る事務処理の基本的考え方

(1) 監督手法

改正法の附帯決議では、フィンテックが急速に進展する中で、IT企業等を含む多様な参加者による金融サービスのイノベーション促進を支援する観点から、報告徴求・検査等が関係事業者等の活動やイノベーションを阻害しないこと等に留意することが求められている。こうしたことや、小規模な事業者も多く、利用者の金銭を預からない業務特性も踏まえ、事業者の負担軽減の観点から、主要なリスクであるシステムリスクや、利用者保護を図るための取組状況について、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、原則オフサイト・モニタリングによりモニタリングを実施するものとする。

(2) 監督部局間の連携

銀行法に基づく登録を受けた電子決済等代行業者は、水協法に基づき届出を行い、特定信用事業電子決済等代行業を営むことができる。この場合において、電子決済等代行業者の監督部局と密接な連携を図り、システムリスク管理態勢など電子決済等代行業者の業務運営に係る問題の状況等を把握することに努めるものとする。

(3) 管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長等への内部委任

特定信用事業電子決済等代行業者の主たる営業所又は事務所の所在地が財務事務所又は出張所の管轄区域内にある場合においては、管轄財務局長に委任した権限は、財務局長の判断により当該財務事務所長又は出張所長に内部委任することができるものとする。

なお、法令等に基づく申請書、届出書等は、管轄財務局長あて提出させるものとする。

(4) 金融庁及び農林水産省との調整

財務局長は、特定信用事業電子決済等代行業者の監督事務に係る財務局長への委任事項等の処理に当たり、以下に掲げる事項（その他の事項についても必要に応じ金融庁及び農林水産省と調整することを妨げない。）については、あらかじめ金融庁及び農林水産省と調整するものとする。なお、調整の際は、財務局における検討の内容及び処理意見を付するものとする。

- ① 準用銀行法第52条の61の16の規定による業務改善命令
- ② 準用銀行法第52条の61の17第1項の規定による登録の取消し又は業務の停止命令

(5) 行政報告

財務局長は、各四半期末現在における特定信用事業電子決済等代行業者の状況について、翌月20日までに金融庁へ報告することとする。

また、財務局長は、特定信用事業電子決済等代行業者の監督に関し、以下の①から⑤までに掲げる場合は、その内容を遅滞なく金融庁に報告するものとする

る。加えて、以下の⑥に掲げる場合は、その内容を遅滞なく金融庁に報告するとともに、他の財務局あて関係資料を送付するものとする。その際は、当該取消しの日前30日以内の役員の氏名に関する資料もあわせて報告・送付するものとする。

- ① 準用銀行法第52条の61の4第1項による登録を行った場合
- ② 準用銀行法第52条の61の7第1項による廃業等の届出を受理した場合
- ③ 準用銀行法第52条の61の14により報告及び資料の提出を求めた場合
- ④ 準用銀行法第52条の61の16による業務改善命令を行った場合
- ⑤ 準用銀行法第52条の61の17第1項の規定による業務停止命令を行った場合
- ⑥ 準用銀行法第52条の61の17第1項の規定による登録の取消しを行った場合

(6) 特定信用事業電子決済等代行業者が提出する申請書、届出書等における記載上の留意点

特定信用事業電子決済等代行業者が提出する申請書、届出書等において、役員等の氏名を記載する際には、氏を改めた者においては、旧氏及び名を括弧書きで併せて記載することができることに留意する。

V-3 システムリスク

V-3-1 意義

(1) システムリスクとは、コンピュータシステムのプログラムミスや脆弱性等によるダウン又は誤作動等に伴い、利用者及び特定信用事業電子決済等代行業者並びに組合が損失を被るリスクやコンピュータが不正に使用されることにより利用者及び特定信用事業電子決済等代行業者並びに組合が損失を被るリスクをいうが、特定信用事業電子決済等代行業者には新商品・サービスの提供の拡大等に伴い、システム上の諸課題に的確に対応することが求められている。仮に特定信用事業電子決済等代行業者において、システム障害やサイバーセキュリティ事案（以下「システム障害等」という。）が発生した場合は、利用者の社会経済生活、企業等の経済活動において利便性が損なわれるのみならず、利用者保護上重大な影響を及ぼす問題が発生するおそれがある。このため、決済システムの補助的機能を担う特定信用事業電子決済等代行業者にとってシステムリスク管理態勢の充実強化は重要である。

(2) ただし、以下の着眼点に記述されている字義どおりの対応が特定信用事業電子決済等代行業者においてなされていない場合にあっても、当該特定信用事業電子決済等代行業者の規模・業務の特性等や、特定信用事業電子決済等代行業者のシステムのみが停止した場合においては、利用者は、当該特定信用事業電子決済等代行業者のシステムを経由せずとも、直接的に組合のシステムを利用すれば、送金指図の伝達や口座情報の取得が可能であることを踏まえ、誤送金などの重大な問題が発生しておらず、利用者保護の観点から特段の問題が認められないのであれば、直ちに改善を求める必要はない。

また、特定信用事業電子決済等代行業者の能力に照らして、当該特定信用事業電子決済等代行業者単独では、その行う特定信用事業電子決済等代行業に必要な水準を満たすことができない部分があったとしても、当該業務を行うにあたって連携・協働する組合においてその部分を分担する場合には、必要な水準を満たすものと判断する（ただし、この場合、特定信用事業電子決済等代行業者が新たに別の組合と連携・協働する場合には、新たに連携・協働する組合が、その部分を分担できているかに留意するものとする。）。

（注）サイバーセキュリティ事案とは、情報通信ネットワークや情報システム等の悪用により、サイバー空間を経由して行われる不正侵入、情報の窃取、改ざんや破壊、情報システムの作動停止や誤作動、不正プログラムの実行やDDoS攻撃等の、いわゆる「サイバー攻撃」により、サイバーセキュリティが脅かされる事案をいう。

V-3-2 主な着眼点

（1）システムリスク管理

① システムリスク管理担当部署は、サービスの多様化による大量取引の発生や、ネットワークの拡充によるシステム障害等の影響の複雑化・広範化などを踏まえ、定期的に又は適時にリスクを認識・評価しているか。

また、定期的なレビューに加え、新規サービス（利用者への影響の大きい変更や、システムの変更を伴わないものの大規模な販売促進活動を行う場合を含む。）の提供とともに、レビューを実施しているか。

② システム障害等の発生時の被害拡大防止策及び迅速な復旧対応について、経営上の重大な課題と認識し、態勢を整備しているか。

特に、サイバーセキュリティ事案の未然防止について、重大な課題と認識し、態勢を整備しているか。

③ 経営に重大な影響を及ぼすシステム障害等が発生した場合に、速やかに経営上責任を負う立場の者に対して報告することとなっているか。

また、必要に応じて、対策本部を立ち上げ、速やかに問題の解決を図る態勢を構築できるよう検討を行っているか。

④ 現行システムの仕組み及び開発技術の継承を含め、事業継続のために必要な技術的対応に関する計画を策定し、実施しているか。

⑤ 提供する新サービス、組合のAPI仕様変更及び認証方式の変更等について、利用者側の動作環境を踏まえたテストシナリオを設定し、検証しているか。

⑥ システムリスク管理態勢の整備・見直しに当たっては、その内容について第三者による評価や金融情報システムセンターが示す基準（API接続チェックリスト解説書等）など、客観的な水準が判定できるものを根拠として整備しているか。また、システムリスク管理態勢は、システム障害等の把握・分析、リスク管理の実施結果や技術進展等に応じて、不断に見直しを実施しているか。

（2）情報セキュリティ管理

① 情報資産を適切に管理するために方針の策定、組織体制の整備、社内規程の策定、内部管理態勢の整備を図り、定期的に見直しを行っているか。ま

た、他社における不正事案等も参考に、情報セキュリティ管理態勢のPDCAサイクルによる継続的な改善を図っているか。

- ② 情報の機密性、完全性、可用性を維持するために、情報資産の安全管理に関する業務遂行の責任者を定め、その役割・責任を明確にした上で、管理しているか。また、同責任者は、システム、データ、ネットワーク管理上のセキュリティに関することについて統括しているか。
- ③ コンピュータシステムの不正使用防止対策、不正アクセス防止対策、コンピュータウィルス等の不正プログラムの侵入防止対策等を実施しているか。
- ④ 特定信用事業電子決済等代行業者が責任を負うべき利用者の重要情報を網羅的に洗い出し、把握、管理しているか。利用者の重要情報の洗い出しに当たっては、必要に応じ、業務、システム、外部委託先及び特定信用事業電子決済等代行業再委託者を対象範囲とすることも検討しているか。
- ⑤ 洗い出した利用者の重要情報について、重要度判定やリスク評価を実施しているか。

また、それぞれの重要度やリスクに応じ、以下のような情報管理ルールを策定しているか。

- ・ 情報の暗号化、マスキングのルール
- ・ 情報を利用する際の利用ルール
- ・ 記録媒体等の取扱いルール 等

- ⑥ 洗い出した利用者の重要情報について、以下のような不正アクセス、不正情報取得、情報漏えい等を牽制、防止する仕組みを導入しているか。
 - ・ 社員の権限に応じて必要な範囲に限定されたアクセス権限の付与
 - ・ アクセス記録の保存、検証
 - ・ 開発担当者と運用担当者の分離、管理者と担当者の分離等の相互牽制体制 等

- ⑦ 機密情報について、暗号化やマスキング等の管理ルールを定めているか。また、暗号化プログラム、暗号鍵、暗号化プログラムの設計書等の管理に関するルールを定めているか。また、情報の重要度に応じて管理ルールを設定しているか。

なお、「機密情報」とは、パスワード、トークン等、漏えいにより利用者に損失が発生する可能性のある情報をいう。

- ⑧ 機密情報の保有・廃棄、アクセス制限、外部持ち出し等について、業務上の必要性を十分に検討し、より厳格な取扱いをしているか。
- ⑨ 情報資産について、管理ルール等に基づいて適切に管理されていることを定期的にモニタリングし、管理態勢を継続的に見直しているか。
- ⑩ セキュリティ意識の向上を図るため、全社員に対するセキュリティ教育（外部委託先におけるセキュリティ教育の実施状況の確認等を含む）を行っているか。
- ⑪ 第三者機関のクラウドサービスを利用する場合には、選定に際して、その特性を踏まえた上で、セキュリティの安全性について適切な評価を実施しているか。
- ⑫ 特定信用事業電子決済等代行業に関して取得した個人データの第三者提供を行う場合には、金融分野ガイドライン第12条等を遵守するための措置が講じられているか。特に、その業務の性質や方法に応じて、以下の点にも留意

しつつ、個人である利用者から適切な同意の取得が図られているか。

- イ. 金融分野ガイドライン第3条を踏まえ、個人である利用者からスマートフォン等の非対面による方法で第三者提供の同意を取得する場合、例えば、同意文言や文字の大きさ、画面仕様その他同意の取得方法を工夫することなどにより、個人である利用者が、第三者提供先、当該提供先に提供される情報の内容及び当該提供先における利用目的について、明確に認識したうえで同意できるような仕様としているか。
- ロ. 過去に個人である利用者から第三者提供の同意を取得している場合であっても、第三者提供先や提供する情報の内容が異なる場合、又はあらかじめ特定された第三者提供先における利用目的の達成に必要な範囲を超えた提供となる場合には、改めて個人である利用者の同意を取得することとしているか。
- ハ. 第三者提供先が複数に及ぶ場合や、第三者提供先により情報の利用目的が異なる場合、個人データの提供先が複数に及ぶことや各提供先における利用目的が認識できるよう、同意の取得方法、同意の取得時機等を適切に検討しているか。また、個人である利用者が、第三者提供先や第三者提供先における利用目的、提供される情報の内容について、過剰な範囲の同意を強いられる等していないか。

(3) サイバーセキュリティ管理

経営上責任を負う立場の者は、サイバーセキュリティの重要性を認識し、「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」を踏まえ、必要な態勢を整備しているか。

(4) 外部委託管理

- ① 外部委託先の選定に当たり、選定基準に基づき評価、検討のうえ、選定しているか。
- ② 外部委託契約において、外部委託先との役割分担・責任、監査権限、再委託手続き、提供されるサービス水準等を定めているか。また、外部委託先の全社員が遵守すべきルールやセキュリティ要件を外部委託先へ提示し、契約書等に明記しているか。
- ③ システムに係る外部委託業務（二段階以上の委託を含む）について、リスク管理が適切に行われているか。
特に外部委託先が複数の場合、管理業務が複雑化することから、より高度なリスク管理が求められることを十分認識した体制となっているか。
システム関連事務を外部委託する場合についても、システムに係る外部委託に準じて、適切なリスク管理を行っているか。
- ④ 外部委託業務（二段階以上の委託を含む）について、委託元として委託業務が適切に行われていることを定期的にモニタリングしているか。

(5) 被害拡大防止措置

- ① システム障害等が発生した場合に、利用者に対し無用の混乱を生じさせないように、利用者の被害拡大防止策を含め適切な措置を検討しているか。特

に、特定信用事業電子決済等代行業者のシステムのみが停止した場合においては、利用者は、当該特定信用事業電子決済等代行業者のシステムを経由せずとも、直接的に組合のシステムを利用すれば、送金指図の伝達や口座情報の取得が可能であることから、適切にそうした案内・利用者からの相談・照会対応ができていますか。

なお、クラウドサービスに障害が発生した場合に備え、対応策の検討又は利用者への適時適切な注意喚起が重要であることを念頭にクラウド事業者との障害発生時の連絡体制等の構築に努めているか。

- ② また、システム障害等の発生に備え、最悪のシナリオを想定した上で、必要な対応を行う態勢を検討しているか。

特に、業務への影響が大きい重要なシステムについては、バックアップシステム等を事前に準備し、災害、システム障害等が発生した場合に、速やかに業務を継続できる態勢を整備しているか。

- ③ システム障害等の発生原因の究明、復旧までの影響調査、改善措置、再発防止策等を的確に検討しているか。

- ④ システム障害等の影響を極小化するために、例えば、部分的障害の影響が波及する経路や迂回不能な単一障害点の把握など、影響波及の観点からリスク評価を行い、クラウドサービスの仕組みを適切に利用してリスク低減を図るなど、利用者の被害を最小化するためのサービス・システムの整備について検討しているか。

V-3-3 監督手法・対応

(1) 特定信用事業電子決済等代行業に係る障害発生時

- ① システム障害等の発生を認識次第、直ちに、その事実を特定信用事業電子決済等代行業者の監督部局宛てに報告を求めるものとする。

また、復旧時、原因説明時には改めてその旨報告を求めることとする。

ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも、1か月以内に現状についての報告を求めるものとする。

特に、社会的に影響の大きいシステム障害等の場合や障害の原因解明に時間を要している場合等には、直ちに、障害の事実関係等についての一般広報及びホームページ等における利用者対応等も含めたコンティンジェンシープランの発動状況をモニタリングするとともに、迅速な原因解明と復旧を要請するものとする。

(注) 報告すべきシステム障害等

その原因の如何を問わず、特定信用事業電子決済等代行業者等（外部委託先や利用しているクラウドサービス提供事業者を含む。）が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、その機能に遅延、停止等が生じているもの又はそのおそれがあるもの。

ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても、他のシステム・機器が速やかに交替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合を除く。

なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がな

され、又はサイバー攻撃が検知される等により、利用者や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められる時は、報告を求めるものとする（特定信用事業電子決済等代行業者の業務特性に応じて対応するものとする。）。

- ② 必要に応じて準用銀行法第52条の61の14第1項に基づき追加の報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、準用銀行法第52条の61の16に基づき業務改善命令を発出するものとする（行政処分を行うに当たっては、Ⅲ－6に準じる。）。

（2）不正送金、誤送金、情報漏えい等

特権IDの悪用による不正送金やシステムのプログラムミスによる誤送金等の利用者や経営に重大な影響がある問題を認識後、30日以内にその事実を特定信用事業電子決済等代行業者の監督部局宛てに報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、準用銀行法第52条の61の16に基づき業務改善命令を発出するものとする（個人である利用者に関する情報の漏えいに関するものについては、水協法に基づく対応の他、個人情報保護法における事業所管大臣への権限委任の状況に従い、必要な措置を執る場合があることに留意するものとする。）。

（3）外部委託先への対応

システムに係る外部委託業務について、外部委託先における適切な業務運営が懸念される場合など、必要があると認められる場合には、以下のとおり取り扱うものとする。

- ① 特定信用事業電子決済等代行業者の管理態勢に問題が認められる場合
上記（2）の特定信用事業電子決済等代行業者の監督部局宛報告等により、特定信用事業電子決済等代行業者の業務の外部委託先に係る管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ、準用銀行法第52条の61の14第1項に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、準用銀行法第52条の61の16に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。
- ② 外部委託先の業務運営態勢等に問題が認められる場合
委託者である特定信用事業電子決済等代行業者を通じて、事実関係等の把握等に努めることを基本とする。この場合においても、当該特定信用事業電子決済等代行業者に対しては、必要に応じ、準用銀行法第52条の61の14第1項に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、準用銀行法第52条の61の16に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。ただし、事案の緊急性や重大性等が高い場合、特定信用事業電子決済等代行業者に対して確認するだけでは十分な実態把握等が期待できない場合などには、外部委託先に対して、直接、ヒアリングを行うなど事実関係の把握等に努めることとするが、特に必要があると認められる場合（例えば、当該外部委託先に対して多数の他の特定信用事業電子決済等代行業者が同種の外部委託を行っている場合など）には、当該外部委託先に対して、事実関係や発生原因分析及び改善・対応策等必要な事項について、準用銀行法第52条の61の14第2項に基づく報告を求めるものとする（行政処分を行うに当たって

は、Ⅲ－６に準じる。))。

(注) 外部委託先に対してヒアリングを実施するに際しては、必要に応じ、委託者である特定信用事業電子決済等代行業者の同席を求めるものとする。

V－4 利用者保護ルール等

V－4－1 意義

特定信用事業電子決済等代行業者のうち、水協法第110条第2項第1号に掲げる行為を行う者が提供する決済サービス(特定信用事業電子決済等代行業再委託者が行う業務を含む。以下「電子決済サービス」という。)は、利用者の社会経済生活や企業等の経済活動の利便性を高めるものとなり得る一方、前述(Ⅱ－3－6)のとおり、組合と組合外部の決済サービス事業者等による連携サービスを狙う犯罪が発生していることを踏まえ、電子決済サービス全体のリスクを把握し、安全性を確保していくことが、特定信用事業電子決済等代行業者及び組合の双方にとって重要な課題となっている。

以上を踏まえ、電子決済サービスを提供する特定信用事業電子決済等代行業者においては、特定信用事業電子決済等代行業の利用者や連携・協働する組合の利用者(以下、V－4及びV－5において「利用者等」という。)の利益の保護を含む特定信用事業電子決済等代行業の健全かつ適切な運営の確保の観点から、当該リスクに応じた管理態勢を構築することが重要であり、特定信用事業電子決済等代行業者の監督に当たっては、例えば以下のような点に留意するものとする。

なお、金融サービス提供法第2条において、電子決済等代行業者及びその役職員に関しても、顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務が求められる趣旨を踏まえ、Ⅱ－3－1－5に準じた対応を行う必要がある点に留意するものとする。

V－4－2 主な着眼点

(1) 内部管理態勢の整備

- ① 経営陣は、電子決済サービスの導入時及びその内容・方法の変更時において、電子決済サービス全体につき利用者等の利益の保護に係る問題点を含め内在するリスクを内部管理担当部署に特定させ、これらを踏まえ、適時にリスクを低減させる態勢を整備しているか。
- ② 内部管理担当部署は、電子決済サービスにおいて発生が見込まれる犯罪の種類に基づき、関連する犯罪の発生状況や手口に関する情報の収集・分析を行い、今後発生が懸念される犯罪手口も考慮した上で、電子決済サービスに係る業務の実施態勢(不正防止策を含む。)の向上を図っているか。また、その内容を定期的かつ適時に経営陣に報告しているか。
- ③ 内部監査担当部署は、定期的かつ適時に、電子決済サービスに係る業務の実施態勢(不正防止策を含む。)について監査を行っているか。また、監査結果を経営陣に報告しているか。
- ④ 経営陣は、上記のような、リスク分析、リスク軽減策の策定・実施、当該軽減策の評価・見直しからなるいわゆるPDCAサイクルが機能する環境を作り

出しているか。

(2) セキュリティの確保

- ① 不正取引を防止する観点から、電子決済サービスの導入時及びその内容・方法の変更時において、連携・協働する組合と協力し、電子決済サービス全体のリスク評価を実施しているか。また、連携・協働する組合におけるリスク評価の作業に協力しているか。
- ② 連携・協働する組合との役割分担・責任を明確化しているか。
- ③ リスク評価を踏まえ、連携・協働する組合と協力し、利用者に係る情報を照合するほか、リスクに見合った適切かつ有効な不正防止策を講じているか。

例えば、電子決済サービスにおける組合との連携に際し、連携・協働する組合に登録された貯金者の電話番号や住所宛てに特定信用事業電子決済等代行業者における認証に必要な情報を送付することや、利用上限額を不正取引が抑止できると考えられる水準に設定するなど、適切かつ有効な不正防止策を講じているか。

(注) 連携・協働する組合との情報の照合に当たっては、公的個人認証を用いる場合を除き、利用者の氏名・生年月日に加え、住所や電話番号も対象項目とすることが望ましい。

また、連携・協働する組合において、例えば、固定式のID・パスワードによる本人認証に加えてハードウェアトークンやソフトウェアトークンによる可変式パスワードを用いる方法、公的個人認証等の電子証明書を用いる方法が導入されているなど、実効的な要素を組み合わせた多要素認証等の認証方式が導入されていることを確認しているか。

(注) 特定信用事業電子決済等代行業者における不正防止策は、連携・協働する組合における不正防止策の内容と重複しないものとする必要がある点に留意する。また、連携・協働する組合において、電話番号など認証に利用される情報の登録・変更に堅牢な認証方式が導入されている必要がある点に留意する。

- ④ 犯罪手口の高度化・巧妙化を含めた環境変化や自社又は他の事業者における事件の発生状況を踏まえ、定期的かつ適時にリスクを認識・再評価し、公的個人認証の導入を含め、不正防止策の向上を図っているか。
- ⑤ リスク評価の結果、利用者等の利益の保護を含む特定信用事業電子決済等代行業の健全かつ適切な運営の確保の観点から問題があると認められる場合には、その解決までの間、電子決済サービスを含むサービスの全部又は一部の一時的停止その他の適切な対応を行っているか。

(3) 利用者等への通知

利用者等が早期の被害認識を可能とするため、電子決済サービスに係る組合との連携・協働に際し、当該組合と協力し、あらかじめ当該組合に登録されている利用者等の連絡先に通知するなど、利用者等が連携事実及び連携内容を適時に確認する手段を講じているか。

(注) 連携・協働する組合に登録されている連絡先に通知する方法により上記手段を講じるにあたっては、当該組合において、電話番号（SMS（ショートメッセージ

ジサービス)を含む)やメールアドレス等の連絡先の登録・変更に堅牢な認証方式が導入されている必要があることに留意する。

(4) 不正取引の検知(モニタリング)

電子決済サービスについては、不正取引の防止の観点から、連携・協働する組合と協力し、例えば以下のような事項を適切に実施するための態勢を整備しているか。

- ・ 犯罪手口の高度化・巧妙化を含めた環境変化や自社又は他の事業者における事件の発生状況を踏まえた適切なシナリオ・閾値を設定することで不正が疑われる取引を速やかに検知すること
- ・ 上記に基づき検知した取引について連携・協働する組合との間で適時に情報を共有し、必要に応じてサービスの一時的な利用停止その他の措置を実施するとともに、調査を実施すること
- ・ 被害のおそれがある者に速やかに連絡すること
- ・ 不正が確認されたIDの停止等を実施すること

(5) 利用者等からの相談対応

- ① 利用者等からの電子決済サービスに関する相談等(以下「相談等」という。)の事例の蓄積と分析を行い、リスクの早期検知並びに不正防止策及び利用者等からの相談対応の改善を行うための態勢を整備しているか。
- ② 連携・協働する組合に関する相談等も含め、真摯な対応を行うための態勢を整備しているか。また、連携・協働する組合との具体的な協力方法と責任関係を明確化しているか。
- ③ 連携・協働する組合と相互に相手方に相談するよう促すなどの不適切な対応を行っていないか検証し、不適切な対応が認められる場合には、連携・協働する組合とともに、発生原因の究明、改善措置、再発防止策等を的確に講じているか。

V-4-3 監督手法・対応

不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された電子決済サービスに関する課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて準用銀行法第52条の61の14の規定に基づき報告書を徴求することにより、特定信用事業電子決済等代行業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。

更に、利用者等の利益の保護を含む特定信用事業電子決済等代行業の健全かつ適切な運営の確保の観点から重大な問題があると認められるときには、特定信用事業電子決済等代行業者に対して、準用銀行法第52条の61の16の規定に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、準用銀行法第52条の61の17の規定に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする(行政処分を行うに当たっては、Ⅲ-6に準じる。)

V-5 不正取引に対する補償

特定信用事業電子決済等代行業に関する不正取引により、利用者等に被害が生じるおそれがある。

このような被害が発生した場合、特定信用事業電子決済等代行業者においては、利用者等の利益の保護を含む特定信用事業電子決済等代行業の健全かつ適切な運営の確保の観点から、被害者に対して適切かつ速やかな対応（連携・協働する組合と協力した対応を含む。）を実施することが重要である。

不正取引への対応に関する特定信用事業電子決済等代行業者の監督に当たっては、例えば以下のような点に留意するものとする。

V-5-1 主な着眼点

- ① 電子決済サービスに関し、不正取引が行われたことにより発生した損失の補償その他の対応に関する方針（以下「補償方針」という。）を策定し、電子決済サービスの利用者への情報提供を行うとともに、不正取引が発生した場合に損失が発生するおそれのある電子決済サービスの利用者以外の者も容易に知りうる状態にしているか。

（注）「電子決済サービスに関し、不正取引が行われたことにより発生した損失」とは、電子決済サービスの利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した当該利用者の損失に限らず、電子決済サービスの利用者が連携口座の貯金者になりすますことで貯金者の意思に反して決済指図の伝達が行われたことにより発生した貯金者の損失など、電子決済サービスの提供を起因として、連携・協働する組合の利用者に発生した損失を含む。

- ② 準用銀行法第52条の61の8第1項第3号に規定する損害賠償に関する事項には、少なくとも以下の事項が定められているか（水協法第111条又は水協法第113条及び農林中央金庫法第95条の5の5の規定に基づき連携・協働する組合又は農林中央金庫との間で締結した特定信用事業電子決済等代行業に係る契約において定められている場合を含む。）。

イ. 電子決済サービスの業務の内容に応じて、損失が発生するおそれのある具体的な場面毎の被害者に対する損失の補償の有無、内容及び補償に要件がある場合にはその内容

ロ. 補償手続の内容

ハ. 電子決済サービスを提供する場合にあっては特定信用事業電子決済等代行業者と連携・協働する組合の補償の分担に関する事項（被害者に対する補償の実施者を含む。）

ニ. 補償に関する相談窓口及びその連絡先

ホ. 不正取引の公表基準

（注）ハに定める事項については、当該事項に関する連携・協働する組合との契約内容の全てについて利用者への情報提供等を行う必要まではないが、少なくとも、被害者に対する補償の実施者については利用者への情報提供等を行う必要があることに留意する。

- ③ 策定した補償方針に従い、適切かつ速やかに補償を実施するための態勢（連携・協働する組合との協力態勢を含む。）が整備されているか。

V-5-2 監督手法・対応

(1) 問題認識時

不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された不正取引への対応に関する課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて準用銀行法第52条の61の14の規定に基づき報告書を徴求することにより、特定信用事業電子決済等代行業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。

更に、利用者等の利益の保護を含む特定信用事業電子決済等代行業の健全かつ適切な運営の確保の観点から重大な問題があると認められるときには、特定信用事業電子決済等代行業者に対して、準用銀行法第52条の61の16の規定に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、準用銀行法第52条の61の17の規定に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（特定信用事業電子決済等代行業者に行政処分を行うに当たっては、Ⅲ-6に準じる。）。

(2) 不正取引発生時

特定信用事業電子決済等代行業に関し不正取引を認識次第、速やかに「不正取引発生報告書」にて行政庁あて報告を求めるものとする。

信漁連に対する主なオフサイト・モニタリングの年間スケジュール

	決算等、 ディスクロージャー	行政庁への主な報告		分析、ヒアリング、フィードバック	
		財務会計情報	リスク情報	財務会計情報	リスク情報
4月		決算速報	統・市・流		
5月			統・市・流・信	決算分析（速報ベース）	
6月	総会	業務報告書	統・市・流	個別信漁連のデータベース整備	
7月	ディスクロージャー誌		統・市・流	決算分析 ↑ 決算ヒアリング	
8月			統・市・流・信	決算ヒアリング	
9月	仮決算（半期）		統・市・流	↓ 決算ヒアリング	分析、フィードバック、ヒアリング
10月		仮決算速報（半期）	統・市・流		
11月			統・市・流・信	仮決算分析（半期）	
12月			統・市・流		
1月			統・市・流		
2月			統・市・流・信		
3月	決算		統・市・流		

注－1）リスク情報の「統」は統合リスク、「市」は市場リスク、「流」は流動性リスク、「信」は信用リスクのことである。

注－2）総合ヒアリング、トップヒアリング、内部監査ヒアリングは必要に応じて随時実施することとする。

特定信用事業代理業者に係る監督事務の流れ

○ 特定信用事業代理業者の監督に当たっては、まずは所属組合に対する監督を基本とする。

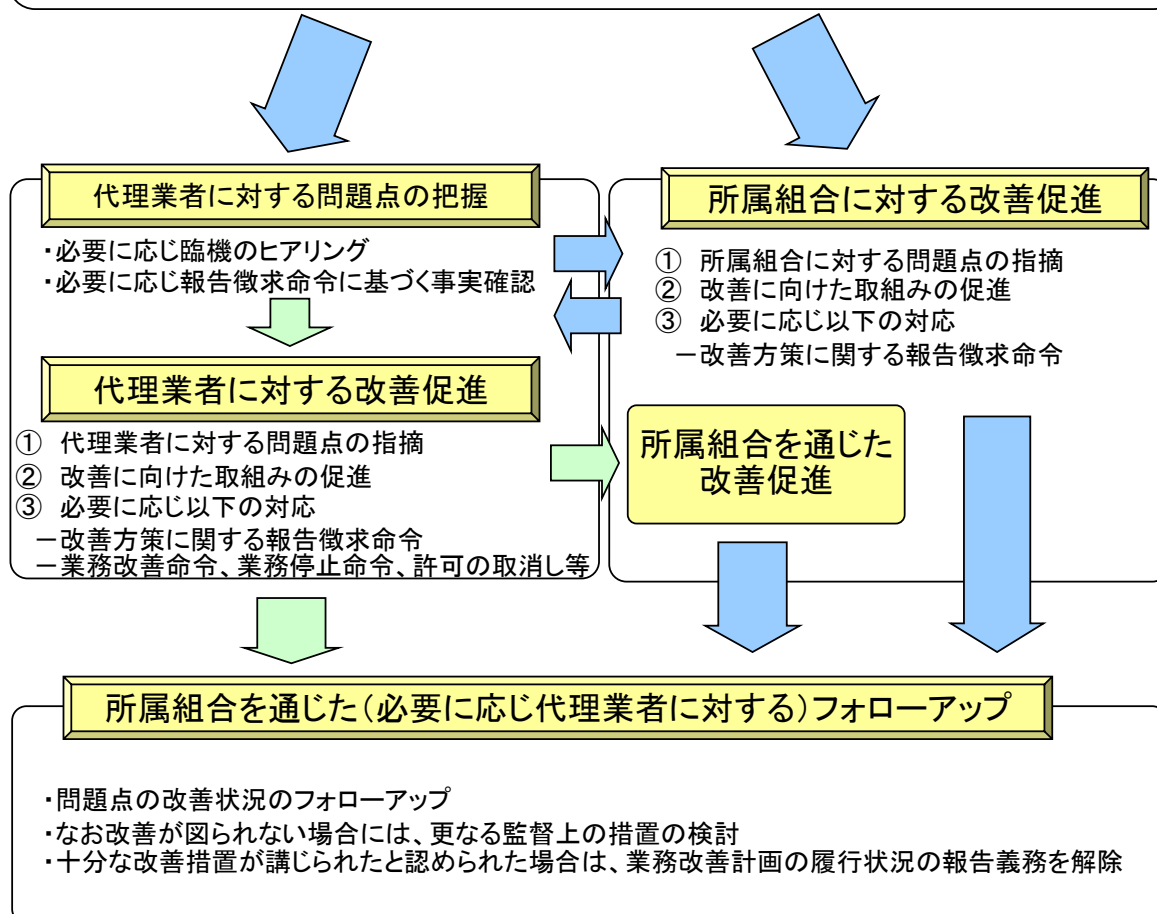
情報の収集・分析、所属組合を通じた問題点把握

(1) 情報の収集・分析

〔情報源の具体例〕

- ① 所属組合に対する検査結果(代理業者に対する業務指導等の状況)
- ② 所属組合からの報告資料(代理業者における不祥事件等届出など行政報告)
- ③ 所属組合に対するヒアリング(代理業者に対する業務指導、監査結果等)
- ④ 代理業者に対する検査結果
- ⑤ 利用者からの苦情、投書等
- ⑥ その他代理業者の業務の健全かつ適切な運営を確保する上で参考となる情報

(2) 所属組合を通じた問題点の把握
・臨機のヒアリング



主たる兼業業務と特定信用事業代理業との関係

○…特定信用事業代理業として行えるもの
 ×…特定信用事業代理業として行えないもの

特定信用事業代理業者の特定信用事業代理業務の内容														
	貯金		為替取引		資金の貸付け・手形の割引									
					消費向け					事業向け				
	代理	媒介	代理	媒介	代理		媒介			代理		媒介		
					貯金等担保貸付	左記以外の貸付	貯金等担保貸付	規格化された貸付商品で、かつ、貸付資金で購入する物件等を担保として行う貸付	左記以外の貸付	貯金等担保貸付	左記以外の貸付	貯金等担保貸付	規格化された貸付商品	左記以外の貸付
特定信用事業代理業 専業者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特定信用事業代理業者の主たる兼業業務の内容	保険会社	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	一般事業者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○ (与信審査は×) ただし、上限1,000万円	×
	貸付等を主たる業務とする者 ・貸金業者 ・クレジット業者 ・保証業者	○	○	○	○	×	○	○ (与信審査は×)	×	○	×	○	×	×

定義等 * 貸付資金で購入する物件等を担保として行う貸付…該当例：住宅ローン・自動車ローンなど。

* 規格化された貸付商品…資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品。

考え方 ①特定信用事業代理業専業者、保険会社については制限なし。

②貯金、為替取引については制限なし。

③貯金担保等貸付については制限なし。

④一般事業者が行う消費向け貸付については制限なし。ただし、必要に応じ所属組合が与信審査を実施する必要あり。

⑤兼業者(保険会社を除く)が事業向け貸付の代理又は媒介を行うことは原則不可。(貯金等担保貸付のほか)一般事業者が行う規格化された貸付商品(上限1,000万円)の媒介(与信審査を除く)のみ可。

⑥貸付等を主たる業務とする者が貸付の代理又は媒介を行うことは原則不可。(貯金担保貸付のほか)規格化された貸付商品で、かつ貸付資金で購入する物件等を担保として行う貸付の媒介(与信審査を除く)のみ可。

平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に関する
漁協系統信用事業における総合的な監督指針の特例措置について

漁協系統信用事業における総合的な監督指針については、各組合の個別の状況等を十分踏まえ、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮することとしており、今般の東北地方太平洋沖地震の影響については、その被害の甚大さを十分に踏まえ、運用する必要がある。

また、金融機関は、被災地で同地震の影響により貸出条件の変更時に直ちに経営再建計画を策定できない債務者を抱えているものと見込まれるほか、全国で計画停電や原材料の調達難等から財務状況等が一時的に悪化した債務者を抱えているものと見込まれる。

こうした異例の事態を踏まえ、漁協系統信用事業における総合的な監督指針の運用に当たっては、以下の点に留意することとする。

- ① Ⅲ-4-8-4-2 (2) ③ハ. においては、「債務者が実現可能性の高い抜本的な経営再建計画を策定していない場合であっても、債務者が農林漁業者、中小・零細企業であって、かつ、貸出条件の変更を行った日から最長1年以内に当該経営再建計画を策定する見込みがあるときには、当該債務者に対する貸出金は当該貸出条件の変更を行った日から最長1年間は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない」としている。

当該取扱いは、今般の同地震の影響により貸出条件の変更時に直ちに経営再建計画を策定できない債務者については、当該債務者が農林漁業者、中小・零細企業でない場合であっても、適用できることとする。

また、同地震の発生前に貸出条件の変更を行い、当該貸出条件の変更を行った日から最長1年以内に経営再建計画を策定する見込みがあると判断された農林漁業者、中小・零細企業についても、同地震の影響により同期限内に経営再建計画を策定できない場合には、上記取扱いを再度適用できることとする【注】。

【注】上記取扱いを再度適用する場合における「最長1年間」の起点は、当初、経営再建計画を策定すると見込まれていた日とする。

- ② Ⅲ－４－８－４－２（２）③ハ.（注２）においては、「抜本的な」とは、概ね３年（債務者企業の規模又は事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない。）後の当該債務者の債務者区分が正常先となることをいう」としている。

今般の同地震の影響により、「概ね３年後の当該債務者の債務者区分が正常先となる」経営再建計画を策定することが困難である場合には、当該「概ね３年」を合理的期間に延長して差し支えないこととする。

（以 上）